一、第五十回列国議会同盟会議招集に関する同盟回章

（列国議会同盟）CONF／61／1　（一九六一年五月十五日）

第五十回列国議会同盟会議招集の件

拝啓

第五十回列国議会同盟会議を一九六一年九月十四日（木）から九月二十二日（金）までブラッセルの国会議事堂において開催いたします。

ベルギー議員団の招請を一九五九年四月同盟評議員会は全会一致をもって受諾いたしました。

同盟会議開会式は九月十四日（木）午前十時三十分にパレ・デ・コングレにおいて挙行されます。

会議は午後よりベルギー国会議事堂にて開催されます。

日　程

同盟会議の日程は、去る四月八日及び九日、ジュネーブにおいて開かれた第八八回評議員会において次の通り決定されました。

一、同盟会議の議長及び副議長の選挙

二、一　般　討　論

三、地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
　経済社会委員会を代表してアラン・ペルフィット氏（フランス）が報告書を提出する。

四、成長過程にある諸国の発展
　a　低開発諸国及び新らしく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化
　経済社会委員会を代表してロドルフォ・ワイドマン氏（アルゼンチン）が報告書を提出する。
　b　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題
　文化委員会を代表してA・レバイ氏（チュニジア）が報告書を提出する。

五、平和に至る道
　a　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則
　政治、国際安全保障及び軍縮委員会を代表してアレス・ベブラ氏（ユーゴースラビア）が報告書を提出する。
　b　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法
　政治、国際安全保障及び軍縮委員会を代表してE・L・マラリュー氏（イギリス）が報告書を提出する。
　c　植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則

非自治領及び人種問題委員会を代表してH・N・クンズル氏（インド）が報告書を提出する。

六、国際機関に対する議会の監督
議会及び法律委員会を代表して、ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）が報告書を提出する。

七、執行委員選挙
M・ブラッシュール氏（ベルギー）及びサー・マルコム・ストッダート・スコット（イギリス）の任期が一九六一年に満了するためその後任として二名の執行委員を選挙する。

八、第五十回同盟会議から第五十一回同盟会議までの期間の評議員会の構成
規約第十三条により、各国議員団は同盟会議開会の少くとも一カ月前に、その所属議員二名を評議員として指名し、その氏名を同盟事務局に通報しなければならない。同盟事務局はそれを同盟会議に伝達する。

同盟会議時間表

九月十四日（木）
午前十時三十分　開会式（於パレ・デ・コングレ）
午後二時三十分　会議開会（於国会議事堂）
一般討論

九月十五日（金）
午前十時　一般討論（継続）
午後三時　一般討論（終結）

九月十六日（土）
午前九時三十分　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
午後　会議なし

九月十七日（日）
会議なし

九月十八日（月）
午前十時　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響（終結）
正午　成長過程にある諸国の発展
a　低開発諸国及び新らしく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化
b　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題
午後三時　成長過程にある諸国の発展（終結）

九月十九日（火）
午前十時　経済社会委員会
文化委員会
午後三時　平和に至る道
a　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則
b　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法
c　植民地主義の排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則

九月二十日（水）
午前十時　平和に至る道（継続）
午後三時　平和に至る道（終結）
午後五時　評議員会

九月二十一日（木）
午前九時三十分―正午　政治、国際安全保障及び軍縮委員会
午前十時　国際機関に対する議会の監督
正午　執行委員選挙
午後〇時三十分　国際機関に対する議会の監督（終結）
午後三時三十分　議会及び法律委員会
午後三時三十分　非自治領及び人種問題委員会

九月二十二日（金）
午前十時　左の決議案に対する委員会報告及び表決
a　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
b　成長過程にある諸国の発展
c　平和に至る道
d　国際機関に対する議会の監督

第五十回同盟会議から第五十一回同盟会議までの期間の評議員会の構成について伝達

午後三時閉会

参加

同盟規約第七条第一項は次の通りであります。
「同盟会議は、各国議員団の指名した代表委員をもって組織する。各議員団は、第十条による投票数と同数の代表委員を指名する。」
本条の全文は、別紙に掲げてあります。
評議員会は、四月八日及び九日ジュネーブにて開かれた第八八回会議において、一九六一年九月十四日現在で列国議会同盟に正規に加盟している各国議員団の代表のみが、同盟会議の活動に正式に参加することができると決定いたしました。
オブザーバー派遣の招請状を発送するのは、同盟が常時連絡している、限られた数の国際政治的性格を持つ国際団体に対してのみであります。

投票の割当表

第八八回評議員会で承認された投票の割当表が本招請状に添付されております。
各国議員団において、投票権に関し本表を修正する御希望があれば、八月一日までにジュネーブの列国議会同盟事務局宛お申出下さい。事務局はこれを同盟会議開会前に評議員会に提出いたします。

討論の構成

一、運営委員会―同盟会議規則第六条第四項により、会議の議事は会議のために選挙された議長、同盟評議員会議長及び同盟執行委員会副議長によって構成する委員会により指導されます。運営委員会は、同盟事務総長の補佐をうけ、会議の議事の能率的な組織及び円滑な運営を確保する措置をとります。

二、一般討論―従前の通り、一般討論における一議員団の発言者は二人までとし、その時間は、合計十五分以内、発言者が一人の場合は、十分以内といたします。

三、その他の討論―またジュネーブの評議員会は、日程に記載されているその他の議題の討論についても、前項の規定を適用することと決定いたしました。議員団が決議案の修正案を提出する場合でも、そのために発言者の数を増加することは認められません。

四、修正についての討議―第八八回評議員会において、同盟会議に提出された修正案の受理の可否は運営委員会が決定することといたしました。

特に現に討議されている議題に直接関連していない修正案またその長さのため新しい決議案とみなされるものは受理することはできません。

受理しうるものと認められた修正案は、それについて審議をつくすため、同盟会議の採決に付す前に所管の委員会に付託されるものといたします。

五、日程第四は二件、第五は三件の決議案からなっておりますが本会議における討論は各日程ごとに一括して行います。

同時通訳

同盟の公用語である英語及び仏語相互間の同時通訳は、同盟事務局の責任において行なわれます。しかし、特例として、出席代表は、公用語以外の国語を、自己の通訳者をして、公用語のいずれかに通訳させる場合は、任意の国語を使用して発言することができます。

同時通訳設備が許す範囲において、主催国議員団は、自己の費用により通訳者を準備して、自国語を使用することができます。また参加議員団から要望があれば、同様の取計らいをすることができます。

会議場

上述したように、ベルギー議員団の計画にかかる開会式は九月十四日（木）午前十時三十分、パレ・デ・コングレにおいて開かれます。出席代表は十時十五分までに御参集願いたいと存じます。

会議の開会及びその後の本会議は国会議事堂下院にて行なわれます。同盟評議員会、執行委員会、調査委員会、議員団幹事会議及び事務総長会会議等も同じくすべて国会議事堂にて開かれます。

評議員会

列国議会同盟評議員会第八九回会議はブラッセルで開かれますが、招集通知は別に回章により行ないます。会議は九月十三日（水）午前十時及び午後三時並びに九月二十日（水）午後五時に開かれます。

執行委員会

執行委員会もまた同盟会議開会前に開催されます。第一二二回執行委員会は九月十二日（火）午後四時会議を開く予定であります。

第一二三回委員会は同盟会議閉会直後おそらく九月二十二日午後五時

ブラッセルにおいて開かれます。

各国議員団幹事会議

各国議員団共通の関心ある諸問題につき意見を交換する機会を与えるため、ブラッセル同盟会議開催中に各国議員団幹事会議を開くよう要望がありましたので、別に回章により、九月二十日（水）午前十時三十分幹事会議を招集いたします。

事務総長会

事務総長会は第五十回同盟会議開催中ブラッセルにおいて総会を開きます。この会議は会長オランダ国会第二院事務総長A・F・スヘーペル氏により招集されます。

代表団の登録

ベルギー議員団の要請もあり、又代表団の宿舎を確保するため、本同盟会議参加登録の締切を来る八月十四日と決定致しました。よってこの期日を厳守され、本同盟会議に参加する貴議員団代表のリストを、ジュネーブの同盟事務局（ジュネーブ・コンスタンチン街六、電報略号 INTERPARLEMENT GENEVE）及びベルギー議員団に正副二部御送付下さるようお願いいたします。

代表団員が登録後ブラッセルに赴くことが不可能となったときは、同じ議員団の他の者がそれに代ることができます。

通信

代表団の登録、旅行日程、ブラッセル到着日取及びベルギー旅券査証等についての通信はすべて左記宛に御願いいたします。

ベルギー、ブラッセル
国会議事堂
列国議会同盟ベルギー議員団
事務総長　マルセル・R・ガレルン
Mr. Marcel R. GALERNE,
Secretary General of the Belgian Inter-Parliamentary Group,
Palais de la Nation,
Brussels (Belgium).

電報略号　CONFINPAR-BRUSSELS

代表団の宿舎については、ベルギー議員団からの招待状に添えて送られるホテル予約申込書に、所要事項御記入の上、できるだけ早く、右宛先へ御返送下さい。

ホテル予約、旅行日程及び旅券査証等の通信をジュネーブの同盟事務局へ送ることが無いよう特に御注意下さい。

これ等の事項はベルギー議員団が全責任をもって取扱っているものであります。

組織及び接待

近いうちにベルギー議員団より本同盟会議の技術的組織、参加者に対する接待のプログラム、旅行等についての参考事項の詳細を記載した招

待状を送る予定であります。

文書の配付

本招請状の部数が不足の場合は、お知らせ下さい。同盟事務局から所要の、御希望の国語の招請状を追加してお送り致します。本同盟会議の準備書類は、八月中旬に、同日までに登録済みの代表一名につき一部の割合で各国議員団事務局宛航空便にて送付いたします。

ブラッセル同盟会議に有力な代表団を派遣されるよう希望いたします。

敬具

一九六一年五月十五日

列国議会同盟評議員会
議長　ジュセツペ・コダチ・ピサネリ
事務総長　アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団団長
衆議院議長　清瀬一郎殿

（別紙）

第五十回同盟会議投票権割当表

同盟規約第十条

投票権は、現に出席する同盟議員のみがこれを有する。各議員団の有する投票数は、左の規則に従い、これを定める。

a　各議員団は最少限八票を有する。

b　左の人口を有する国の議員団は更に次の追加票を有する。

百万以上五百万未満の人口を有する国の議員団　一票
五百万以上一千万未満　二票
一千万以上二千万未満　三票
二千万以上三千万未満　四票
三千万以上四千万未満　五票
四千万以上五千万未満　六票
五千万以上六千万未満　七票
六千万以上八千万未満　八票
八千万以上一億未満　九票
一億以上一億五千万未満　十票
一億五千万以上二億未満　十一票
二億以上　十二票

c　更に下院議員の五割以上をもって組織する議員団は、その定数が百名未満のときは一票、百名以上のときは二票の追加票を有する。

評議員会は、同盟会議招集の際各国議員団に、その有する投票数を通告する。

必要があるときは、各国議員団の同盟会議出席議員は、投票権行使者をその中より指名する。この指名は比例代表の方法によって行なわれる。一議員は、五票をこえる投票権を行使することができない。

第五十回同盟会議における投票権割当暫定表
（第八八回評議員会採択）

		a項	b項		c項	
		人口（単位百万）	下院定数	下院議員の同盟加盟数	合計投票権数	
1	アルバニア	八	一、三四	一	一八八	一六六	二	一一
2	アメリカ	八	一六七、〇	一一	四三五	四三五	二	二二
3	アルゼンチン	八	一九、八五	三	一八八	一八八	二	一三
4	オーストラリア	八	一〇、一六	三	一二四	一〇七	二	一三
5	オーストリア	八	六、九四	二	一六五	一六五	二	一二
6	ベルギー	八	九、〇二	二	二一二	五七	〇	一〇
7	ブラジル	八	五二、六四	七	三二三	二七三	二	一七
8	ブルガリア	八	七、八	二	二五四	二五四	二	一二
9	ビルマ	八	一九、七七	三	二五〇	一四六	二	一三
10	カナダ	八	一六、〇八	三	二六五	八六	〇	一一
11	セイロン	八	八、一	二	一〇二	六七	二	一二
12	チリ	八	七、一五	二	一四七	一九	〇	一〇
13	チェッコスロバキア	八	一三、九	三	二五〇	二二六	二	一三
14	デンマーク	八	四、五	一	一七九	一七五	二	一一
15	フィンランド	八	四、一一	一	二〇〇	二〇〇	二	一一
16	フランス	八	五三、二五	七	五九四	六六	〇	一五
17	ドイツ（西ドイツ）	八	五三、六六	七	五〇九	五〇九	二	一七
18	ガーナ	八	六、五	二	一〇四	一〇四	二	一二
19	イギリス	八	五一、九八	七	六三〇	五〇六	二	一七
20	ギリシャ	八	七、六	二	三〇〇	二五〇	二	一二
21	ハイチ	八	三、一一	一	三七	二七	一	一〇
22	ハンガリー	八	九、九	二	三八七	二八六	二	一二
23	アイスランド	八	〇、一四	〇	三五	三五	一	九
24	インド	八	三五六、八七一二	五〇五	一六四	〇	二〇	
25	インドネシア	八	八二、〇	九	二六七	一三八	二	一九
26	イラン	八	二二、〇	四	二〇〇	一〇四	二	一四
27	イラク	一	一	一	一	一	一	一
28	アイルランド	八	二、八九	一	一四七	一一	二	一二
29	イスラエル	八	一、七八	一	一二〇	一二〇	二	一二
30	イタリア	八	五〇、〇	七	五九〇	二六九	〇	一五
31	日本	八	八九、二七	九	四六七	四五六	二	一九
32	ラオス	八	二、〇	一	三九	三九	一	一〇
33	レバノン	八	一、二	一	四四	二六	一	一〇
34	リベリア	八	二、五	一	三六	三六	一	一〇
35	リビア	八	一、〇九	一	五五	二九	一	一〇
36	ルクセンブルグ	八	〇、三二	〇	五二	五二	一	九
37	モナコ	一	一	一	一	一	一	一
38	オランダ	八	一一、三二	三	一五〇	六七	〇	一二
39	ニュージーランド	八	二、二四	一	八〇	八〇	一	一〇
40	ノールウェー	八	三、五四	一	一五〇	一三八	二	一二
41	パキスタン	一	一	一	一	一	一	一
42	パナマ	八	〇、九三	〇	五三	三三	一	九
43	パラグアイ	八	一、六〇	一	六四	三三	一	一〇

44	ベルー	八	八、四九	二	一四九	?	〇	一〇	
45	フィリッピン	八	一九、二三	三	一〇一	一〇一	二	一三	
46	ポーランド	八	二七、五四	四	四五九	二一四	〇	一二	
47	ルーマニア	八	一七、四八	三	四三七	三四九	二	一三	
48	スペイン	八	三〇、四一	五	五六〇	一二二	〇	一三	
49	スーダン	一	—	—	—	—	—	—	
50	スエーデン	八	七、一五	二	二三一	二三一	二	一二	
51	スイス	八	五、一六	二	一九六	一〇二	二	一二	
52	タイ	八	二四、〇	四	一六〇	一六〇	二	一四	
53	チュニジア	八	四、〇	一	九八	九八	一	一〇	
54	トルコ	一	—	—	—	—	—	—	
55	アラブ連合	八	二七、一	四	六〇〇	六〇〇	二	一四	
56	ソビエト	八	二〇八、八	一二	七三八	七〇六	二	二二	
57	ベネズエラ	八	七、二	二	一三三	一三三	二	一二	
58	ベトナム（共和国）	八	一三、〇	三	一二三	一一〇	二	一三	
59	ユーゴースラビア	八	一八、二	三	三八〇	二五八	二	一三	

二、第一二二回及び第一二三回同盟執行委員会招集回章

（列国議会同盟）EX／122／61／1／EX／123／61／1
一九六一年八月一日

第一二二回及び第一二三回同盟執行委員会の招集に関する件
（一九六一年九月十二日及び二十二日、ブラッセル）

拝啓

第五十回列国議会同盟会議の期間中、ブラッセルにおいて、九月十二日（火曜日）午後四時に第一二二回執行委員会会議を、また同月二十二日（金曜日）午後五時に第一二三回執行委員会会議を開催することをお知らせいたします。

一、議事日程

執行委員会規則第九条に従い、議長の承認を得て準備した執行委員会会議の仮日程を同封いたしました（別紙）。

これらの仮日程は、各会議の当初に執行委員会の承認を得るため提出されます。もし貴議員団において、追加事項の挿入を希望されるならば、その旨お知らせ下さい。

特定問題に関する参考書類は後日お送りいたします。

二、手当

慣例により、列国議会同盟会議期間中に開かれる執行委員会会議では、その委員に旅費又は日当は支給されません。

三、ホテル

ベルギー議員団は、ブラッセルにおける各国代表のホテルの準備について責任がありますので、執行委員各位は、過日各議員団幹事あてに送付したベルギー議員団招請回章に記載の案内事項にしたがい、各自御申込みねがいます。

四、会場

執行委員会会議は、ブラッセル、ロア街、国会議事堂にて行ないます。

私は、貴下がこれらの執行委員会会議に御出席下さることを希望いたしますとともに、もし八月二十日までに、貴下の御意向をお知らせ下されば、またブラッセル到着日時及び当地の滞在宿舎をお知らせ下さればありがたいと存じます。

一九六一年八月一日

敬具

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟執行委員
衆議院議員　福永健司殿

別紙　EX／122／61／1　八月一日

第一二二回執行委員会仮議事日程

（一九六一年九月十二日、ブラッセル）

一、議事日程の採択（EX／122／61／1別紙）
二、第一二一回執行委員会議事録の承認（EX／121／61／SR）
三、議長報告
四、同盟事務総長報告
五、第八八回同盟評議員会以後、新議員団の結成に関して、同盟事務局が受理した情報の審議（EX／122／61／2）
六、韓国議員団の情況（EX／122／61／3）
七、朝鮮民主共和国議員団に関して、同盟同盟事務局が受理した情報の審議
八、執行委員選挙において同盟評議員会による立候補者の指名に関してとるべき手続（EX／122／61／5）
九、第八九回同盟評議員会の準備（特に次の諸項目に関して）
II　同盟事務局が提出する報告の通達
III　第五十回同盟会議の議長、及び副議長の選挙の提案
VII　財政問題
1　一九六一年会計年度の二名の会計監査委員の任命
2　一九六二年度の予算案
VIII　二名空席となる執行委員の補欠選挙に関する提案
IX　一九六二年度春季会議の場所、日時、及び技術的組織
一〇、財政問題
a　一九六一年度追加予算に関する提案
b　同盟の財政情況に関する同盟事務総長の報告
一一、同盟事務局に関する問題

（列国議会同盟）EX／123／61／1　八月一日

第一二三回執行委員会仮議事日程

（一九六一年九月二十二日、ブラッセル）

一、議事日程の採択（EX／123／61／1別紙）
二、必要な場合、評議員会議長の職務を代行する一名の執行委員の任命
三、第五十回同盟会議の成果に関する意見の交換
四、一九六一年度の残りの期間の活動計画
五、議長ならびに同盟事務総長の旅行
六、第一二四回執行委員会の場所と日時

三、第八九回同盟評議員会招集回章

（列国議会同盟）CL／89／61／3（八月八日）

第八九回同盟評議員会招集に関する件

拝啓

列国議会同盟評議員会は、ブラッセルにおいて、九月十三日（水曜日）午前十時及び午後三時、九月二十日（水曜日）午後五時に会議を開きます。

評議員会の会議はパレ・デ・ラ・ナシオン（国会議事堂）で開催されます。

評議員会は、正規に加盟している各国議員団二名の評議員をもって構成されます。評議員の任期は、一同盟会議から次の同盟会議まで継続しますので、各国議員団自体による変更が行なわれない限り、東京会議における指名は、ブラッセル会議の終了まで有効であります。評議員が評議員会に出席できない場合は、その所属議員団のうちの他の議員が正当な委任を受けて代理することが出来ます。

日程

評議員会規則第五条に基き、執行委員会は第八九回評議員会の日程を定めました。この日程は一九六一年五月十九日付（CL／89／61／1）の書類をもって同盟事務局よりお知らせ申し上げたもので、これには次の項目が含まれております。

一、第八八回評議員会（一九六一年四月八日、九日、ジュネーブにて開催）議事録の承認（CL／88／61／SR）
二、同盟事務局提出の報告の伝達
1　事務総長報告
2　一九六〇年―一九六一年業務報告
三、第五十回列国議会同盟会議議長及び副議長の選挙に関する提案（同盟規約第十五条第七項）
四、第八八回評議員会以降の新議員団結成に関する執行委員会の報告
五、第五十一回列国議会同盟会議の組織（一九六二年ブエノスアイレス）
六、第五十二回列国議会同盟会議の開催地（一九六三年）
七、財政問題
1　一九六一年会計年度の会計監査委員二名の任命
2　一九六二年度予算の審議
八、執行委員会の委員二名の交代のための選挙に関する提案
一九六一年に任期が満了する執行委員M・ブラッシュール氏（ベルギー）及びサー・マルコム・スコット（イギリス）の後任の選挙を第五十回列国議会同盟会議において行なわなければなりません。
九、一九六二年春季会議の開催地、開催期日及び技術的組織
アラブ連合共和国議員団団長アンワル・サダット氏が評議員会規則所定の期限内に提出した第八九回評議員会の議事日程に「南アフリカ連邦における議会状況」（CL／89／61／2）という項目の追加挿入の要求については、去る六月三十日、同盟事務局から評議員全員に御通知いたしました。
この招集回章を受領されたことをお知らせ下されば幸甚に存じます。

一九六一年八月八日

列国議会同盟評議員会議長
G・コダチ・ピサネリ
列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団同盟評議員殿

CL／89／61／3　一九六一年八月八日　付属書

一九六二年度予算案

ここに同盟事務総長が評議員会に提出する予算は、一九六一年八月一日現在における列国議会同盟の財政状態を基礎にして作成したものであります。

収入見積りには、一九六一年八月一日現在の加盟各国議員団の分担金を考慮に入れてあります。

来年度の諸活動、特にブエノスアイレスにおける第五十一回同盟会議の組織に関する提案は、現在まで同盟評議員会が行なつてきた決定に基づくものであります。

追加予算を要する来年度の新しい諸活動がブラッセルにおいて決定されるならば引き続き補正予算の要求が必要となるかもしれません。

解　説

一、収　入

A　各国議員団の分担金（一九六〇年度収入五〇三、六七〇・六一フラン）

ここに掲げる項目には、現在の割当表にもとずく一九六一年八月一日現在の加盟各国議員団が負担する拠出金全額が含まれております。

政治事情により議会活動が中止されているイラク、モナコ、パキスタン、スーダン、トルコの五議員団からの拠出金は含まれておりません。

例年と同様、本年も現実的計算の基礎とすべき数字を確定するためここに掲げる拠出金総額から一割削減することは当を得ていると思われます。ある場合には、議会制度の危機のため議員団が財政的義務を履行することを妨げられることがあります。従ってこのことを考慮に入れ拠出金総額は五四五、〇四〇フランになることが見込まれます。

B　利息（一九六〇年度収入、二三、五〇二・五三フラン）

ここ数年来行なってきた投資の結果、同盟の予備金から生ずる利息は大幅に増加しております。一九六一年度予算中の一五、〇〇〇フランという数字は、このため今度は二〇、〇〇〇フランにふえております。

C　出版物の販売（一九六〇年度収入、九、五四二フラン）

同盟事務局は、同盟出版物が広く行きわたるようにするためその努力を継続しております。ここ数カ月来満足するにたる結果をおさめることができたため、ここに掲げた項目の収入見積りは、一九六一年度予算において五、〇〇〇フランだつたのが、今度は七、〇〇〇フランに増加しております。

二、支　出

A　管　理　費

1　俸給及び年金負担額（一九六〇年度支出、一八一、〇一八・一七フラン、一九六一年度予算二一八、〇〇〇フラン）

同盟の膨張とその活動の拡大にもかかわらず、ここ数年間、同盟事務局職員の数は全然ふえておりません。その結果現職員は労働過重となり、当然取るべき休暇をとることもむずかしい状態です。更に、誰かが病気で休めば管理上深刻な差しつかえが生じます。このような例がこの春は実際に起り、同盟事務局は前事務次長ロビネル・ド・クラリー氏等、臨時職員をやとうことによってかろうじて業務に支障なきを得ました。

これは異常な状態でありますが、同盟の現在の財政状態を考えますと事務総長は新しいポストの創設には逡巡せざるをえません。臨時職員任命のための割当額を若干増加して、一九六二年度の事務局は、事務総長の外九名の職員をみこむよう提案されております。その構成は次の通りであります。

事務次長一名、事務次長補二名、同盟事務局職員二名、秘書三名書記一名

若干予算要求額が増加しているのは、執行委員会によつて承認された基準に基づく事務局職員の俸給の年次増額に一部よるものであります。

従つて、この費目における金額の内訳は次の通りであります。

常勤職員	一九八、〇〇〇フラン
年金基金への同盟負担及び扶養手当	二一、四〇〇フラン
臨時職員	八、六〇〇フラン
計	二二八、〇〇〇フラン

2　建物及び補償費（一九六〇年度支出二九、三一七フラン、一九六一年度予算三〇、〇〇〇フラン）

この費目に含まれるのは一部の事務局職員に支給される在勤及び住宅手当、ならびに事務局建物の賃借料、維持費及び光熱費であります。

3　備品及び保険費（一九六〇年度支出七、四九七・五五フラン、一九六一年度予算九、〇〇〇フラン）

この予算の一部は、事務用家具の購入と修理にあて、他の一部は事務局職員の健康保険の保険料の支払いにあてるものであります。

4　事務費（一九六〇年度支出二二、四〇九・〇三フラン、一九六一年度予算二五、〇〇〇フラン）

この予算額は、これまでと同じ数字を見込んでおります。事務局の経理は最も経済的に処理するよう常に最大の努力を払っております。

5　税金（一九六〇年度支出五、九六八・六五フラン、一九六一年度予算九、〇〇〇フラン）

一九六二年度の常勤職員俸給に相当する金額を基準とし一〇、〇〇〇フランを税金および社会福祉献金の支払いにあてます。

6　図書および定期刊行物（一九六〇年度支出一、三〇七・〇七フラン、一九六一年度予算二、〇〇〇フラン）

要求額は本年度は同額であります。

7　旅費（一九六〇年度支出五、〇三一・三〇フラン、一九六一年度予算二〇、〇〇〇フラン）

ジュネーブにおける仕事の関係上、同盟事務局員には旅行する時間的余裕はありません。しかしながら同盟の発展のために旅行をせねばならず、特にアフリカ、ラテン・アメリカを訪問することは是非とも必要であります。

執行委員会が承認する計画に基づく旅行には予算支出が認められます。

B　同盟の活動

1　年次会議（一九六〇年度支出七四、九一九・一三フラン、一九六一年度予算七二、〇〇〇フラン）

過去の慣例に従い、アルゼンチン議員団はブエノスアイレスにおける第五十一回列国議会同盟会議の組織に要する費用の大部分を支出することを承諾しました。この同盟会議は同盟本部から非常に遠

い、ラテン・アメリカにおいて開催されるという事実によつて、同盟が負担すべき費用は一層多額になることが予想されます。この結果、要求予算額は本年度より五、〇〇〇フラン多くなつております。

2　春季会議（一九六〇年度支出二八、四七七・五〇フラン、一九六一年度予算二五、〇〇〇フラン）

次回春季会議の開催地は、まだ決定しておりませんので、要求額の三〇、〇〇〇フランという数字は、暫定的性質のものであります。この額は次の春季会議がヨーロッパのある都市で開催されると仮定し、同時通訳装置を有する評議員会室および調査委員会室を無料で使用することができる場合に要する費用に大体見合うものであります。この同時通訳方式の使用によって通訳員および概要記録員をもっと補充することが必要となります。

3　小委員会（一九六〇年度支出一三、一六五・〇五フラン、一九六一年度予算三〇、〇〇〇フラン）

一九六二年度には、少くとも二つの小委員会が会議を開きます。そのうちの一つは青少年犯罪の問題を取扱う小委員会であり、もう一つは公務員の不当利得の問題を審議するためにジュネーブにおいて設置された小委員会であります。

従ってこの費目に二〇、〇〇〇フランの予算を割当てることは妥当であると思われます。

4　執行委員会（一九六〇年度支出四九、三三六・六〇フラン、一九六一年度支出六七、〇〇〇フラン）

この費目に対する七〇、〇〇〇フランという要求額は委員会の現在の構成にもとづくものであります。ブラッセルにおいて行なわれる選挙の結果によって、その提案額を修正することが必要であります。

ここに見込んだ額は二つの執行委員会会議、すなわち春季会議と同時に開かれる委員会と一九六二年末におそらくジュネーブで開かれる委員会の費用にあてるものであります。

列国議会同盟会議期間中に開かれる執行委員会会議には、その委員に旅費または手当は支給されないことになっております。

5　印刷物及び出版物（一九六〇年度支出一七、七九七・五五フラン　一九六一年度予算二〇、〇〇〇フラン）

この項目に見込んだ費用は、印刷にかかる費用の値上りを見込んで二三、〇〇〇フランに増額されます。

この額の内訳は次の通りであります。

列国議会同盟公報	一五、〇〇〇フラン
招集状および評議員会議事録	六、三〇〇フラン
その他の出版物	一、七〇〇フラン

C　同盟評議員会議長事務所（一九六〇年度支出一二、〇〇〇フラン、一九六一年度支出一二、〇〇〇フラン）

列国議会同盟評議員会議長の事務所維持費にあてるため計上された一二、〇〇〇フランの予算は一九六一年度と同額であります。

D　国際連合関係（一九六〇年度、支出なし、一九六一年度予算三、〇〇〇フラン）

この項目の金額は、国連総会及びその他の国連諸機関の会議に出席するためにニューヨークへおもむく列国議会同盟のメンバー、または事務局職員の旅費として使用されます。

E　事務総長会（一九六〇年度支出二六、五三六・八四フラン、一九六一年度予算二〇、一五〇フラン）

事務総長会会長は同盟事務総長に一九六二年度費用について次の通り通報しました。

旅費	七、四五〇フラン
「憲法及び議会情報」の出版費	一五、〇〇〇フラン
事務局関係費用	五、五五〇フラン
計	二八、〇〇〇フラン

F　報道関係費（一九六〇年度支出三、九二九・七五フラン、一九六一年度予算四、〇〇〇フラン）

要求額は一九六一年度と同額であります。

G　予備費（一九六〇年度支出二、七四〇・五〇フラン、一九六一年度予算三、〇〇〇フラン）

この項目の要求額も一九六一年度と同額であります。

必要ならば以上の予算表に記述した収入及び支出の見積りに関し、同盟事務総長は評議員に対し詳細に説明いたします。

予期しない事情のため、後に変更を加えることが必要となるかもしれませんが、現在の見通しによれば一九六二年度予算総額は次の通りであります。

支出	五九一、〇〇〇フラン
収入	五七二、〇四〇フラン
差引見込赤字	一八、九六〇フラン

一九六二年度予算に関しては、同盟事務総長は再び赤字予算を評議員会に提出しなければなりません。

しかしながら支出予算額については、切り詰めて見積ってありますので削減することは不可能であります。更に同盟の今後の発展にとってその予算は非常に少ないものであることを認識しなければなりません。

同盟評議員会に提出するに先だって、一九六二年度予算案は執行委員会によって審査されます、執行委員会はこれら予算を提出するため執行委員一名を任命いたします。

同盟事務総長　アンドレ・ド・ブローネー

一九六二年度予算案

○収入の部

A　各国議員団分担金（一単位＝四五〇スイスフラン）

加盟国名	単位数	金額（スイスフラン）
アルバニア	二	九〇〇
米国	一九八	八九、一〇〇
アルゼンチン	二九	一三、〇五〇
オーストラリア	二七	一二、一五〇
オーストリア	八	三、六〇〇
ベルギー	二一	九、四五〇
ブラジル	二九	一三、〇五〇
ブルガリア	五	二、二五〇
ビルマ	六	二、七〇〇
カナダ	三五	一五、七五〇
セイロン	一〇	四、五〇〇
チリ	一四	六、三〇〇
チェッコスロバキア	二九	一三、〇五〇
デンマーク	一一	四、九五〇
フィンランド	五	二、二五〇
フランス	七九	三五、五五〇
ドイツ連邦共和国	七九	三五、五五〇
ガーナ	五	二、二五〇

英国	九四	四二、三〇〇	
ギリシャ	七	三、一五〇	
ハイチ	三	一、七〇〇	
ハンガリー	八	三、六〇〇	
アイスランド	一	四五〇	
インド	四〇	一八、〇〇〇	
インドネシア	二〇	九、〇〇〇	
イラン	五	二、二五〇	
イラク	八	—	
アイルランド	八	三、六〇〇	
イスラエル	四	一、八〇〇	
イタリア	六〇	二七、〇〇〇	
日本	六〇	二七、〇〇〇	
ラオス	二	九〇〇	
レバノン	二	九〇〇	
リベリア	五	二、二五〇	
リビア	二	九〇〇	
ルクセンブルグ	三	一、三五〇	
モナコ	一	—	
オランダ	二三	一〇、三五〇	
ニュージーランド	一二	五、四〇〇	
ノールウェー	九	四、〇五〇	
パキスタン	一六	—	
パナマ	三	一、三五〇	
パラグアイ	三	一、三五〇	
ペルー	九	四、〇五〇	
フィリッピン	二一	九、四五〇	
ポーランド	三二	一四、四〇〇	
ルーマニア	二二	九、九〇〇	
スペイン	三〇	一三、五〇〇	
スーダン	八	—	
スエーデン	二三	一〇、三五〇	
スイス	二〇	九、〇〇〇	
タイ	九	四、〇五〇	
チュニジア	四	一、八〇〇	
トルコ	一〇	—	
アラブ連合共和国	三四	一五、三〇〇	
ソ連	一三四	六〇、三〇〇	
ベネズエラ	一二	五、四〇〇	
ベトナム共和国	九	四、〇五〇	
ユーゴースラビア	二〇	九、〇〇〇	
計		六〇五、六〇〇	

不確定醸出金　一〇パーセント差引　六〇、五六〇フラン

○差引　五四五、〇四〇フラン

B　利息　二〇、〇〇〇フラン

C　出版物販売高　七、〇〇〇フラン

収入の部合計（A＋B＋C）　五七二、〇四〇フラン

○支出の部

費用項目	一九六一年度予算	一九六二年度予算
A　管理費		
一、俸給及び年金負担額	二一八、〇〇〇	二二八、〇〇〇
二、建物及び補償費	三〇、〇〇〇	三一、〇〇〇
三、備品及び保険費	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
四、事務費	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
五、税金	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
六、図書及び定期刊行物	二、〇〇〇	二、〇〇〇
七、旅費	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
B　同盟の活動		
一、年次会議	七二、〇〇〇	七七、〇〇〇
二、春季会議	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
（同盟評議員会及び調査委員会）		
三、小委員会	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
四、執行委員会	六七、〇〇〇	七〇、〇〇〇
五、印刷物及び出版物	二〇、〇〇〇	二三、〇〇〇
六、世界に現在する各種議会形態の調査	一〇、〇〇〇	—
C　同盟評議員会議長事務所	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
D　国際連合関係	三、〇〇〇	三、〇〇〇
E　事務総長会	二〇、一五〇	二八、〇〇〇
F　報道関係費	四、〇〇〇	四、〇〇〇
G　予備費	三、〇〇〇	三、〇〇〇
支出の部合計	五七九、一五〇	五九一、〇〇〇

四、各常任調査委員会招集回章

（列国議会同盟）GRP／61／10　一九六一年七月十四日

拝　啓

第五十回列国議会同盟会議の期間中にブラッセルで開かれる第六回議員団幹事会議の招集回章（S／GRP／61／1）、及び次の各調査委員会の招集回章を御送付申し上げます。

一、政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会（C／PD／61／15）
二、議会及び法律委員会（C／PJ／61／5）
三、経済及び社会委員会（C／ES／61／12）
四、文化委員会（C／C／61／13）
五、非自治領及び人種問題委員会（C／TE／61／5）

各委員に直接送付はいたしませんので、貴代表団の関係委員にこの書類を配布していただくようお願いいたします。

各招請回章の追加分一部は、貴議員団の保存用であります。

敬　具

一九六一年七月十四日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団幹事
衆議院事務総長　山崎　高殿
参議院事務総長　河野義克殿

（列国議会同盟）C／PD／61／15　一九六一年七月十四日

政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会の招集に関する件

（ブラッセル、一九六一年九月二十一日）

拝　啓

政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会は、第五十回列国議会同盟会議の期間中ブラッセルの国会議事堂において、九月二十一日（木）午前九時三十分に会議を開くことをお知らせいたします。

この会議の日程は、次の通りであります。

一、一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／PD／61／SR）の承認
二、左記決議案の修正の審議
　a　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則
　b　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法
三、委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

同盟評議員会が第八六回会議において行なった決定に従い、各議員団は委員会に二名の委員を出席させることができ、そのどちらも発言する

ことができます。しかし、各議員団の表決権は一票であります。

敬　具

一九六一年七月十四日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団
調査委員会委員殿

（列国議会同盟）C／PJ／61／5　一九六一年七月十四日

議会及び法律委員会の招集に関する件
（ブラッセル、一九六一年九月二十一日）

拝　啓

議会及び法律委員会は、第五十回列国議会同盟会議の期間中ブラッセルの国会議事堂において、九月二十一日（木）午後三時三十分に会議を開くことをお知らせいたします。

この会議の日程は、次の通りであります。

一、一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／EJ／61／SR）の承認
二、国際機関に対する議会の監督に関する決議案の修正の審議
三、委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

同盟評議員会が第八六回会議において行なった決定に従い、各国議員団は委員会に二名の委員を出席させることができ、そのどちらも発言することができます。しかし、各議員団の表決権は一票であります。

敬　具

一九六一年七月十四日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団
調査委員会委員殿

（列国議会同盟）C／ES／61／12　一九六一年七月十四日

経済及び社会委員会の招集に関する件
（ブラッセル、一九六一年九月十九日）

拝　啓

経済及び社会委員会は、第五十回列国議会同盟会議の期間中ブラッセルの国会議事堂において、九月十九日（火）午前十時に会議を開くことをお知らせいたします。

この会議の日程は、次の通りであります。

一、一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／CS／61／SR）の承認
二、左記決議案の修正の審議
　a　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
　b　低開発諸国、及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化
三、委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

同盟評議員会が第八六回会議において行なった決定に従い、各国議員団は委員会に二名の委員を出席させることができ、そのどちらも発言することができます。しかし、各議員団の表決権は一票であります。

敬　具

一九六一年七月十四日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団
調査委員会委員殿

（列国議会同盟）C／C／61／13　一九六一年七月十四日

文化委員会の招集に関する件
（ブラッセル、一九六一年九月十九日）

拝　啓

文化委員会は、第五十回列国議会同盟会議の期間中ブラッセルの国会議事堂において、九月十九日（火）午前十時に会議を開くことをお知らせいたします。

この会議の日程は、次の通りであります。

一、一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／C／61／SR）の承認
二、発展途上にある諸国における教育問題、及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議案の修正の審議
三、委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

同盟評議員会が第八六回会議において行なった決定に従い、各議員団は委員会に二名の委員を出席させることができ、そのどちらも発言することができます。しかし、各議員団の表決権は一票であります。

敬　具

一九六一年七月十四日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団
調査委員会委員殿

（列国議会同盟）C／TE／61／5　一九六一年七月十四日

非自治領及び人種問題委員会の招集に関する件

（ブラッセル、一九六一年九月二十一日）

拝　啓

非自治領及び人種問題委員会は、第五十回列国議会同盟会議の期間中ブラッセルの国会議事堂において、九月二十一日（木）午後三時三十分に会議を開くことをお知らせいたします。

この会議の日程は、次の通りであります。

一、一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／TE／61／SR）の承認

二、植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議案の修正の審議

三、委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

同盟評議員会が第八六回会議において行なった決定に従い、各国議員団は委員会に二名の委員を出席させることができ、そのどちらも発言することができます。しかし、各議員団の表決権は一票であります。

敬　具

一九六一年七月十四日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団
調査委員会委員殿

五、各国議員団幹事会議招集回章

（列国議会同盟）S／GRP／61／1　一九六一年七月十四日

第六回議員団幹事会議の招集に関する件

拝　啓

議員団幹事会議は、ブラッセル会議の期間中、国会議事堂において九月二十日（水）午前十時三十分から開かれます。

この会議の目的は、各国議員団の活動方法、及びその活動を強化する手段に関し、うちとけた雰囲気で意見を交換する機会を作ることにあります。

日程は参加者自身が決定することになっておりますが、一応左の議題が提案されております。

一、議長の選出

二、特に次の問題に関する同盟事務局と各国議員団幹事の間の協力

a　議員団の活動に関する年次報告書

b　同盟会議の決議を施行するためにとるべき措置

三、同盟の活動の広報についてとるべき措置に関する各国議員団幹事の報告

四、列国議会同盟公報の普及発展、及び第五十回同盟会議にあたって発行される出版物の販売促進

五、その他の案件

共通の問題について討議するため、できるだけ多数の議員団幹事がこの会議に出席されることを希望いたします。

敬　具

一九六一年七月十四日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

列国議会同盟日本議員団幹事
衆議院事務総長　山崎　高殿
参議院事務総長　河野義克殿

六、各国議会事務総長会招集回章

拝　啓

本年九月ブラッセルにて開かれる各国事務総長会総会の日程を送ります。

本年四月、ジュネーブにて開かれた総長会の議事録は別途船便にて送付いたしました。

敬　具

一九六一年七月

各国議会事務総長会
幹事　K・A・ブラッドショー

参議院事務総長
河野義克殿

（各国議会事務総長会）

各国議会事務総長会は一九六一年九月十四日（木曜日）からブラッセルにおいて総会を開きます。

総会はベルギー国会議事堂において、九月十四日（木曜日）午後三時、九月十五日（金曜日）午前十時三十分及び午後三時三十分、九月十八日（月曜日）午前十時三十分及び午後三時三十分会議を開きます。

日程は左の通りであります。

一、議会の議事処理に関する報告書
　　報告委員　ジン博士（米国）
　　（討論を省略して採択）
二、請願に関する報告書
　　報告委員　スヘーペル氏（オランダ）
　　（第二回審議）
三、議会の質疑等に関する報告書
　　報告委員　グウィズ氏（ポーランド）
　　（第一回審議）
四、議会の議事手続きの源泉に関する質問書草案
　　報告委員　ロゼッティ氏（イスラエル）
　　（第一回審議）
五、一九六二年度事業計画
六、管理及び財政問題
七、執行委員選挙
八、その他

一九六一年七月

事務総長会会長　A・F・スヘーペル

七、同盟会議準備書類及び補遺

目　次

緒　言
同盟会議日程（省略、本文、四、㈢参照）
討論の構成
言　語
同盟会議時間表（省略、本文、四、㈢参照）
決　議　案
報　告　書
一、事務総長報告書
㈠　緒　言
㈡　国際情勢
（アジア及び太平洋地域に関する部分のみ抜萃）
㈢　議会同盟の発展
二、同盟会議提出決議案に関する調査委員会報告書
㈠　日程第三
地域共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
経済社会委員会提出
㈡　日程第四
成長過程にある諸国の発展
低開発国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化
経済社会委員会提出
㈢　日程第五
平和に至る道
(a)　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則
政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会提出
(b)　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法
政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会提出
㈣　日程第六
国際機関に対する議会の監督
議会及び法律委員会提出

緒　言

本年の第五十回列国議会同盟会議に際して三種の出版物が刊行された。

その中で最も重要なものは、「世界に現存する議会の形態の比較研究」である。これは過去四カ年にわたり、四十一カ国議員団の協力を得て行なった調査の成果である。この研究の原本は本年春季に主管小委員会が全会一致で承認したものであり、目下パリの「プレス・ユニベルシテール・ド・フランス」において印刷中である。

同盟事務局はまた「同盟決議及び決定集」第四巻を準備した。これは一九五三年から一九六〇年に至る期間に関するものであり、同盟加盟議

員団が著しく増加したこの七年間における同盟活動の方向を示す一助となるものである。

最後にこの準備書類が従前の通り同盟公用語の英仏両国語にて作成された。その内容は第五十回会議にて審議されるすべての決議案、日程、時間表及び討議される各種議題に関する報告書からなっている。報告書の中二件は、この書類作成までにジュネーブに到着しなかったのでここには掲載していない。従って事前の配付は不可能である。

上述の三種の出版物の準備は、同盟事務局にとって仕事を加重したものであり、事務総長やジェームス・ダグラス氏、イボ・レンス氏としては、前任の同僚アドリアン・ロビネ・ド・クラリー氏が臨時に業務を補佐してくれなかったならば、その完成は至難なことであった。

毎回の同盟会議の一般討論の議題となる世界の政治情勢の概観を記述するに当って再び重大な問題に直面した。同盟の伝統に従い、最近の国際情勢の展開についてできうる限り一方に偏せず、客観的に記述するよう努力した。この点について同盟所属各位の御理解を願う次第である。

一九六一年六月三十日

列国議会同盟事務総長
アンドレ・ド・ブローネー

討論の構成

一、運営委員会―同盟会議規則第六条第四項により、会議の議事は会議のために選挙された議長、同盟評議員会議長及び同盟執行委員会副議長によって構成する委員会により指導されます。運営委員会は、同盟事務総長の補佐をうけ、会議の議事の能率的な組織及び円滑な運営を確保する措置をとります。

二、一般討論―従前の通り、一般討論における一議員団の発言者は二人までとし、その時間は、合計十五分以内、発言者が一人の場合は、十分以内といたします。

三、その他の討論―またジュネーブの評議員会は、日程に記載されているその他の議題の討論についても、前項の規定を適用することと決定いたしました。議員団が決議案の修正案を提出する場合でも、そのために発言者の数を増加することは認められません。

四、修正についての討論―第八八回評議員会において、同盟会議に提出された修正案の受理の可否は運営委員会が決定することといたしました。

特に現に討議されている議題に直接関連していない修正案またその長さのため新しい決議案とみなされるものは受理することはできません。

受理しうるものと認められた修正案は、それについて審議をつくすため、同盟会議の採決に付す前に所管の委員会に付託されるものといたします。

五、日程第四は二件、第五は三件の決議案からなっておりますが本会議における討論は各日程ごとに一括して行ないます。

言語

同盟の公用語である英語及び仏語相互間の同時通訳は、同盟事務局の責任において行なわれます。しかし、特例として、出席代表は、公用語以外の国語を、自己の通訳者をして、公用語のいずれかに通訳させる場合は、任意の国語を使用して発言することができます。

同時通訳設備が許す範囲において、主催国議員団は、自己の費用により通訳者を準備して、自国語を使用することができます。また参加議員団から要望があれば、同様の取計らいをすることができます。

決議案

議事日程第三
地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響に関する決議案
経済及び社会委員会を代表して、
アラン・ペルフィット氏（フランス）提出

第五十回列国議会同盟会議は、

国の社会的もしくは経済的制度の如何を問わず、国家間の経済関係の樹立並びに相互信頼の強化が世界貿易にとり重要であることを注視し、

地域的経済機構及び特に国際連合の地域別経済委員会が世界経済関係の発展において演じた積極的な役割に留意し、

新しい経済グループの誕生により起る偶発事件及び世界貿易に害となる差別待遇に直面した第三諸国の当然の不安に注目し、

同時に、最近の欧州経済共同体及び欧州自由貿易連合のような地域的経済グループの設立が、現在まで加盟諸国の経済を拡大するのに役立ってきたこと、またさらに今後、自由貿易政策を行なうことにより第三国との貿易の発展に同様な役割を果すであろうことを考慮し、

地域的あるいはその小区域的機構は、その機構内の経済協力への努力をさらに強めると同時に、

(a) 共同体に加盟していない第三国間、特に開発途上にある非欧州諸国における貿易が悪化するのを避けるため、慣行の貿易流通を尊重すること

(b) 商品の輸入に障害となる国内消費税及び一般共通の、もしくはその国だけの対外関税を出来るかぎり積極的に引き下げるよう努めること

(c) 地域的農業政策を立案するにあたっては、伝統的農業諸国における農業生産を害することのないよう考慮に入れること

(d) 第三諸国、特に開発途上にある諸国の工業生産をそこなうのを避けること

に十分注意を払うべきであると確信し、

ここに、国際連合及びその関係機関に対し、国連憲章第五十五条及びハバナ憲章第一条に述べられた目的を可及的速やかに実現するよう訴えるものである。

議事日程第四
成長過程にある諸国の発展
a 低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化に関する決議案
経済及び社会委員会を代表して、
ロドルフォ・ワイドマン氏(アルゼンチン)提出

第五十回列国議会同盟会議は、

低開発が、平和及び国際安全保障に対し深刻な脅威となりがちな不均衡という頻発する悪因を世界経済にもたらすこと、またさらに、自由貿易及び投資資本の増大にともなって拡大する世界経済が、あらゆる国民の富及び福祉の増進に欠くべからざる事実を注視し、

開発途上にある諸国が、それぞれ自由の経済的手段を活用して自国の開発を進められるようになるまでには、当然不十分である自国政府及び民間の資力を補うような公的及び私的両方の、相当量の外国援助及び多

大な投資を必要とすることを確信し、

国際的機構、あるいは二国間ないし多数国間の協定機構を通じて開発途上にある諸国に与えられている現在の経済的援助の量及びその調整が、かかる諸国の実際的需要を殆んど満していないことを認識し、この現状に対処することが緊要であることを考慮し、

工業諸国に対し、

(a) 開発途上にある諸国に対する直接あるいは国際機構を通じて行なう経済援助を増大し、これらの国がかかる援助を自由かつ最も有利に利用できるようにするため努力すること

(b) 軍事経費の削減により主として低開発諸国に対する経済援助に用いられるような多額の補足的財政手段を生み出すため、可及的速やかに軍事経費を削減すること

(c) 所要の機能・経験を有し、かつ専門家、技術者、教師等の海外需要地勤務を奨励する既存の国際機関を強化すること

(d) 開発途上にある諸国の、工業的にしろ農業的にしろ、あらゆる生産物のための十分な市場を確保し、並びに国際協定により主要生産物の安定した十分収益のある価格を確立すること、

(e) 工業諸国の経済政策が、国際的な財政上の障害を防ぎ、現在の工業的潜在力の十分な利用及び投資の増大を刺戟するような方法で一層密接に調整される方策を確立すること

を要請し、

ここに、工業諸国並びに受益国に対し、国際投資があらゆる国の利益になるように最も効果的に増大されるための条件について国連の関係機関と協力し共同研究を強化するよう勧告する。

b 成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議案

文化委員会を代表して、
A・レバイ氏（チュニジア）提出

第五十回列国議会同盟会議は、

成長過程にある諸国の不安定な経済状態、各国間の結束に対する絶対の必要、かかる経済不安に悩んでいる諸国の国内的安定に及ぼす低開発の影響及び低開発が世界の安定に与える当然の脅威を認識し、近代経済制度の下にあっては、経済的発展は、必要な標準の能力を有し、技術的科学的、管理的施設を与えられている相当数の熟練者の確保によるところが大きいことを考慮し、

経済確立のための開発過程における諸国の賞讃すべき努力にかかわらず、これらの諸国は、農業、工業、商業及び公共事業の発展に必要な熟練者及び資格ある専門家が極めて不足していることにより、特にこの点において困難に遭遇していることに注意を払い、

国際連合専門機関あるいは二カ国間援助形式によって、成長過程にある諸国に対し与えられる技術援助が、急増する人口により課せられた重荷及び現状から脱却しようとするこれら諸国の切なる希望のため漸次不十分になりつつあることを信じ、

成長過程の諸国が次の事項を行なうことを勧告する。

(a) 経済発展一般計画、国家的労働政策及び社会、教育啓発計画と密接な関係を有する経験豊かな人材及び教職員に関する必要性を査定すること

(b) 将来、熟練者及び資格ある専門家の有効なる研修に対する前提条件を確立すること及びかかる人材を適宜選考及び養成すること

国際連合機関（特にＩＬＯ）による方法または国際連合内に特別基金を設ける方法によるとにかかわらず、国際連合を通じて成長過程にある諸国間において組織される教育、職業、科学及び技術訓練計画のため財政的貢献を実質的に増加するよう先進国に対し要望する。

議事日程第五

平和に至る道

a 国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則

政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表して、
アレス・ベブラ氏（ユーゴースラビア）提出

第五十回列国議会同盟会議は、

国際情勢が不安に満ち、一時的な好転にもかかわらず、世界平和に対して極めて重大な危険をはらんでいることを考慮し、

この責任の一部は代議制機関にあること、またその活動は、国際緊張の除去と平和維持を目的として、国際関係の領域において拡大すべきであることを考慮し、

国連憲章に「戦争の惨害から将来の世代を救い」と述べられているごとき諸国民の確固たる意志により、また同じく国連憲章に「寛容を実行し、かつ善良な隣人として互いに平和に生活し」と述べられているごとき諸国民のゆるぎない決意により、国際緊張を除去し、平和を維持しうることを考慮し、

諸国家がその相互関係において従わねばならない平和維持のための根本的原則は、国連憲章に記載されていることを考慮し、

国際法委員会が作成し、国連総会が一九六〇年十二月七日に可決した決議中に触れている「諸国の権利と義務に関する宣言草案」を想起し、

一九四八年九月十一日に第三十七回列国議会同盟会議において採択された国際道徳の原則に関する決議を想起、確認し、

ヘルシンキにおける第四十四回列国議会同盟会議で採択された、国の経済的社会的組織、発展の程度、大小、強弱を問わず、すべての国家間の平和共存に関する決議を想起し、

今や国際緊張を恒久的緩和に向かわせることが可能であるとともに必要である時が来たこと、またこのためには国際活動においてあらゆる要素を積極的に調整することがまず先決問題であることを考慮し、

国連憲章を採択した後において、国際経験にかんがみ特に重要であり不可欠であることが判明したところの、国際間の行動に関する原則を確立する必要があることを考慮し、

すべての代議制機関に対し、国際緊張の除去と平和の維持をめざす努力を倍加すること、また次に列記する諸原則を国際慣行の面に適用するようにつとめることを呼びかけるものである。

一、

諸国民の間に平和を維持するためには、各国が、国連憲章に宣言され、同憲章の条文から直接にうかがわれる国際関係の基本的諸原則を尊重することが重要である。

国際間の行動に関するこれらの基本的諸原則の軽視及び違反が、現在の国際緊張と戦争の危険の主要な原因となっている。

平和と自由は相互に依存関係にある。国際緊張を除去するには、特に各国は、他国の主権と領土保全に対する圧力や干渉はいかなる性質のものであろうともすべて差控えるべきであり、また諸国民の意思、わけても小国の国民がその安全、独立及び社会的経済的政治的発展の保障に最も有利であると考える道を自由に選ぶことができるように、その意思をあくまでも尊重すべきである。

二、

国際間の行動に関する基本的諸原則の尊重は堅持しなければならないが、これはこの点に関して言行不一致があってはならないことを意味する。個人間の関係に有効な道徳律は、国民間の関係においても有効でなければならない。このような関係において最高の価値を有するのは、誠実と高潔である。かくしてはじめて、国際緊張の軽減と平和の維持に必要な相互信頼の雰囲気を作り出すことが可能になるのである。

三、

現代の本質的な特徴の一つは、各国がそれぞれその社会的政治的構成、イデオロギー、言語、人種、宗教、伝統、及び習慣を異にしているという事実、また各国間の現在の関係は、これまでに行なわれてきた論争、武力闘争、及びその他過去からの遺憾なできごとなどによって拘束されているという事実であることを銘記するならば、国連憲章の根本的原理としての国際的寛容は、極めて高度な実際的重要性を有していると言うことができる。各国が、異なった環境と思想に理解を持ち、国際共同社会全体に貢献するように行動し、広い度量をもって対他国関係の問題に取組まなければならない理由はここに存するのである。

四、

各国は、それぞれの国内に存在する社会的政治的組織の相違にはかかわりなく、国際間の行動に関する基本的原則を適用する義務を有する。社会的政治的構成の相違は、国際的理解と協力に対する克服しがたい障害ではない。国内の組織を異にする国家グループ間の冷たい戦争は、人類の発展段階にある現世界において避けられない状態でもなければ、まして、「正常な」状態でもない。各国の内部組織は、国家が他の諸国との関係において有する義務からどの国をも解放するものではない。各国は、武力、外部からの圧力、あるいは他国の国内問題への干渉を含め、その他いかなる形式によるものであろうとも、自分たちのイデオロギーや国内組織を他国民に押し付けることを決して望んではいないし、また企てるものではないことを、国際関係の分野における行動を通じ、異なった組織を有する国の国民に確信させるように努力する義務を有するのである。

五、

あらゆる形態の冷戦、特に軍事ブロックと軍備競争の存在は、諸国民と諸国家の利益、並びに国連憲章の精神に反するものである。それは平和に対する直接の危険をはらんでいる。冷戦の停止、そしてその第一段階として、厳重な国際管理の下に監視され、核兵器と細菌兵器の軍備撤廃から始められる全面的完全軍縮により軍備競争を停止することは、国際共同社会の何よりも緊急な義務である。すべての国は、かくも重大な課業の実行に参加する責務と権利を有する。軍縮を達成するための努力は、すべての国に課された義務であると考えねばならない。国際的難問題を解決するため、また平和に対する不断の脅威を構成している第二次世界大戦の余波を除去するために速やかに手段を講ずることが特に重要である。

六、

全人類をおびやかす最大の危険は、核戦争の脅威である。現在の情況下で世界大戦が起ったならば、それは必然的に核戦争であろう。旧式兵器のみで開始された戦闘であっても、その局地的重要性にかかわりなく、それは世界的な核戦争に発展することが考えられる。この問題と関連して、例えば局地戦争の許容性、世界大戦を旧式兵器による戦争に限定する可能性、「きれいな核兵器」などの「理論」に見られるごとく、何とかして核戦争の危険を無視しようとする試みは、すべて非難すべきである。それとは逆に、すべての国民に対し、彼等をおびやかす危険と、新しい世界大戦が起った場合に彼等におそいかかる破壊と災害を十分に周知徹底させるために努力がなされねばならない。

七、

冷戦、そして特に軍備競争は、小数の大国の国家的安全を理由として正当化することはできない。すべての国の安全保障にとって、核兵器は例外なしに全く同一の危険を及ぼしており、未曾有の破壊と想像を絶する災害があらゆる国民をおびやかしている。このような戦争においては、勝者は存在しえない。この理由からして、現在の情況における最適の実際的可能な政策、及び本質上平和的な政策として冷戦政策、「戦争せとぎわ」政策、威嚇政策などを正当化する「理論」は、すべて非難しなければならないのである。

八、

軍事ブロックの存在は、国際関係における極めて有害な現象である。国連のわく内での全世界的な安全保障制度により、現在の世界に見られるブロック別の対立を除去し、各国の安全を保障するために努力が向けられるべきである。すべての国がブロックに所属し、あるいは軍事協定によってそれに結びついているわけではないという事実、またこのような国々の数が常にふえつつあり、国際舞台におけるその影響力が増大しつつあるという事実は、好ましい傾向であると判断すべきである。

九、

植民地、及びその他国家間の公然または秘密裡の不平等関係は、国際紛争の、従って戦争の危険の主要なそして最も根強い原因となっている。このため、国連憲章、並びに植民地とその国民に独立を与える件に関する国連総会一九六〇年十一月二十九日の宣言の精神に則り、いまだに従属的地位にある国々とその国民に独立を達成させる手続きを早める必要がある。同時に、国家間の関係を好転し、国々を真の完全な平等に導くために努力がなされねばならない。また同様な精神に従って、ネオ・コロニアリズムの台頭、すなわち経済手段による低開発諸国の従属関係を創始することは、非難すべきである。国連憲章に保障されている自決の権利、及び社会的、経済的、政治的組織を自由に選択する権利を実現せんと努力している国民に対して武力を行使することは、厳重に非難すべきである。

十、

諸国間の経済的不均衡、すなわち高度先進諸国と低開発諸国とが平行して存在することは、国家間の不平等と従属の関係（ネオ・コロニアリズム）に、またこのような関係を冷戦目的に利用するに好都合である。科学がめざましい発展をとげている今世紀において、いまだに多数の国々に窮乏、貧困、飢餓、及び高い死亡率が見られることが、全人類の恥辱であるのみならず、国際緊張の源泉である理由は、ここに存するのである。従ってすべての先進国はどうしても負わねばならない義務として、主として国連を通じ、そしていかなる場合にも政治的条件を付すことなく、これらの低開発諸国に惜しみなく援助を与える必要がある。また同じ目標を念頭に置いた上で、価格、関税、輸出入税などの面において先進国の経済政策に固有なあらゆる不平等の要素を国際的経済関係からすべて除去するために、また差別のない公正な国際的経済協力の発展のために努力がなされねばならない。最近植民地の束縛から解放された国々に対する援助は、この領域における緊急な業務であり、彼等の自由な経済的発展のための先決要件である。

十一、

国際情勢の進展をはばむ重大な障害は、各国における特殊な状態と、他国の願望に対する不完全な知識に存する。これらの事実に対する不完全な知識は、誤解と偏見の原因になることがあり、また時には国民相互間に基本的信頼感の欠如をもたらすことがある。このため、各国は自国の国民が他国民の生活について知識を持つように便宜を与え、また積極的に力をかすべきである。この目的のために、各国は自国民に他国の現状について正確な知識を与えることができるよう、自由に駆使できる情報機関を有すべきである。各国は、国境横断に関する諸規則を寛大にすること、国境地帯に住んでいる住民に特に好意的な規則を適用し、自国民の外国旅行を助けることなどにより、自国民が他国民に直接に接触することができるよう最大限の支持を与えるべきである。

十二、

国連は、国際緊張を最終的に除去し、平和を維持するためにはかけがえのない機関である。この意味においてすべての国は、全世界の国民の

意志の発露として、この国際機関を強化し、その欠陥を取除き、終局的普遍性を実現するためにその加盟国を増加させ、その権威を施行する最善の方法として国連憲章の基本的原則を遵守する義務を有するのである。

b　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法

政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表して、
E・L・マラリュー氏（イギリス）提出

第五十回列国議会同盟会議は、

国連憲章に述べられ、全加盟諸国が採択した根本目的、すなわちあらゆる国民の平等の権利、及びその主権と自決権の原則の尊重に基づき諸国間の友好関係の発展を保証するために平等の基礎に立って国際平和を維持することを考慮し、

国連憲章の諸原則に従い、誠意をもってまた人間の基本的権利を尊重して行動することにより、侵略行為またはその他の平和侵害行為を抑制する措置を講ずる必要があることを考慮し、

国連の原則と目的に対する諸国民―特に小国及び最近独立を達成した国々の国民―の信頼、並びに国連憲章が保障し、強化し、発展させることにつとめてきた彼等の政治的、経済的、社会的安全に対する諸国民の関心を考慮し、

国連の客観性と能力が、最近のコンゴにおける重大なでき事により試験の場におかれていることを考慮し、

国連の担当機関がコンゴに関して相次いで採択した決議が、いまだ完全に実施されていないことを考慮し、

各国議員団が、国の大小を問わずあらゆる国民にとって平和を維持し、その安全を強化するためにはかけがえのない機関たる国連の威信と

能率の高揚をもたらすことを目的として、あらゆる創意をつくすようにそれぞれの議会及び政府に働きかけることを要望し、

(a)　すべての国家が、国連憲章、特に相互尊重及び他国の内政不干渉の基本的原則を厳守し、実行すること

(b)　各国の正式代表が国家の独立を保護し、強化するため国連の援助を求める場合には、国連は、国連憲章の精神及び形式を共に遵守して、自由に実現された代表の意思を考慮すること

(c)　常設国際警察軍の創設についての研究を進め、国連機構内での有効な国際管理をともなう全般的安全軍縮協定を締結するため、より一層努力すること

(d)　国連がその普遍化を目途として、国連憲章に定められた加盟資格に合致する国の加盟を承認することにより、国連を拡大する手段を漸進的に講じるとともに、国連における中国代表権問題を遅滞なく解決すべきこと

(e)　一九四五年以来の世界及び国連自体内での経験とそこに生じた変化に留意して、各国政府は国連憲章、特に国連の組織及び活動方法に関して、必要な修正の問題を審議すべきこと

(f)　世界各国は、紛争の解決について国際司法裁判所を充分に利用すべきこと

を要請するものである。

c　植民地主義の排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議

非自治領及び人種問題委員会を代表して、
パンディット・H・N・クンズル氏（インド）提出

第五十回列国議会同盟会議は、

一九六〇年十二月十四日、第十五回国連総会通過の植民地諸国及び諸国民に対する独立承認に関する宣言を想起し、

諸国民が総て、自由、主権及び自国の領土の保全に対し不可譲の権利を有することを確信し、

民族自決と独立の目標中には、外国少数民族の保護を憲法上規定する義務と人種、宗教を異にする民族社会間の協力の承認とを包含する可能性があることを認め、

非自治領について責任を有する諸国に対し、植民地、保護領及び非自治領の諸国民に迅速に完全な権限と主権とを与えるため、遅滞なく必要な手続をとるよう要求し、国連に対し、これら諸国民の独立達成にあたり、あらゆる技術的援助と、彼等の確固たる独立の達成を援助するため必要適切にして最も有効なる手段とを彼らに自由に利用せしめるよう要請する。

議事日程第六

国際機関に対する議会の監督に関する決議案

議会及び法律委員会を代表して、
ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）提出

第五十回列国議会同盟会議は、

一九二四年、一九五二年及び一九五三年における同盟採択の国際関係及び国家間の関係、国家の概念及びあらゆる段階における議会による管理の必要に関する決議を想起し、

国際社会の各分野における恒久的性格を有する政府間機構の増加は、注目に値する現象を呈することを考慮し、

議会によるこれらの機関の管理は、左の二つの明確な形態をとることを確認し、

一、国家的統制の近代化を計ること、そのためには、特に、国際団体内において各国政府がとる政策を常時監督する議会委員会を設置すること及び国際団体の会議、集会に参加する各国代表団に議員を含めること

二、商業その他について共通の政策を遂行する任務を数カ国によって課せられている国際的又は超国家的団体を管理、監督する機能を備え、その構成員は該団体の利益を考慮した上で諸決定を行なう機会を有する国際的議会合議体の創設をはかること

これらの二つの管理形態は、矛盾することなく、相互に補完し合うことに留意し、

同盟及び関係国際機関の加盟国に対し、これら二つの措置に右加盟国がしかるべき注意を払い、かつ議会民主政治の強化に最も適当と考える要素をこの二つの措置から学びとることを要請する。

報告書

一、事務総長報告書

日程第二

事務総長報告書
（一九六〇年八月一日―一九六一年六月三十日）

(一)　緒言
(二)　国際情勢
(三)　議会同盟の発展

(一) 緒　言

第五十回列国議会同盟会議

一八八九年六月二十九日、パリのコンチネンタル・ホテルを舞台として、第一回同盟会議が各国議会議員の間で開催された。

当時、このような国際会議は非常に稀であって、特別な事情の場合にのみ召集された。従って、同盟の二人の創始者即ち英国のウィリアム・ランドール・クレマー卿及びフランスのフレデリック・パシー氏の提唱は歴史的に意義深きものであったと言っても過言ではない。その後七十二年間にわたる長い強固な伝統を持った運動の創始者たるこの両名に対し敬意を表さなければならない。

この第一回列国議会同盟会議には九カ国が参加した。この会議のためアメリカ合衆国及びリベリアの議員団が来欧したが、出席議員の大多数はヨーロッパ人であった。

ヨーロッパの国会議員の中には、同盟が今次第五十回本会議を開催する光栄を有するベルギーの議員団も参加していた。

爾来、幾星霜、ベルギーの運命は、いくつかの決定的な事件によって傷跡をのこし、その国土は、二回にわたって侵略され占領された。又極く最近、重大なる国家的危機に直面したことは未だ耳新しいところである。

しかし、今世紀初頭以来、痛く悩まされたにも拘らず、ベルギーは依然として代議制民主主義の原則を維持してきた。

ベルギーは独立以来、この点において全く、創造的役割を果してきた。一八三一年に公布されたその最初の憲法は多くの新しい独創的な特徴を持ち注目された。それは長い間、他国を鼓舞する典型となり、而もその理念は今日もなお妥当である。

ベルギーの国会議員諸氏は、第一回パリ会議以来、常に同盟の活動に関心を持ち、これに参加し、真の西欧議会の伝統の解説者となってきた。

二回にわたり、ベルギー代表が同盟評議員会の議長となった。今世紀初頭、アウグスト・ベルナール氏があり、その二十年後、世界的に尊敬された政治家カルトン・ド・ウィアール伯爵が議長に選出され、第二次世界大戦の困難な期間を含む十年の間この地位を保持した。

カルトン・ド・ウィアール伯爵と会った人は誰でも、伯の声望は勿論その権威と政治的叡知とを想起する。彼は最も論争の的となる問題を穏健、互譲の精神で交渉する方法を知っていた。したがって彼が会議に出席すると、一隣にして場内は緊張した。

彼は礼儀と相互尊重の雰囲気の確立に貢献したのであるが、今次ブラッセル会議でもまたこの雰囲気が列国議会同盟における討論の基調でありたいと願うものである。

退任の際、彼は議長の職を、その理念、所属議員団及び性格は異なるが立派な後継者たるスタンスゲイト子爵に引き渡した。

子爵は一九五七年列国議会同盟ロンドン会議の名誉ある議長に選挙された後、一九六〇年十二月死去した。それ故ここでは唯、同盟がこの政治家に負う点を想起するに止めよう。偏見にとらわれず、個人的接触の面で社交好きであり、正義と自由を熱烈に愛し、平和の忠実な奉仕者であったスタンスゲイト卿は列国議会同盟のため新しい後継者を得るためヨーロッパ大陸を巡回した。彼の信念は普遍性ということであった。彼は歴史、イデオロギー及び地理的条件によって分離されている諸国間の和解に希望を抱いていた。今日、同盟は全世界の政治家の集会であるが、これは、大部分彼の努力によるものである。戦後の困難な時期に、彼はその個人的影響力を通じて、相互に敵意と無知の存在していた所に信頼を生み出すことに成功した。

同盟及び今日の世界

第一回列国議会同盟会議の議事日程と第五十回会議のそれを比較すると、七十年の時の経過にも拘わらず、殆ど同一の議題が論じられている事実に驚くに違いない。

その議題の一つは、勿論、同盟の長い歴史を通じて最大の関心事たる平和である。

十九世紀末には、平和は仲裁裁判を国家間の不和を解決する手段として一般に承認することにより、又一八八九年に採択された決議文中の「同時且つ比例的軍縮」によって、確保されようと期待されていた。

しかしこれら両分野において、世界は同盟設立当時よりさしたる進歩をとげていない。

法の強化は依然として、最も緊要な目標の一つとして達成されなければならない。年々、列国議会同盟会議は各国政府にこの事実を納得させ、又外交問題処理にあたって各国政府に授けるべき原則を明確にしようと努力して来た。

というのは、諸国家がその相互関係において法に定める規則や手続を尊重しなければ、採りうる策は唯一つ、力の行使、即ち小国間の局地的紛争から、破壊的行動に通じ更に原子力による破滅に至るまで色々の型の戦争しかあり得ないのである。

両者の間には明確な差異はない。前者即ち法の軽視を認める者はすべて後者即ち戦争を準備しなければならない。その移行は非常に容易であり、従って少しでも判断を誤まれば最も恐ろしい結果に導く可能性がある。

国際法の観点から見ると、大気圏外の征服という新情勢が今や複雑な問題を惹起し、まだその内容が十分明らかになっていないようである。

今年になって、この領域では更に一段の目覚ましい進歩が達成された。初めて人間が一ソビエト市民一宇宙を探検し、既知の世界と未知の世界の限界を破って道を開いた。

しかしこの世界は、現在人類の法の支配外にあるので、恐怖に満ち而も力が支配するジャングルと化す危険がある。

それは軍事目的のために使用されるであろうか。その開発は一定のルールに従ってなされるであろうか、それともその反対に、競争意識をもって勝手になされるであろうか。月その他の遊星は前世紀に諸々の帝国が征服された様に領有されるだろうか。関係列国間の協定が存在しない現状において、空間が危険な紛争の源であるのは止むを得ない。

ごく数カ月、キューバ、ラオス、コンゴが世界の緊張のおもな中心地であった。これら三カ国においては、二つの対抗的イデオロギーが対立するようになった。過去においても東欧的イデオロギーと西欧的イデオロギーが対立していたが、それは間接的対立にすぎなかった。

地域的には限定されているが、これらの危機はそのこん跡を残し、力の均衡にある変化をもたらした。しかし世界的な勢力争いの小さい前線たるこれらを注目するにあたって、われわれはそこに内在する非常に重大な危機を決して看過してはならない。これは、東京会議以降、現在の緊張の根底にある主要問題の解決には何らの進捗も見られなかったということである。

大国の関係は、完全に行き詰っている。今日の世界及び将来の世界に対する大国の考え方は常に両立しない。現在行なわれている二、三の交渉においてさえ、両陣営の態度は今日、一年前よりも更に離反している。

又も、軍縮は行詰り、而も会談再開のための米ソ間の折衝は、いまもって何らの積極的成果も生みだしていないようである。

核実験停止に関する三列強会議については、昨年度の報告書中で本問題解決の機が熟していると述べたがそれは幾分軽卒であったかも知れない。爾来、意見一致の希望は後退した。ここで述べなければならないのは、その責任が何処にあるにせよ最近関係各国政府が武力行使及び核実験の全面的禁止協定の締結よりも、寧ろ武力行使の一時的停止の目的及び核実験の再開について話し合って来たことである。

同盟が従来から述べて来たように、軍縮が真に今日の決定的問題であ

るならば、これらの努力の失敗は全く驚くべきことである。他の根本問題で第二次世界大戦終結以来未解決のまま列強間の意見が分裂しているのはベルリン問題である。

この問題は、少くとも一時的には現状維持に意見が一致していたように見え、暫くの間潜伏していた。

しかしながら、ソ連は最近ともかく非常手段を用いても、この難問を一九六一年末までに解決しなければならないと表明した。若しこれが外交協定を通じては不可能ならば、ソ連はドイツ民主主義共和国との単独平和条約に調印し、一九四四年の四カ国占領法規の下にソ連が現在行使している総ての権利を東独に移譲するだろう。西ベルリンに対しては、モスコーは自由都市化を提案しており、その要点については昨年の報告書で検討した。

ソ連の企図は西欧資本主義諸国に強い反応を呼び起し、そして総ての権利を含めて現状を守るであろうと断固たる表明を行なった。従って戦争の試煉がさし迫っているように見える。外交交渉への門戸は閉ざされてはいないが、いかなる基盤において意見の一致に達し得るか察知することは難しい。

かくて常にその再統一が程遠いと思われるドイツは再び大きな紛争の潜在的原因となっている。ドイツ領について東西の強国は必然的なすべての危険と直接関係しており、従って危機が年末までに発生するとの憶測も十分うなずける。既に或る国が軍事的警戒をしている証拠がある。世界を再び戦争の淵に立たせる可能性のある政策をどこまで追い続けるのであろうか。このことは恐らく、ブラッセル会議の際更に明らかになるだろう。外交的観点から見てここ数カ月が困難かつ危険なことは疑いないであろう。

同盟は、国際的紛争の平和的解決の提唱に加えて、最初に諸国家の世界的機構の創設について示唆しなければならなかった。

かかる提唱の点において、同盟は国際的思考の先頭に立っていた。列国議会同盟会議から引き出される諸理念はその成果をとどめ、各国政府の発意を鼓舞した。

今日では、国際機構の数は多く、―或る人々から見れば多過ぎるとさえいえる―その活動は或る国々において批判を招いている。

非常に多くの新主権国の出現に伴い、諸国がすべて同等に交際し、且つ、経済的、社会的進歩のため一致した行動をとるためには、これら国際機構の一つたる国際連合即ち外交上の協議の中心としてその役割が重要となってきた国連がなくては不可能であろう。いくつかの欠点はあるが、国連は全く国際政治活動に欠くことの出来ない手段である。国連は萎縮した世界の中に成長しつつある諸国民総ての一致団結のあらわれである。

しかしこの点についても亦、最近の諸情勢は関心を呼んでいる。

一九四五年、総ての強国はやっと妥協して、平和と安全の維持のため確立すべき組織の構成及び方法を定める際に適用する基本原則について合意に達した。

この合意は今日では最早や存在しない。東西両陣営は他の諸事件の場合と同様に国連においても分裂している。この再組織についてはある加盟国から提案されたが、他の加盟国の承認を得られなかった。国連事務局の公平と客観性が問題となり、かくて、一般的支持を失い、事務局の活動が次第に困難に遭遇しているのは全く当然である。

事実、その差異は非常に深いので、過去十五年間に生じた変化、特に加盟国が殆ど二倍となった点について、国連を適合させるのに必要な国連憲章の一部改正でさえ現在ではその採択をもくろむことは不可能である。

かくて国連の将来は多くの疑点につきまとわれている。

同盟の創設者が思いも及ばなかったと思われる現代史の一局面は、十九世紀末には権力の頂点にあったヨーロッパに未だ依存していた諸国民の解放の早さである。

第一次世界大戦後、ウィルソン大統領が最初に主張した民族自決の原則は、今日新しく独立した数百万のために実現されたが、独立は特権と尊厳を伴うと共に責任を伴うことを忘れてはならない。

同盟はこの動向の勢いに驚かなかった。国連が全植民地国民に対する早期独立を要請する以前でさえ、列国議会同盟会議は同一の線に沿って行動した。そして最近数年間、新しい国々の問題について十二分に考慮を払ってきた。遅きに失しないうちに建設的な解決を見出さねばならず、又大規模な国際的行動によってのみ、今日依然として悲惨な生活をしている多くの大陸に住む大衆のため、低開発とそれに伴う諸々の結果を根絶することに成功出来るのである。

戦後、工業国と非工業国の生活水準の相違が減少するどころか、実際には増加している事実は不穏な様相を呈している。

工業国は繁栄しつづけ特に西欧では、未曾有の繁栄に到達したが、非工業国は急速に膨張する人口のさし迫った需要をみたす産物の生産のため日々戦い続けている。

後進国国民は経済機構によるいかなる手段、いかなる方法を通じて、近代的生活条件に追いつき更に大きな繁栄に到達できるか。

モスコーや北京では、これが達成のための唯一の道は全生産手段の国有化と完全なる社会主義計画によることであると考えている。

これと反対に、西欧側は自からが模範となり、又自から援助することによって、新しく独立した国民の個性と市民的自由を犠牲にすることなく彼等の物質的条件の改善に成功しうると期待している。

これは全く現代における極めて重大な問題である。その解決は単にいづれを採るか難しい選択に直面している諸国の将来のみならず亦、明日の政治形態を左右するであろう。

若しも全面戦争が回避されるならば、東西間の主要な争いは疑いなくイデオロギーや経済的分野で行なわれるだろう。そしてそれはヨーロッパで戦われるのではなく、寧ろアフリカ、アジア及びラテン・アメリカの諸国民の心の中で戦われるであろう。これはモスコーが提唱している平和闘争の真の意義である。

既述の諸点から引き出される明確な結論は、同盟の基本目的という観点から考えれば、今日の国際情勢が決して安心すべきものではないということである。

ところで、同盟がその強化を約束している代議制度の現状はどうであろうか。

四年程前に提唱された調査の結論として、第五十回同盟会議の際に公表される比較研究は、議会が今日各国において種々の異った制度下で如何に活動しているかを示している。

しかしこの報告は今迄に廃止されそうになったり、或いは廃止されてしまった各国議会の長い歴史的経過に言及していない。というのは、第二次世界大戦前と同様に今日も代議制度の明らかな危機が現存しており、又別の理由で新しい困難に遭遇しているからである。

或る西欧諸国の場合がそうであり、そこでは議会も議員も過去において所有した声望と威信を享受するに程遠いのである。このことは又自国の要請に適応しない西欧の政治制度を余りにそのまま模範としたような或る新しく独立した国々についても妥当する。又根本的に、社会的理由から議会活動の確固たる基礎を欠いているラテン・アメリカ及び中東諸国のうちにも同様のことが言えるのである。

このような事実を認めるからと言って、代議制度固有の政治理念の脈々たる価値に疑問を投じるものではない。人間社会が不完全である以上、人民の、人民による、人民のための政治が必ずしも完全に実現し得

ないのも止むを得ない。したがって急速な社会的変遷の時期において、人民が直面する新らしい諸問題を解決しうる能力が議会にあるかということが問われるのは驚くにあたらない。

かかる情勢にあって、議会主義思想を確立し、今日の諸条件においてその思想を出来る限り十分に鼓吹するため自己の機能を発揮するのは同盟の責務である。

第五十回同盟会議は列国議会間の協調の長い歴史に一つの道標を打ち立てるであろう。

同盟は、遠い国々において会議を重ね、大陸から大陸へとその使命を明らかにした後今度誕生の地であり、以来その諸原則及び信念がはぐくまれてきた西欧の政治的環境にある都市ブラッセルに戻って来ようとしている。

果してブラッセル同盟会議は、その選んだ道を歩み続けるための新しい力を見い出し、今日の世界に見る諸々の障害を乗り越えて、創設者の趣旨、すなわち平和への奉仕、法の強化及び代議制民主主義の擁護のため強力なる勢力となるであろうか。この問題に対する解答は本同盟加盟各国の掌中にある。

(二) 国際情勢

アジア及び太平洋地域

この報告書作成当時には、独立・中立ラオスの資格をきめるために、ジュネーブで招集された国際会議は、まだその目的を達成していなかった。

しかし、結果がどうであろうと、東南アジアにおける東西両陣営の力関係が、最近西欧側の地位の損失になったことは既にあきらかである。実際、このことは、同国代表が東京会議に出席していた当時以来の、この国の政治的大変貌であると思われる。

隣接諸国に関して言えば、ラオスの内戦は、これらの国々に重大な影響を及ぼした。ベトナム共和国は、クーデターの失敗を経て、破壊的分子による増大した圧迫に直面しなければならなかった。東南アジア条約機構の主宰国たるタイ国に関して言えば、同国は、最近の事件がもたらした不安定の情勢下において、先祖伝来の外交手腕を行使しなければならないであろう。

また一方においては、カンボジア国首長ノロドム・シアヌーク殿下が果たした建設的役割に対しても言及しなければならない。シアヌーク殿下は去る一月、すでにラオス内戦の中にひそむ重要性を十分察知して、その時には不成功に終ったが、危機解決策を見いだすために、新たなジュネーブ会議を開催するよう要請したのである。

インド支那半島は、ここ数カ月のあいだ、全くアジアにおける世界緊張の中心地となってきた。アジアのその他の地域は、比較的平静を保っていた。

インドが自国の領土であると、主張している約一二、〇〇〇平方哩の地域の中共による占領に関して、今だに中共と対立していることは、勿論確かなことである。前の報告書で十分検討されたこの困難な問題は、これまで両国間の長引いた交渉課題となってきたのであるがいまだに最終決定に至らない。

インド大統領ラジェンドラ・プラサド博士は、二月に議会で行なった演説において、中共はロンジューに設けた軍事拠点を撤退し、またインド領土内でいままで以上の侵略を試みなかったが、同国の非妥協的態度は今までと変らないことを述べた。

ネール首相は、国内の情況に関して多大の進歩があったことを報告した。農業生産物は決定的な改善のしるしを示したし、一九六〇年の当初十カ月間には工業生産高は、前年の同期に比較して増大した。

六月には、ワシントンにおいて、インドの開発援助に関心をもつ世界銀行及び各国の借款協会が、インドの第三次五カ年計画の費用にふりむけるため、二〇億ドル以上を供与することを決定した、と発表された。

実際、インドの経済的地位は、今月においては過去における以上に確固たるものと思われる。

これに反し、中華人民共和国には、昨年、重大な経済的支障があったように思われる。悪天候及び組織的欠陥の双方の結果により、この国の穀物生産は予想よりはるかに少なく、絶えず増加する人口の需要をみたすには不十分であった。この事情を緩和し飢饉をさけるために小麦の供給に関して、カナダ及びオーストラリアとの間に多額の契約が結ばれた。

海外分野においては、前以上の抑制政策が行なわれ、北京政府は、台湾問題を解決するために武力に訴えるというおどかしを繰返えさなかった。

この地域にあるその他の国の国内情勢について言えば、大韓民国においておき た事件が重大変化をもたらした。この国では李承晩氏の打倒後、すなわち一年前に生れた民主的政府は韓国軍隊内で組織されたクーデーターによって倒された。

その他の国々においては、議会民主主義の前途はさらに有望である。かかる例は日本においてもみられる。たとえば日本では一九六〇年の春、起った騒ぎの後数カ月して行なわれた総選挙において、国民は十分な秩序と自由のうちに投票した。

ラオスの三人の殿下達のあらそい

三人の殿下、三つの軍隊、三つの政治的傾向、これらがラオス問題の要素であって、外国干渉によって複雑化されたラオス問題はいまや大きな国際的危機に関する問題となった。

一九五四年ジュネーブでとりかわされた協定によれば、ラオスは中立政策を採用し、軍事同盟には加盟しないこととなっていた。ついで反対党との間に和解をうるために基本線が設けられたが、まもなくこの目的の達成が至難であるとわかった。しばらくの間は国内統一がまもられたが、これは短命であることがあきらかとなった。爾来、ラオスでは大きな不安定や増大する意見の相違、及びめまぐるしい政権の移動が行なわれた。

降下部隊長コン・レ大尉の組織したクーデーターのあったのち、スバナ・プーマ殿下を首相とする中立政府が、一九六〇年八月にビエンチャンに設けられ、国民議会において満場一致の支持をうけた。

結果として、以前に政権を握っていた右翼分子は排除された。かれらはクーデターを共産主義者の破壊活動であるとしてこれを非難、ただちにラオス南部のサバナケットに、ブンウム殿下を首班とする革命委員会を樹立することに着手した。米国の援助に依りビエンチャン方面に軍事行動を始めたブン・ウム軍は、敵軍を武力で後退させ、スバナ・プーマ殿下が首都を放棄せざるを得ないようにした。プーマ殿下は首都からカンボジアに亡命した。十二月十二日、国王は、ブン・ウム殿下を首班に任命し、これとともに右翼国家主義の指導者たるプーミ・ノサバン将軍を国防相に任命した。

しかしながら、パテト・ラオ軍及びコン・レ大尉軍は闘争をあきらめなかった。かれらは北部に撤退して、待避していた山岳地帯において、食糧や軍需物資をソ連からの飛行機輸送によって手に入れ、外国の援助を確保した。

これがかれらをして漸時その活動を拡大することを可能とさせ、ジュネーブ会議の開催時には、殆ど全ラオス地域の半分を支配した。

これらの事件は、平和なラオス王国を冷戦の活舞台に変じたが、東西両陣営も間接的にこれに関係した。ラオスの事態は、海外において次第に強い関心をひきおこした。また、ラオスの隣国たるカンボジア王国は、この危険な状態に注目した最初の国であった。

去る一月、元首のノロドム・シアヌーク殿下は、一九五四年インド支那に関するジュネーブ会議に出席した十四カ国に書簡を送り、かれがよく知っているラオス危機の重大性にかんがみ、これを解決するために、再度会議を招集するよう要請した。この提唱はモスコー及び北京では心良く受け容れられたが、ワシントンではあまり歓迎されなかった。手始めとしては、一九五四年設置された三者管理委員会を再び活動させるべきであるというのが、西欧側の考えであった。一九五八年六月、ラオス政府は、管理委員会が仕事を終ったので、ビエンチャンを去るべきだと要求したのである。

第一回ジュネーブ会議に自国の代表が共同議長であった二大国、すなわち英国及びソ連両国の上に、決定的役割がふりかかった。

ロンドンとモスコー間に多くの文書交換があった後、両国政府は、次の三点を含む計画に関して、四月意見の一致をみた。すなわちこの三点とは

英・ソ両議長から停戦アピールを行なうこと。

カナダ、インド及びポーランドの各代表で構成する管理委員会を再開すること。

ラオスに関する国際会議を召集すること。

である。

問題のアピールは、四月二十四日、ラオス内戦に加わった各軍隊にむけ発せられた。その後まもなく停戦が実施されたが、それぞれの軍隊が互いに責任をなすりつける出来事があちこちに起った。

五月八日、ニューデリーで会議を開いた管理委員会は、再びラオスにおいて活動を始めた。

結局、第二回ジュネーブ会議は、五月十二日に招集された。十四カ国政府が参加するよう要請された。

これらの会議は、先ず最初に六年前にインド支那会議に顔を合わせたことのある九カ国、すなわち英国及びソ連(共同議長)、カンボジア、中華人民共和国、フランス、ラオス、ベトナム民主共和国、ベトナム共和国及び米国を含めた。これら諸国に加えて、国際管理委員会の委員たるインド、カナダ及びポーランド、ならびにラオスと国を接するため直接利害関係を有する二カ国、すなわちビルマ及びタイ国が参加を求められた。

会議の当初は、ラオスにおける国の構成状態、及びラオスを分割しつつあった党派的紛争を終わらせるためにとるべき方法に関して、大国間の意見が大きくわかれたために、骨が折れるものであった。

西欧側としては、ブン・ウム政府が唯一の合法機関であると認めた。更に、独立及び中立ラオスの国際的地位の定義付けを目的とした政治的解決のためのいかなる交渉も、管理委員会により監督される有効的な停戦を先きに実現しなければならないという意見であった。

これに反し、ソ連としては、スバナ・プーマ政府がラオスの合法政府を代表するとの意見をもちつづけた。ラオス統一を強化するため各党派間の話し合いが提案された。これに対して、モスコーでは、パテト・ラオを支持し、ラオスの危機を終わらせるため、スバナ・プーマ殿下を首班とする中立政府の結成をうけいれる用意があるとした。

七年間の空白期間を経て再び世界外交の舞台にもどった中華人民共和国は、ソ連の主張と同じく、ラオス問題は、スバナ・プーマ政権を唯一の合法政府とし、ラオス国民自身の手によって解決すべく、ジュネーブ会議の主目的は『米国の侵略』を終わらせるためのものであるとの理論を支持した。

誰がジュネーブ会議でラオスを代表するのか。この問題については、会議参加諸国が二派にわかれたので、会議の活動開始をおくらせた。最後に妥協が成立し、これにより当初予定された期日より、四日おそく五月十六日には、英・ソの共同議長は、全ラオス人の代表者達の会議出席に同意したが、これら代表者の出席は、ラオス各派政府から要求されたものであった。

各政府の代表が各自の意見を明示したが、会議は、ラオスからしばしば不安な情報が入ったために、さまざまな中断があった。ラオスでは、管理委員会は、ラオスの各所で、散発的に交戦が勃発するのをとめることは不可能であるとの考えを表明した。

チューリッヒにおけるラオス三殿下の会談

六月中旬においては、もし統一、独立及び中立によるラオスの再建について同意が得られたとしても、これを実行に移す際にとられる方法に関して、深刻な意見の相違が生じることは明らかにわかっていたのである。

特に、困難にして重要な問題が残されていた。それは、たとえジュネーブ会談において、同意が得られても、誰がその協定に署名するのかという問題であった。

ノロドム・シアヌーク殿下は、ラオスの三殿下を会談させて、いかなる犠牲を払っても、ジュネーブ会談に代表を送る統一連立内閣の組閣を認めなければならないことを、これら三殿下に理解させることにより、再度調停役を努めようと試みたのである。

長時間にわたる意見の交換の後、結局ラオス三派間の折衝は最高クラス、すなわちラオス三殿下の間で行なわれるべきことになった。六月十九日のチューリッヒにおいては、国家統一の線に沿って一歩前進した。しかし、この事態の進展は、ジュネーブ会談を早急に妥結に導くであろうと亡したスファヌポン殿下、及び中立派で、スファヌポン殿下の義兄弟であるスバナ・プーマ殿下の三者間で行なわれる決定的会談の舞台となったのである。

この第一回会談は、その設立については承認されている国家連合政府の政策に関する一定の一般的原則について、同意を導き出した。

この新政府は、「平和、中立、独立、民主主義、統一及び繁栄」をラオスにもたらし、国内平和の回復を管理して、ラオス国民に対してもう一度完全な民主的自由を保障する課題をかせられることになるであろう。

外交関係においては、新政府は、いかなる軍事同盟または軍事上の提携をも結ぶことなく、またラオス領域内に外国の軍事基地の建設を認めない平和共存に関する五原則に従わなければならないのである。更に、いかなる軍事同盟または軍事上の提携からも保護をうけることを承認してはならないのである。

ラオス三殿下は一般的政策に関しては同意に到達することができたが、連合政府の構成、及び三派間の連合政府内での釣り合いに関する微妙な問題を解決することはできなかった。しかし、議会を通さずに、ラオス王が行なう直接の指名と任命による特別措置に基づいて、新政府を組織することが決定された。各方面から噂さに上っているように、スバナ・プーマ殿下が新政府の指導者となるのではないだろうか。しかし、現在のところでは、はっきりしたことは何もわからないのである。

統一ラオスの新行政機関の最初の課題は、一方では、ジュネーブ会談に派遣する代表団を指名し、他方、総選挙を組織することである。さしあたっては、ラオスの各方面に現存している統治機関をそのまま存続させることに意見が一致した。

チューリッヒにおいては、国家統一の線に沿って一歩前進した。しかし、この事態の進展は、ジュネーブ会談を早急に妥結に導くであろうと

希望するには不十分であった。実際、統一ラオスの代表者なしに、どうしてジュネーブ会談を終らせることができるのであろうか。

それ故、ビエンチャンかルアン・プラバンにおいて統一政府が組閣されるまで、最終的交渉に入るのを待つ必要がある。その時期までに数週間を要するかもわからないが、その間、会談は小規模な交渉を続行しながら、ラオスの国際的身分、及び東西両陣営の妥協を困難にしている国際管理委員会の機能に関する種々の問題を詳細に討議できるのである。

ベトナム共和国の国防

ラオスにおける中立主義者及び共産勢力の軍事的成功は、サイゴン政府に対して深刻な不安をもたらした。

過去数カ月、今までより以上に南ベトナム政府は、思想的に北ベトナムと密接なつながりをもつ秘密結社ベト・コンの自国内での活潑な活動と戦わなければならなかった。約一万人のよく訓練されたゲリラ戦闘員を中核とするベト・コンの組織は、すでに、南ベトナムのかなりの地域を支配している。

昨年十一月、サイゴン政権に対して、降下部隊によるクーデターが、試みられた。しかし、この反乱の責任は左翼勢力にはないのである。それは、民族主義者側からさえも、容赦ない批判を受けてきた現政府の独裁的手段に対する反動であるというのが、一部の観察者の意見である。しかし一方、青年将校は北ベトナムからの滲透に対して、もっと強力な戦闘を行なう意図を有しているのであると見るものもある。

反乱軍は数時間首都を支配して、元首を彼の宮殿の中に監禁した。その時には、大統領の運命はきわまったかに思われたのである。しかしながら、ゴ・ジンジェム大統領は、不撓不屈の精神により、一部の軍隊が大統領の呼びかけで援助にきた後の劇的な戦闘を経て優利な立場を獲得した。

情勢が再び大統領の支配下に戻ると、大統領は直ちに彼の政治的反対者に対して効果的な処置を取った。反対派の主要人物の一人であるパン・クオン・ダム博士は逮捕された。

しかし、これらの困難な情勢下において、サイゴン当局は五カ月後にせまっていた大統領選挙を延期しなかった。農民の投票を妨害しようとする破壊分子の努力にもかかわらず、選挙は予定通り、四月九日に施行された。この事実は、本質的に、政府側にとって成功であったと考えられるのである。ゴ・ジンジェム氏は、大多数で新らたに五年任期の大統領に再選された。

有権者総数約七二〇万票のうち、大体五〇〇万票が投票され、このうち八〇・五%が前大統領に投票されたと公表された。

投票の自由は、特に農村において、保障されたものと思う。サイゴン市内では、ゴ・ジェム大統領は、主な対立候補者の一五万票に対し、三〇万票を獲得した。

この民衆の支持の表示によって強固になったゴ・ジェム大統領は、それ以来迷うことなく、強力な反共政策を押し進めているのである。この点で、ゴ大統領は、去る四月三日ベトナム共和国と友好ならびに経済関係の条約を締結した米国から強い支持を受けるであろう。

東南アジアにおけるめまぐるしい政治情勢の展開は、最近ワシントンにおいて非常な懸念を惹起した。リンドン・ジョンソン米国副大統領がベトナム共和国を訪問した際、同副大統領は軍事援助増強の確約を与えた。

隣国ビルマでは、ここ数年間中立政策がとられており、このことは最近かなり明確な成果を挙げている。

ビルマとその隣国中国

過去数カ月間、ビルマは中国との国境線決定に関する協定を結ぶため、中国人民共和国と交渉を行なってきた。成功裡に終ったこの交渉は、世界各国の新聞ではあまり大きな見出しで取り扱われなかったけれども、その政治的影響は、アジアにおいてもっとも重要なものである。

昨秋行なわれたウ・ヌー首相の北京訪問は、「ビルマ・中国友好の年」といわれた昨年のうちでも、最頂点に達するものであった。昨年十月一日行なわれた厳しゅくな調印式において、ウ・ヌー首相と周恩来総理は両国間の国境問題を最終的に解決する協定に署名したのである。周総理は、この新条約は国際紛争を平和的手段で解決する見事な見本を世界のすべての国家に示すものであると語った。

批准書の交換はラングーンで行なうことを北京にて協定し、一九六一年初頭、一月四日の第十三回ビルマ独立記念日をその適当な機会とすることとなった。周総理を団長とする強力な中国代表団の存在は、この独立式典をより一層引き立てた。

ラングーン到着に際して、周総理は、六億五千万人の中国人民の心からのお祝いの言葉を持参してきたと語った。しかし同総理は祝辞だけでなく、国境周辺に居住している百万人のビルマ国民に送る、二五〇万米のサラサ模様の衣地と六十万個の磁器皿を持参してきたのであった。

両国首脳はその後数日間、数回にわたり会談を開き、この会談から、経済及び技術協力協定と、償還に関する協定が実現した。この経済及び技術協力にもとづいて、中国は三千万ポンドにのぼる無利子借款をビルマに与えた。この借款は、ビルマに対する中国人専門家及び技術者による援助、設備と機械類の供給及びビルマ人労働者訓練の援助に用いられるものである。この協定は、一九六一年十月一日に効力を発効し、一九八〇年十二月三十一日まで有効である。

周総理が一月九日ラングーンを出発する際に発表された共同宣言は、両国の共同の努力により、ビルマ・中国間の伝統的な友好関係はかつてないほどに発展した、と述べている。

しかしながら、ビルマは強力な隣国と経済的結びつきを強化しただけでなく、東独、ユーゴースラビア及びアラブ連合と新しい貿易協定を締結した。もちろん、ビルマがコロンボ計画加盟国の一員であることを忘れてはならない。一九五一年―六〇年の期間における米国の援助額だけでも一〇〇万ドルにのぼっているのである。

現在のところ、隣国との関係を全面的に改善し、中立政策を継続する安定した政府をもつビルマは、順調な状態にあるものと見てよいであろう。

未解決問題

ここ数年間続いている西ニューギニアに関するインドネシア・オランダ間の紛争は、両国間の関係に再び緊張をもたらした。

平和的解決を希望するという両国の声明にもかかわらず、両国政府は、この地域に対して着々と軍事力を増強しており、特にオランダ海軍のこの地域への出動は少なからぬ関心を惹起した。その直後の昨年八月十七日に、スカルノ大統領はオランダとの外交関係を断絶した。

強い不信感がみなぎっている中で、マラヤのテンク・アブダル・ラーマン首相は、十一月にハーグを訪問した際、調停案を示した。

その後、オランダ政府は、問題になっている地域における方策を国連の調査と判断にゆだねるつもりであるが、西ニューギニアの将来に関する国連の決定についてのオランダの承認は明確に除外されるという声明を出した。一九六〇年四月に、オランダ当局はすでに自治政府の漸進的採用に関する計画を発表しているのである。

本年二月、オランダ政府が、住民の諸権利を正当に保証する西ニューギニアの信託統治化に反対するものではないと発表したとき、この問題に対する国連介入の可能性に新局面が開けたのである。

この解答として、インドネシア当局は、二・三年内に「西イリアン」

をインドネシアの主権下に置くという条件で、国連「参加」の形式に同意すると宣言した。それ故、正常な意味において、国連の信託統治に関しては、問題の余地はなくなったのである。

本年三月十日、インドネシアが、ジャカルタ駐在の英国外交機関、及びハーグ駐在のアラブ連合外交機関を通じて、オランダとの間にかねてより維持されていたあらゆる関係を断絶したとき、事態は更に悪化した。両国間の不和は、決定的に思われる。

オランダとの関係において、インドネシアがとった強い非妥協的な態度は、おそらく、「指導される民主主義」の政策を固守するため、スカルノ大統領が過去数年間にわたり多くの急進的な措置を実行に移してきたという特徴をもつインドネシアの国内政治情勢を背影として、考えなければならない。

一方、自治に関するオランダの計画を実現化する最初の措置がとられた。まず最初に、選挙が施行され、新立法会議は、本年四月五日、首都ホランディアにおいて、開会式を催した。

選挙された十六名、及び指名された十二名の議員のうち、ほとんどがパプア人であるこの立法会議は、行政及び立法の義務とともに、一年以内に自治政府の実現に関する方法を勧告し、その日時を提示する仕事を委任されている。西ニューギニアの政治、経済及び社会発展、ならびにほとんどすべての行政権のパプア人の漸進的移譲に関して、オランダ政府が作成した十年計画から判断すると、自治政府の実現は一九七〇年以前には無理だと思われる。

オーストラリアの行政下にあり、国連の信託統治領である東ニューギニアにおいても、これに類似した開発計画が施行されつつあるということは、非常に意味深いものがある。

しかし、インドネシア政府は、最近設置された立法会議を認めないとともに、「西イリアン」自治は全面的に受け入れ難いものであると公表した。

それ故、西ニューギニアの将来に関するオランダとインドネシアの考え方は、今日、以前にもましてそのへだたりが大きくなったのである。

二つの総選挙

日　本

岸内閣が退き、池田勇人氏が昨年七月に新らしい内閣総理大臣に任命された後、多数派たる自由民主党は、国民の信任を新たに求めなければならないということは明白であった。事実、衆議院は同盟会議の直後、十月に解散され、十一月二十日に総選挙が行なわれた。

日米安全保障条約に対する社会党の強い反対にもかかわらず、投票が多数党の交替をもたらすであろうと考える者はいなかった。十月十二日に起った右翼少年による社会党浅沼委員長の悲惨な刺殺事件については、この不幸なできごとが多数の人々に及ぼした急激な反動により、少なからぬ同情票が社会党に投じられることは、ほとんど疑いないところであった。

選挙は順当に行なわれ、暴力は見られなかった。開票結果が発表され、自由民主党が衆議院におけるその立場を強化したことが明らかになったが、これは池田内閣の政策が支持されたことを物語るものである。

最終結果は次の通りである。

	一九六〇年	一九五八年
自由民主党	二九六	二八七
社会党	一四五	一六六
民主社会党	一七	—
共産党	三	一
諸派	—	—
無所属	五	一二

投票率は七三・五%で、戦後三番目に低い数字であった。総投票数のうち、自由民主党の得票率は前回に比し約〇・二%減じたが、社会党は約五%増であった。

米国においては、この選挙戦の結果は、池田首相の親西欧政策の勝利であり、同時にその年の前半に非常に大きな論議をまき起した安全保障条約に賛成のしるしである、と見なされた。一般にその他の西欧諸国の首都においても、池田総理がこれまでの対西欧協力政策を継続するについて、堅い信任を与えられた、と受け取られた。

一方、社会党もこの選挙によって確実な地歩を固めたと考えたが、モスコー及び北京においてもこれと同様な見解が発表された。党の分裂にもかかわらず、社会党は、最近強くなったと考えられる中立主義的意見のかなりな部分を集めたということは、確かに事実である。しかし、明らかにこの感情は、共産党の運命にほとんど影響を及ぼさなかった。同党は、一一八名の候補者の中から、ようやく三名を衆議院に当選させるにとどまったが、それでも前回の当選者数より二名の増加であった。

一九六〇年十二月七日、衆議院は多数により池田勇人氏を再び内閣総理大臣に指名し、参議院においてもこれと同じ手続きがとられた。

翌日、第二次池田内閣は天皇の認証を受けた後、正式に発足した。主要な政府閣僚の地位には留任が多かったが、その他の閣僚には多数の変更があった。同盟の東京会議実行委員長であった周東英雄氏は、農林大臣に任命された。同盟本会議において、小坂善太郎氏が各国代表に対して演説を行なったことを御記憶であろうが、同氏は外務大臣の地位を保った。新らしい日本政府は、中華人民共和国との通商関係再開という微妙な問題をまだ持ち出していない。しかしながら、日本がその製品の輸出を増大し、必要な外貨を更に獲得しようと望むならば、この件に関する決定を長く繰り延ばすことはできないであろう。

最近、カナダと北京政府の間で、大規模な貿易の取りきめが結ばれた。取引は特に必要な小麦に限られていたが、この締結は同時に、多くの日本の政治家に考えるべき資料を提供したに違いない。

左傾の日本労働組合総評議会(総評)、及びその他の左翼団体は、この問題に関して措置をとることを求めている。そして二月には、総評の招きにより中国労働組合代表団は、三週間にわたって日本を訪問した。

外務大臣は、三月の記者会見において、現在の行詰りを打開するために北京政府と閣僚級の会談を開催する可能性を考慮中である、と語った。その後、池田首相は、六月半ばの訪米期間中にワシントンで行なわれたケネディ大統領との会談で、この問題を取りあげた。この会談においては、経済及び貿易問題が中心となり、日米合同委員会を設置することが決定された。

しかし、日本の輸出にとってアメリカの市場がきわめて重要であることは論をまたないが、たとえほんの一部なりとも北京政府との間に貿易を再開することは、日本経済の見通しを明るくするものであることは、疑いないところである。

ニュージーランド

ニュージーランドにおいても、保守勢力が総選挙で勝利をおさめた。三年間政権を握っていた労働党政府は、一九六〇年十一月二十六日に行なわれた総選挙に破れた。保守系の国民党は同党の議席を前よりも七つ増加させ、これによって十二議席の差をもって国会の多数党となった。

現首相である国民党党首キース・ホリオーク氏は、選挙前の公約として、同党が政権を握ったならば減税を行なうと述べた。労働党政権の交替をもたらしたのはこの公約であったかもしれないというのは、同党は前年度の予算において増税を余儀なくされ、この政策は多数のニュージーランド国民の間で不評をこうむっていたからである。

この総選挙では、指名された二六九名の候補者により、国会の八十の議席が争われた。国民党、労働党、社会信用党の三大政党は、それぞれ全選挙区に候補者を立てた。この外には、共産党から十九名、無所属六名、諸派四名の立候補者があった。

選挙の結果国民、労働の二党が全議席を獲得した。社会信用党は当選者を出さなかったが、労働党から一・五%の票を奪ったというのは、興味あることである。

ホリオーク氏は十二月十二日に組閣を完了し、同日新内閣は発足した。国民党が再び政権についたことにより、輸入をもっと自由化する政策がとられ、国家統制が緩和されるものと思われる。このような措置はこれまでとられていなかったもので、ニュージーランドは世界で最も高い生活水準を有する国の一つであり、また多額の費用をかけた非常に広範囲にわたる社会保障制度を有している以上、完全雇用が行なわれているにしても、現在の政府にとって、問題はむしろ将来にあるのである。去る二月のことであったが、ホリオーク首相は、インフレ傾向に対しては強い手段をとると警告した。更に同首相は、輸入統制はしばらくの間続けるとともに、生産を増大し、工業の発展を促進するために政府は幾多の措置を講ずる、と発表した。ニュージーラントはその収入以上の生活をするようにつとめており、ある期間、経済全般にわたって統制を持続する理由はここにある、とホリオーク首相は言明した。

起草中の憲法

現在過渡期にあるアジアの二カ国では、今や立憲政体のすみやかな再建がうかがわれる。

この例の一つは、一昨年に議会制度が停止されたパキスタンである。

一九六〇年三月に設置された憲法制定委員会は、新らしい憲法はどのような形式をとるべきかに関する勧告の形式で、最終報告書を提出した。

現在完全な権力が付与されているパキスタン大統領に最終決定権があることは、明白である。アユブ・カーン大統領は、平等と民主主義の原則を支持しているが、同大統領はパキスタン国民の統一と団結、及び回教徒社会の基本的教義の保護に力を入れるのあまり、西欧において行なわれている政党制度を「のろい」と呼んで非難するほどになっているようである。将来の代議制度の運営は、多数党と反対党の間の争いという考え方に基づくよりも、意見の一致という概念に立脚すべきである、とアユブ・カーン大統領が主張するのは、この感情からなのであろう。

新憲法は、一九六一年の終りまでに施行される予定である。内相のザキル・フセイン氏の発表によれば、選挙は一九六二年二月に行なわれるはずであり、新議会の開会は三月と定められている。また同内相は、憲法の採択とともに戒厳令は自動的に停止されると述べた。

パキスタンの新らしい憲法は、代表的な西欧の議会制度が教えるところとどれほど離れているかはまだ分っていない。またパキスタン国民自身がどの程度まで現指導者の政治的理念に賛成であるかも明らかではない。

いずれにしてもアユブ・カーン大統領は、憲法が最終的に起草される前にその基本的原則は発表されること、及び「規定される正規の議会議事手続きを通じて」修正を求める機会が与えられることを約束している。

一九六〇年九月に大統領は、新憲法の採択と同時に政治的な解説や批評を行なう完全な自由が復活するであろうと述べた。

タイは、新らしい憲法が起草の過程にあるアジアのもう一つの国である。

一九五九年初頭に設置された制憲議会は定期的に会議を継続しており、三月三十日に首相のサリット元帥は議会における演説で、将来の憲法を制定するための活動を押し進めなければならないと強調し、次のように述べた。「議会は独立した行動をとることを妨げられてはならない……。また政府の行動方針に賛成する義務を負わされてはならない……。議員はその意見を率直に、また隔意なく表明すべきであり、国家に最も適した憲法を制定しようとする意志に忠実であるべきである。」

この作業を終了するはっきりした期日は定められていないが、タイは、自由選挙による議会に基づく代議制度の完全な復帰に向って、徐々に進みつつあることがうかがわれる。

タイは西欧側との提携を固く守っているが、その国内に多数の中国人を抱えており、彼等が中国本土の近親者と結びついていることから生ずる以前から未解決の問題、及びバンコックの今後の対北京関係という至難な問題に直面している。

セイロンにおけるタミール問題

セイロン島の北部及び東部に居住している二百万のタミール族にからむ難問題は、再び暴動に進展し、しばらくの間地方政治のまひをもたらした。四月十七日に総督は非常事態を宣言し、新聞の検閲を実施するとともに、タミール連邦党を禁止した。続いて十日後に、総督は総動員を命じた。義勇兵が出動し、内乱の予防または鎮圧、及び必要物資の補給確保にあらゆる努力がなされた。

これらの措置は、連邦党が本年早々開始したサトヤグラハ（非暴力的非協力運動）によって必要となったのであるが、同党のとったこの運動は、国民の多数が使用しているシンハリ語を唯一の公用語とする法律を政府が施行したことに対する抗議手段なのである。

しかし、これはセイロンにおける民族と宗教をめぐる長い闘争史の中の一こまにすぎない。記憶をひもとくならば、一九四七年の独立施行令さえも、小数派の立場が完全に擁護されないことを恐れるタミール党及びインド党の反対するところであった。しかしながら、セイロン総人口の七〇%はシンハリ族であり、また六四%は仏教徒であることを忘れてはならない。セイロン島の北部に半自治もしくは自治国家を望むタミール族の要求は、セイロン経済に対してほとんど確実に破滅的な効果をもたらすものであろう。北部及び東部の主要都市におけるストライキと混乱は、同国の統一に絶えざる脅威を及ぼしている。このような情勢がいつまでも続くことは許されない。この意味においてセイロンの蔵相フェリックス・ディアス・バンダラナイケ氏は議会で、「われわれは政治を行なうか、それとも退くか、のいずれかをとる。」と述べた。

この島国が平和のうちに発展し、シンハリ族、タミール族、インド族たるとを問わず、すべてのセイロン国民の生活水準向上に絶対必要な経済的発展をとげることを望むならば、タミール問題の政治的解決は是非とも見出されねばならないであろう。

(三) 議会同盟の発展

東京会議の大成功にひきつづいて、その後の時期には、列国議会は諸問題について非常に多くの活動を行なった。評議員会、執行委員会及び調査委員会の諸会議は、非常に良い出席率であったし、討論は活潑に行なわれ、長い議事日程及び加盟議員団の作成した会議の討議の土台となる書類の数は、空前の記録をとどめた。

最近数ヵ月においては、アフリカの新独立諸国のあいだに、同盟の活動についての関心が高まってきている。このことは、近い将来に新しい同盟議員団が、アフリカ諸国議会内に結成される気配があることを示していると思われる。

第五十回列国議会同盟会議にあたり、同盟の「発展」について記述す

るとき、第一回列国議会同盟会議が七十二年前パリにおいて開かれて以来、同盟の機構内で行なわれた幾多の変遷について述べるのが順当であろう。

同盟加盟議員団

同盟評議員会の東京における会議において、カナダ議員団は満場一致で同盟会員に再び迎えられた。また同議員団は、東京会議において立派な活動ぶりを示した。

これより少し以前に、同盟執行委員会は、朝鮮民主共和国（北鮮）の議会内に結成した議員団からの同盟加盟申請について、同盟規約第三条の解釈が明確にされるまで、その審議を延期することに決定していた。

その後は、僅か一カ国の新加盟申請が審議されただけであった。この申請は、大韓民国（南鮮）議会内に設置された議員団から提出されたものであった。同盟評議員会は、ジュネーブにて開かれた第八八回会議において、賛成三四、反対一二、棄権一一、及び無投票二を以て、執行委員会が同議員団は同盟の規約条件をみたしているとした報告に従い、同議員団の同盟加入を承認することに決定した。またこの報告は、問題の議員団が南鮮政府の管轄に属している地域の国民のみを同盟内で代表できる、としてあった。

この条件が南鮮議員団団長に伝達されたが、その間に京城で軍事クーデターが起り、議会は解散したので、なんらの回答も得られなかった。このために、南鮮の加盟申請は保留のかたちとなっている。

五つの同盟議員団は、議会が目下機能を停止しているので、いまだに活動していない状態である。しかしながら、トルコが今年は再び議会をもつであろうし、一九六二年にはパキスタンもそうなるものと思われる。

一九六一年七月一日における総加盟国は五十九カ国を示している。これらの諸国は左の通りである。

アルバニア、米国、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、ビルマ、カナダ、セイロン、チリ、チェッコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ガーナ、英国、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラオス、レバノン、リベリア、リビア、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリッピン、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スーダン、スエーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、アラブ連合、ソ連、ベネズエラ、ベトナム共和国、及びユーゴースラビア

執行委員会

第四十九回同盟会議中に行なわれた選挙の結果、一九六〇―一九六一年における執行委員会は左の如く構成された。

氏名	任期完了年
議長　G・コダチ・ピサネリ（イタリア）	一九六二年
副議長　サー・マルコム・ストッダート・スコット（英国）	一九六一年
委員　M・ブラッシュール（ベルギー）	一九六一年
H・D・クーレイ（米国）	一九六三年
福永健司（日本）	一九六四年
パンディット・H・N・クンズル（インド）	一九六二年
A・マチン・ダフタリ（イラン）	一九六四年
フィン・モー（ノールウェー）	一九六二年
F・E・トルバート（リベリア）	一九六三年
R・A・ワイドマン（アルゼンチン）	一九六四年

他の国際機構との関係

これまでと同様に、国連、国際労働機関、ユネスコ、食糧農業機関、欧州会議等の多数の大きな国際機構と定期的な接触が保たれている。

右のうち欧州会議を除く四機関が、東京会議に代表者を出席させた。ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催された春季会議においては、国連代表者として、政治安全保障問題担当事務次長ゲオルギー・アルカデフ氏、政治安全保障局長ウィリアム・ジョールダン氏、欧州事務局弘報部長クロード・ド・ケモーラリア氏が出席した。アルカデフ氏は開会にあたって各国の参加代表に対し長い演説を行ない、その興味深い発言の中で特に次のように語った。「多数の国々からの代表者を一堂に集めて行なわれる列国議会同盟の会議と活動は、国々と諸国民の間の緊張緩和という問題に、重大な貢献をなすものであります。」

また同国連事務次長は各国代表に対し、国連は同盟の活動、ならびに同盟が維持している国連との密接な関係を非常に重要視している、と述べた。

この外、春季会議に際して、ＩＬＯ、ガット、ユネスコ、欧州会議、欧州議会会議が代表者を出席させた。

最近における同盟の会議

同盟評議員会第八七回及び第八八回会議

この二つのうち、第八七回会議は、一九六〇年九月二十八日、十月五日、及び六日、東京の国会議事堂において開催された。コダチ・ピサネリ教授は、新らしい評議員会議長の選挙が審議された短い時間を除いて、全会議の議長をつとめた。同教授は、満場の大かっさいをもって、二年間の任期で評議員会議長に再選された。

評議員会は、新議員団の加盟について満たされるべき条件に関する同盟規約第三条解釈の問題について長い審議を行なった末、この問題を検討する特別委員会の設置を決定した。

アラブ連合共和国議員団の提案により、評議員会は、植民地主義及び人種的差別の問題を審議した後、決議案の作成にあたる起草委員会を設置した。決議案は、この所管委員会で幾分変更された後、同盟会議において追加項目として審議され、全会一致で採択された。

同盟規約に従い、評議員会は執行委員会の定期退任による欠員二名、及び同盟会議が増員を決定した新らしい委員二名の選挙について推薦を行なわなければならなかった。推薦された候補者は、四名とも当選に必要な絶対多数を獲得した。

第八八回会議は、一九六一年四月八日、及び九日、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンにおいて開催された。主要な審議題目の一つに、東京で設置され、同盟規約第三条の解釈を付託された委員会の報告があった。委員会報告は評議員全員から好意をもって受取られたわけではなく、結局、評議員会議長は項目毎に表決に付することを決定した。最終的には、ソ連評議員が述べた小数意見を除き、報告書はすべて採択された。

もう一つ長時間にわたって審議された問題は、大韓民国に結成された議員団の同盟加盟申込みに関するものであった。すでに述べたごとく、この問題に関して執行委員会が提出した報告には、承認が与えられた。

明年以降の同盟会議に関しては、評議員会は明年プエノスアイレスで開催される同盟会議の期日を決定し、また第五十二回同盟会議は一九六三年ベルグラードで開催することを承認した。更に、同盟会議をテヘランで開催したいというイラン議員団の招請を念頭に置くことが決定された。

また第八八回会議において、政治問題に関する三つの決議が採択された。第一は、ベネズエラ議員団が最初に提起した国家の公務にたずさ

わる人々の不正利得を取扱う決議であった。本件については、この問題を調査し、とるべき適当な措置を勧告する小委員会の設置が決定された。

第二の項目は、核エネルギーを平和目的に利用する可能性及び核兵器の廃棄に関する決議であった。この問題は、政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会で審議されたものであり、評議員会は全会一致をもって次の決議を採択した。

列国議会同盟評議員会は、

核エネルギーの平和的利用が、経済発展に関する多数の重要問題を解決する機会を広く提供することに注目し、

核エネルギーの平和的利用の領域において、平等の基礎に立脚した国際協力を更に推進する必要があることを強調し、

平和面のみを目的とする核エネルギーの利用促進をめざすあらゆる創意を支持し、

核エネルギーを平和目的に応用する規模と領域の急速な拡大をはばむ主要な障害は、科学者の創造的努力及び各国の物質的資源が軍事的生産の分野に向けられていることであると考慮し、

核軍備競争は、有益な国際協力の進展を妨げる不信と疑惑をかもし出すのみならず、核戦争の脅威を生み出していることを注視し、

核兵器の禁止と破棄は、全面的軍縮に欠くべからざる要素であり、また破壊的な核ミサイル戦争を防止し、原子エネルギーを平和目的に利用する可能性を拡大するための最も重要な課題であることを考察し、

適切な査察と管理の制度を有する全面的完全軍縮は、核兵器、弾道ミサイル、細菌兵器、及びその他の大量破壊手段を禁止し、破棄する問題の早期解決を達成する最善の方法であることを認識し、

列国議会同盟に加盟しているすべての国の議員団、中でも特に大国の議員団に対し、厳重な国際管理下における全面的完全軍縮の協定を実現するためにそれぞれその努力を集中することを要請し、

各国議員団に対し、この協定の締結と国際緊張の緩和を促進することを目的として、それぞれの政府が全面的完全軍縮に必要な活動を行なうように働きかけることを勧告し、

すべての国の政府に対し、核及びその他の軍備競争の激化、並びに全面的完全軍縮の問題の解決に新しい障害を作り出すに至るおそれのある行動を差控えるように訴え、

条約の規定に従って確実に行なわれる適切な査察の制度を有する核兵器実験の停止に関する協定を早期に締結することは、全面的軍縮協定を促進する有力な刺激となることを確認するものである。

第三の政治的問題は、ワイドマン氏（アルゼンチン）の提案により評議員会の議題となった、コンゴ共和国の議会情勢に関するものであった。この問題について熱心な討議が行なわれ、アラブ連合提出の決議案が、数件の修正を加えられたのち、評議員会によって採択された。その全文は左の通りである。

列国議会同盟評議員会は、

コンゴ問題に関する国連安全保障理事会及び国連総会の決議、特に国連安全保障理事会が二月二十一日採択した、コンゴから国連の指揮下に属さない全ベルギー、その他の外国軍隊、それに準ずるもの、政治顧問、及び傭兵の速やかな撤兵、撤退を要求し、またコンゴ議会の召集とこれに必要な保護手段の採用を要求し、同時にコンゴ議会制度の再建の緊急に必要なことを確言する決議にかんがみ、

国連安全保障理事会が、一九六一年二月二十一日に採択した決議が現在まで実施されないことを銘記し、

コンゴ議会が武力の妨害により議会を開くことができなかったこと、及びコンゴ国民の真の意思を自由に発表するためのコンゴ議会の開会に対する障害物がいまだにとり除かれていないことを注視し、国連安全保障理事会が、一九六一年二月二十一日に採択した決議、及びこれが速やかな実施の要求をつよく支持するとともに、

コンゴ議会をできる限り早く召集して、コンゴの将来に関するコンゴ国民の意見を自由に、圧迫を加えられることなく発表する機会を与えるようにするために、同盟各国議員団は、自国政府をして国連において必要な措置をとらせる目的を以て、それぞれの自国政府に働きかけることを切に要望するものである。

第一一八回、第一一九回、第一二〇回及び第一二一回執行委員会会議

昨年の執行委員会会議は東京及びジュネーブにおいて開かれた。その最初の会議は、恒例により第四十九回同盟会議開会直前に開催された。この際に、カナダが再び議員団を結成し、議会同盟に再加盟することを決定した旨発表された。

またこの会議は、執行委員会副議長ブラガ氏（ブラジル）の任期の満了した時であり、同氏と数年来親しく協力して活動して来た委員達にとって痛惜の時であった。

第一一九回会議は十月七日東京にて開かれ、福永氏（日本）、マチン・ダフタリ氏（イラン）、トルバート氏（リベリア）及びワイドマン氏（アルゼンチン）の四新委員がはじめて出席した。委員会はサー・マルコム・ストッダート・スコットを一九六〇年から六二年の間の執行委員会副議長に選挙した。

ジュネーブにおける会議は、国際労働機関の招請により、同機関の本部において、十二月十四日、十五日開会した。同機関事務総長D・A・モーズ氏の代理として事務次長ラオ氏が同盟に対して歓迎の挨拶を述べた。執行委員会議長欠席のため、サー・マルコム・ストッダート・スコット副議長が会議を主宰した。

日本の福永委員は、総理大臣池田勇人氏からの、東京において開かれた同盟会議の重要性と有用性を強調した書簡を持参し、伝達した。この会議の際、同盟の本部として使用する適当な建物を入手するため、ジュネーブ市及び州当局係官と交渉が行なわれた。その時をはじめとして、以来連絡、交渉が続けられているが、同盟評議員会議長自身による熱心な要請にもかかわらず、何等の結果に到達していない。

春季会議の直前の第一二一回会議は、四月三日（月曜日）午後国連ヨーロッパ事務局長スピネリ氏によって、パレ・デ・ラ・ナシオンに迎えられた。

審議された重要問題の中に、「議会の各種形態の調査」の終結に関するものがあった。この調査は御承知の通り四年前に開始されたものであり、それを所管する小委員会がこの比較研究のフランス語版について全員一致の承認を与え、その結果現在印刷に付されており、今回執行委員会の議題として最後的にとり上げられたものである。

また委員会において福永委員（日本）は、同盟アジア地域議員団会議を組織するについての同氏の努力に関して興味深い報告を行なった。

調査委員会及び小委員会

東京会議においては、新しい調査委員会は、全部開会された。調査委員は一九六一年度事業計画を討議し、役員を選挙した。また次回の五調査委員会全部を復活祭後ジュネーブに招集することとした。

このジュネーブの会議は頗る出席がよく、議事日程は時間表通りに完了された。同盟史上初めて同時通訳がずっと使用された。この新しい試みは非常に成功だったと代表者達が等しく同意している。

ジュネーブ会議において、調査委員会は、一九六一年春まで役職を勤める次の役員を選挙した。

政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会

委員長　ギルバート・ロングデン氏（英国）
副委員長　アレス・ベブラ氏（ユーゴースラビア）
　グエン・フォン・チェップ氏（ベトナム共和国）
議会及び法律委員会
委員長　A・F・ゴルキン氏（ソビエト連邦）
副委員長　K・セント・ジョージ夫人（米国）
経済及び社会委員会
委員長　P・J・カプテイン氏（オランダ）
副委員長　O・オウス・アフリエ氏（ガーナ）
　ゴンザロ・バリオス氏（ベネズエラ）
文化委員会
委員長　M・ドゥボー夫人（フランス）
副委員長　マヌエル・ド・アラネギ氏（スペイン）
　A・ポレドナック氏（チェッコスロバキア）
非自治領及び人種問題委員会
委員長　H・カレー・トーマス氏（リベリア）
副委員長　A・I・アラン氏（オーストラリア）
　カール・モンマー氏（ドイツ連邦共和国）

世界に現存する議会の各種形態に関する調査を委託された議会及び法律委員会は、過去三回同盟本部で会議を開いた。一九六一年三月に開かれた会議において、小委員会は、調査の最終段階として同調査報告書のフランス語の案文を承認した。

C・デ・バーク氏（ベルギー）が小委員長となった青少年犯罪に関する小委員会は東京会議のときに開かれ、それ以来各国における情勢に関する報告を対照検討して活動している。

第八回評議員会において、国家の公職にあるものの不法な富の蓄積の問題についてのあらゆる面を調査する小委員会を設立することを決定した。これから第一回会議を開くこの小委員会は、ベネズエラ、オランダ、レバノン、ソ連及びアルゼンチンの議員団代表から構成されている。

各国議員団の活動

本年初めに事務局がすべての議員団に発送した要請に応じて、三十二議員団が六月三十日までに各自の活動についての報告を提出した。この数字はほぼ前年度と同じものであり、同盟の全員数から見て未だ満足すべきものではない。報告を提出した国はアルバニア、米国、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、ビルマ、カナダ、セイロン、チェッコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ（連邦共和国）、ガーナ、英国、ギリシャ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、日本、ラオス、ルクセンブルグ、オランダ、ノールウェー、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スエーデン、スイス、ソ連及びベネズエラであった。

これらの報告の中にある情報についての詳細な分析及び選挙された新役員の名前は同盟公報の最近号に載っている。

議員団が行なった活動の満足すべき特色の一つは、東京会議の決議は必要な場合にその国の言葉に翻訳され、それぞれの政府の注意を惹き起したという事実であった。政府の各省が、採択された決議についての詳細な解説や批評を述べた例もいくつかあった。

三十二議員団からの情報を精査すると、種々の重要項目や新しい処置が見出される。

ラテン・アメリカからは、ベネズエラ議員団が一九五九年に同盟に加盟してから初めてその活動に関する報告を提出した。同国議員団は、その年に英国、ポーランド及びユーゴースラビアからの議会代表団を迎えた。

アジアにおいては、ビルマ議員団がナン・ニューエ氏が辞職したため幹事が欠員となった。インド議員団の報告はいつものごとく非常に詳細で、東京において採択されたいろいろな決議について政府が述べた興味ある解説を含んでいた。

オーストラリア議員団は、東京会議の期間中に尾崎記念会館ホールに読書台を寄贈したことを述べている。オーストラリア議員団によるこの贈り物は、日本議員団の前議員で有名な民主主義者尾崎行雄氏を記念してなされたものである。

ヨーロッパに関しては、英国、スペイン及びソ連三カ国からの報告が例年より関心深いものであった。英国議員団にとっては、大勢の議会代表をロンドンに迎えたり、英国代表が海外訪問に出掛けたり、非常に忙しい年であった。英国議員団は、十五カ国以上の他の議会と相互友好関係を維持している。これらの友好関係の多くは非常に活動的である。

スペイン議員団団長及び事務総長が一九五八年から一九六一年の間の簡単な同議員団活動史を出版したということがスペイン議員団から報告されている。

毎年その年に行なわれたすべての活動についてのあらゆる情報を掲載しているソ連議員団の今回の報告は、同議員団が発表した公報について述べたものである。

結論として、また提出された報告についての補足として、同盟事務局は、ときどき新聞の切り抜き、雑誌や政治評論の写しを受理しているが、それらのことは多くの同盟加盟議員が自国内国民に同盟活動を知らしているということを示しているものである。最近、数カ月のうちに、ユーゴースラビアのバチェ氏、イランのマチン・ダフタリ氏、ソ連のパレッキス氏、米国のフランクリン・ダンハム博士やスイス議員団団長エミール・ダフト氏が特別に同盟に関する論説を公表している。

二、同盟会議提出決議案に関する調査委員会報告書

(一)　日程第三

地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響

経済及び社会委員会代表アラン・ペイルフィット氏（フランス）提出の報告書

ここ二五年の間に戦争は、二度にわたってヨーロッパを混乱のふちにつき落した。その他の世界諸国も、ヨーロッパが二つの陣営に分かれ、それが憎み合いと悲惨な状態を現出するという暗たんたる結果に多かれ少かれ影響された。

過去十年間、ヨーロッパ建設の途上において幾多の変遷に遭遇したが、その過程において西欧側がこれ以上の紛争の誘発とその可能性を避けてきたことを認めなければならない。種々のヨーロッパ連合体及び組織体が追求して来た共通の努力の結果生じた現在の団結は偉大なる人類の協調上の一教訓となっている。今日、列国議会同盟の如き大きな団体がかかる問題と率直にとり組むことができるのは喜こばしいことである。

地域経済共同体は、ヨーロッパにおいて、否、世界を通じて経済的かつ政治的急務として創設されたものである。問題は建設のための統合ということである。しかしながらこのような建設が共同体加盟国以外の諸国や共同体の犠牲において行なわれないよう、又過去においてヨーロッパ諸国に禍根を残した国家主義に代って宿命的に相対し、遂には互に破滅の道をたどる超国家主義グループが出現しないよう細心の注意を払って見守らなければならない。地域的組織を設立するための平和闘争を経

た後、世界的規模においてそれら組織を調和あるものにしていくことが将来における課題であろう。

地域グループの持つ危険性

地域グループは三種類の危険性をおびている。

(a) 地域グループは国家の保護貿易政策と比較にならない程強力な一種の保護貿易政策を導くおそれがある。

(b) 地域グループは多かれ少かれ、その人為的性格のために、慣行の貿易流通を逸脱し、非加盟諸国に深刻な反響をよぶおそれがある。

(c) ある団体の間の経済競争は、同一大陸の中でさえ紛争をひき起す可能性がある。

右に述べた批判を要約すれば、地域共同体は非加盟諸国の犠牲において余りにも強力になる危険性があるということである。一国が国際団体にその意見を反映させることはむずかしいが、六又は七カ国からなる一グループをもってすればその目的を遂げることは非常に容易になる。

経験にかんがみ、さきにあげた反対理由について、最も正確な関係資料がある、少くとも二つの経済グループ即ちヨーロッパ経済共同体（EEC）及び欧州自由貿易連合（EFTA）だけをとりあげて検討してみよう。経済共同体としてのアフリカ・マラガシイ機構の業績についてはまだ何の評価もされていない。先にあげた反対理由は次の諸事実によって裏づけられていることに注意しよう。

1 六カ国保護貿易政策は極めて稀であって、特に慣行の貿易流通が非常に重要である西欧諸国においてはそうである。

小さな共同体内部に生じている内部緊張はすでにこのように第三諸国の利益を保護する要因なのである。

2 たとえ、権力を握りたいという欲望が、このブロック組織から実際に生じたとしても、「作用、反作用」という自動機械装置の作用によって、そのバランスをとりもどそうとはかる対立ブロックが形成されるであろう。

こうして生じた対立は、うまくいけば、種々のブロックを一つにして、望ましい統合へと導く可能性さえある。

3 この密接化した共同体への傾向は国際団体の多様さの故に拍車をかけられる。その結果大部分の経済問題は満足のいく方法で解決される前の諸段階で研究されているのである。ヨーロッパ的水準では欧州経済共同体加盟六カ国と欧州自由貿易連合加盟七カ国間の広範な経済関係の増進を目的とする経済協力開発機構（OECD）の演ずる役割により、又世界的水準ではこれら各種の連合体をすべて再編成しようとするGATTの役割により、ある指導的な経済団体が、あまりに支配的になる危険を著しく減じている。

更に種々の地域共同体は概して共同体非加盟諸国が、ある一つの経済団体によって支配されるというような危険におち入らないよう努力している。

1 保護貿易主義が増大するという非難については欧州経済共同体（EEC）の例をみることは意味がある。即ちローマ条約実施の促進化が決議された時共同体加盟数カ国によるその意図の宣言を思い起すだけで十分である。

それによれば、欧州経済共同体は加盟国自体の発展をはかる一方、第三諸国、特に共同体加盟国以外の欧州諸国に対して自由貿易政策を続けるよう提案した。それ故に、その効果をあげるための一連の具体的方法をとる用意をした。

この精神によって、EECはGATT協定の枠内での関税義務の一律二〇%引き下げを提案し、一般国外関税を設定するという初歩的段階においてこうした減税を前もって考慮するという範を示したのである。

2 慣行の貿易流通に関して、諸国は、直接にしろ、または国際団体という仲介者の手を経るにしろ、彼等の意見を考慮させる機会を有して来た。特にラテン・アメリカ諸国は、この問題に関して欧州経済共同体にいくつかの共同覚え書を送ってきた。

一九六〇年六月、ブラジル大使は、ブラッセルの欧州共同体にあてラテン・アメリカ諸国が共同体に関して積極的な方法を次の五項目にわたって説明した覚え書を提出した。

(a) ラテン・アメリカ及び欧州経済共同体加盟六カ国相互の貿易の自由化及び関税の引き下げ

(b) 一次産品価格の安定及び長期契約の可能性

(c) 欧州経済共同体加盟六カ国及びラテン・アメリカ相互の資本材の取引についての長期融資

(d) 投資と技術協力の調整

(e) 南米に欧州経済共同体の調査及び文書事務局を創設すること

以上あげた諸提案の具体的実際的性格は、EEC加盟国間の意見の交換を効果的ならしめ、その結果二つの労働団体、即ち一つは保険信用問題を委託されている団体、もう一つは技術援助問題を委託されている団体を設立した。

これらラテン諸国は、欧州経済協力機構を改革するためにパリで開催された会議の席上西欧諸国の首脳によって設立された「開発援助グループ」（DAG）にも参加した。

「開発援助グループ」は一九六一年三月ロンドンで開催された会議に出席するという、これ迄より大きな権限を与えられ、欧州経済共同体機構の枠内でその役目をこれからも果していくと思われる。こうした変化は関連する利害をすべて差別若しくは区別することなく考慮するすぐれた政策をもたらすかも知れない。

しかし、その効果は地域的に追求することにより確保されるのである。

3 同じ大陸内を経済的に区分することによって起る内部的紛争に関してみれば、ヨーロッパとアフリカの二つの例は一時的な成功にすぎない。現在がそのまま経済的利益と政治的動向との或る種のギャップがヨーロッパにもアフリカにも存在しているが、このことをもって必ず分裂をもたらす状態であると解釈すべきではない。むしろこれは、より大きな統合を達成するための萌芽であることをよく証明している。欧州自由貿易連合と欧州経済共同体の融合が起れば、二つの大陸をもっと広度に再グループ化するという結果を生じるであろう。とはいえ、ヨーロッパのこの二つの経済ブロック間の経済関係における最近の発展を見ていると、今日では幻影に過ぎないものが将来実現することを実証しているように思われる。

地域経済共同体の利点

地域経済共同体はより広範な再グループ化への踏石であるという事実はもとより、世界貿易の世界を包括した経済発展を推進する役割をも有する。委員会採択の決議案の前文に述べたように世界貿易は国の社会的もしくは経済的制度の如何を問わず国家間の経済関係の樹立、並びに相互信頼の強化上重要な役割を演じているのである。

勿論、共同体の拡大化は長期に亘っては利点があるが、それが短期の場合、世界貿易にとって実際の障害となると考える人がいるかも知れない。しかしながらこれは正しくない。この点については一九五九年、通商問題について最も権威ある国際団体たるGATTが「世界貿易」という出版物中で、EEC、及びEFTAに関して発表した見解を参照すればよかろう。「先の研究において述べたように、共同市場は積極的な方法で、六カ国の生産の拡大を維持し又促進することに非常に力をかしていると考えられるから、欧州経済共同体は、世界貿易に恐らく有利な効

果をもたらすであろう。これは又、農業生産物以外の全商品に対する自由貿易地域となることを目的とする欧州自由貿易連合が生産を拡大するための構成的な要素となることが期待されている。それ故恐らくこれら両地域は統合すればいままで以上に急速に発展をとげるであろう。そしてその結果欧州以外の諸国からの一次産品の輸入は、増大するだろう。というのは、一次産品の多くはヨーロッパの資源による供給の可能性が全く制限されているからである。この観点から、欧州経済共同体加盟国以外の諸国に対する自由主義政策に関して、EEC及びEFTAから出された再度の公文書に注意すべきである。ヨーロッパの経済的強化策の結果、非工業諸国への大きな資本導入とあいまった一次産品国の見返り輸出の増大は工業地域と非工業地域との間の貿易を強化することによって基本問題の解決に大きく貢献するであろう。」

この記事は事実の記録というよりはむしろ仮定的な評価として考えられ勝ちである。だがこの段階では、本当にこれ以外の方法によることは科学的に不可能であったのである。しかしながら、その後、この記事は統計によって裏づけられてきた。勿論ここにある一九五七年、一九五八年、一九五九年、一九六〇年の数字だけで最終的な結論を引き出すことは早計である。未だ妥当と思われる見通しをたてるにたる期間を経ていないし又有意義な通商条件の規制も行なわれていないのである。しかしながら、次の諸点についてここにあげられた資料を検討してみよう。

(a) 世界貿易に占める欧州経済共同体加盟六ヵ国の割合は規則的に進展している。即ち

一九五七年……二三%
一九五八年……二三・七%
一九五九年……二四・二%
一九六〇年……二五・八%

(b) 不況の時には、共同体加盟六ヵ国の貿易状態は世界貿易のそれより減少していない。しかし、好況時には、加盟六ヵ国の貿易は世界貿易より大きな割合で増加している。これは共同体の安定と活力を示すものである。

貿易変動の割合	一九五八年対一九五七年	一九五九年対一九五八年	一九六〇年対一九五九年
世界貿易率	五・七%減	五・五%増	一二・四%増
共同体加盟六ヵ国の貿易	三・二五%減	八・三%増	一七・七%増

(c) 共同体加盟六ヵ国間の貿易の発展は、これら六ヵ国と第三諸国間の貿易の発展よりもっと広範である。

発展状況	一九五九年対一九五八年	一九六〇年対一九五九年
共同体加盟六ヵ国の間での発展状況	一九・一%増	二五・三%増
六ヵ国と第三諸国との間の発展状況	五・四%増	一六・九%増

この大きな発展は差別関税の結果生じたものではなく、未来に対する非常に明るい見通しによるものである。つまり発展がより以上の発展をもたらしていくのである。

(d) 共同体加盟諸国の第三諸国むけ輸出は、こうした発展の結果もたらされた最初の利点であったが、後にいくにしたがって輸入の増加は輸出の増加を上まわっていくようだ。一次産品を供給する必要性が確認されて来て、海外からの一次産品輸入は一九五九年に較べ一九六〇年には二〇%増加した。

変動の割合	一九五八年～一九五九年	一九五九年～一九六〇年
加盟六ヵ国の第三諸国からの輸入	一・八%増	一九・四%増（一次産品二〇%）
加盟六ヵ国の第三諸国むけ輸出	九・二%増	一四・六%増

これら統計をみれば、新しい共同体向けの輸出が減るのではないかという或る国の危惧が何ら根拠のないものであることがわかる。むしろこうしたグループのもつあくない活力とめざましい経済発展は、世界貿易の上昇、特に先進国の原材料購買力の上昇の原因となっている。かかる理由から本委員会はその決議案において、世界の一致協力の急務なることについては勿論考慮を払いながらも、地域的、あるいは小区域的機構内の経済協力に対する努力を更におしすすめるべきであると考えたのである。

地域的接近が終局的普遍性を達成する最上の方法である。

右に述べた急務は、次の諸点である。

―従来の貿易流通を尊重すること。

―自由且つ開放的な政策を採用すること。

―その販路が全く農業に依存している諸国の困難な経済事情について考慮すること。

―新しい国々の工業的発展を推進すること。

こうした事を考慮すると、地域共同体が単に共同体加盟諸国の利益の追求のみを目的としているのではないということがわかる。共同体は、地球上の繁栄をもたらすための、より速かなより調和的な発展を達成するための手段である。共同体は次のような二つの利点を有している。

1 共同体は絶対主権に対する明確な改良策である。その発展計画は、何としても保護しなければならない地方的特殊性を考慮してたてられたものである。

2 又一方ではこうした特殊性を排除して、「一般的利益」が全世界の利益となるような普遍的目標達成のための唯一の効果的かつ現実的な方法でもある。

自然界がとびこすことのできない生物学上の真理は人間の進歩にとっても真理である。人間は自己のエゴイズムや特殊性および地域主義等を捨て去ることができるように、普遍的目標を有する理念にてつしていくことが必要である。

一足とびにこの段階を飛躍することはできない。このような普遍性を直接達成しようと望むのは夢想的かつ幻想的なことであろう。何故なら、一途にこのような目的をとげようとすることは無駄に終るに違いないし、経済的には反論を生じることになるであろう。それまでの間は、実際に同じような経済発展状態に達している諸国間に更に地域連合をつくるべきであり、しかもこうした地域連合には他国の主張に耳をかたむけ、又必要とあればその国を援助するような全く解放的な性格を賦与すべきである。

(二) 日程第四 成長過程にある諸国の発展

低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化に関する報告

経済及び社会委員会を代表して
ロドルフォ・ワイドマン氏（アルゼンチン）提出

世界の関心が、日日、後進諸国提出の本問題に寄せられているということは疑いのない事実である。

ポール・G・ホフマン氏のアルバート・D、メアリー・ラスカー財団宛の報告によれば、進歩及び文明の恩恵に殆ど浴していない領域は百ヵ所を超え、かかる諸領域の総計約十二億五千万に及ぶ国民は、貧困と栄養不良の生活に悩んでいる。かように、世界平和をおびやかす一つの情勢が現存している。

われわれは、ミシエル・デュプュイ氏が、本問題につき、同氏の有名なる著作「発展不十分な諸国に対する技術的及び財政的援助」のなかで述べた言葉、すなわち、世界のある地域においては、その半分以上の人類が貧困、飢餓及び不健康な条件のもとに生きているという言葉を想起しなければならない。

かかる地域は、あたかも、人口学的及び経済的発展から見放され、現在でさえ不十分な生活水準がさらにだんだん低下していく宿命にあるようにみえる。と同時に一方、工業の振興に専心する他の地域においては、経済が着々と拡大している。かように、生産手段及び世界の富の分配における不均衡が大きくなるにしたがい、それが世界の平和及び繁栄に及ぼす脅威は、さらにますます増大する。なぜならば、先進地域にしろ、低開発地域にしろ、あらゆる地域は、相互に、共通の連帯責任のきずなで結ばれているからである。

低開発国とはなにか

ポール・G・ホフマン氏が、右に関する著作のなかで述べているとおり、われわれはすべて、低開発国を目の当りに見てはじめてその実態を知るのである。それは貧困で特色づけられた国であり、町に乞食がみられる国であり、また、農村の人々が細々と暮しを立てている国である。また、それは、十分な工場もなければ、同時に十分な電力も工業生産力ももたない国でもある。大抵の場合、十分な鉄道も自動車道路も存在しない。それは、公共的事業及び通信機関についても言えることで、それらはまったくみじめなものである。

病院も十分ではなく、また高等教育施設も極くわずかである。国民の多くは読み書きが出来ない。かように広汎に亘る貧困にも拘らず、住民の中には比較的裕福な暮しをしている人もおり、中には富者の生活をしている者もある。金融制度もまた発達しておらず、金融業者を通じてわずかの資金を借りられるに過ぎず、しかもかかる金融業者は時にはゆすりをすることもある。その国の輸出の性格もまた低開発国の大きな特色の一面を呈示している。それは殆んどすべての場合、鉱石とか、果実という原産物の輸出であり、または恐らく熟練工により加工せられた第一次的産品の輸出である。これらの原産物の生産、改良に関しては、大概外国の会社の手によって行なわれている。

これらの低開発諸国のなかには、新しく成立した国もあるが、他の国々は、歴史的に最も古く、ヨーロッパに野蛮人が住み又アメリカ大陸が発見されなかった時代に高度の文明の座についていたのである。それら古代文明の中心地域には、例えばインド及び支那のように、現在の生活条件が数世紀前よりはるかに悪い国がいくつかあるがそれには信ずるだけの理由がある。それは、今日、かかる国の人口が非常に多いので、農業及び各種の家内工業上の従来の伝統的な作業方法では、もはや、その国民の最も基本的な需要を満たすだけの十分な食物及び生活必需品を生産することができないからである。

このようにある国を低開発国と評するだけならば簡単であるが、いざその低開発の程度を測定したり、統計的に定義を下すとなるとそれはずっと難しい問題である。

われわれは、先進諸国及び低開発諸国を区別するのに各人の収入平均年額三百ドルをその境界線とすることができると思う。左表にかかげられた諸国は、その国の国民一人当りの収入年額の程度により四つのカテゴリーに区分した。

一九五五年から一九五七年までの各国国民一人当りの年平均所得により区分した国及び海外属領百ヵ国（総人口十二億五千万）

国名	一九五七年における人口（単位千）
一〇〇ドル	
アフガニスタン	一一、二五〇
アンゴラ（ポルトガル）	四、三五五
バストランド（英）	六五一
ベチュアナランド（英）	三三一
ベルギー領コンゴ	一三、一二四
英領ソマリランド	五五二
ビルマ	二〇、〇五四
カンボジア	四、六〇〇
カメルーン（英）	一、五六二
中華民国（台湾）	九、五〇六
エチオピア	二二、二〇〇
ナイジェリア	三三、四三三
赤道アフリカ（仏）	四、八九一
仏領西アフリカ	一六、二六〇
ガンビア（英）	二八五
グアドループ	二五一
ギニア	二、六三〇
ハイチ	三、三八四
インド	三九二、四四〇
インドネシア	八五、一〇〇
ヨルダン	一、五二七
ケニア（英）	六、五二四
韓国	二三、三〇三
ラオス	一、六五五
リベリア	一、三二〇
モザンビーク（ポルトガル）	六、一七〇
ネパール	八、七八七
ニューギニア	七一四
ニューギニア（オーストラリア）	一、三一二
パキスタン	八四、四五〇
パプア（オーストラリア）	四六八
ポルトガル領ギニア	五五四
ポルトガル領印度	六四七
レユニヨン（仏）	三〇六
ルアンダ・ウルンジ（ベルギー）	四、五六八
チモール島（ポルトガル領）	四八四
サウジ・アラビア	六、六四〇
シエラレオネ（英）	二、二一〇
ソマリランド	一、三一〇
南西アフリカ	五二四
スペイン領ギニア	二一二
スーダン	一〇、七〇〇
スワジランド（英）	二三七
タンガニカ（英）	八、七六〇
タイ	二二、〇七六

仏領トーゴー	一、〇九三
ウガンダ（英）	五、六八〇
ベトナム	二二、三〇〇
イエーメン	三、〇〇〇
一〇〇～一九九ドル	
ブラジル	六一、二六八
セイロン	九、一六五
ドミニカ共和国	二、六九八
エクアドル	三、八九〇
サルバドル	二、三五〇
フィージー諸島（英）	三五四
ガーナ	四、七六三
ガテマラ	三、四五一
ホンジュラス	一、七六九
イラン	一九、二五三
イラク	六、五三八
リビア	一、二一〇
マダガスカル	四、九〇五
モロッコ	一〇、一一五
ニカラグア	一、三三一
パラグアイ	一、六三八
ペルー	九、九二三
フィリッピン	二二、六九〇
ローデシア及びニアサランド	七、四五〇
琉球諸島（米）	八二三
チュニジア	三、八一五
アラブ連合	二八、一〇八
ザンジバル島及びペンバ島	二八五
二〇〇～二九九ドル	
アルジェリア（仏）	一〇、一四三
ブータン	六八九
英領ギアナ	五一五
コロンビア	一三、三二七
コスタ・リカ	一、〇三三
マラヤ連邦	六、二七九
香港（英）	二、五八三
マルタ島及びゴゾ島	三一九
モーリシャス	六〇三
メキシコ	三一、二四六
北ボルネオ	三九七
パナマ	九六七
サラワク	六四〇
シンガポール（英）	一、四六〇
スリナム（オランダ）	二三三
英領西インド諸島	三、〇五六
三〇〇～六九九ドル	
アルゼンチン	一九、八六八
チリ	七、一二一
キューバ	六、四二〇
キプロス島	五三六
イスラエル	一、九三七
レバノン	一、五二五
ポルトリコ	二、二八二
ウルグアイ	二、六七九
ベネズエラ	六、一三四

右の表から、これらの諸国の半分、すなわち人口にして八億三千八百万人は各人一人当りの年収平均額が百ドル以下ということになる。

もし低開発国がその国民一人当りの年収平均額を増加させようと望むならば、生産及び消費水準を向上させなければならない。換言すれば、労働人口が、実質的にさらに多くの衣食住を生産するのみならず、二次的生活必需品の需要を満たす手段を生み出さなければならない。それは、農業及び工業の両分野において各人一人当りの生産能力が拡大され、また従来の手工業労働に代って機械的労働を積極的に取り入れなければならないことを意味している。これには、前と変って、新しい投資を要請する新しい生産技術を必要とする。

こうしてみると、投資によって、生活必需品を供給する新しい手段が講ぜられ、研究所、工場及び労働者収容施設が建てられ、天然の資源が開発されまた人材の養成が行なわれることになる。そしてこれらがすべて、その国の生産を増大させるであろう。例えば、農業生産力を増大するためには、肥料の供給がなくてはならない。その肥料を製造するには、燐酸塩及びその他肥料となる種々の物質を抽出する機能をもった化学工業が必要であり更にその肥料を入れる袋を製造する工場も必要でありまた肥料を円滑に分配するため道路及び輸送手段が必要となる。更に又、その全過程を管理、運営する経験のある監督者、経理士、運転手、化学者、販売係員及び営業係員等が必要である。灌漑施設を敷設する場合においても複雑多岐に亘たることは右と同様である。まして織物や衣服あるいはミシンまたは自動車の製造工場を設立するとなるとさらにその過程は複雑となる。

先進諸国においては、投資資金は、貯金、すなわち将来に備えて、毎日の費用から貯えた金から調達することができる。国民が裕福であればあるほど、またその所得が増大すればするほど、更に多くの金を貯えることができ、さらにそれによって投資が増大することになる。

しかし低開発諸国では、かような貯蓄を行なうことは極めて困難であり、したがって必要とする資本の投資を確保することは非常な難事である。

かかる不安定な境遇にあっては、国民は将来に備えうるようなものはなに一つ持ってはいない。貯蓄どころか、かれらの所得の増加分は一足の靴かあるいは一つのシチュー鍋を買えばただちに終ってしまう。人口が増加し、且つ各人の年収平均額が低下するにしたがい、十分な貯蓄という問題は日増しに切実となってくる。この問題は、若干の低開発諸国において重大化しているがこれは貯蓄奨励機関の不足及び、貯蓄を適当な投資にあて且つ真の投資目的を把握できる高等教育を受けた人々の不足により、かかる理由から、低開発諸国は、やむを得ず投資するとなると自国の財源からその資本の一部を調達しなければならないばかりか他国から必要な資金を獲得しなければならない。低開発諸国は、国民大衆の所得水準を向上させるために他国からの借り入れ金を使用することはできても、それは決して自国の貯えを増やす責務をまぬがれるものではない。なぜならば、かれらが受けた借款を返済するだけの金が、自国領

備などを低開発諸国の市場に出さなければならない。反対に低開発諸国は、先進国に対しまず最初に自国の原材料を、そしてそれから後の段階において手工業製品を売らなければならない。かかる過程が進展するにしたがい、世界の生産及び収入水準は、各国のそれが今日向上しているような方法で上昇していくであろう。そしてその時こそ、われわれは無限に拡大する自由世界経済を作り出す過程にあるといえるのである。

世界の大部分の国々が現在直面する最も困難な事業の一つは経済的発展の速度を早めることである。これは、世界のどの国よりも大きな個人所得を有するアメリカ合衆国にとってさえ一つの課題であり、まして実際に貧困な国々にとっては、重大緊要事の一つである。

しかしながら世界における人口過密な諸国のうち、およそ百カ国はどう見ても貧困に窮している。かかる諸国の国民はその生活条件に対し反抗—時には過激な反抗—をしている。かれらは、貧困、無学、疾病、いつ改善されるとも思われない不衛生的環境及び絶望に満ちた生活に反対することを心に決めている。このような人々は現在十二億をくだらない。もしも、さらにその数字に支那本土の住民六億五千万人を加えるとすれば、次のような事実が生じることとなる。すなわち、世界総人口の四分の三以上は、まさしく所謂「新生の希望に満ちた革命」の生みの悩みを味っているのである。

この革命に関して我々が関心を持つ理由はやむにやまれぬ道徳的、政治的理由もさることながら次のような経済的理由もある。

もし後進諸国が、さらに多くの外国資本の受け入れと自国の資本蓄積の増加により、将来十年間に国民各人の個人所得水準を年に一%ずつでも向上することに成功すれば、一九七〇年までにアメリカ合衆国約百四十億ドル相当の輸出市場を提供することになろう。換言すれば、これらの地域に対するアメリカ合衆国の総輸出額はそれまでには一九五八年のそれの二倍となっていることになる。さらに、先進諸国全部の同地域に対する総輸出額についてみれば、それは、同じ増加率にして同じ十年間におよそ三千二百億ドルという数字に達することになろう。そしてその結果、百に及ぶ低開発諸国は、アメリカ合衆国及びその他の先進諸国に対する新しい大きな挑戦国となるかもしれない。

この論議は、低開発諸国援助が道徳的のみならず経済的にも有益なことを示しているが、それにしてもこの論議は極く最近になって見られるものである。実際、より富裕な諸国がかかる目的に実質的な金を与えはじめたのは、一九五〇年になってからである。爾来十年を経て民間投資及び、例えば世界銀行に見るような公共的な貸付及び贈与の額は、総計約三百億ドルに達した。

関係統計資料によれば、問題の百カ国の国民一人当りの平均所得は、約九十ドルであった。一九五九年までに、それは、おそらく百ドルを少し下るところまでいったのである。原材料生産にしても年に三%の割で増加していたが、その間、これらの低開発諸国には扶養すべき人間がさらに二億人も増加した。ということは、国民一人当りの所得の純増が、たった年に一%前後、すなわち約一ドルに過ぎないということである。これは、あまりにも遅い。

いまや、極めて重大な時期が始まったのである。疑いもなく、後進諸国の経済的発展の速度を早めねばならない。各国すべてが直面する第一の任務は、自国の目的を定め、そしてその遂行のための国策を実行することである。しかしながらそれにもまして各国は低開発地域を援助しこれからの十年間、当該地域の人々の個人所得を毎年一ないし二%増加させようとする各国共通の任務に対し貢献しようと自から決意しなければならない。そうすれば、およそ国民一人当りの年所得は現在の一ドルの率にかわって二ドルの割合で増加し、その結果、十年後の一九七〇年末には国民一人当りの年所得は現在の約百ドルの状態から百二十五ドル前後に上昇しているであろう。

これは、地味ではあるが実行可能な目的である。しかしながら、この目的を達成するためには、投資のほかに十分な技術的援助はもちろんのこと、投資の態度及び考え方の変化が要請される。

また次にあげる事実は、この問題にとり非常に重大な意義を有するものである。すなわち、工業諸国は、これまで、低開発諸国の経済的発展を目的とする事業を大部分避けてきた。それはかかる諸国の経済的発展それ自身をよいことと考えたり、少しでも好ましいものと考えるのをいさぎよしとしていなかったからである。経済的援助が与えられたとしても、それは、大抵の場合、その受益国を味方とし、他国にある影響を及ぼす目的で行なわれ、冷戦における武器として使用されてきたのである。この態度は、経済援助及び発展諸計画の効果を著しく低下させてきた。もし、これからもかかる態度が続くならば、それらが全く失敗に終ってしまうのは当然である。

援助計画のなかには、政治的考慮の影響の結果、程なくしてその究極目的の達成が不成功に終ったり、失敗に帰した例がいくらでもある。そして政治的考慮は、冷戦を背景として、経済事情に著しい影響力を持つ役割を演じるようになるかもしれない。経済的援助の受益諸国は、単に資本を要請するためというよりむしろ資本を誘引するため自国の政治的事情を利用したくなり、また他方の援益諸国は、自国に対し感謝及び同情を表明する時機を失した諸国に対しては、予定されていた発展計画の貢献を断ち切る傾向がある。

今日の目的は、低開発諸国がそれぞれ自国自身の経済的発動力を用いることによって自国の経済を発展できるように援助することである。そうすることによって、ますますその国の生活水準を向上させるのみならず、また同時に国内の自由を確保し、いかなる強大国、それが米国、ソ連あるいはなんであろうと—に対してその国の政治的独立を確保するものである。多くを望むとそれだけ得る所が少いものである。

政治的要因が経済的発展になんの影響も与えないようにする最も良い方法は、二国間の協同活動よりむしろ多国間のそれに頼ることである。工業諸国が、かれらの与えた援助資金から出来るだけ多くの利益を得ようと求めたことはこれまでになかったわけではない。その場合、かかる国は、国連のような他国の経済的発展を促進する、国際的機構を利用することを省いている。これは、一九五〇年代の大きな誤りであった。というのは、この分野において、国連及びその付属機構は大抵の場合、個々の国が行なうよりも少ない費用をもって、而もより能率的、効果的に事業を行なうことができるからである。

低開発諸国事情

低開発諸国は現状に満足するものではない。右に記載済の図表から一つの面白い事実があらわれる。すなわち、過去二十年間において、総人口八億を有する二十二ヵ国が政治的独立を達成し、近い将来独立を希望している多数の国々が存在している。

ここに、低開発国の偉大な政治的覚醒の証拠がある。しかしこの政治的改革は、堕落貧困に対する最も深遠かつ広範な改革の端緒にすぎず又政治的独立は、右の革命を実現するに必要な自由を与えるにすぎない。

この政治的覚醒は、先進工業国の著しい技術及び科学的発展の際、生じたものである。これらの先進工業国は、その生産性及び生産量を向上したので、人々が飢餓に陥ることや万人の生活必需品を満たすことができないという具体的理由が最早存在しないのである。

労働者は水田で膝までつかって働き、漁夫は湖で魚をとり、農夫は木製の鍬で土を耕すこれらはすべて現代科学技術の革新により利益を受けなければならない状態である。過去においてこの様な人々は貧困と無知という不幸な運命を忍耐強く我慢したが、彼らは、自分達の環境を改善し得ると予期できなかった。しかし今日、彼らは飢餓、病気、休みなき労働及び短命がもはや不可避なものではなく、かつ自分達の子供が文明開化と、人間らしい生活のうちに成長できうるような合理的な幸福な状態を作ることができると良く知っているのである。

人類の四分の三に当る人々のこの予期せざる覚醒は、無限に環境を進歩の方向へ発展成長させるが、そのなかには、亦、災害の種が存在している。その理由は、もしこれら数億の人々の要求や努力が顧みられず、かつ無視されたとしたら、これを打破しようとする彼等の意欲は積り積って先進国に対する敵意を生ぜしめまた無秩序、専制及び政治的暴動への道を開くこととなり従って、世界貿易を阻害し、戦争を生じせしむるであろう。

この覚醒の結果、世界中に種々の困難な問題が生じているが、未だ適当に解決されているとは言えない。

このことは現在低開発国の発展が制限され、遅々として進まないことをみれば明らかである。もし、今後十年間に、過去十年間にとったよりも、さらに効果的な措置をとらなければ、困難な諸情勢に出会うことは必至である。

左記の図表は、一九七〇年までに予期される地域人口増加数を示すものである。

又、この図表は、工業国が低開発国を必要とするという一面を示している。工業国は、自国をさらに急速に発展させるため低開発国を必要とするのである。工業国の生産増加は、後進国の産物に対する需要の増加と見合うものであるが、工業国と原料を少ししか輸出しない国との貿易は、先進工業国間の貿易と比較すると非常に少ないのである。米国の貿易はわれわれの想像に反して、その大部分が米国の競争相手と思われている諸国、すなわちカナダ及び西欧諸国を相手としている。確かに工業化が現在進んでいる諸国間の貿易は増大しており、世界的分業の増大がこの貿易の進展に寄与しているのである。

一九六〇年―一九七〇年の予想人口数

地域名	一九六〇年総人口数	一九七〇年総人口数	増加数	百分率
ラテンアメリカ	二〇六	二六六	六〇	二九
中東	八一	一〇三	二二	二七
北アフリカ	五三	六七	一四	二六
南アジア	七四六	九〇九	一六三	二二
極東	七九六	九六六	一七〇	二一
ソ連	二一五	二五四	三九	一八
アフリカ(サハラ南部)	一八二	二一一	二九	一六
オーストラリア及びニュージーランド	一三	一五	二	一五
米国及びカナダ	一九七	二三五	二八	一四
北欧	八八	九四	六	七
欧州経済共同体	一七〇	一八二	一二	七

(注)
(1) 右の数字は一九五六年国連の「将来の世界の人口」に基づく。
(2) 単位百万

この百年間の経済史を見ると工業化によって国際貿易が増進されていることが解る。

低開発諸国が、如何なる困難に遭遇するとしても、可及的速かに、経済先進国の発展のレベルに到達することが工業国にとり最も関心のあることである。この目的のため、先ず第一に適切なる投資が低開発国内に行なわれなければならず、また投資以前の諸活動の増大が要請される。これらの投資は、ドル、ポンドあるいはフランによる資本でなくすなわち現物投資(特に機械及び資本財)及び役務投資(特に人材養成に関する援助)であるべきである。

一九五〇年以降、工業国は、このことの真実性を次第に痛感してきた。国連、国際労働機関、食糧農業機関、ユネスコ、世界保健機関及び米州機構によって社会経済及び人権に関する各種計画が実施されているが、その計画の目的、傾向及び費用に関する国連の世界報告は、種々の調査の結果、国土の肥よく性や天然資源よりも科学及び技術の方が、国家の富を支配する要因として重要性をおびているとの結論を打出している。科学及び技術こそ、近代的生産及び生活水準を非常に改善するものである。さらに今日諸国間に現存する富と発展度の顕著な相異は、概ね、ある国においては、技術及び科学知識とこれを熟練した労働力により応用する能力とが結合した結果生じたものであるが、これは非常に重要な要素である。このようにして多数の先進国は、ある低開発国においては豊富に産出されるが先進国では極く僅かしか産出されない天然資源を上手に処理するのである。

一般に、教育や熟練した技術者なくしては近代科学が生み出す恩恵に浴することは不可能といえる。かかる事実にかかわらず、全世界の四〇%の人々が今なお文盲であり、また同じく四〇%の子供たちが学校にかよっていない。教育水準の格差は大変に大きい。米国及びソ連を合せると他の世界諸国全体よりも、多くの高等教育を受けている学生がいる。その数は、アフリカ、アジア及びラテン・アメリカに比べて二倍である。日本や西ドイツでは技術学校にかよっている学生は、三五〇万人以上もいるが、南米においては、人口数は、日本及び西ドイツとほとんど同数にも拘らず、技術学生数は(アルゼンチン三〇万を除いて)五〇万を超えないのである。

熟練技術者の不足は、最も重要問題の一つであり、多分、どう見ても社会経済的発展に関する問題のうち一番重大なことであるといえる。同じことがほとんどすべての低開発国についても云えるのである。一般的

に言って、低開発国の教育及び訓練の基本的水準をみれば、これら諸国の近代化がいかに程遠いかが解るだけでなく、その急速な発展の希望を挫くような数多の困難が存在することも解るのである。近年多数の国において異常に急速な発展をみたが、これは全く完備した教育及び訓練制度によるものである。

経済社会委員会における論議

本討議は、米国、英国、チュニジア、アラブ連合、各議員団並びにブラジル議員団のB・ヴァス及びA・パレット氏によりそれぞれ覚え書きが提出された当初から行なわれたが、彼等は、皆この問題を解決するため、その解明と探求に非常に貢献した。

ブラジルのヴァス氏は、低開発国は、国内的にも国際的にも、その発展を迅速にする政策をとらなければならない。第一に、一定額の軍事援助を経済及び技術援助に変えるべきであり、かようにして、工業国の負担を生ぜずかつ援助額を増大せずに、経済援助を拡大しうると勧告した。しかし、同氏は、それにもかかわらず更に、先進国は、その経済及び技術援助を増大すべきであるとし、先進国は、自分達が援助を供給する道義的義務を痛感するだけでなく、かかる援助が実際に義務となるように、法的にも拘束力あるものにして、慈善行為であることをやめさせるように心がけなければならないと述べた。またヴァス氏は、クビチェック・ブラジル大統領が起した全米活動機構―アメリカ大陸諸国が迅速かつ共同の行動をとる必要性を注視するため設けられた―を想起し、低開発国に対する国際的経済援助強化に必要と思われる次の六項に及ぶ政策を提案した。

(1) 経済援助及び技術援助の増大
(2) 軍事援助の縮減並びに、軍事援助の経済援助への切りかえ
(3) 原材料価格安定のための国際的計画の樹立
(4) 不景気の際、国際収支の赤字補塡のための国際的な金融機関の設置
(5) 民間資本は、それが既に発展している経済に投資され、またかかる経済を助成している間は、経済の原動力としてほとんど貢献するものでないことを考慮し、経済的下部組織が行なう諸計画に融資する国際機関を設置すること
(6) 援助供与に伴う権利の承認

米国議員団は次のように意見を表明した。援助供与国は、自国の行なっている援助を、ヒューマニズムに基づくものと思っているが、それにもかかわらず、自国の海外貿易の目的達成のためにかかる援助を利用することがあり、時としては、軍事政策を促進させることさえ利用することがある。その結果、援助供与国は、かかる援助を好むようになり、一方、低開発国は、むしろこれと異った援助を望むようになった。国際的融資額を増大し、工業諸国間の援助供与に対する責任感を普及するため、米国及びその他主要な援助供与国は多角貿易主義を非常に促進してきた。さらに先進国は、低開発国の、微妙な政治情勢（危険と云うべきではないが、）に巻き込まれることを避けるため国際機関を通して、その資源を提供することを好んでいる。ある援助供与国は、かかる国際機関を使用する方法により低開発国が、その供与された援助を最も有益に利用することができると信じている。この援助は、一国のみでできるものではない。その理由は、新独立国には、その特徴とも云うべき国家の誇り、民族意識があるからである。今後数年間の国際経済援助に関する主要問題を考慮した結果、米国議員団は、次の二つの重要問題を摘出した。

(1) 低開発諸国の経済援助に対する必要性と世界市場におけるこれら諸国の主要輸出品に対する支払価格の不安定との密接な関係
(2) 兌換性ある通貨により償還される借款に対する低開発諸国の利子支払能力の限界

現在国連に加盟している百カ国に関し、アラブ連合議員団は、これらの百カ国の大部分が独立して間もない小国であり、かかる諸国が経済的及び社会的に低開発である現在の状態から脱却して、かれらの生活水準及び個人所得の向上及び増大を熱望していると述べ、さらに同議員団は、われわれが国連という大家族のなかにおいて、かかる諸国に対し、かれらの経済の増進、及びかれらの個人所得の平均水準と先進諸国のそれとの隔たりの是正に必要な諸々の基本調達の希望を与えて、かかる低開発諸国を激励することを指摘した。

経済援助を抑制する種々の要因に関し、アラブ連合議員団は、援助の諾否が現在政治的考慮により左右されている。―それは、国連憲章の本旨に全く反するものだが―そしてそれが、成長過程にある諸国を抑制する一つの手段となっているのだと主張した。さらにこの援助は条件的である。なぜならば、それが、援助供与国に従属した、あるいは事実それらに所属した諸国にのみ与えられているからである。西欧において急速に発展している経済グループに関し、欧州共同市場は、実際に、欧州投資基金及び植民地的属領の経済的拡大のための基金を設立した。かかる基金は欧州共同市場の加盟諸国からその加盟国自身の低開発地方及びその植民地へ入る資本の流通に直接影響をもたらすものであろう。しかしながら、この政策によって、他の低開発諸国が、自国の工業化諸計画の財政的調達に必要な資本を奪われてしまうというのがアラブ連合議員団の意見である。同議員団は、一つの発展基金なるものを国連内に設立するよう提案した。それは、かかる基金の設立により、世界的規模にわたって研究すべき全体的な問題を考慮することができ、又十分な基金をもたず、あるいは贈与及び貸付による強大国からの圧力に従属している種々の国際的機構が現在直面する困難な諸問題について考慮しうるからである。工業諸国が政治的及び戦略的考慮を超えてさらに大きな協力と国際的理解の観念によって興隆する場合には、かかる諸国は、経済発展の促進をはかる基金に対しさらに大きな拠出金を行なうことにより―現在の拠出金では、自国財源のほんの一部に過ぎない―かれらの援助を十分増大することができる。かかる意味から必然的に工業諸国は、国連による経済援助の配分ということを容認すべきである。

ブラジル議員団のA・バーレット氏は三重の解決を提案した。すなわち、第一に、原材料の価格を安定化すること、そうすれば、その輸出諸国の収入を増大することとなろう。第二に、低開発諸地域の工業化―国内に大きな犠牲を必要とするが―及びそれによって地域的市場を統合すること。そうすれば、その結果、生産品の交易は強化されるであろう。第三は、大規模な経済的及び財政的援助の提供。

重要性からみて、最初にして最大の問題は、資源の実質的増加という問題が貧困な諸国の意のままに放置されていることであると彼は言っている。それから次に、直接の政治的動機が現在及び将来の援助諸計画に影響しないよう出来るだけ保証する問題がある。この問題の解決は冷戦の緩和に対し最も大きな、貢献をもたらすものと思われる。第三の大きな問題は、経済計画の内容である。彼は、発展諸計画に対する最初の関心事は教育―すなわち、文盲の除去、初等学校の増加、技術・職業訓練学校及び関係諸施設の設置、教育番組のラジオ放送並びにモデル農場及び特殊工場の設立―に向けられるべきである。それには、普通教育においても技術教育においても、十分な数の教師及び指導者の養成が必要である。その際、特に、技術教育は理論的な教育よりむしろ実際的な教育の課程をとることが重要である。最後に、そのブラジル議員は三つの勧告をした、すなわち、その第一として、より貧困な諸国を援助する立場にある国々の政府は、かかる諸国が発展諸計画を履行するのを援助すること、第二に、ユネスコは、文化及び技術の分野に出来うる限り参加すること、そして、第三に、国際開発協会の現行機構を強化・改善するこ

とである。

チュニジア議員団は、左の要項を提案する一つの決議案を提出した。

すなわち、発展諸国は、

(a) 成長過程にある諸国に対し直接的な経済援助を増大し、その使用をかかる受益国が最も都合の良いようにまかせ、

(b) 必要な経験を有する既存の国際諸機構を強化し専門家、技術者及び教師を需要地域に派遣しうるようにし、

(c) 低開発諸国の輸出に見られるような一次産品のための満足な市場を、かかる産物の量的輸入制限の撤廃と現行の高率関税を低減することによって確保すること、

である。

英国議員団から、たくさんの明晰なる考察を含んだ興味ある覚書と一決議案が提出された。それは、ともに、本問題を十分理解しているとうかがわれるが、現在の最も重要な問題の一つは、低開発諸国の経済的発展の促進であると考察し、次のように述べている。この目的に対する努力は、かかる諸国自身から生れなければならない。なぜならば、かれらの発展は、基本的には、かれらが、自国の原材料及び人的資源を最も都合よく利用しうる能力の程度如何にかかっているからである。しかし、かかる諸国は、経済的発展のため自国自身の資源に頼れる時期が来るまでは、友好隣接諸国、なかでも特に工業諸国の援助を要請しなければならないであろう。同議員団は、援助の大部分は、資本の貸付及び贈与の形式で行なわれることを指摘した後、技術的援助の促進化という大きな重要性を強調した。そしてさらに、同議員団は、低開発諸国は、かれら自国需要の大部分の資金調達を、輸出による収入でまかなうような状態になるべきだと考えている。もし低開発諸国を効果的に援助しうるとすれば、それはかかる諸国にかれらの生産物のための安定した市場を与えることが必要である。

覚え書は、私的投資の重要性を強調する一方、また、かかる投資に含まれる莫大な金の無力さを認識している。というのは、もし工業諸国がこの方面においてさらに多くの努力を傾注するとしても、その投資に対する需要は、利用しうる基金を常に凌駕することは明らかだからである。工業諸国の任務は、社会を改変するような社会的及び機構的変革を助けることである。

新しい資源は、国内で生産したものであろうと外国から輸入したものであろうと最も有利に使用確保することが重要である。覚え書は、資本及び人力の各単位から出来るだけ大きな利益を得るためには、投資前の問題を十分検討し、資本の用途は基本的な諸施設の設立にあてられるよう勧告している。その外に、専門家、技術者及び教師を奨励して、低開発諸国が必要とする役務を提供させるべきであり、そしてかかる諸国はその与えられた援助を自由に利用することを許されるべきであるとしている。同覚え書は、最後に、世界貿易を妨害する恐れのある関税、及び輸出に課せられる量的制限を減少し、もってかかる諸国の輸出品に満足すべき、広大な市場を提供することを期するよう提案した。低開発諸国は、対外貿易関係より生じた利益によって自国自身の経済発展の資金的調達を行ないうることが必要である。

委員会における討論は、右覚え書及びさきに提出された種々の決議案を基礎とした興味ある意見の交換のための機会を提供した。

モルナー氏は、低開発諸国の政府は行動の完全な自由、特に、最も資本を必要とする経済分野においてかかる自由を許されるべきであると言明している。彼は、また、援助の形式は政府から政府へと流れる貸付であると信じている。そしてその貸付は、低利の長期貸付であって、またあらゆる経済的及び軍事的条件から自由なものでなくてはならない。同氏によれば、低開発諸国に対する経済的援助は軍縮により大きく増大しうるものであると言い、その理由として、軍備競争を指摘し、かかる競争が低開発諸国の需要を満たすために使用されるべきはずの莫大な金を吸収していると述べている。

ヴァス氏（ブラジル）によれば、工業製品価格の上昇している時にあって、基本的な日用品価格が低下すれば、工業諸国はその生産性を向上することができ、又、後進諸国の生産性の向上から生じた利益の一部を刈り取ることができるのである。

ボリソフ氏（ソ連）は、経済的に進んだ諸国は、成長過程にある諸国がある技術を収得するのを助け、政治的条件となんら関係のない技術的援助を提供する道徳的義務を有すると述べその理由として、かかる援助は軍事的基地を設立する権利を与えるものではないからであると言った。また同氏は、もし軍事関係に消費された金を低開発諸国の援助費用として使用したならば、何億という人民が飢餓及び貧困から救出され得たであろうと述べた。

続いて、ティルネー氏（英国）は、自国議員団提出の書類に関し、資本提供国は、受益国における資本没収を恐れて成長過程にある諸国への資本投下を躊躇していると述べた後、この問題を解決するためには、資本提供諸国がこの危険に対する保険の形式として利用しうる保障基金制度を確立するべきであると言明した。

ブライテンホッフェル氏（ルーマニア）は、先進諸国及び低開発諸国間の貿易収支の悪化について述べた後、工業諸国が、にわか景気にあっても自国の工業製品の価格を従来通り据え置くことができるのに反し、他方の成長過程にある諸国は、その際、余儀なくかれらの一次産品価格を引下げなければならないと指摘した。そして最後に、同氏は、以前から幾度も国連においてなされた提案、すなわち、世界市場に関与し、相互貿易を促進し、もって成長過程にある諸国の経済的発展を助ける国際貿易機構の設立について述べた。

続いてペルフィット氏（フランス）が発言に立ち、同氏は、さきのある声明と違ってフランスの援助は、被援助国側に対してなんらの政治的条件も附帯するものではないと強調して、現に昨年、フランス共和国大統領が、世界的規模の低開発諸国援助に関するたくさんのアピールを行なったことにふれた。

ワイドマン氏（アルゼンチン）は、あらゆる差別及び政治的条件から自由な国際協力が、貧困、飢餓、無学及び疾病等を次第に解消するために行なわねばならないと述べ、また、経済的分野における援助計画を講ずるにあたっては前提条件として、投下資本が高い利子を生ずるという保障を要求してはならないと指摘した。そして、同氏は、受益諸国の参加を得て作られた諸計画及び低利の長期貸付を履行するには国際諸機構が、最も適した地位にあると述べた。

続いてチャビ氏（チュニジア）が発言に立ち、同氏は、チュニジア議員団が英国の決議案を受ける用意があると述べたが、それには若干の修正及び増補を必要とすると付け加えた。そして同氏は、自国議員団の名においてもう一つの決議案文を提出した。

バチェ氏（ユーゴースラビア）は、米国議員団提出の覚え書きは各国議員団提出のなかで最も良いものの一つであると歓迎し、またそれが、本問題の輪郭及び重要性を非常に明白に示しているとも言った。

エル・ハフェズ氏（レバノン）はチュニジア議員団の提案を支持した。また、同氏は、外国の資本投資が増大した理由は、投資者が国家主義若しくは他国政府の処置に対し不安を持たなかったからであると述べた。

現在までの経済援助の配分

経済及び社会委員会の一般事務局提出の「後進諸国に対する国際経済援助」と題する報告書のなかには、三つの分析表にわけて情報が提供されている。その第一表は、「総輸出額に対する公的経済援助のパーセン

テージ」に関するものであり、第二表は、「資本供与諸国の総生産及び総輸出に関する双務的経済援助」に関し、第三表及び最後は、「貢献諸国及び諸機構による一九五七年～一九五九年間の低開発諸国に対する国際的経済援助」である。念のため、ここにかかる表を掲げる。

輸出総額に対する公的経済援助のパーセンテージ
一九五三／五四年から一九五五／五六年及び
一九五七／五八年から一九五八／五九年

国及び属領	一九五三／五四年―一九五五／五六年	一九五七／五八年―一九五八／五九年
A その割合が増加している諸国及び属領		
朝鮮共和国	八一七	一、七〇三
ヨルダン	一六二	四五四
カンボジア・ラオス・ベトナム共和国	一六四	二四二
リビア	一六一	二二六
アルジェリア	三九	六七
レバノン	一五	六〇
パキスタン	二八	五四
ボリビア	二〇	五〇
イラン	八	二三
ベルー	五	二三
パラグアイ	六	二〇
リベリア	五	二〇
グアテマラ	九	一七
英領ギアナ	五	一七
C その割合が減少している諸国及び属領		
中華民国（台湾）	七六	五六
イスラエル	五三	三一
元フランス領赤道アフリカ	三一	二二
モロッコ及びチュニジア	二六	二一
ハイチ	二五	一八
マダガスカル	一八	一六
元フランス領西部アフリカ	一六	一四
カメルーン	二二	二二
ブラジル	六	五
アラブ連合共和国（エジプト）ローデシア及びニアサランド（連邦）	五	二
サルバドル	三	一

資本供与諸国の総生産及び総輸出に関する双務経済援助
一九五三／五四年―一九五五／五六年及び
一九五七／五八年―一九五八／五九年

国名	国民一人当り国民総生産一九五七年及び一九五八年（弗）	国民一人当り国家援助一九五三／五四年／一九五五／五六年（弗）	国民一人当り国家援助率一九五三／五四年／一九五五／五六年	輸出と国家援助の比率一九五三／五四年／一九五五／五六年	輸出と国家援助の比率一九五七／五八年／一九五九年
アメリカ合衆国	二、五三八	九・五四	〇・二六	〇・三八	九・一七
カナダ	一、九七〇	三・五五	〇・一三	〇・一八	〇・七〇
スエーデン	一、四三一	〇・一一		—〇・〇一	—〇・〇四
ニュージーランド	一、三九五	二・四一	〇・一三	〇・一八	〇・四八	〇・七三
オーストラリア	一、三八九	三・五五	〇・二二	〇・三〇	一・三五	二・一七
ベルギー	一、二三七	一・三三	〇・〇九	〇・一二	〇・三一	〇・三九
英国	一、二一八	三・五四	〇・二四	〇・二九	一・四七	一・九四
フランス	一、二〇四	一七・四六	一・四三	一・三九	一五・八三	一四・三二
ノールウェー	一、一三五	〇・二六	〇・〇一	〇・〇二	〇・〇七	〇・一〇
ドイツ（連邦共和国）	一、〇一四	〇・七二	—〇・一四	—〇・〇四	三
オランダ	八五八	二・二〇	〇・一七	〇・二六	〇・四八	〇・七五
イタリア	五四七	〇・二一	〇・〇二	〇・〇四	〇・二八	〇・三八
日本	三一一	〇・九七	—〇・三二	—三・〇五
全世界の国民一人当りの総生産高	一、四〇〇	五・五五	〇・三二	〇・三九	四・〇〇	四・六〇
アメリカ合衆国を除く全世界の国民一人当りの総生産高	九〇〇	三・五六	〇・四一	〇・四〇	一・九〇	二・七〇

貢献諸国及び諸機構による一九五七年～一九五九年間の低開発諸国に対する国際的経済援助

（単位百万弗）

貢献諸国及び諸機構	一九五六／五七会計年度	一九五七／五八会計年度	一九五八／五九会計年度
双務援助			
オーストラリア	三・六	一・三	四〇・三	三八・三
ベルギー	—	八・〇	—	三・〇a	X・d
助成金	—	—	—	—	X・d
借款	—	—	—	—	X・d
償還					

| | | |

インド	三〇八	一、四四二	四六八	〇・七	一・七				
ホンデュラス	五	一三	一六〇	〇・〇	一・八				
アルゼンチン	(六〇〇)	(一、四三〇)	(一三八)	X・d	X・d				
フィリッピン	九一	一九八	二一八	一・五	二・一				
パナマ	二一	四二	二〇〇	〇・七	四・九				
タイ	七三	一四三	一九六	一・一	二・三				
イラン	二三〇	三七七	一九四	一・三	五・五				
ベルギー領コンゴ	三一六	五一六	一六三	一・七	四・〇				
コロンビア	二七四	四三八	一六〇	六・一	二一・四				
エチオピア	三三	五一	一五五	〇・四	一・九				
イスラエル	(二六〇)	(五五六)	(一五四)	X・d	X・d				
ローデシア・ニアサランド	三七一	五二六	一四二	二・八	四・六				
エクアドル	六五	九四	一三六	四・〇	九・八				
パキスタン	一四八	二〇〇	一三五	二・三	五・三				
チリ	三五四	四五九	一三〇	八・八	一三・二				
ブラジル	一、二〇四	一、五〇九	一二五	一九・七	二三・〇				
メキシコ	五〇〇	五九九	一二〇	七・七	九・〇				
ニカラガ	二三	二五	一〇九	四・九	四・七				
セイロン	四四	四八	一〇九	〇・五	〇・五				
ウルグアイ	一二七	一三一	一〇三	五・六	七・一				
ボリビア	九四	九六	一〇二	四・八	四・〇				
グアテマラ	二二	二二	一〇〇	〇・二	〇・七				
レバノン	二七	二七	一〇〇	X・d	X・d				
ベルー	二一二	二一六	九七	四・九	七・六				

コスタリカ	三六	三四	九四	〇・九	四・二
パラグアイ	一八	一七	九四	四・三	四・二
サルバドル	二八	二六	九三	一・〇	一・四
キューバ	六五	五八	八九	一・〇	〇・六
ハイチ	四三	三七	八六	六・五	九・三
インドネシア	(五六九)	(四一五)	(七三)	三・八	三・五
総計	六・二九七	一〇、一二〇	一六一	四・九	五・八
次の様に分けた場合					
アジア及びアフリカ	二、五九二	四、八七四	一八八		
ラテン・アメリカ	三、七〇五	五、二四六	一四二		

国連事務総長の意見

事務総長のステートメント中にある覚え書E／三三九四―非常に興味があると思われるのだが―において、発展の問題は数世紀にわたる眠りからたった今覚めたばかりの低開発諸国において最も痛感されていると述べている。

過去十年以上にわたって示された進歩にも拘らず、この地域の国民は依然として、最近の著しい世界の生産力の拡大と殆ど無関係に、又戦後彼等が目論んだ偉大なる革命的再生という希望を満たすに程遠い条件の下に生活を強いられている。停滞した経済に基礎を置く社会を、いかにして経済の不断に繁栄、発展する社会に変えることが出来るか。破壊的なインフレーションの圧力をもたらすことなく、いかにして、これら諸国の現有の消費資源から、生産力の向上のための財源となる貯蓄をすることができるか。いかにして、国際収支上赤字を出さないで資本財その他の必需品を輸入できるか。利用しうる資源をいかにして社会的・経済的発展に最高に役立ることができるか。企業家、経営者、指導者及び行政官を鼓舞し、且つ近代科学技術が要請する特殊技能を持った労働力を生み出すため、いかなる刺戟と手段が必要であるか。低開発地域の経済が生産し得る財貨を売りさばく適当な市場をいかにして発展させることができるか。これらは種々の観点から見た経済成長上の問題のいくつかであり、その解答は低開発国の政府が見出さなければならない。将来の発展に対するこれら諸国の関心は大抵「経済計画」或いは少くとも「経済成長に関する一般的展望」中の緊急政策の上に或る程度反映しており、この計画乃至展望中には、計画評価委員会の報告が指摘した目標に一致した計算や見積りと共に発展のため基本路線が示されている。

事務総長は更に次のように附言している。完全な世界経済確立上、最も困難な障害は、先進諸国及び成長過程にある諸国間の貿易、特に農業生産物に関する貿易の発展が不十分な点にある。これら諸国拡大は低開発諸国にとって死活問題であり、単に国際的分業から受ける利益だけの問題ではない。一、二の輸出用財貨しかない不均衡な国際的分業によることは、低開発諸国の経済が現状のままである限り、利益よりも危険性の方が常に大であろう。低開発諸国にとって貿易力拡大が死活問題たる所以は、それがインフレーションをまねくことなく又収支の均衡上困難に陥入ることなく経済成長を速める鍵だからである。又、それが購買力の最も普通な源であり、低開発諸国に対し或る産物の輸入を可能にし、かくて、弾力性のない生産構造によりこれら諸国に課せられた諸制限を軽減するからである。この観点から見ると、国際貿易上の最重要問題は、高度な工業諸国の発展した割合には基本財貨に対する世界の需要が不足している点にあると思われる。この需要の不足ということは、世界貿易上依然として顕著であり、低開発諸国の経済発展上不利である。何故ならばその結果、これら諸国は、自国の発展計画遂行上最も重要な輸入を制限するからである。これは経済上の自給自足と独立に関する問題ではない。単に財政上の破産を避けるためそうせざるを得ないのである。

事務総長は結論として次のように述べている。

民間資本の投下と相まって、低開発諸国の発展を促進し、貿易及び国際援助を拡大する政策は、国連及び経済社会専門機関の唯一の職能というわけではないが、この政策は国連活動の特に重要な一局面であり、而してこのことの周知徹底が緊要である。これは人間性の繁栄のため重要であるばかりでなく、更に、国連の全活動の主要目的たる平和維持に一致している。国連憲章第五十五条には、国連加盟国の義務の一つとして「諸国間の平和的友好関係に必要な安定と繁栄の創造」を明示している。国連の活動は、これらの不可欠な関係を生み出すのを助成しているのであるが、まして不断の世界緊張の最中にある今日、国連は、かかる活動により加盟各国政府を鼓舞し、もって進歩の道が開かれると思われるところにはすべて国連の機能を発揮せしめるようにせねばならない。

政治、イデオロギー、民族及び宗教的差別待遇のない直接具体的方策たる国際経済協力を通じてのみ、世界全般の繁栄を成就しうるのである。われわれは新しい黎明が人間性に光明を与えるであろうと信じている。そして進歩の行進を妨害するあらゆる障碍、偏見及び制限から人類を解放する戦の旗を掲げることは国民の意思の直接な代表者たるわれわれ議会人の任務である。相互依存と相互協力を通じての経済統合は、われわれすべてが求める目標、即ち万人が少くとも人類の要求と矛盾しない最低限度の繁栄を享受することにより、戦争へ導く諸条件を生み出す不安と障害の要因をすべて完全に抹消するという目標への最も確実にして最短の途である。このようにして世界は永久に平和の永続と諸国民の兄弟関係を確保されるであろう。

(三) 日程第五　平和に至る道

(a) 国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則

政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表して
エールス・ベブラ氏(ユーゴースラビア)提出の報告書

一、一九六一年四月はじめ、ジュネーブにおいて開かれた政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会に、ブルガリア、ユーゴースラビア、ソ連及び英国議員団から、それぞれ国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則についての覚書が提出された。

二、本問題はまず小委員において検討された。その結果、各国家の平和的外交政策のよるべき原則を決定するのは委員会にとって有益であるとのことに意見が一致した。またその原則の根本的理念は、各国家がその相互関係においてとるべき態度につき、ある大綱を定めてそれを尊重することを条件として、各国間の相違を克服して、安定し、永続する平和を樹立する可能性に関するものであるべきことに意見が一致した。

三、ついで覚書提出国及びその他二、三の国の代表によって構成する起草委員会を設置し、米国、ブルガリア、英国、アラブ連合、ソ連、ベトナム及びユーゴースラビア代表が委員に指名された。

四、起草委員会がまず決定すべき問題は、今日とるべき国際的行動に関する根本原則を簡明に表示するか、または現在における国際情勢に関連した重要問題をなるべく広い範囲にわたってとりあげ、たくさんの原則を列挙すべきかであった。この点に関しては各代表に異論が多く、討議は長時間にわたって続けられた。ついに結論として、かなり広い範囲におよぶ案を起草することとなった。ユーゴースラビア提出の決議案がこの線に一番近かったので、それを土台として検討することとなった。

五、原案は数ヵ所修正された。原案の主意はそのまま残されたが、修正によって相当の箇所が一層明確になった。

特に二ヵ所の修正によって原案は改良された。

その一は、アラブ連合とベトナムとの代表が提案した同じ主旨の修正をとり入れたものである。最終案の第一点の第二項、「平和と自由は相互に依存関係にある。」からはじまる部分である。

その二は、ソ連代表の提案した修正である。即ち第五の末項、「国際的難問題を解決するため……」にはじまる部分である。

右の修正が行なわれたのち、決議案は起草案委員会全会一致で採択され、本委員会に提出された。本委員会はまたこれを全会一致で採択した。

六、この際、私は本問題の技術的な点について同盟会議の注意を喚起いたしたい。起草された案は長文であり、起草委員会の審議時間は極めて短かく、しかも会議は二つの公用語で行なわれ、しばしば、修正案を口頭で翻訳した。その結果、英、仏両文の用語には時に著しく相違する点があった。これについては、本報告委員と同盟事務総長との間に交信が行なわれた結果、相互の意見の一致により英仏両文を改訂し、案文の相違をただし、文体をととのえることができた。

さらに事務総長と私とは、上記二つの修正をその関連部分から切りはなし、別の項とするのが適当であると意見が一致した。第五点の末尾に加えられた第二の修正は、それによって、各国が他国との利害関係の相違を調整する方法を発見するためたゆみない努力をつくすべき義務を強調する語句のあとに置かれることとなった。これはまことに国際的行動についての一般原則の一として重要なことである。

七、この原則の審議の終りに、委員会は、ブラッセル会議に提出する案文は「決議」でなく「宣言」とすべきことを決定した。

八、私が関係したこの委員会及び小委員会の業務の詳細は、極めて興味深いものがあった。その席上、ジュネーブに参集した代表の多くの者の信念が確認されたこと、即ち世界の大多数の人々の世論は、今日の世界に安定、永続した平和をもたらすために、各国が是非とも採用し実行すべき外交政策の根本について意見が一致していることを示したことである。

この原則に関するジュネーブにおける討論に、根本的問題については、たとえそれが東西対立、植民地、経済その他現下の国際情勢に関連したことにせよ、全く意見の相違が見られなかったことは特筆すべき点である。

九、委員会は、この意見の一致を特に案文中に詳細かつ明確に強調する価値があると認めるとともに、同盟がこれを複製して世界の世論に提供することは平和に貢献するものであると考えた。

十、私は委員会を代表して、ここに提出された「国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則」に関する宣言を、同盟会議が全会一致にて採択せられんことを心から希望するものである。

(b) 平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法

政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表して
E・L・マラリュー氏(英国)提出の報告書

本報告書は、ジュネーブにおける春季会議の際の本委員会の熱心な討議の結果作成されたものであり、委員会を代表して提出するものである。

多くの代表が、特定の独立及び安全保障に関連する問題について国連のために執られた手段について憂慮を示したが、国連の機構を有効に運営するため一層実際的な手段を提供し、かつ一層確信をもってそれを信頼すべきことについては全員の意見が一致したと言うことができよう。また国連に代るべき世界的機構、即ち世界の世論の表明の場として、またその世論を平和維持、国家の独立保護のための有力な要素として統一した行動に移す手段を講じる場として、これに代るべきものの皆無であることが全員によって確認された。

日本、アラブ連合、英国及びソ連から四件の決議案及びフランスから覚書が委員会に提出された。これらはいずれも討議の土台として優れたものである。まずアイルランド代表から強力な意見が示された。即ち現在核兵器を保有していない国に対して将来も保有しない誓約を求めるとともに、その不履行に当っては、核兵器保有国が、国連の権威のもとに、共同行動によって、非保有国の核兵器入手を防止すべきであるとするものである。また同代表は各国がその分担金を定期的に支払うことも国連強化の一方法であると述べた。

ある代表達は、コンゴ事件が現在の国連機構の試金石となるであろうことを痛感すると述べ、アラブ連合代表は、国連がルムンバの死亡後までコンゴ議会のリコールを取計らわなかったこと、及び国連内の帝国主

義者のたくらみによってコンゴにおける国連機関の行動を不公平ならしめたことについて苦情を述べた。ベルギー代表は、これに対し、コンゴにおける国連機関の行動は全く公平であり、また国連は同国の合法的政府を承認したにすぎない旨を強く主張した。

これらの意見はもちろん単に国連内におけるイデオロギーの対立について注意を喚起するにすぎないものである。ソ連代表が、国連総会、理事会のみならず事務局においても両陣営が公平に代表されるべきであり、一人の事務総長の代りに、双方から一名宛と中立代表一名の三事務総長制とすることを主張していることがそれである。この立場はポーランド及びブルガリア代表によって再現された。ポーランド代表は、事務局には中立及び東方国は十分代表されず、西方国は過度に代表されているから、これは是正されるべきであると主張した。

英国代表は、安保及び経済理事会の代表は国連の当初の構成員である五十ヵ国を基準としており、これは当然現在の情勢に合致するよう改めるべきであると同意を示した。しかし事務総長の権限を三者に与え、それぞれが拒否権を持つことは現実的でなく、機能をマヒさせるものであるとした。平和を達成する要素は完全軍縮の実現であり、それは国連によって設置される世界的安保機関がその固有の兵力により、また平和攪乱者はもちろん、安保機関といえどもその権力を濫用したときには、訴追する権限を有する世界裁判所によって管理され、実施されるべきものである。

日本代表は国際司法裁判所を一層活用する必要を強調した。また国連憲章、特にその中の旧敵国条項の改正を主張した。また国連に対する財政的負担は国富に応じたものであるべきこと、国連の決議はただ採択するだけでなく、採択した上は強く支持すべきことを述べた。

スペイン代表は、国連の不完全性及び事務局及びその他の機関における代表権を地理的に適当なものとする必要を認めるとともに、国際警察軍の創設と国際裁判所を一層利用することにより、国連全体を強化することを主張した。

ユーゴースラビア代表は、コンゴ問題処理に当っての国連の不公平を憂慮するとともに、他の発言者と同じく、国連の存在の不可欠を信じ、頂上会談の制度がたとえ最高責任者の集りであっても、国連に代ることはできないとの確信を示した。ラオス代表は、二大強国の二十年前に見せた友好関係が今日全く消え去ってしまったことは理解に苦しむところであり、両国がともにその勢力をもって国連強化に努力したなら、平和に貢献すること多大なるものがあろうと述べた。

米国代表は、国連における代表権が平等に各国に与えられたなら、国連は一層建設的な決定を行なうことができようと述べ、チュニジア及びラオス代表の支持をうけた。インド代表は、他の多くの者と等しく、中国を加盟させることにより、国連は一層強化されるであろうとし、かつ最近加盟した諸国の代表権増大を主張し、及び五大国の拒否権は加盟問題につき、また平和を脅かすおそれのある問題の調査については認めるべきではないと主張した。

委員会の討議の結果、全部の決議案を起草小委員会に付託し、討議において示された最も一般的な意見を表明する単一の決議案を作成することを決定し、それを実行した。小委員会が作成し、本委員会に提出した案文の中、小節(d)の末尾に「国連」における中国代表権問題を遅滞なく解決すべきこと」を加えることとなった。この点が起草小委員会草案に対する唯一の修正である。修正された決議案は二〇対三、棄権一二をもって承認された。

四　日程第六

政治及び組織委員会を代表して、ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）提出の報告書

緒　言

それぞれ異なった国と政治的組織を代表する五名の議員が、「国際機関に対する議会の監督」という新らしい問題の共同研究にあたってきた。

同盟の目的について述べている同盟規約第一条は、次のごとく同盟に二重の使命を与えており、同盟がこの問題にたずさわることは、きわめて当然なことである。

a　民主的諸制度の確立、発展並びに国際平和及び国際協力の推進

b　議会制度の機能の向上及び権威の高揚を目的とする議会制度の発展

良かれ悪しかれ、国際機関の存在は問題を提起する。ある機関が悪い存在であると考えれば考えるほど、その機関に対する議会の監督を一層強化しなければならない、とも言うことができよう。もし各国の議会組織も、国際的な議会組織もこのような監督を行なわないならば、前記の「民主的諸制度の確立」とは反対の情勢が生ずることになるであろう。一方、これらの機関に対する有効な監督は、同盟が関心を有する議会制度の機能向上に真に貢献することになるのである。

報告書の作成にあたって調査小委員会の各メンバーが、全般的に適用されるものとして諸提案をすべて支持したということはなかった。メンバー全員は、一部の国で用いることができる救済手段は、必ずしも他の国で適当であるとは限らないことを十分に知っている。できるのは、可能性を表わす一覧表を作り上げることだけであり、その適用は政治的権威者次第である。世界各地の議員に幾つかの過程の中から選択を試みさせる報告書は、実際に役立つものと小委員会は考える。しかし、この小委員会の中の一員であるウェンデ氏は、特に第三章及び第四章の題目に関して異なった意見を有していること（別紙参照）を付記しておく。

予備研究をまとめあげた調査小委員会の構成は次の通りである。ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）、ハリー・ハインド氏（英国）、C・W・ド・ラセルダ氏（ブラジル）、スペニ夫人（インドネシア）、J・K・ウェンデ氏（ポーランド）。

この報告書は、最初に政治委員会で審議された後、議会及び法律委員会において審議された。

一、議会の監督と外交政策

議会の監督は、議会に依存する行政部、すなわち政府の活動に対して立法議会が、国家活動のあらゆる領域において行使する恒久的な監督である、と定義することができよう。

議会の監督には、二つの要素が前提となっている。すなわち、一院制であると二院制であるとを問わず、議会の行政部に対する独立、及び議会が行政部に影響を及ぼす権力である。

議会の権力は、成文憲法に基づくことができるが、伝統及び慣習法、すなわち一般に不文法によって支配されることが多い。

まず、この不文法は「法律の一般的規則」で構成され、これからあらゆる機関がその任務を遂行するに必要な「暗黙の権力」が由来している（一九四九年四月十一日の国際司法裁判所の助言的見解　参照）。次に、実在するすべての議会の特質として、「議会における普通法」について本格的に語ることができる（P・ウィニー教授―ルクセンブルグ、一九五八年―著、「ヨーロッパ六カ国の国会」参照）。

これらの要素及び慣習は、特に外交政策に関して監督の性質を決定する。

外交政策の監督というこの特別な問題において、議会が行なう監督の目的は何であるか、を決定しなければならない。ユーゴースラビアのアレス・ベブラ議員は、リオデジャネイロ同盟会議の後この問題に留意し、列国議会同盟公報（一九五九年、第一号）に掲載された記事の中で、次のように指摘している。

「今日の世界では、各国の外交政策のあらゆる方針はそれぞれの国の政府に委されており、これが標準であり、また当然であると考えられているが、この点に関してある程度の変更を取り入れることはできないものであろうか。」政府が議会と世論に既成事実を提起し、たとえそれが誤っていると判断されても、国民が選出した代表者は、どのような方法によっても後からそれを修正することができない、ということは、しばしば起っていることである。この意味において、ベブラ氏は、この不愉快な問題を研究し、討議すべきことを勧告しているのである。

次に、外交政策に対してどのように監督が行なわれるか、という問題は、同盟に所属する議員がかなり前から留意してきたところである。

一九二四年にスイスで開催された第二十二回列国議会同盟会議は、外交政策に対する議会の監督に関する決議を採択した。この決議は、ドイツの著明な国際法専門家であるシュッキング教授が提案したもので、特に次の事項を規定している。

a　外国とのあらゆる条約または取りきめを議会に通告すること。

b　外務委員会に対し、いかなる時でも懸案の問題についてできる限り完全な情報を所管の大臣に求める権利を与えること。

c　国際連盟の代表に与える政府の訓令を外務委員会に提示し、事前に討議すること。

この最後の項目は、デンマーク代表提出の修正案が採択された後に挿入されたものである。

同盟は、一九五三年のワシントン同盟会議においてこの問題を再び審議した。報告委員はエルウィン・ジョーンズ氏（英国）であった。採択された決議は、興味深い考え方に基づくもので、議会は外交政策の運営を監督し、注目する権利、及びそれに関して意見を表明する権利を有しなければならない、という原則を主張するものであった。

この決議は、国際機関に対する議会の監督という本題目に関連しており、われわれの関心に直結するものであるから、この決議については後から考えることにしたい。実際のところ、これには今だに非常に多くの問題があるが、それはこの監督の遂行には障害が残っているからである。

特に、歴史的なものと社会的なものと二つの要素があり、この両者は、しばしば法律と慣習との間に明確な相違を作り出している。

まず第一に伝統がある。大多数の民主主義国においては、外交政策は長い間君主の大権であったが、共和国においては早くから大統領の特権となっていた。この特権から、外交機関の長たる外務大臣は、事務次官及びその他の幹部とともに、特別な立場を有するのが普通である。

議員にとって、外務省に近づくことは他の省の場合よりも困難である。が、特にこれは、外交行為の大部分が遠く離れたところで行なわれるという事実によるものである。このことは、半政治的、半行政的な存在であり、その監督が非常に困難な大使についていえるだけでなく、国際会議にもあてはまるのである。後者については後で述べることにするが、これは時として所管大臣の出席なしに開催されることがある。そこでは何が起っているのか。どのような譲歩が提案され、認められているのか。一般には知るすべがなく、知った時にはすでに遅く、既成事実ができあがっているのである。

要するに、国際機関とその会議は、外交政策がそこに投影されるという点において、諸国の外交政策の一部をなしている、と述べることができる。

しかしながら、これまでに考察してきたきわめて多種多様の方法と発議権から分る通り、外交政策の監督は、もはや国内においては困難になっている。外交活動に対し、議会が非常に遠い距離をおいて行なう監督は、ほとんど不可能である。この事実は、閣僚が下した決定、及び閣僚の間で締結された特別協定に重大な影響を及ぼすことができる。議会は、本報告書の第一章に指摘した方法、すなわち議会委員会への諮問、議会における書面質問や発言またはインターペレーション、予算の議決、及び調印された条約の承認などにより、これを矯正しようとつとめている。

この不十分な状態は、国際機関の設立にあたって公約が結ばれた場合に、もっとひどいことになるかもしれないし、特にその後の結果はそうなるであろう。これこそ、可能な救済手段を考え出す目的で、われわれがこの報告書の中で分析することを提案する問題なのである。

二、国際機関の生命

われわれが論じている公式な国際機関が生まれるのは、常に多国間条約の締結、すなわちある条約が多数の国によって作成され、調印され、批准されることによるか、それとも一部の国の作成になる、その他の国も加盟しうる条約の締結によるものである。

これと少しばかり異なるのは、規約、憲章、協定等のモデル条約で、これは、その最終的な形式においても、関係国がそれに忠実であって初めて拘束力を有すると考えられるものである。

大きな国際機関または地域機関は、すべてこれらの方法のどれかによって生み出されたのである。

それにもかかわらず、それ自体独立した存在を有する新らしい形式の条約が、どのような方法が用いられたにせよ、生まれつつあるということは事実である。それらは、効力を発生した時だけではなく、その存する限り管理を必要とする条約であり、また当然に施行され、政策樹立的な性質を有することが非常によくある長期の多国間条約である。

これらの一般的性格は、どのように表わすことができるであろうか。

まずこれらは、ただ一つの主題に限定された特定の条約と違って、すべて一般的性質の目的を有している。

次に注目すべき点は、すべてこれらの条約は長期的なものであるということ、及びその中の幾つかには政策樹立機関があるということである。

これらの特徴のすべて、特に第二点がもたらす結果は、この書類の題目にとってきわめて重大であり、この問題の歴史を眺めることは興味深いものと思われる。

ここ百年の間に、外交は著しい発展をとげた。これと関連して、ある現代の著述家（J・B・デュロゼルーパリ、一九五四年―「外交政策とその基礎」）は、国家の外交の方法と概念に次のごとく平行した発展を認めている。

フランス革命以前の外交。

革命時代の外交。

ヨーロッパにおける列国の勢力均衡時代の外交（一八五六年頃の電信の出現が、新時代の到来を告げた）。

ベルサイユ時代の外交。

現代の外交（一九三三年に、政府首脳者間、または外相間の直接話合いの慣習が確立されてから）。

これは単に技術的並行論の問題ではなく、国家の境界線を超越した偉大な社会的発展が、蔵相、農相、文相、わけても外相の間の接触を「国際化」したのである。

ますますひんぱんになりつつあるこのような政治的接触は、組織化された形式によって強化されているのが普通である。

その会議は、ほとんど常に公務員、部門別の専門家、代表団、常任代表、統制委員会によって準備されている。

普通はこの有効な準備の後、閣僚たちが集って方針を「作り上げる」のであるが、その結果特殊な協定が生じた場合、ほとんど必ず関係各国政府の承認を得た後に締結され、あらかじめ承認が与えられているという例は、きわめて稀である。

ある場合には、議会の承認の後に、加盟諸国の憲法上の慣習に従って批准が必要である。

しかし、条約自体が批准を免除する場合があり、ここにおいて、十分に含みを有し、「当然に施行される」条約という現象が見られるわけである。このような場合には、遠い過去にその規定自体に与えられた権力の認めるところにより、法律は自動的に効力を発生するからである。

実際には、世界の運命にとって非常に重大な意味を有するのに、各国議会の監督を免れるような「当然に施行される」規定が、幾つかの形式で存在しているのであるが、この問題については本報告書の次の章で述べることにする。

国際機関が関係しているのは、どのようなものであろうか。国際機関は、様々な基準に従って分類することができる。

1　その範囲による。たとえば、地域機構、大陸機構、世界機構など。

2　その存続期間による。たとえば、一時的機構、定期的機構、恒久的機構など。

3　その活動領域による。たとえば、政治機構、社会機構、経済機構、文化機構、軍事機構、共同機構など。

4　その法律上の性格による。たとえば、政府（外交その他）機構、民間及び学会機構など。

5　その目的、またはその諸問及び決定の権力による。

6　その加盟関係による。たとえば、国連機構内の諸機関、欧州共同体、米州機構など。

7　議会の監督方法による。たとえば、外務委員会による機構、議会代表団の参加による機構など。

発展は終りを告げたであろうか。おそらくそのようなことはないであろうが、すでにこのように数多くの形式が存在しているため、早くも国際的無政府状態と官僚主義の危険がうかがわれるのである。

特に第二次世界大戦以降、各種の国際機関は、様々な分野における国際協力にたずさわっている。これらの諸機関は、今や非常に大きな政治的、経済的、社会的、及び文化的責務を有している。

その結果として、各国政府の外交政策に関するたいていの問題は、国際機関の活動の参加に結びついており、これは国際官僚主義の問題を生じてくる。

「官僚主義」という言葉が言外に含んでいる悪い意味は、「官僚主義者」の実際の働きによるものではなく、能率的な管理によって機構の円滑な運営を維持すべき人々が有する欠点によるものである、と主張するならば、おそらく逆説的にひびくであろう。

国家的な水準においてルートウィック・ファン・ミーゼスは、有名になっているその著作「官僚主義」の中で官僚主義を分析し、特に次のような説を唱えている。「官僚主義的な管理は、民主政治及び民主的制度と両立しない、と一般に考えられているが、この考え方は誤っている。……官僚主義的な管理とは、民主主義においては、法律と予算に厳密に従う管理を意味するものと受け取らねばならない。」しかし、これは公共の利益にならない一種の異常発達またはこじつけを生ずる。

この線に沿って、パーキンソンが述べている新らしい官僚主義の現象

を取り上げることができる。いずこにおいても唯一の解決は、かたや行政部とかたや立法部の均衡と二重の権威を回復することである。議会の監督は、閣僚のみならず、各種の行政に対する取り締まりによって強化されねばならない。

国際管理については、どのような情勢がうかがわれるであろうか。まず第一に、われわれの祖父の時代には知られていなかったが、この国際管理は現に実在していることを認識しなければならない。

あらゆる重要な国際条約において、その管理及び更にその実施は徐々に国家的水準から国際的水準へと移り、そこにとどまっている。国際的な議会の監督が正当である真の理由は、ここに存するのである。

三、各国議会と国際機関

すでに述べたごとく、ここに記載されているほとんどすべての国際機構は、その最高機関として、各国の閣僚より構成される閣僚会議を有している。

これらの大規模な機構の方針が、ある特定の閣僚一人によって左右されるというようなことは決してない。全会一致の決定が要求されるところでは、閣僚の拒否権は通常、名目的なものに過ぎない。この拒否権は単なる否定であり、すなわち多くの場合、閣僚は採択された決定によって自国が束ばくされることを阻止できるだけであり、拒否権の行使によって、必要な際に一つの方針を提案することはできない。

かなりの機構において見られる過半数による決定が存在するところでは、閣僚は、賛成、反対いずれの場合でも、常に少数派に投票することができ、そうすることによって、その結果に責任を負わないのである。このように閣僚は、自国の議会と同意見であるが、好ましくないと考えられる事態の進展を防ぐ方法がなかったと言明することができる、というようなさまざまな情勢が存在するのである。すべてこのような場合には、議会の監督は消滅する。

しかしながら、右に述べたことだけでなく、次のような場合が多くある。既述したすべての場合においては、国際機構の枠内で一閣僚が自国の議会に従ってとる方針の監督に関する問題であった。しかし、議会は十名の閣僚より構成されている閣僚会議の自国代表を監督することにより、十分の一の監督権を行使することができても、全般的監督、すなわち機構自体や機構が採用する方針の監督に関する問題は存在しない。換言するならば、全般的方針の十分の九は監督外に放置されている。

以上述べてきたことから見て、広範囲にわたる全般的監督を行なうことが、議会民主主義にとって必要である。このことは、本報告書の次章で述べる国際的議会の集会か、または各国議会の水準における今日の要求に適した形による監督のいずれかを通じて、達成されるのである。列国議会同盟は、この問題を一九二四年、及び一九五三年の二回にわたって審議した。一九二四年の同盟会議で採択された決議の第一節、特に国際連盟へ派遣される代表者に対する政府の訓令はまず外務委員会に提出し、討議しなければならないという勧告の第一節にこのことが論述されている。

これは、現実に一部の国連加盟国において実行されている。しかしそれは、国連総会における討論に関する訓令にのみ適用され、国連やその専門機関、まして当該国が構成国である場合の安全保障理事会などに対する実際的訓令には適用されない。

最後に、与えられる訓令について討論を行なう慣習は、それが可能であるその他の多国間機構の場合には、より一層制限されている。

しかしながら、国際的必要性に適した議会による監督に関しても一つの可能な方法がある。すなわち、それはこのことに言及し、次のごとく述べている列国議会同盟一九五三年採択の決議である。「議会と国際機構の緊密な接触を発展させるため、国際機構の会議に派遣する代表団

には、できる限り議員を参加させるべきである。」

この問題は、明らかに単なる議会の監督体制の問題ではない。指名された議員は政府代表団の構成員であって、政府の諸問にあずかり、政府の名において、各議員は委員会本会議で各自の個々の問題について発言することができる。しかしこれは、議会の義務に関する重要項目である関係者の独立ということに対して、明らかにかなりの危険をはらんでいる。特別の使命や訓令を受理することは不可能であると考えるならば、政府の代表団に加わるよう指名された議員はいつでもそれを辞退する権利を有する。

政府の代表団に議員が参加するということは、所管の委員会、もしくは党派、またはその双方に情報を提供する権利と義務をこれらの議員に課するものである。それ故、一九五三年の決議は次のことを勧告している。「国際機構の活動及び決定に関して各国議会は、政府、もしくは政府の代表者が提出する報告事項を受理し、審議し、また必要に応じて報告事項を行動に移す適切な方法を、考慮すべきである。」

これは明確に単なる関係国の一閣僚の態度や投票に対する監督ではなく、国際機構自体の「行動と決定」に対して監督を行なうことを意味している。

この意味において、あらゆる国際機構はこの制度に従って、間接的に議会の監督下に置かれるのである。

従って国際機構の日常的な業務が、一団の高級職員、総合的事務局、あるいはこれに類似した機関に委任されているとしても、技術的見地から見て、自国が加盟している、またその運営に自国の閣僚が他国の閣僚とともに参加している国際機構に対して、各国議会が監督を漸進的に増大することは可能であり、また好ましいことである。

しかし、一つの困難な問題が依然として存在している。それは、国際機構の執行機関が、国際的代表者機関に基づくことなく、機構の審議や決定を行なう際、国家的配慮を第一とし、あるいはそれのみを主張する個別的な国家団体に左右されるとすれば、どのような方法で、共通の利益―機構自体の利益―を優先させることができるのであろうか、ということである。（註、F・M・ファン・アスベック教授「国際機構の設置の必要性に関する考察」「国際時報」一九五八年七月号参照。）

公式及び恒久的性格を有する国際機構が、国家と同様の独立した存在機関であることは議論の余地のない事実である。これは現代社会の発展、特に国家的制約を越えた経済及び生産手段の発達に起因するものである。

今日のすぐれた学者は、この存在を認識しており、これらの国際機構が採択した決定を国際法の源泉として認めている。以上のことは、国際社会において、国際機構は国家とともに国際生活に参加することを認められている法の主体と見なされることを暗示している。（註、「条約作成権」に関しては、スイスの法律学者、フーバー氏の次の論評を参照。「条約作成権は、国際的性格を享有する政治的、もしくは制度的な組織機関の特権である。」）

それ故、このような国際機構を管理する加盟国の閣僚が協議機関を構成すること、一方、監督をその義務とする議員が可能な限り同僚議員をその会議に派遣することは、論理的である。

この事態の進展の成り行きはすでに明らかである。すなわち、国連及びその他の機構においては、各国の議員がその機構の構成を反映している。議員は議員間の接触を保持して、相互に協議を行ない、またしばしば閣僚や公務員を除外した議員だけの集まりを構成している。国際的議会の集会への進展は、微々としてではあるが、着々と進行しているのである。

一九二四年及び一九五三年における列国議会同盟、及び調査小委員会が描いている各加盟国による議会の監督の強化は、決してこの国際的議会の集会の進展と矛盾するものではなく、実際にはむしろ、これを補うものなのである。

四、国際的議会の集会による議会の監督

（注、本報告書のこの章において使用される「集会」とは、議会人、すなわち国会議員より構成される国際的議会の集会を意味する。）

国際的議会の集会による監督の範囲は、各国議会による監督の範囲とまったく同じである。それは、行政府に対して、国民の代表者が有する監督の権利に関する効果的な組織の問題である。

本報告書では、行政府の本来の機能に関する分析には触れないので、連盟、連盟の前段階的機構（超国家的共同体のごとき）、超国家的ではないがかなり中央集権化された組織（閣僚会議、総合的な政治事務局、及びその職員の独立的身分などの特徴である）及び閣僚委員会や専門機関等を有する一般的な種類の国際機構などのように諸国家の間に今日存在している強固な連帯の広大な領域を強調することは不適当である。

前章の末尾ですでに述べたところであるが、全世界を通じて社会の発展は国家間の確固たる関係を導き、国家の主権の移動か、もしくは主権の「合同」をもたらすということを繰り返すのは無駄なことであろう。

われわれとしては、この方法に賛成、不賛成を表示することはできない。それは、不賛成が、国家の閣僚や代表の行為に対してではなく、新らしい機関の活動全体に対する効果的な監督を要求するもう一つの理由になると主張することができるかもしれないからである。

最後に、自国の議員同志の外に、他国の代表団に加わっている議員とも協議する政府代表団所属の議員の存在を通じて行なわれる国家的監督から、閣僚機関とは反対に、まったく議員でのみ構成される国際的議会の集会により行なわれる国際的監督への移向は、理論家が特に主張するほど突発的なものではないのである。

更に、このような国際的議会の集会は、もはや単なる国家的水準ではなく、国際的水準で各国政府が自国の代表に対して責任をもつ機会を提供するという有利な点を常に有している。

この問題に関するわれわれの見解は、過去において列国議会同盟により、すでに承認されている。主権の委任に関する問題は、一九五二年のベルン同盟会議において審議され、オーバン氏（ベルギー）提出の決議案が採択された。この決議は、「国家主権の制限」という題目であり、次のように述べている。「一定の権限を委任する合同機関の組織を助長すべきであり、その上、各国家は、できる限り多くの主権の特権を維持すべきものである。」

われわれはここに繰り返すが、研究にあたった小委員会は、このような解決策に賛成の立場をとるものではなく、単にその解決策に注目し、どこにおいてもそれが採択される場合には、最大限の議会による監督を確保すべきことを勧告するものである。

従って、「欧州会議における諮問会議、欧州石炭鉄鋼共同体の将来の会議、及び目下提案されている北欧会議のような公式的性格を有する国際機構においては、代議制の根本である民主的原則が固守されるべきである。」ことを要望している「議会間の国際的協力」（報告委員　アルシンク・アンダースン氏、デンマーク）に関する第二決議案が一九五二年の同盟会議で採択されたことは論理にかなっている。

「代議制の基本である民主的原則……」という考え方は、すでに触れたところの一九五三年にワシントン同盟会議で採択された決議（報告委員　エルウィン・ジョーンズ氏、英国）の一部で再び取り上げられている。この決議文は次のことを提案している。「……更に、国際機構内での代表者の会議に派遣される代表団は、議会によって選択され、反対党の議員も加えるべきである。」

七年後の今日、われわれは国家間における組織上の連合が確立され、急速に進展しつつあることを理解するとともに、同盟が概略を述べたこれらの諸原則をより一層明確に表わすことができると確信する。

国際的議会機関の構成の問題にもどるが、審議中の条約にとって、その権限を是認し、特に各国代表の比例代表に関し少くともその構成を支配する原則を定めることは必要であろう。国会が自身の代表を指名することは望ましいことである。欧州議会会議の場合には、直接一般投票による選挙の可能性が規定され、これを行なう方法及び手段はすでに実行されている。大部分の国際機関はまだこの段階に到達していない。

純粋な機能の分野に関しては、われわれが真の議会の監督を系統だてて述べた二つの基準、すなわち議会機関の独立と行政部に影響を与えるその権力を常に心にとどめるべきである。もし国際的議会集会が単に各国代表の集まりとしてではなく、自らの政策を作り上げる国際政治団体によって構成される真の国際的存在として行動をとるとしたならば、それらの効果は増強されるであろう。最終的には、議会集会は、大多数の各国議会がそうであるように、閉会期間中も活動の継続を確保する所管委員会を構成すべきである。

この基礎に立って活動するならば、議会集会はたとえ超国家的でなくても次の機能を行使することができる。

a　執行機関の長が施政演説において述べる国際機関の年次報告を国際集会が考慮すること。

b　国際集会のあらゆる会合に一名以上の閣僚審議会委員を出席させ、積極的に参加させること。

c　集会の議会委員会の会合に、閣僚審議会の委員が質問に答えるために出席を求められるような場合、一名以上の委員を出席させること。

d　インターペレーション並びに短時間内に回答が与えられるような口頭及び書面質問によって国際的監督を行なうこと。

e　一方において、集会における政党と各国議会におけるそれに対応する政党との間、他方、集会における各国代表と各国議会の所管委員会との間に、それぞれ恒久的な接触を組織化すること。

f　このような接触により、各国議会の水準において、審議会の各委員に対する監督をなしとげること。

g　国際集会のために、加盟国における世論との接触を確立するに役立つ独立事務局、及び報道機構を組織化すること。

これらの特質は、また国家主権の譲渡が生じない非超国家機関についても考えることができることを繰返して述べるものである。各国政府間の協力組織は更に進んだ措置をとることができるということ、すなわち、国際議会集会に認められる特別議事手続きによる「不賛成の動議」を採択する権利を有するということは、経験の立証するところである。このような国際機関においては、かかる動議の採択についてある前提条件が規定されている。それは少くとも十名の代表によって提出されなければならない。提出後二十四時間以内に表決に付することはできない。その採択には代表者の絶対多数を必要とする、などである。これらの条件はこのような動議の採択を困難なものにしており、その効果がそれ故にもっと大がかりなものになってくる。国務大臣たる閣僚が辞任を迫られるということはないから、このような動議の通過は直接の影響を有しないが、その問題に関して、新聞の注意が喚起され、国民の批判が下されるであろうし、恐らくは国会においてインターペレーションも行なわれるであろうから間接的な影響が感じられることになるのである。この手段は完全でないにしても決して無視することはできない。

本質的に異なる性格を有するのは、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州原子力共同体及び欧州経済共同体のごとき超国家機関において行使されている議会の監督である。

まず第一にこれらの機関に加盟している六カ国は、その主権の一部を共同体に移譲している。この結果、共同体もまた各国政府から独立した行政機関を持つということになる。（関係諸条約の条文は、不文法の下に発展してきた事実上の情勢を正確に反映していない。これは議会一事前及び事後の監督一並びに行政機関、すなわち実際には「真の決定を下す」欧州委員会一ルイ・キャロン、「共同市場と公法」、一九五九年、パリーの両方について真実である。）それ故に、それらを監督する議会集会が一三共同体に対して一つだけの会議がある一これらの行政機関を非難する権利を有し、辞任を強要することができるということは当然である。従ってここにおいて、連合または連合前の水準において、議会と行政機関との間の関係の代表的な例がうかがわれるのである。

五、将来の見通し

僅か数年前には、多くの人々は、そのような発展は例外的なもので、世界の大部分の地域に広く見られるような情勢には適用されないと考えていた。これが今でも正しい仮定であるかどうか、またそうであるとしても、そのまま長い間続くかどうかという疑問が生じてくる。

アラブ連合共和国、ガーナ、ギニアを例にとるならば、その独立を誇りとしているが、その主権の一部を大きな組織体に移譲し、これに加盟することが賢明と思われる若い国々を取りあげることになる。これらのすべての場合において、各国議会の代表者で構成される連合議会により、連合行政部に対する超国家的な議会の監督へと向う傾向がある。

以上のすべての場合に、不信任動議の問題が生じてくるのであるが、それと相並んで、もしくはそれに先立って、また別の監督方法が有効であることには変りない。

最後に、あらゆる現存の機関について、このような事柄は発展の過程にあるため、それぞれの場合に存在する監督の様式を明らかにすることは非常に困難であるということ、を忘れてはならない。

しかしながら、それを明らかにすることが絶対的に必要なわけでもない。遠く戦前のことであったが、フランスの法律学者ジョセフ・バルセレミは、次のように述べている。「監督は、必ずしも法律的な行為……によって説明することはできない。それは、影響力、管理、会談、質問、審問、雰囲気の創造、……の問題である。」またジョルジュ・セレは最近次のように述べた。「組織を欠いているか、それとも不完全にしか組織されていない法律体系は、真の法律体系ではない、と考えることに気づかねばならない。」

それ故に、議会の監督という問題の満足すべき解決は、特に、これらの機関に対する国家的な監督がようやく一名の国務大臣にしか及ばないという場合、またその監督が、いかに良心的な国際的官僚であろうと、その手にとどまってはならない共通政策の遂行にまでは及ばない場合に、独立した機関のとる行動が制御されないままの状態になることを許さない、という国民の意志に依存しているのである。

われわれの時代においては距離が消滅し、技術的な業績が個々の国々の境界を超越しているが故に、重要な新しい力が今や民主的方法により、それぞれ適切な水準において管理されねばならないが故に、従って議会民主主義は原子時代に適応するように更新されねばならないが故に、国際機関に対する議会の監督という問題は速やかに解決されねばならないのであるが、その解決に貢献するのは列国議会同盟の義務である。

本報告書の結論は、次のように要約することができる。

a　自己管理的な性格を有する国際機関は、今日実際に存在している。その増加は、現代における最も驚くべき社会学上の現象の一つである。

b　これらの新しい機関に対する議会の監督は、諸国民の福祉と平和

維持にきわめて重要であり、ますます緊急を要する問題となりつつある。この監督を行なう新らしい方法が生れているが、その技巧を発展させなければならない。

c　一方において、各国議会とその委員会が行なっている代表的な形式の監督は、各国政府が国際的性格を有する執行機関に参加する場合の政府の活動にも及ぼさねばならない。この意味において、かかる機関の会議に出席する代表に議員を任命することは、有効な監督の一方法となるものである。

d　他方、国際的議会集会は、様々な国家的利害が融和される場である国際的または超国家的な共通の関心というより高い水準において監督をなしとげることにより、この監督の永続性を確保することができる。

別紙

調査小委員会委員ウェンデ氏の見解の要約

ウェンデ氏は、今日驚くほど複雑化している国際機構に対する効果的な監督が要望されるという根本的な考え方には賛成している。しかしながら同氏は、この監督もしくは監督の強化は、各国議会の監督、すなわち自国の議会及びその他に対する監督のすぐれた組織を通じてのみ求められるべきであると確信している。同氏が論じているのは、本来の議会の権利（予算、インターペレーション、書面及び口頭による質問）の有効性を確保し、また主として、議会委員会の組織を改善し、報告書作成の義務を負わせてこれらの委員会委員を国際会議及び国際機構の本部へ派遣する委員に指名するという問題である。

一方ウェンデ氏は、国際機構の存在はその機構内における議会集会の創設を暗示しているという理論に反対している。同氏は、この考え方が大規模に実行し得るものとは考えておらず、利益よりも不利な点が多いと見ている。また、真の議会の監督は立法権と密接な関係を保たなければならないとも考えている。しかし、立法権を有する国際的な議会集会はどこにも存在していない。

国際的生活の幾つかの面を包含し、時には相当な広がりと重要性を有するすべての国際機構は、主権国家より構成されており、主権国家が国際機構の構成員である。それ故、国際的な議会のごとき第三者の立場にあるものが監督を行なう余地はないのである。国際機構内で行なわれるあらゆる重要な決定は、国家的水準における批准を受けなければならない。

国際活動に関する広報、及び会議に出席した議会代表者が提供する情報は、提案されている措置について意見を述べる立場に各国議会を置くものである。また「議会による」という資格を与えるには少くとも時期尚早の新しい不完全な制度によって、この監督を交替させるように努めるのは危険である。

第五十回列国議会同盟会議準備書類（補遺）

日程第五　平和に至る道

(c)　植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるために、その政治的発展をはかる諸原則

非自治領及び人種問題委員会を代表して、H・N・クンズル博士（インド）提出報告

植民地主義及び人種差別の問題は、たびたび同盟会議の注目を浴びてきた。ワルソーにおける第四十八回同盟会議（一九五九年）は、植民地主義の存続がもたらした国際平和ならびに安全保障に対する脅威のもとになっている紛争の種を除去するため、「植民地解消」に関する円卓会議を要請した。東京での同盟会議（一九六〇年）において、「植民地主義及び人種差別問題」に関する決議を採択した。この決議は、とりわけ、あらゆる形態の人種差別及び植民地主義を非難し、すべての国民の自由と主権を無視している諸事実に深い関心を示し、また列国議会同盟加盟のすべての国の議員団に対して、植民地主義体制を永存せんと固執する政府に「諸国民の真の意志を曲げんとするいかなる圧力、制約及び策略をも用いることなく、すべての国民に自決の権利を認めることによって、遅滞なく植民地主義を廃止させるべく促すこと」を要求したものである。

列国議会同盟は、民主主義への発展過程にある地域における政治的進歩を確保するという重要問題にも関与している。東京会議は、アジアにおける議会民主主義の将来に関する決議の中で、新しい国家へのあらゆる可能な援助が、国連やその他の国際機関を通じて、より恵まれた国々から提供されるべきことを提案した。

それ故国際平和と安全保障を確保する手段として、諸民族の自決権を遅滞なく承認し、また新国家の民主的発展を可能ならしめるため、国際機関を通じて新国家に対して活潑な援助を行なうべきであるというのが、同盟会議における大半の意見であると思われる。

同盟会議の討論ならびに採択された諸決議は、全体として世界におけるこれらの問題に関する緊急感の増大を反映している。植民地における民族運動の急速な発展、他の植民地の民族の自由に関して新しく解放された国家間に発生している焦慮感、少くとも新独立国の一部によって達成された、政治及び経済の分野における成功、及び開発途上にある地域への援助に関する責任機関としての国連及びその専門機関の設置は、この問題に対する緊急感を反映するものである。

最近、自治への方向に向う速度は、実際に著しく速められている。前回の国連総会において、十六カ国のアフリカ諸国が新加盟国として迎えられた。キプロスも同時に、国連に加盟した。前回の国連総会以後、シエラレオネが解放され、また西インド諸島、タンガニカ及び西サモアがまもなく独立を得ることになっている。

これに反して、アルジェリア、アンゴラ、モザンビーク、中央アフリカ連邦、南西アフリカ及び南アフリカのような領域において、民族ならびに人種闘争が続けられており、また西イリアンならびにゴアにおける植民地支配の継続は、関係植民地勢力とこれらの領域を自国の完全な一部と見なしている開発途上にある国との間に深刻な問題を引き起している。

冷戦のしわよせが地方の混乱を悪化させているコンゴを除いて、新独立国は、その大きさと資源、それと社会、経済、及び政治的発達の水準などに大きな相違があっても、かなり高い程度の安定と好結果を維持している。最近の経験から得たところでは、自治は植民地の社会的ならびに経済的発達の段階によって、またそれに従ってのみ、与えられるべきものであるという植民地勢力の主張は支持されていない。

国連の非自治領に関する委員会は、非自治領における進歩に関する事務総長の考察に基づく報告の中で、当然考慮されるべき二つの重要な要素について述べている。報告は、その考察の過程と結論において、次の点を強調している。(I)「自治政府の完全な運営または独立に至るまでの非自治領の経験は、その国民が独立し得ることを認められる前に、実現しておく必要のある経済、社会及び教育の面で到達すべき大体の水準について明確な指針を提示していないことに注目する必要がある。自治達成直前にその非自治領に関して伝えられる情報は、それらの非自治領がきわめて多様な情況の下で変革を行なっていることを示している。しかしながら、先進国の水準で判断を下す場合、これらの経済ならびに社会

せ、故意に住民の後進性を持続する政策を推進し、人種差別を実施している、と植民地保有諸国を非難した。同覚書によれば、ポルトガルは、その植民地において奴隷制度を維持し、英国は、あらゆる障害を設けて、属領の独立達成を阻害している。植民地保有諸国が、一九六〇年十二月の国連宣言の支持を拒否したことは、植民地主義を根絶するための戦いに、なお一層の努力が必要であることを示している。植民地主義を早急に排除することは、世界平和と平和共存に大きく寄与するものである。各国議員団に課せられた当面の任務は、国連決議の早急な実行を図ることである。

英国議員団の覚書は、英国の旧属領が、その自治に非常な進歩を遂げていること、また、残存する属領に対する英国の政策が、独立を与えることに好意的であることを強調した。しかし、同覚書は、属領の自由化に関し、考慮を要する重要な点を三つ挙げている。すなわち、第一に、少数者の権利尊重を保障することが必要である。第二に、進歩の速度は、各地域の状況に適応したものでなければならない。第三に、独立国として自立して行けない弱小非自治領の地位向上のため特別の方法が見出されなければならない。なお、この英国の覚書は、ソ連を「現今最大の帝国主義勢力」であると非難している。

ドイツ議員団の覚書も、ソ連と欧州の数カ国、特に東ドイツとの間に植民地的関係が存在すると苦情を述べている。自由の理念と、すべての民族の自決権は、普遍的なものであって、欧州諸国は、他の大陸の諸国と同様に、「民主主義的で平和な世界における独立」を享受し得てしかるべきである。

非自治領及び人種問題委員会の討議の席上、ソ連代表は、ブルガリア、ルーマニア両代表の同調を得て、自国に対する非難が全く根拠のないものであると述べた。一方、ベルギー代表、およびアイルランド代表は、ドイツの非難が正当なものであるとした。チュニジア代表は、独立

国として、国際法上にも、承認されている国と、アジア、およびアフリカにある植民地とが区別されることを希望した。委員会の目的とするところは、植民地の自由達成と、それらが世界の自由な国々の仲間入りするように援助することである。委員会議長は、委員会の議題が、非自治領、すなわち、非独立領、と明示されていることを指摘した。

植民地の変遷に関して、英国代表とソ連代表との間に、多少の論議がかわされたが、討議は、主として、将来とるべき行動の方針について行なわれた。ベルギー代表は、時機早尚に独立を与えることは、混乱を招来する恐れがあると主張した。アイルランド代表、およびイスラエル代表も、社会、経済、教育の各分野におけるある程度の発展が、独立に先行すべきではないかとの意見であった。しかし、チュニジア代表、およびインド代表は、植民地保有国がその植民地開発の失敗を、独立を与えない理由として正当化することはできないと主張した。

この関連において、行政の面、また、社会、経済の発展の面において、新たに独立を達成した国々を援助する国連の役割が強調された。インド代表は、属領に早急に独立が与えられ、その独立後の初期的段階においては、行政官、教育者を含む、必要な人的、物的資材が国連によって供与されることを希望した。チュニジア代表は、この意見を支持し、植民地住民に対する援助に関しては、国連が植民地保有国の代行機関になり得るのではないかとの見解をもったアイルランド代表は、国連の信託統治下の地域が他の地域より、速やかな進展を遂げていると述べた。なお、この点に関連して、非自治領の進展に関する国連事務総長の報告は、国連の種々の機関が、多くの非自治地域において、決定的に重要な役割を果していることを明示している。

委員会の討議において、ポルトガルの植民地主義が、特に論議された。ポルトガル政府の独裁的性格故に、ポルトガルの植民地問題は、他の植民地よりも、一層に困難なものになっている。これらの植民地においては、住民は如何なる政治的権利もなく、残忍な人種差別が行なわれ、強制労働が維持されている。南西アフリカ問題について、インド代表が発言し、南西アフリカ住民の待遇、ならびに、南ア政府に対して提案された、これら住民の進歩を促進するために南ア政府が講ずべき対策についての国連の報告要求が無視されていることを指摘した。

ジュネーブにおける討議

委員会の討議は、ソ連、英国、ドイツの各国議員団が提出した三つの覚書について行なわれた。それらは、植民地諸国の独立する必要性に関して異論はなかったが、問題の性質およびその緊急の度合については異なる立場から検討がなされた。

ソ連議員団が提出した覚書は、植民地主義が依然として存続していることを主張し、植民地保有諸国が、植民地住民の政治的向上を遅滞さ

決議案

委員会は、意見の一致した決議案を作成するために、起草小委員会の設置を決した。起草小委員会は、英国、ソ連、インド、チェッコスロバキア、チュニジア、オーストラリア、およびフランスによって構成された。起草小委員会は、非自治領及び人種問題委員会の決議案として現在提出している決議案を採択した。委員会は、同決議案を、賛成一七票、反対二票、棄権四票をもって採択した。

決議案の要点は三つある。決議案は、一九六〇年十二月の国連宣言を支持し、植民地住民、保護領、および非自治領に、完全な主権を早急に移譲するに必要な措置を遅滞なく講ずるように呼びかけている。決議案は、少数外国人に対する憲法による保護、ならびに人種、宗教の異なる国別の社会共同体相互間の融和を図る必要を認める。決議案は、新しく自由を獲得した諸国が、その独立を確固たる基盤の上に築くことを援助する国連の役割を強調している。

決議案の採択に当って、委員会は、国連の決議を支持するだけでなく、植民地問題に関する同盟会議の全ての決議を再確認した。

八、ベルギー議員団招請回章第一号

第五十回列国議会同盟会議
一九六一年九月十四日―二十二日、ブラッセル

ベルギー議員団招請回章

拝　啓

列国議会同盟事務局より最近御通知した通り、第五十回列国議会同盟会議は一九六一年九月十四日（木曜日）より九月二十二日（金曜日）までブラッセルにおいて開催されます。

開会式は、九月十四日（木曜日）午前十時三十分、ベルギー国高官の臨席のもとに、クーデンベルグ街パレ・デ・コングレのアルベール一世ホールにおいて行なわれます。同盟本会議は、同日午後二時より、下院本会議場において行なわれます。

ベルギー議員団は、本同盟会議の組織を同盟評議員会より委嘱されたことを喜びとし、貴下並びに貴議員団各位が親しくこの会議に参加されるよう御招待を申し上げることを光栄に存じます。

貴下におかれては列国議会同盟の歴史に画期的なこの第五十回同盟会議に参加することを希望され、また多数の貴下の同僚各位も同盟会議の第五十回目を祝賀するため、ブラッセル会議に参加されることを確信いたします。

ついては、別にこの招請回章若干を送付いたしますから、貴議員団各位に、できるだけ早く配付されるよう御願い申し上げます。

第五十回同盟会議の日程及び時間表は同盟事務局よりすでに貴方へ通報いたしましたが、各国代表がブラッセルへ到着した際に交付する「会議案内書」に重ねて記載いたします。

会議の技術的組織及びベルギーへの旅行に関する参考事項は別項に記載いたしました。

本同盟会議の重要性にかんがみて、参加代表及びその同伴者のために数々のレセプション及び小旅行の準備をいたしております。最終的プログラムは近く準備を完了し次第、次回の回章にて御通知いたします。

ブラッセル会議に参加される貴議員団代表及びその同伴者のリストを正副二通、できるだけ早く、ベルギー議員団幹事宛御送付願いたく存じます。

宿舎に関しては、ホテル予約の申し込みはできるだけ早く、おそくも一九六一年八月十四日までに当方に到着することが必要であります。

ここに重ねて歓迎の御挨拶を申し上げるとともに、私どもは貴下のベルギー御滞在を楽しいものとするため最善の努力をつくすものであることを申し上げます。

敬　具

一九六一年六月十日

列国議会同盟ベルギー議員団団長
ベルギー下院副議長
モーリス・デステネイ

列国議会同盟
日本議員団団長殿

一、代　表　団

各国議員団は、参加代表団全員及びその同行者（秘書、通訳、婦人等）の氏名、称号、職業、住所を記載したリストを正副二通、できるだけ早く、おそくも一九六一年八月十四日までに、ベルギー議員団幹事へ送付するようお願いいたします。リストの記入は明確にするよう御注意下さい。代表が家族を同伴する場合は、同じくその氏名を記載して下さい。

代表及びその同行者のリストは、別に同盟事務局（スイス、ジュネーブ、コンスタンチン街六）へも御送付下さい。

別添登録用紙（別紙第一）は、必要事項御記入の上、参加者一名につき正副二通宛、定められた日時までに当方へ御送付下さい。

二、ホ　テ　ル

ベルギー議員団は、参加代表及びその同行者のため会議期間中ホテルを予約いたしました。

同封したホテル料金資料（別紙第二）に基いて、参加代表は自己及び同伴家族のために予約を希望する部屋の種類を、登録用紙（別紙第一）に記入して下さい。ベルギー議員団は参加代表の御希望をなるべく実現するよう努力いたしますが、そのためには記入した登録用紙を、できるだけ早く、当方に御返送下されることが肝要であります。

貴議員団が直接、または自国のベルギー駐在在外公館を通じて、ホテルの予約をされる場合は、その旨及びそのホテル名を登録用紙に明記して下さい。

三、旅　行

代表のベルギーへの旅行は、空、海、鉄路及び道路によることができます。

ベルギー議員団は参加代表国のために、ブラッセル空港に受付案内事務所を設置いたします。その期間は九月十一日（月曜日）から九月十四日（木曜日）までであります。

代表団到着の際の受付を手落ちなく準備するため、登録用紙に旅行の方法、到着の日時の詳細を記載して下さるよう願います。

四、旅券及び査証

左記の各国の国民で各項に示された身分証明書、旅券等を所持するものは、ベルギーの入国査証は必要ありません。

a　国民身分証明書

オーストリア、フランス、ドイツ（連邦共和国）、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ及びスイス

b　有効な旅券

アメリカ（合衆国）、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、デンマーク、フィンランド、イギリス、ギリシャ、ハイチ、アイスランド、アイルランド、日本、ニュージーランド、ノールウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、スペイン、スエーデン、チュニジア及びベネズエラ

左記の各国の国民は入国査証が必要であります。

アルバニア＝ベルギー外交代表は駐在していませんから、最寄りのベルギー大使館又は領事館に申請して下さい。

ビルマ＝バンコック（タイ）のベルギー大使館へ申請して下さい。

（バンコック市南ヌア街フィア・ピファト通四四　電話三〇・八四〇）

ブルガリア＝ベルギー公使館（ソフィア市パトリアーク・エブテイミ三八A　電話七・〇〇・二四）

セイロン＝ベルギー公使館（コロンボ市ギルドフォード・クレセント一九ビラ・ラ・ロッシュ　電話九四・二五一、私書函一一九二）

チェッコスロバキア＝ベルギー公使館（プラーグ市三区ファルドステンスカ六　電話六四六・二七、二〇九・七九）

ガーナ＝ガーナ国民はアクラ駐在オランダ外交代表に申請して下さい。

ハンガリー＝ベルギー公使館（ブダペスト市二区ドナチ・ウトカ三四　電話一五八・八二八）

インド＝(1)ベルギー大使館（ニューデリー市ジョル・バン、ブラディープ・ロッジ　私書函三〇〇一、電話七四・八二七）

(2)ベルギー総領事館（ボンベイ市二六区クレンバラ・ヒル、カーマイケル通一　電話四一八二四）

(3)ベルギー総領事館（カルカッタ市一六区カマク街一六　私書函二五二〇、電話パーク三八八六）

インドネシア＝ベルギー公使館（ジャカルタ市ジャラン・ディポネゴロ一九　電話カムビル五二二八）

イラン＝ベルギー大使館（テヘラン市ドウレ、パーク・アミンコル、バハレスタン街　電話三四・二六六、私書函四）

イスラエル＝ベルギー大使館（テルアビブ市ハショフティム街三四　電話二四・一〇〇）

ラオス＝タイ国駐在ベルギー大使館（バンコック市南ヌア街フィア・ピファト通四四　電話三〇・八四〇）

レバノン＝ベルギー大使館（ベイルート市ゼネラル・スピアース街イメーブル・ジュレーディム　電話二三・二五三、五三・三五六）

リベリア＝ベルギー大使館（仮住所アイボリーコースト、アディジャン市B・P・一四七一）又はベルギー総領事館（セネガル、ダカール市コルニッシェ通　電話二三四・三七）

リビア＝ベルギー公使館（トリポリ市シヤリヤ・ビアンチヤム三）

フィリッピン＝ベルギー公使館（マニラ市マカティ一マカタ・ビルディング　電話八〇七三三、私書函八九〇）

ユーゴースラビア＝ベルギー大使館（ベルグラード市ブロレテルスキク・ブリガダ一八　電話三〇・〇一六、三〇・〇一七）

ベルギーの在外大公使館、領事館は、ベルギー議員団が出席代表、正規のオブザーバー、会議事務局員、同伴家族等に発給する白色又は青色の身分証明書を提示するものには、無料にて査証を発給するよう訓令をうけております。

五、身分証明書

議員団幹事は、同封の身分証明書を出席代表及び同行者にお渡し下さい。

a　白色は代表用であります。

b　青色は同伴家族及びその他の会議参加者用であります。

身分証明書が不足のときは、議員団幹事よりベルギー議員団幹事に

追加請求を行なって下さい。

六、荷　札

議員団幹事は、同封の荷札を出席代表及び同行者にお渡し下さい。荷札は通関手続きを容易にするものであります。荷札が不足のときは、議員団幹事よりベルギー議員団幹事に追加請求を行なって下さい。

七、外国通貨

ベルギーには通貨制限がなく、通貨の国内持込み及び国外持出しは、全く自由であります。

旅行小切手は、ある程度盗難の心配をなくしますが、交換に際して銀行手数料、税金及び印紙税を差引かれます。

交換率については、来る九月のことを予測することはできませんが、指針として、現行の比率を次に記載いたします。

ベルギー・フラン

一フランス　新フラン	一〇・四〇
一オランダ　フローリン	一四・三〇
一スイス　フラン	一一・八五
一ドイツ　マルク	一二・九五
一スターリング　ポンド	一四四・一
一アメリカ　ドル	五一・二五
一カナダ　ドル	五一・七五
一〇〇イタリア　リラ	八・二五
一オーストリア　シリング	一・九五
一ペセタ	〇・八五
一エスクード	一・六五

一スエーデン　クラウン	九・八〇
一デンマーク　クラウン	七・三〇
一ノールウェー　クラウン	七・〇〇
一フィンランド　クラウン	〇・一五

八、気　候

ベルギーは温帯に属しておりますので、気候は温和で適度な気温に恵まれております。

同盟会議が開かれる頃の気候について参考のため申し上げますならば、過去数年間における同期間中の平均気温は、摂氏十四度（華氏五十八度）であり、最高気温は摂氏十九・六度（華氏六十八度）最低気温は摂氏九・九度（華氏五十度）であります。

九、レセプション及び訪問

暫定計画（最終的な計画は、追ってお知らせします。）

九月十四日　木曜日（夜）
下院議長及び上院議長主催レセプション　於国会議事堂

九月十五日　金曜日
夜　自由行動

九月十六日　土曜日（午後）
海浜へ小旅行
西フランダースの中心都市ブルージに夕刻到着し、市内見物、夕食の後ブラッセルへもどる。

九月十七日　日曜日
終日　小旅行
朝リエージ市へ出発
リエージ市パレ・デ・コングレにおいてベルギー議員団主催昼食会
午後　アーデンスの鉱泉保養地を訪問
カジーノにおいて市長会及びリエージ市助役主催茶会
夜　市長会及びリエージ市助役主催レセプションの後、「光と形」を観賞

九月十八日　月曜日
夜　自由行動

九月十九日　火曜日（夜）
政府主催レセプション

九月二十日　水曜日
夜　自由行動

九月二十一日　木曜日（夜）
市長会及びブラッセル市助役主催レセプションの後、グランド・プラスで野外劇観賞

十、服　装

九月十四日木曜日、十九日火曜日、二十一日木曜日に催されるレセプションの服装は、略式夜会服（タキシード）または各自国の服装といたします。

十一、婦人のためのプログラム（最終的な計画は、追ってお知らせいたします。）

特別計画を作成中でありますが、これには首都の見学、主だった博物館やショッピング・センター訪問、ファッション・ショー、ブラッセル周辺の名所めぐり、マリーヌ及びアントワープ港への小旅行、婦人接伴委員会主催昼食会などがあります。

十二、会議後の旅行

出席代表でベルギー滞在の機会にベルギーの経済、科学、農業、社会及び文化問題、または国民生活のその他の面について知りたいと希望される方のために、ベルギー議員団は会議後の旅行計画を作成しております。

組織委員会の業務を容易にするため、参加代表が特に関心を有する点、及びどのような機関や産業施設の訪問を望まれるか、をできるだけ速やかにお知らせ下さるようお願いいたします。

十三、受付案内所

受付案内所は、ブラッセル、ルワ街、国会議事堂内に開設され、九月十一日月曜日午前九時から同盟会議の期間中業務を行ないます。代表及びその他の参加者は、ブラッセル到着とともに受付案内所にて登録して下さい。その際、

一、会議関係書類、各種招待状、郵便物、及びその他の同盟会議の組織に関する一切の資料。

二、各自の氏名及び所属議員団名を誌した会議用バッチ。これは、同盟会議期間中、お互いの識別と紹介を容易にするため、必ず着用されるようお願いします。

をお受取り下さい。

十四、代表宛郵便物

出席代表宛郵便物の宛先は次の通りとし、その所属議員団名を記入して下さい。

宛先　（ベルギー）ブラッセル　ルワ街国会議事堂
　　第五十回列国議会同盟会議
電報略号　CONFINPAR, Brussels

十五、輸　送

開会式が挙行されるパレ・デ・コングレ、及び同盟本会議が開催される国会議事堂は、市内の中心部に位置しております。代表用の部屋を予約するホテルも、同様に中心地域にあります。

電車及びバスの交通網が発達しておりますので、ブラッセル市内のあらゆる地点へ容易に到達することができますし、タクシーはどこでも利用できます。

道路を経てブラッセル着を計画しておられる代表には、到着とともに特別なカー・ステッカーをお渡しします。これがあれば、同盟会議期間中、議事堂附近の駐車施設を利用することができます。

十六、両替及び銀行の施設

代表は、九月十二日火曜日から同盟会議期間中、国会議事堂内に開設される両替所を利用することができます。

十七、旅行案内所

ベルギー観光社（COBELTOUR）は、国会議事堂内に事務所を設け、旅行のあっせんをいたします。

十八、郵便、電報、電話局

代表は、郵便、電報、電話主管庁が国会議事堂内に設ける特別局を利用することができます。

特別記念切手の発行

列国議会同盟の歴史における第五十回会議の重要性を強調するため、郵政省は、国内用として三フラン特別記念切手、及び外国郵便用として六フラン特別記念切手の発行を認可いたしました。

以上の記念切手は、同盟会議の開会にあたって発売されます。また列国議会同盟会議の五十周年を記念して、九月十四日から二十二日までの間、前記の郵便局から郵送されるすべての手紙に、特別記念消印が使用されます。

十九、軽　食　堂

同盟会議期間中、代表は国会議事堂内で自由に軽食堂を利用することができます。

二十、レストラン

国会議事堂の附近には、多数のレストランがあります。一覧表は、受付案内所で提供いたします。

二十一、報道事務室

同盟会議報道事務室は、九月十一日より国会議事堂内に開設されます。

同盟会議の報道を希望される報道関係者は、報道事務局と連絡を取って下さい。報道関係者には、緑色の身分証明書及びその活動に必要なその他の資料が支給されます。

二十二、同盟会議の技術的組織

第五十回列国議会同盟会議の技術的組織に関するあらゆる通信、及び代表の旅行や宿泊に関する通信は左記宛にお願いします。

宛　先　（ベルギー）ブラッセル　ルワ街パレ・デ・ラ・ナシオン
列国議会同盟ベルギー議員団幹事
マルセル・ガレーヌ氏

電報略号　CONFINPAR, Brussels

別紙第一

登録及びホテル申込み用紙

この用紙は二部作成の上、できる限り速やかに（おそくとも一九六一年八月十四日までに）左記宛先に到着するようお送り下さい。

宛先　（ベルギー）ブラッセル　ルワ街　パレ・デ・ラ・ナシオン
列国議会同盟ベルギー議員団幹事
マルセル・ガレーヌ氏

間違いを避けるため、この用紙にはタイプライターまたは大文字で記入して下さい。

一、氏名※（Mr. /Mrs. /Miss）
　住所
　称号または職業
　国名（組織）

二、同伴家族名
　Mrs.
　Miss
　Mr.

三、予約希望ホテル
　　月　日より　月　日まで
　別紙二による　級ホテル（※下、中、上）

シングル	部屋	※バスつき　バスなし
ダブル	部屋	※バスつき　バスなし
ツイン	部屋	※バスつき　バスなし

ブラッセル到着予定日時　一九六一年九月　日　時
※汽車により　から
　航空機、フライトナンバー　により　から
　乗用車により

※印の個所は不要の語を消して下さい。

署名及び日付

別紙第二

各等級ホテルの室料一覧表（※ベルギー・フラン）

シングル・ルーム

ホテル等級	バスなし			バスつき		
	下	中	上	下	中	上
特級	—	—	—	四〇〇	六〇〇	八五〇
一級A	二八八	三一二	三六〇	三八四	四二〇	四八〇
一級B	二一八	二四〇	二六四	三〇〇	三四八	三七八
二級A	二一六	二一八	二四〇	二七〇	二八八	三一二
二級B	—	—	—	—	二七六	—

ダブル・ルーム

ホテル等級	バスなし			バスつき		
	下	中	上	下	中	上
特級	—	—	—	六五〇	八〇〇	一、〇〇〇
一級A	四五六	五一六	五五二	六〇〇	六四八	六九六
一級B	三四二	三六〇	三七八	四二〇	四六八	五四〇
二級A	三一二	三三六	三六〇	三九〇	四二〇	四三二
二級B	—	三一二	—	—	三四八	—

ツインルーム

ホテル等級	バスなし			バスつき		
	下	中	上	下	中	上
特級	—	—	—	六五〇	八〇〇	一、〇〇〇
一級A	四八〇	五四〇	五七六	六二四	六七二	七二〇
一級B	三九六	四四四	四九二	四九二	五八八	六五四
二級A	三一二	三三六	三六六	四〇八	四三二	四八〇
二級B	—	三二四	—	—	四〇八	—

前記の価格は、室代、朝食、税金、及び十五%のサービス料を含む一泊の料金であります。

例えば、ブラッセルにおけるホテルの等級別は次の通りであります。

特級　メトロポール・ホテル
　　パレス・ホテル
　　アミゴ・ホテル

一級A　プラザ・ホテル
　　アトランタ・ホテル

一級B　グランド・ホテル
　　アルベール一世・ホテル
　　ガリア・ブリタニーク・ホテル

二級A　セントラル・ホテル
　　コスモポリット・ホテル
　　コロニース・ホテル

二級B　スプレンディッド・ホテル

※一ベルギー・フランは、約〇・〇二アメリカ・ドル

ブラッセルの中心部を離れたところに宿泊を希望される方には、庭園の中に立っているカルレベルド館を推せんします。この附近は高級住宅地域で、議事堂から車で十分とはかかりません。

料金は次の通りであります。

バスまたはシャワーつきシングル・ルーム　四二〇ベルギー・フラン
バスまたはシャワーつきツイン・ルーム　五九五ベルギー・フラン
朝食、税金及びサービス料を含む一泊料金

九、ベルギー議員団招請回章第二号

第五十回列国議会同盟会議
一九六一年九月十四日―二十二日、ブラッセル

ベルギー議員団招請回章（第二号）

拝啓

ベルギー議員団は、一九六一年九月十四日（木）から九月二十二日（金）までブラッセルにおいて開催される第五十回列国議会同盟会議に参加されるよう一九六一年六月十日付をもって貴下に招請状を御送付申し上げました。

ここに同会議の技術的組織に関する追加事項についてお知らせいたします。

ブラッセルにてお目にかかることを期待しております。

敬具

一九六一年八月二十日

列国議会同盟ベルギー議員団団長
ベルギー下院副議長
モーリス・デステネイ

列国議会同盟
日本議員団団長殿

※通信はすべて左記あてにお願いします。
（ベルギー）ブラッセル　パレ・デ・ラ・ナシオン
列国議会同盟ベルギー議員団幹事　マルセル・ガレーヌ氏
Mr. Marcel GALERNE,
Secretary General of the Belgian Group
of the Inter-Parliamentary Union,
Palais de la Nation, Rue de la Loi, Brussels (Belgium)
電報略号　(CONFINPAR, Brussels)

一般参考事項

一、代表団受付

代表団員は、ブラッセル到着後できるだけ速かにパレ・デ・ラ・ナシオン（国会議事堂）内の受付にて登録して下さい。その際、

1　会議案内書、会議関係書類、各種招待状、代表あての郵便物、及びその他の同盟会議の組織に関する必要資料

2　会議用バッジ

をお受取り下さい。

受付の業務時間は、次の通りであります。

九月十一日（月）　午前十時――午後五時
九月十二日（火）　午前十時――午後五時
九月十三日（水）　午前九時――午後五時
九月十四日（木）　午前八時三〇分――午後六時

九月十五日（金）から同盟会議の終了までは、入口広間に午前九時から午後六時まで開かれている案内所にお問い合わせ下さい。ただし、九月十六日（土）午後二時以降、及び十七日（日）終日は、案内

業務を行ないません。

二、開　会　式

開会式は、九月十四日（木）午前十時三十分より、クーデンベルグのパレ・デ・コングレ内アルベール一世ホールにおいて、ボードワン国王陛下臨席、及び政府高官多数出席のもとに挙行されます。

三、ベルギー国王陛下の代表団団長接見

開会式後、ボードワン国王陛下は、パレ・デ・コングレ内の応接室において、同盟執行委員、各代表団団長及びその夫人を接見されます。

（代表団団長の氏名をまだ明らかにしていない代表団の幹事は、ベルギー議員団幹事にその氏名をお知らせ下さい。）

四、ホテル・ルーム

同盟会議に代表団派遣を望む議員団で、まだベルギー議員団事務局にその旨連絡していない議員団は、直ちに必要な部屋数を同事務局にお知らせ下さい。

五、レセプション及び小旅行（代表は、受付で招待状をお受取り下さい。）

九月十四日（木）
午前　パレ・デ・コングレにおいて開会式
午後八時　国会議事堂のサロンにおいて下院議長及び上院議長主催レセプション
九月十五日（金）
夜　自由行動
九月十六日（土）
午後　バスで海浜へ小旅行
夜　西フランダースの中心都市ブルージに夕刻到着「アルス」において市長及び助役会主催夕食会鍾楽コンサート（投光照明に映える）市内見物
九月十七日（日）
終日　汽車でリエージ市へ小旅行
リエージ地方の中心都市リエージのパレ・デ・コングレにおいてベルギー議員団主催昼食会
昼食後、短時間市内見物
バスで鉱泉保養地へ出発、見学
市長会主催レセプション
夜　リエージ市長主催レセプションの後、「光と形」を観賞、汽車でブラッセルへもどる。
九月十八日（月）
夜　自由行動
九月十九日（火）
午後九時
五十年祭公園の美術歴史博物館内つづれ織の間において、オメガング協会共催の歴史的事件を物語る催し物があり、これに続いて首相及び政府閣僚主催レセプション
九月二十日（水）
夜　自由行動
九月二十一日（木）
午後八時三〇分
グランド・プラスにおいて「国王の町ブラッセル」と題する野外劇観賞後、ブラッセル市長及び助役会主催レセプション

六、服　装

第五十回列国議会同盟会議を記念して催される九月十四日(木)、十九日(火)、二十一日（木）の祝賀レセプションについては、略式夜会服（タキシード）または各自国の服装を着用することといたします。

七、婦人のための特別プログラム（詳細なプログラムは、到着後、国会議事堂内の受付でお受取り下さい。）

九月十四日（木）
午前　パレ・デ・コングレにおいて開会式
午後　バスによる首都めぐり
「パトリシアン・ハウス」において、ブラッセル市広報センター主催茶会
夜　国会議事堂において下院議長及び上院議長主催レセプション
九月十五日（金）
午前　自由行動
午後　バスによる首都周辺地域めぐり
夜　自由行動
九月十六日（土）
午前　自由行動
午後　海浜及びブルージへ小旅行
九月十七日（日）
終日　リエージ及び鉱泉保養地へ小旅行
九月十八日（月）
午前　自由行動
午後　(a)　ファッション・ショー　または
(b)　「メゾン・ド・エラズム」（博物館）見学
夜　自由行動
九月十九日（火）
午前及び午後
バスでエノウ地方へ小旅行
リン殿下夫妻をブルイユ城に訪問
婦人接伴委員会主催昼食会
午後九時
催し物に続いて首相及び政府閣僚主催レセプション
九月二十日（水）
午前及び午後
アントワープへ小旅行
十一時頃アントワープ公会堂へ到着し、市長の出迎えを受ける、ボートで港めぐり、昼食会
プランタン・モルト博物館見学
夜　自由行動
九月二十一日（木）
午前　自由行動
午後　古代美術博物館見学
博物館長主催茶会
夜　野外劇に続いてブラッセル市長及び助役会主催レセプション

八、会議後のプログラム

参加代表で、同盟会議終了後もベルギーに滞在し、ベルギーの経済問題の研究、社会、科学、農業、工業等の諸施設の見学を希望される方は、特に関心を有する事項を直ちにベルギー議員団幹事にお知らせ下さい。

九、旅行案内所及び両替

COBELTOUR（ベルギー観光社）は、国会議事堂内に事務所を設け、代表のために各種のお世話をいたします。

十、駐車施設

1　九月十四日（木）の開会式（パレ・デ・コングレ）出席者は地下ガレージを利用することができます。（入口はソルス街）

2　同盟本会議及びその他の会議（国会議事堂）代表用の駐車場は、次の場所に保留してあります。

a　ルワ街広場
b　ルーバン街広場
c　バイエル街

自動車でブラッセル着を計画しておられる代表には、お申込みにより、前記の場所のいずれかに駐車を認める特別許可証を受付にてお渡しいたします。

十、会議案内書

会議案内書に掲載されたベルギー上院議長ポール・スタイエ氏のメッセージ

一九六一年度列国議会同盟会議に参加される世界各地からの議会人を歓迎することは、ベルギー議会の喜びといたすところであります。

民主主義の発展及び平和の維持を目的とする人々の集りに対して、その場所を提供するのは、ブラッセルが常に大きな特権といたしております。

かくも多くの異った国の議会の議員の個人的接触は、国民の協力を強めるのに大いに役立ちます。しかし、そのためには理解と忍耐の精神、人類の福祉のために力をつくす議会同盟の共通の努力における、各人の威厳、感情、抱負を相互に尊重することが必要であります。

列国議会同盟は過去七十五年間にわたって各国を結集し、人類の向上に貢献してきたこの種の団体の最古のものであります。

同盟は勇気と不抜の精神とをもってその目的達成に邁進し、その活動はしばしば立派な成果をおさめました。

幾多の困難に際会しても同盟は決して失望することはありませんでした。危機に際しての同盟の節度と理性に基く国際的理解の増進の訴えは関係方面によって受けいれられました。

古い輝かしい伝統をうけ継いでいるブラッセルにおいて、第五十回列国議会同盟は平和と相互理解の雰囲気を見出だされることと信じます。それは自由、民主的制度に献身し、国際的義務を深く自覚している国家に対して当然期待しうることであります。

それはまさに、ベルギーの生活態度の真髄であります。

ベルギー上院を代表して、私はこの会議の成功を望むとともに参加者各位のわが国滞在が愉快なものであることを希望いたします。

ベルギー議会人は各位の滞在が楽しくしかも意義あるものとなるように、できるだけの努力をつくす覚悟であります。

大寺院の尖塔のもとにおいて、われわれ一同の手によって平和建設のための一礎石を加えようではありませんか。

ベルギー下院議長　A・ファン・アッケル氏のメッセージ

第五十回列国議会同盟会議に御出席のため、世界の各地からブラッセルに参集された各国代表のかたがたに対し、ベルギー下院を代表して、心から歓迎の御挨拶を申し上げることは、わたくしのもっとも喜びとするところであります。

列国議会同盟の目的、なかんずく、世界平和、国際協力、及び人種、言語ならびに信条を問わない各国民間の相互理解を達成するため、この列国議会同盟会議が、信頼と友情の雰囲気の中で、その目的を遂行されることを心から希望いたします。

工業技術、社会福祉、経済及び文化の分野におけるその貴重な経験から得た利益を他国にもわかち与えることにより、やがては、人類は、幸福と安全を得ることができるでありましょう。

列国議会同盟加盟国は、公正な、且つ私心のない解決を通じてこの目

的を達成するため、力を合せて努力されるものと確信いたします。

ベルギーが手をとり合って生活していくことを望んでいる非常に多くの国々の代表を歓迎することは、ベルギーの誇りとするところであります。また私どもは代表のかたがたが、美しい都市、旧跡、思想表現の自由、労働への熱意及び「生の喜び」などのベルギーに関する知識を広められるのに役立つことができれば幸いと存じます。

各種参考事項

参　加

一九六一年六月十日、ベルギー議員団は第八八回同盟評議員会（一九六一年四月、ジュネーブ）にて決定したところにより、同盟全加盟議員団に対し、第五十回列国議会同盟会議に参加するよう招請状を発送いたしました。

会議参加議員団の暫定代表名簿を配布いたしましたが、これには国際機関からのオブザーバーも含まれております。

受付案内所

各代表は到着後直ちに、ロア街の国会議事堂内に設けられた受付に登録して下さい。

受付において、

1　会議書類、招待状、書簡、伝言その他会議の組織に関する必要参考事項

2　会議バッジ

を受取って下さい。

受付は左の期間中開かれております。

九月十一日（月曜日）　午前十時――午後五時
九月十二日（火曜日）　午前十時――午後五時
九月十三日（水曜日）　午前九時――午後五時
九月十四日（木曜日）　午前八時三十分――午後六時

郵便物

九月十五日（金曜日）から会議終了までは、入口ホールに設けられた案内所において代表は自己宛の郵便物をお受取り下さい。案内所は午前九時より午後六時まで開かれております。

案内所は九月十六日（土曜日）午後二時以降、九月十七日（日曜日）は終日閉鎖されます。

身分証明書及びバッジ

1　身分証明書（一九六一年六月十日各議員団事務局に送付）

(a)　白色は代表
(b)　青色は　イ　会議要員
　　ロ　代表の同伴者
(c)　緑色は報道関係者

要求があったときは身分証明書を提示して下さい。

2　バッジ（所属国名記入）

(a)　白地バッジ　代表
(b)　紅地バッジ　イ　会議要員
　　ロ　代表の同伴者

参加者の身分識別のため、バッジは会議、レセプション、小旅行の際は見やすい場所に佩用して下さい。

招　待

登録の際交付される招待状は、直ちに出欠の返事を記入の上、第一一三号室のベルギー議員団事務局へ送って下さい。

会　議　場

開会式は一九六一年九月十四日（木曜日）午前十時三十分、パレ・デ・ラ・コングレ（クーデンベルグ）において、ボードワン国王陛下の御臨席のもとに挙行されます。

代表は午前十時十五分までに御参集下さい。

開会式終了後、国王陛下は代表団団長、同盟執行委員及びその夫人を、パレ・デ・コングレの応接室において接見されます。

同盟会議は一九六一年九月十四日（木曜日）午後二時開会されます。

本会議はすべてロア街国会議事堂下院会議場において開かれます。

同盟評議員会、執行委員会、調査委員会、議員団幹事会議及び事務総長会も国会議事堂内にて開かれます。

討論の組織

(a)　運営委員会――同盟会議規則第六条第四項により、会議の議事は会議のために選挙された議長、同盟評議員会議長及び執行委員会副議長によって構成される委員会によって指導されます。運営委員会は、同盟事務総長の補佐をうけ、会議の議事の能率的な組織及び円滑な運営を確保するためあらゆる必要な措置をとります。

(b)　一般討論――例年の通り、一般討論における一議員団の発言者は二名までとし、その時間は合計十五分以内、発言者が一人の場合は十分以内となっております。

(c)　その他の討論――同盟評議員会はジュネーブにおいて、日程に記載されているその他の議題の討論についても同じ規定を適用することを決定いたしました。議員団が決議案の修正案を提出する場合でも、その

ために発言者の数を増加することは認められません。

(d)　修正案についての討議――同盟評議員会は、第八八回会議において、同盟会議に提出された修正案の受理の可否は運営委員会が決定することといたしました。

特に現に討議されている議題に直接関連していない修正案またはその長さのため新しい決議案とみなされるものは受理されません。

受理しうるものと認められた修正案は、それについて審議をつくすため、同盟会議の採決に付す前に所管の委員会に付託されます。

(e)　日程第四は二件、第五は三件の決議案からなっておりますが、本会議における討論は各日程ごとに一括して行なわれます。

文書の配布

すべての会議に関連した文書の配布は同盟事務総長の責任において行ないます。

同時通訳

同盟会議における公用語であるフランス語及び英語の同時通訳は、同盟事務局の責任において行ないます。しかし、特例として、出席代表は公用語以外の国語を自己の通訳者をして公用語のいずれかに通訳させる場合は、任意の国語を使用して発言することができます。

ソ連、アルゼンチン、日本及びベルギー議員団の要請に応じて、組織委員会は特にロシア語、スペイン語、日本語及びオランダ語の同時通訳施設を設けました。各議員団はそれぞれ自己の通訳者を準備いたします。

報道事務室

二階に報道事務室を設置いたしますから出席代表及び報道機関代表者

は同室に御照会下さい。
この係りは会議の討論その他の活動に関するすべての広報事務を行なっています。
また記者会見を行ない、特別インタービューの準備をいたします。

報道主任　T・ボガート氏
同秘書　ファン・ヘルク女史

代表宛の郵便物

代表宛の郵便物は左の宛先として下さい。

（ベルギー）ブラッセル　国会議事堂
第五十回列国議会同盟会議
議員団名
代表名
電報略号　CONFINPAR BRUSSELS

レストラン及びバー

1 国会議事堂一階にレストランを設け、九月十三日から九月二十二日まで、九月十七日（日曜日）を除いて毎日、正午から午後二時まで温い食事を供します。
料理の代金は、心付を含めて、一〇〇フラン（ビールまたは鉱水つき）及び一一〇フラン（ブドー酒付）であります。
献立は毎朝十時から展示されます。
昼前に支配人に対して座席を予約することをおすすめいたします。
2 バーは午前十時から十一時半まで及び午後二時半から六時まで開かれます。但し九月十六日（土曜日）及び九月十七日（日曜日）は開かれません。
備考―レストランの料金には一五%の心付けが加算されることを御承知置き下さい。
右はカフェ、バー及び喫茶室では適用されません。それらの店においては心付けの最低額は一五%となっております。

軽食堂

会議日には下院の軽食堂及び上院の喫煙室が代表の利用にあてられ、茶、コーヒー、鉱水及びジュース類が無料にて供されます。
営業時間　午前九時より午後六時まで

郵便、電信、電話施設

国会議事堂一階入口ホールに郵便局（〇七号室）電報局（〇八号室）が設けられ、午前九時より午後五時まで開かれます。

電話

会議の電話番号は一二・九八・〇〇（ブラッセル）であります。
特別電話室が下院本会議場隣りに設けられます。
出席代表及び会議要員はこの室を御利用下さるよう願います。
ブラッセル市内の通話は無料でありますが、市外通話は電話係が用紙を差上げますからそれに記入して下さい。通話がすんでから料金をお知らせいたします。

特別記念切手の発行

列国議会同盟の歴史における第五十回会議の重要性を強調するため、郵政省は、国内用として三フランの特別記念切手及び外国郵便用として六フランの特別記念切手の発行を認可いたしました。
以上の記念切手は、同盟会議の開会にあたって発売されます。また列国議会同盟の五十周年を記念して、九月十四日から二十二日までの間、

第七号室に設けられた郵便局から郵送されるすべての手紙に、特別記念消印が使用されます。

読書室

下院及び上院の読書室が出席代表用として提供されます。そこにはベルギー国内新聞及び外国新聞の備付けがあります。
必要のときは、この室を執筆室として利用することができます。

両替店及び旅行案内所

ベルギー観光社が一階入口ホールに左の二つの施設を設けます。

(a) 両替店
(b) 旅行案内所

右施設は午前九時より午後五時まで開かれております。

新聞及び雑誌

新聞雑誌販売所が入口ホールに設けてあります。九月十二日から九月二十二日まで毎日午前九時より午後六時まで開かれております。販売品目は左の通りであります。

(a) すべてのベルギー新聞
(b) 外国新聞
(c) ベルギー及び外国の雑誌

写真室

入口ホールに写真室を設け、会議中に撮影した写真を販売いたします。

救護所

下院本会議場の近くに救護所が設けられ、九月十二日から二十二日まで、午前九時から午後六時半まで開かれております。

遺失物

すべての遺失物に関する問合せは一階入口ホールにある案内所へ御申出下さい。

伝言

一階入口ホールにある案内所は出席代表宛の至急の伝言をお伝えいたします。

輸送

開会式が挙行されるパレ・デ・コングレ及び同盟本会議が開催される国会議事堂は、市内の中心部に位置しております。代表用の部屋を予約するホテルも、同様に中心地域にあります。電車及びバスの交通網が発達しておりますので、ブラッセル市内のあらゆる地点へ容易に到達することができますし、タクシーはどこでも利用できます。
会議期間中専用自動車を御希望の代表は、ベルギー議員団へその旨御連絡下されば、それについて詳細の事項をお知らせいたします。
道路を経てブラッセル着を計画しておられる代表には、御要求があれば特別なカー・ステッカーを案内所より差上げます。これがあれば同盟会議期間中、議事堂の駐車場を使用することができます。

タクシー

議事堂からタクシーを御利用の代表は、入口ホールのポーターに御用命下さい。タクシーはすべてメーター付であり、最低料金は一回一〇フラン、チップは料金の二〇%が普通であります。

小　旅　行

(a) 海岸及びブルージ市へバス旅行（九月十六日、土曜日、午後）バスは午後二時、国会議事堂発、参加者は午後一時三十分御参集下さい。

(b) リエージ市へ汽車旅行（九月十七日、日曜日）集合場所はガル・デユ・ハル（北停車場出発待合室）、時刻は午前十時四十五分であります。汽車は午前十一時に発車いたします。

昭和三十八年四月

第五十一回列国議会同盟会議の概要

参議院事務局

314.06
Sa54n2

第五十一回列国議会同盟会議の概要目次

一、日本議員団代表団名簿……一
二、同盟各委員会日本代表名簿……三
三、同　盟　会　議……五
(一)　同盟会議役員……五
(二)　同盟会議出席者……七
(三)　同盟会議議事及び行事日程……一一
1　同盟会議議題……一一
2　会　議　時　間　表……一二
3　会議以外の行事日程……一三
(四)　同盟会議議事概要……一五
1　開　会　式……一五
2　同盟会議の開会……一七
3　同盟会議議長の選挙……一八
4　一　般　討　論……一九
5　開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割……五〇
6　諸大国に対する平和アピール……五一

国立国会図書館
38. 5. 16
図書館資料

607526

7 公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案……六四
8 一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件……七一
9 法の支配に不可欠な自由に機能する議会……七三
10 植民地とその国民の独立達成に関する国連宣言の履行促進のための原則ととるべき方法……八九
11 同盟評議員会議長の選任……九四
12 執行委員の選挙……九四
13 決議案の表決……一〇一
14 同盟評議員会の構成……一〇五
15 運営委員会の報告……一〇五
16 採択決議に関する報告……一〇五
17 同盟会議の閉会……一〇六
(五) 同盟会議議決事項……一〇九
(六) 日本議員団代表の発言……一一五
四、執行委員会……一三五
1 執行委員会第一二六回会議……一三五
2 執行委員会第一二七回会議……一三七
五、同盟評議員会……一四一
六、常任調査委員会……一四五
1 政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会……一四五
2 議会及び法律委員会……一四六
3 経済及び社会委員会……一四七
4 文化委員会……一五〇
5 非自治領及び人種問題委員会……一五〇
七、各国議会事務総長会……一五五

付録

一、第五十一回列国議会同盟会議招集に関する同盟回章……一六九
二、第一二六回及び第一二七回執行委員会会議招集回章……一七七
三、第九一回同盟評議員会招集回章……一八一
四、各常任調査委員会招集回章……一九一
五、各国議会事務総長会招集回章……一九五
六、同盟会議準備書類……一九七
七、ブラジル議員団招請回章……二〇一
八、会議案内書……二〇五
九、会議インフォーメイション……二一一

一、日本議員団代表団名簿

団長	衆議院議員	福永健司（自民）
	衆議院議員	鈴木正吾（自民）
	衆議院議員	關谷勝利（自民）
	衆議院議員	福田篤泰（自民）
	衆議院議員	松浦東介（自民）
	衆議院議員	森山欽司（自民）
	衆議院議員	鈴木仙八（自民）
	衆議院議員	津雲國利（自民）
	衆議院議員	山花秀雄（社会）
	衆議院議員	片島　港（社会）
副団長	衆議院議員	八木一男（社会）
	参議院議員	阿部五郎（社会）
	参議院議員	笹森順造（自民）
	参議院議員	木暮武太夫（自民）
	参議院議員	河野謙三（自民）
	参議院議員	岡崎真一（自民）
	参議院議員	藤原道子（社会）
	参議院議員	戸叶　武（社会）
	参議院議員（オブザーバー）	牛田　寛（公明）
	衆議院議員長	清瀬一郎（無）
	衆議院議員	牧野寛索（自民）
	衆議院議員	岡田修一（自民）
	衆議院議員	前田榮之助（社会）
	衆議院議員	久野忠治（自民）
	衆議院議員	堂森芳夫（社会）
	（同　行）	
	衆議院法制局参事（法制局第二部長）	川口頼好
	衆議院参事（管理部長）	大久保孟
	衆議院参事（列国議会同盟課長）	正岡　壽
	衆議院参事（委員部第四課長）	曾根原幸雄
	衆議院参事（渉外課長）	木名瀬智
	衆議院参事（議長秘書）	戸井田三郎
	（会議直行）	
	衆議院参事（渉外部長）	光藤俊雄
	同時通訳員	東　信夫
	同時通訳員	小浪　充
	（会議直行）	
	参議院事務総長	河野義克
	（同　行）	
	参議院参事（渉外部長）	森　純造
	参議院参事（委員部第一課長）	土屋政三

二、同盟各委員会日本代表名簿

一、執行委員会委員　　福永健司（衆）

二、同盟評議員会評議員　　福永健司（衆）
同盟評議員会評議員　　藤原道子（参）
藤原評議員代理　　岡崎真一（参）

三、調査委員会委員
政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会委員　　鈴木正吾（衆）
八木一男（衆）

議会及び法律委員会委員　　山花秀雄（衆）
福永健司（衆）

経済及び社会委員会委員　　河野謙三（参）
戸叶武（参）

文化委員会委員　　牛田寛（参）
木暮武太夫（参）

非自治領及び人種問題委員会委員　　鈴木仙八（衆）

三、同盟会議

(一) 同盟会議役員

同盟評議員会議長　G・コダチ・ピサネリ
同盟事務総長　アンドレ・ド・ブローネー

議長	ラニエリ・マジリ	(ブラジル下院議長)
副議長	A・W・ロバートソン	(アメリカ合衆国)
〃	M・F・スコット	(オーストラリア)
〃	M・デステネイ	(ベルギー)
〃	P・コストルコフ	(ブルガリア)
〃	G・S・トルバルゾン	(カナダ)
〃	A・サトー	(中央アフリカ連邦)
〃	W・P・G・アリヤダサ	(セイロン)
〃	J・フォン・ミューレンブロック	(チリ)
〃	V・スコーダ	(チェッコスロバキア)
〃	アルシング・アンダーセン	(デンマーク)
〃	B・E・テオルデメディン	(エチオピア)
〃	J・ビロライネン	(フィンランド)
〃	H・コップフ	(ドイツ連邦共和国)
〃	K・O・トンプソン	(ガーナ)
〃	H・ブッチャー	(イギリス)
〃	A・カブレラ・クルス	(グアテマラ)
〃	E・モルナール	(ハンガリー)
〃	S・V・クリシュナムーティ・ラオ	(インド)
〃	C・ブレスリン	(アイルランド)
〃	D・ハコーヘン	(イスラエル)
〃	R・フランゾ	(イタリア)
〃	福永健司	(日本)
〃	O・サナニコン	(ラオス)
〃	E・ブスタニ	(レバノン)
〃	F・E・トルバート	(リベリア)
〃	ルブサンチュルテム	(モンゴリア)
〃	A・M・I・H・バーテン	(オランダ)
〃	G・F・シム	(ニュージーランド)
〃	M・T・エムブー	(ナイジェリア)
〃	フィン・モー	(ノールウェー)
〃	G・フラド	(パナマ)
〃	J・A・サルディバール	(パラグァイ)
〃	J・モンタノ	(フィリピン)
〃	J・K・ウェンデ	(ポーランド)
〃	G・バシリキ	(ルーマニア)
〃	M・デ・アラネギ	(スペイン)
〃	R・サンドラ	(スエーデン)
〃	W・ブリンゴルフ	(スイス)

〃　N・アンターキ　（シリア）
〃　P・ブラナンラピン　（タ　イ）
〃　A・アブデネビ　（チュニジア）
〃　C・ババン　（トルコ）
〃　J・V・ペイペ　（ソビエト連邦）
〃　A・U・ピエトリ　（ベネズエラ）
〃　N・P・チェップ　（ベトナム共和国）
〃　M・イベコビッチ　（ユーゴースラビア）

(二)　同盟会議出席者

ドイツ連邦共和国

ヘルマン・コップフ　連邦議会議員、代表団団長
ライナー・バルツェル　同
ペーター・ブラッハスタイン　同
エワルド・ブーヘル　同
ハインリッヒ・ダイスト　同
ヨハン・バプティスト・グラードル　同　グラードル夫人
マルガレーテ・ベルガー・ハイゼ　同
ヘルムート・カルビッツェル　同
ハインツ・キューン　同
エルンスト・マヨニカ　同
リヌス・メンメル　同
ゲルハルト・ワッヘル　同
ハインリッヒ・エーベルハルト　代表団幹事

アメリカ合衆国

A・ウィリス・ロバートソン　上院議員、代表団団長
モーリス・J・マーフィー　同　マーフィー夫人
オレン・E・ロング　同　ロング夫人

T・デイル・アルフォード　同　アルフォード夫人
ハーマン・E・タルマッジ　同　タルマッジ夫人
ストロム・サーモンド　同　エリーナー・サーモンド嬢
ラルフ・W・ヤーボロウ　同
ルシエン・N・ネッジー　下院議員　ネッジー夫人
トーマス・N・ダウニング　同　ダウニング夫人
ポール・C・ジョーンズ　同　ジョーンズ夫人
W・ロバート・ポージ　同　ポージ夫人
フィル・ウィーバー　同　ウィーバー夫人
ジョージ・B・ギャローウェイ　代表団幹事

顧問

ジョン・ケッペル
エリザベス・ボンド夫人
エイリーン・ギャローウェイ夫人
ディック・M・ホフマン少佐
パット・M・ホルト
ダレル・セント・クレア
ジャック・A・シムス大佐
ブルース・マイヤース中佐
スタットビル中佐
マイケル・ニソス少佐

オーストラリア

M・F・スコット	上院議員、代表団団長	スコット夫人
A・M・ベン	同	
G・R・コール	同	
A・I・アラン	下院議員	
R・デービズ	同	
A・W・ジェームス	同	
P・W・C・ストークス	同	
R・H・C・ルーフ	議員団幹事	
ケビン・ゲイツ	顧問	ゲイツ夫人

ベルギー

M・デステネイ	下院議員、代表団団長	
F・ギョーム	同	
C・ド・ベック	上院議員	
H・モロー・ド・ムラン	同	

ブラジル

サトルニノ・ブラガ	下院議員、代表団団長	ブラガ夫人
オウロ・ムーラ・アンドラーデ	上院議員、上院議員団長	アンドラーデ夫人
バロス・ド・カルバリョ	同	カルバリョ夫人

アルジェミロ・フィゲイレド	同	フィゲイレド夫人
ダニエル・クリーガー	同	クリーガー夫人
ジルベルト・マリニョ	同	マリニョ夫人
フィリント・ミューラー	同	ミューラー夫人
ルイ・パルメイラ	同	
メン・デ・サー	同	
ベネディクト・バラダレシュ	同	
ジョアン・ピラスボアシュ	同	
ラニエリ・マジリ	下院議員、下院議員団長	マジリ夫人
アルミノ・アフォンソ	同	アフォンソ夫人
ペドロ・アレイショ	同	アレイショ夫人
モアシイル・ゴメス・デ・アゼベド	同	アゼベド夫人
セジスムンド・アンドラーデ	同	アンドラーデ夫人
ジョゼー・ボニファシオ	同	ボニファシオ夫人
エリオ・カバル	同	カバル夫人
メネジェス・コルテス	同	コルテス夫人
ネルソン・カルネイロ	同	カルネイロ夫人
オスマル・クーニャ	同	クーニャ夫人
フェルナンド・フェラリ	同	フェラリ夫人
エルベルト・レビイ	同	レビイ夫人
コスタ・リマ	同	リマ夫人
オスワルド・リマ・フィリオ	同	リマ・フィリオ夫人
フランコ・モントロ	同	モントロ夫人
エリオ・ラモス	同	ラモス夫人
マルチンス・ロドリゲス	同	ロドリゲス夫人

ベネディト・バシュ	同	バシュ夫人
ルイシュ・ビアナ	同	ビアナ夫人
オブザーバー		
イリニュウ・ボルナウセン	上院議員	ボルナウセン夫人
ビバルド・リマ	同	リマ夫人
ジョアキム・パーレンテ	同	パーレンテ夫人
サルバドール・ロサッコー	下院議員	ロサッコー夫人
フィラデルフォ・ガルシア	同	ガルシア夫人
フェルナンド・サンタナ	同	サンタナ夫人
ミルトン・レイシュ	同	
オランダ・クーニャ	同	クーニャ夫人
ネルソン・オメグナ	同	オメグナ夫人
アブラアン・モーラ	同	モーラ夫人
A・ラザリー・ゲデス	下院代表団幹事	ゲデス夫人
ルイシュ・カルロス・ビエイラ・ダ・フォンセカ	上院代表団幹事	フォンセカ夫人

ブルガリア

ペンチョ・コストルコフ	人民議会議員	
リウベン・バシリエフ	同	

カナダ

ガンナー・S・トルバルゾン	上院議員	トルバルゾン夫人
レオン・メソッド	同	メソッド夫人

ジーン・マリー・デシュロール	同	デシュロール夫人
アーサー・ビュービエン	同	
M・コテー	下院議員	
A・パケット	幹事	

セイロン

W・P・G・アリヤダサ	国会議員、代表団団長	
ラクシュマン・ラジャパクサ	同	
L・タヤセナ	同	

チリ

フリ・ボン・ミューレンブロック	上院議員、代表団団長	
ベルナルド・ラレイン・ビアル	同	
エルメス・アーマダ・パチェコ	同	
カルロス・コントレラス・ラバルカ	同	ラバルカ夫人
フロレンシオ・ガエギョス・ベラ	下院議員	
ギレルモ・リベラ・ブストス	同	
ファン・ツマ・マス	同	
ペドロ・ムガ・ゴンザレス	同	
エドアルド・オソリオ・パルド	同	

ホセ・ルイス・ラレイン・エラスリス　幹事
ダニエル・エガス・マタマラ　同

デンマーク

アルシング・アンダーセン　国会議員、代表団団長
N・C・クリステンセン　同

スペイン

ムニョス・アロンソ　下院議員
ホセ・マリア・ナバロ　同
デ・アラネギ・イ・コリ　同
トリアス・ベルトラン　同
グチエレス・カノ　同
ペドロサ・ラタス　同
カルロ・マルティネス　同

エチオピア

ブラテンゲッタ・エフレム・テオルデメディン　上院議員、代表団団長
メルシャ・メブラツ　下院議員
タデッセ・タイエ　同

フィンランド

ヨハネス・ビロライネン　国会議員、代表団団長
マルギット・ボルグ・スンドマン夫人　同
ゲオルグ・エールンロート　同
ヘルタ・クーシネン夫人　同
オラビ・リンドブロム　同
マルタ・サルメラ・ヤルビネン夫人　同
ユホ・テンヒアラ　同
ヒルヤ・バーナネン夫人　同
カルロス・ラッシラ　議員団幹事

ガーナ

K・O・トンプソン　国民議会議員
K・B・アイエンス　代表団幹事

イギリス

ハーバート・ブッチャー卿　下院議員、代表団団長
ティナム卿　上院議員
ピーター・アグニュー卿　下院議員
S・ショールフイールド・アレン　同
R・グレシァム・クック　同　クック夫人
W・ハナン　同
J・B・ハインド　同
ギルバート・ロングデン　同

スティブン・マッカデン卿　同　マッカデン夫人
E・L・マラリュー　同
T・ジョージ・トーマス　同
R・A・バローズ　代表団顧問
W・A・ディモリン少将　議員団幹事
K・B・ブラッドショー　事務総長会幹事

グアテマラ

アブラーム・カブレラ・クルス　国会議員

ハンガリー

エリック・モルナール　国会議員、代表団団長
レジョー・ボグナール　同
チボル・ウィバーリ　代表団幹事

インド

S・V・クリシュナムーティ・ラオ　国会議員、代表団団長
K・ハヌマンタイヤ　同
M・ヘンリー・サムュエル　同
S・N・ムカージー　代表団幹事

アイルランド

コーマック・ブレスリン　下院議員、代表団団長

ニコラス・イーガン　同
トーマス・F・K・オーヒギンス　同
パトリック・W・パルマー　前下院議員
ジェームス・タリー　下院議員

イスラエル

ダビッド・ハコーヘン　国会議員、代表団団長
ヨハナン・バデル　同
アーロン・オフリ　顧問
モシェ・ロゼッティ　議員団幹事、事務総長会副会長

イタリア

ジュセッペ・コダチ・ピサネリ　下院議員、大臣、代表団団長　ピサネリ夫人
エンリコ・カルボーニ　上院議員
ビチェント・ミリロ　同
ピエトロ・セッキャ　同
ボナディエス・アントニオ　下院議員
レンゾ・フランゾ　同　アンフソ夫人
レオネット・アマディ　同　フランチェスコ・アンフソ
フィリポ・アンフソ
ローラ・ディアッツ　同
アルトロ・ミケリニ　同
ローランド・リズ

ジョルジオ・ボスコ　ボスコ夫人
アントニオ・フマローラ　フマローラ夫人
アルベルト・ピアジェシー　代表団幹事

日本

福永健司　衆議院議員、代表団団長
鈴木正吾　同
關谷勝利　同
福田篤泰　同
松浦東介　同
森山欽司　同
鈴木仙八　同
津雲國利　同
山花秀雄　同
片島港　同
八木一男　同
阿部五郎　同
笹森順造　参議院議員、代表団副団長
木暮武太夫　同　河野夫人
河野謙三　同　岡崎夫人
岡崎真一　同
藤原道子　同
戸叶武　同
牛田寛　同
オブザーバー
清瀬一郎　衆議院議長

前田榮之助　衆議院議員
牧野寛索　同
岡田修一　同
久野忠治　同　久野統一郎
堂森芳夫　同
大久保孟　衆議院管理部長
戸井田三郎　議長秘書
代表団事務局
光藤俊雄　衆議院渉外部長
川口頼好　衆議院法制局第二部長
正岡壽　衆議院渉外部列国議会同盟課長
曾根原幸雄　衆議院委員部第四課長
木名瀬智　衆議院渉外部渉外課長
河野義克　参議院事務総長
森純造　参議院渉外部長
土屋政三　参議院委員部第一課長
東信夫　同時通訳員
小浪充　同

ラオス

オウン・サナニコン　国民議会議員、代表団団長
ブンラップ・ヌイバニボン　同
ペン・ノリンドル　同
シソウク・シソムバット　同
マク・ビライセン　同
オウ・ブラボン　同

インペン・スリヤドハイ　代表団幹事

レバノン

E・ブスタニ　下院議員
F・ナッファ　同

リベリア

F・E・トルバート　上院議員、代表団団長
レビー・H・マーチン　同
R・フォール・シャーマン　同
U・B・フリーマン　下院議員
H・カレイ・トーマス　同
マグナス・J・ヤンシー　同　ヤンシー夫人

モンゴリア

ルブサンチュルテム　最高会議幹事
アユールザナ　国会議員団執行委員
ナムスライ　司法委員会顧問
エレンド　通訳

ナイジェリア

M・T・エムブー　下院議員、代表団団長
ハッサン・ラフィンダディ　上院議員

F・A・M・アマディ　下院議員
W・O・ブリッグス　同
S・D・ラー　同
M・A・タヒール　代表団幹事

ノールウェー

フィン・モー　国会議員、代表団団長　モー夫人
クリスチァン・アスダール　同
オラブ・ホルドビック　同
レイダー・ストロムダール　同

ニュージーランド

ジョフレイ・ファンサム・シム　国会議員、代表団団長
ジェームス・グラッドストン・エドワーズ　同

パナマ

アブラーム・プレット　国民議会議員、代表団団長
ホセ・オーグスチン・アランゴ　同
ガブリエル・フラド　同

パラグァイ

J・アウグスト・サルディバール　下院議員、代表団団長

シルビオ・レフルッシオ	同
サビノ・A・モンタナロ	同
マニュエル・フルートス・パネ	同
カルロス・アウグスト・サル	同
ディバール	
フェルミン・ドス・サントス	同
ルーベン・スタンレイ	同
イグナシオ・A・パネ	代表団幹事、顧問

オランダ

A・M・I・H・バーテン	下院議員、代表団団長
P・J・カプテイン	上院議員
M・デ・ニート	同
C・ベルクハウエル	下院議員
I・N・T・ディーペンホルスト	同
	ディーペンホルスト夫人
M・J・メーリンク	同
W・J・スクイト	同
N・H・L・ファン・デン・ヘーフェル	同
T・J・A・Mファン・リーエル	同
C・J・ファン・メール	同
H・フレーデリング	同
J・H・M・デ・フレーゼ	同

フィリピン

フスティニアノ・モンタノ	下院議員、代表団団長
エスタニスラオ・フェルナンデス	上院議員
	フェルナンデス夫人
ホセ・ロイ	同
ロレンソ・M・タニャーダ	同
マヌエル・アルバレス・ソーサ	下院議員
レオナルド・ペレス	同
シプリアーノ・チト・プリミシアス	同
	プリミシアス夫人
J・F・トリビノ	同
シメオン・バルデス	同
アンヘロ・ソーサ	
レナト・C・タニャーダ	代表団幹事
アントニー・フェルナンデス	同

ポーランド

ヤンカロル・ウェンデ	国会議員、代表団団長
イェルジー・フリニエフスキー	同
ステファン・ゾルキエフスキー	同
エウゲニッシュ・シュレーベル	代表団幹事、顧問

中央アフリカ連邦

アルバート・サトー	連邦議会議員

ルーマニア

ゲオルゲ・バシリキ	国会議員、代表団団長
コンスタンチン・パラチベスコ・バラチャヌ	同
トライアン・ヨナスク	同
バルブ・ソロモン	同

スエーデン

リカルド・サンドラ	上院議員、代表団団長
ビルエル・アンダーソン	同
ロルフ・カイサー	同
アストリット・ベルイェグレン女史	下院議員
	エリエソン夫人
カルル・クリステンソン	同
ラルス・エリエソン	同
ハンス・グスタフソン	同
エリック・ニルソン	同
トーギル・ボン・セット伯爵	同
スーン・ホルム	代表団幹事
グナー・ロネウス	顧問
	ロネウス夫人

スイス

ワルター・ブリンゴルフ	国民議会議長、代表団団長
エミル・ブッシュ	国民議会議員
ハンス・ブュレン	同
ジャック・シャモレル	同
ハンス・コンツェット	同
ジュール・グランジャン	同
フリッツ・グルッター	同
ハロルド・フーバー	同
アンリ・モンフリニ	同
ワルター・シーグマン	同
ジーン・ウィルヘルム	同
ギオン・ダルムス	全州議会議員
ガブリエル・デスプラン	同
エルンスト・ファーターラウス	全州議会議長

シリア

ナイム・アンターキ	国会議員
ファイディ・アタッシー	同
ラシッド・ダクル	同
ラシャッド・ジャブリ	同
アブデル・ガーニ・カヌート	同
ファイック・ネフラウィー	代表団幹事
	アンターキ夫人

チェッコスロバキア

バクラフ・スコーダ	国民議会議員、代表団団長
アントニン・ビッフレール	同
アロイス・ポレドナク	同
アレナー・ベルナスコバ	同
ヨゼフ・コバチック	代表団幹事
ミロスラフ・ポトツニー	顧問

タ イ

ポット・ブラナシラピン将軍	立法議会議員、代表団団長
オパー・チャーミコン	同
チュディー・ドゥアン・ウドン	同
シースック・マヒンタラテープ	同
クリス・シーバラ	同
シッティ・シーラパスクム	同
ソンポップ・ホーダラキット	同
チェム・ヤノタイ	同
プラシット・シースラチャート	代表団幹事
ポン・チュラセーウォック	幹事補佐官
チェム・ヤノタイ夫人	

チュニジア

アブデラーマン・アブデネビ	国会議員、代表団団長
ラミン・ベラガ	同
ムスタファ・フィラリ	同
ハビブ・トリバ	同

トルコ

ティハット・ババン	国民議会議員、代表団団長
ティハット・ビルゲハン	同
M・アリ・デミル	同
オウズ・オラン	同
マムット・ブラル	同

ソビエト連邦

I・V・スピリドノフ	連邦会議議長、代表団団長
I・V・ペイベ	民族会議議長
A・A・アルスマニアン	最高会議議員
A・F・ゴルキン	同
N・I・ママイ	同
L・Z・タイロワ	同
V・V・エブゲニェフ	代表団幹事
S・N・アントノフ	顧問
I・M・ボロンツォフ	同
通訳四名	

ベネズエラ

アルトロ・ウスラル・ピエトリ	上院議員
イグナシオ・ルイス・アルカヤ	下院議員
ゴンサロ・バリオス	同
ラファエル・カルデラ	同
ホセ・アンヘル・シリベルト	同

ベトナム共和国

グエン・フォン・チェップ	国会議員、代表団団長
グエン・バン・リエン	同
トラン・タン・トン	同

ユーゴースラビア

マクソ・バーチェ	国会議員
ムラデン・イベコビッチ	同
マクス・スヌデル	同
同盟会議オブザーバー	

コロンビア

アロンソ・エレラ・オヨス	
ハイメ・プラタ・ベルムデス	
ナスリ・ロサノ・エレフレ	ロサノ夫人
ハシント・ロムロ・ビリャミサル・ベタネイ	
シロ・リオス・ニエト	
フリオ・エンリケ・エスカリョン	

ギリシャ

アリストメネス・ミリアレシス	在ブラジル大使

国際労働事務局

ペリクレス・デ・ソーサ・モンティロ	リオデジャネイロ連絡所長
ペリクレス・モンティロ・ジュニア	同補佐員

食糧農業機関

ラティシア・クルス・デ・モラエス夫人	

国際連合

マーシャル・タマヨ	国連リオデジャネイロ広報所長

米州機構

ホセ・A・モーラ	事務総長

同盟会議事務局

同盟事務局職員

アンドレ・ド・ブローネー	事務総長
ジェームス・ダグラス	事務次長
イボ・レンス	事務次長補
S・シャガギ夫人	事務局員
M・オウドウー女史	同
Y・ジャルニエ夫人	同
M・ローウェル女史	書記
P・グランジェス女史	同

臨時職員

A・ガウチェロン	通訳
P・ホーブラーゲ	同
C・トルネイ夫人	同
F・ハーディス・ジョーンズ	同
S・ペレット	議事速記係
R・ダグワーシー	同
R・スレイド	編集係
E・ホルムス	同
C・ボネモーリ	同
M・フリスク女史	書記
ジュディス・ジョーンズ女史	同

ダグラス夫人

ジェニファー・ホワイト女史　同
P・ベイン女史
アグレン・マックローチラン夫人
C・カンナブレイブ夫人

報道事務室

ウィルソン・アルメイダ・デ・アギアル	報道主任
ベアトリス・アセベド・デ・メロ・モラエス	報道副主任
ホセ・デ・ケイロス・カンポス	報道補佐
ホセ・デ・アリマテア・クーニャ	同
エルサ・ビアンニ夫人	通訳
マリア・テレサ・バルタル夫人	書記
マリア・シオッフィ・エステベス夫人	同

ブラジル議員団事務局

A・ラザリー・ゲデス	事務総長
ナイデ・デ・フィゲレイド女史	事務総長補佐
エロイサ・デ・ソーサ・ダンタス女史	秘書

婦人接伴係

レア・サ・カルバリョ夫人

アデリア・レイテ・コエリョ夫人
マリア・ドルセ・デ・ソーサ・ゲデス夫人

接遇係

ホセ・ムリリオ・デ・カルバリョ	接遇係長
マリア・ホセ・レオボンス夫人	書記

輸送受付係

ルイシュ・カルロス・ビエイラ・ダ・フォンセカ	輸送係長
ルイシュ・レナト・フォンセカ	係長補佐
ペドロ・デ・カルバリョ・ミューレル	同
ギルエルメ・グラシンド・ソアレス・パルメイラ	同
アルトル・レビー・セケイラ・シュッテ	同

案内係

ラファエル・バルセナ	通訳
パウロ・ペイショト・デ・カストロ	同
ワルデマル・レンソン	同
イナ・デ・メンドンサ女史	同
サロメ・サーベドラ女史	同
マリア・エミリア・デ・メロ・エ・クーニャ女史	翻訳員
アルシー・ゴーメス・ダ・フォンセカ	同
アリ・フェリシアノ・デ・アラウジョ	書記
アントーニオ・セルソ・バローゾ	同
エウニセ・ド・アマラル・ペルニ夫人	同
アニタ・ペッヒナー夫人	同
ファビオ・ルイス・マリア・ゼバコー・デ・オリベイラ・カルバリョ	同
イルベン・アラウジョ・コスタ女史	同
ナディル・デ・フィゲレイド・マルチンス・コスタ夫人	同
スージー・クーニャ・エ・クルス女史	同
エリオ・ズートラ	同
シルビア・エスコレル女史	同
エルシリア・ビエイラ・ダ・フォンセカ夫人	同
イボネ・モーラ・フォンセカ女史	同
ナイール・ガイ夫人	同
アリセ・ガルデリッチー女史	同
イラセマ・ディ・ベネディト・ケンプ女史	同
シルビア・クーリー・クラメル夫人	同

ネウザ・リタ・ペラシオ・モンティロ夫人　同
マリナ・ペレイラ・ダス・ネビス夫人　同
イボネ・セリオ・デ・オリベイラ夫人　同
シミラ・パラティニク女史　同
クリオ・モンティ・ペチナウ夫人　同
ビオレッタ・レ・コイ夫人　同
ナンシー・サルガド女史　同
リア・カンピスタ・サントス夫人　同
ニルザ・テイシェイラ・ソアレス女史　同
コンスエロ・コエリョ・アイレス・デ・ソーザ夫人　同
エルビオ・マルチンス・デ・ソーザ　同
マダレナ・シルベイラ夫人　同
ナディル・ピント・ゴンサレス夫人　同
ルース・フーパー夫人　同
マウロ・ゴメス・アセベード　同
G・ウンベルト・バルボーザ　同

(三) 同盟会議議事及び行事日程

1 同盟会議議題

一、同盟会議の議長及び副議長の選挙
二、一般討論
三、開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割
　経済及び社会委員会を代表して、O・オウス・アフリエ氏（ガーナ）が報告書を提出する。
四、公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案
　議会及び法律委員会を代表してゴンサロ・バリオス氏（ベネズエラ）が報告書を提出する。
五、一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件
　a　国際緊張を緩和させるための措置
　政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表してJ・K・ウェンデ氏（ポーランド）が報告書を提出する。
　b　緊急事態に対処する国際軍の構成
　政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表してH・モロー・ド・ムラン氏（ベルギー）が報告書を提出する。
　c　国家間の紛争解決に関する国際司法裁判所の強制管轄権の全面的受諾
　政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表してE・L・マラリュー氏（イギリス）が報告書を提出する。
六、植民地とその国民の独立達成に関する国連宣言の履行促進のための原則ととるべき方法
　非自治領及び人種問題委員会を代表してN・M・ペレラ氏（セイロン）が報告書を提出する。
七、執行委員パンディット・クンズル氏（インド）及び一九六二年に任期が満了するフィン・モー氏（ノールウェー）の後任二名の選挙
　御承知の通りパンディット・クンズル氏は一九六二年三月に議席を失ったので、列国議会同盟評議員会は規約第十七条に基づき第九〇回会議においてグエン・フォン・チェップ氏（ベトナム共和国）を指名し、第五十一回同盟会議までパンディット・クンズル氏の代理をさせることに決定した。
八、R・A・ワイドマン氏（アルゼンチン）の後任として一九六四年まで執行委員の任にあたるべき委員の選挙
　ワイドマン氏が一九六一年十二月に執行委員を辞任したので、列国議会同盟評議員会は第九〇回会議においてA・G・バヨール氏（アルゼンチン）を第五十一回同盟会議までその後任として指名した。同盟会議はワイドマン氏の任期が満了する一九六四年までその地位を占めるべき後任者を選挙する予定である。
九、第五十一回同盟会議から第五十二回同盟会議までの期間の評議員会の構成
　規約第十三条により、各国議員団は同盟会議開会の少なくとも一カ月前に、その所属議員二名を評議員として指名し、その氏名を同盟事務局に通報しなければならない。同盟事務局はそれを同盟会議に伝達する。

2 会議時間表

十月二十二日（月）
午前十時　登録
午後二時三十分　執行委員会第一二六回会議
十月二十三日（火）
午前十時　同盟評議員会第九一回会議
午後三時　同盟評議員会第九一回会議
十月二十四日（水）
午前十時三十分　開会式
午前十一時三十分　同盟会議の開会及び一般討論
午後三時　一般討論
十月二十五日（木）
午前十時　一般討論
午後三時　一般討論
十月二十六日（金）
午前十時　開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割
午後三時　開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割
十月二十七日（土）
午前十時　公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案
午後三時　公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案
十月二十八日（日）
会議なし
十月二十九日（月）
午前十時　経済及び社会委員会
議会及び法律委員会
午後三時　一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件
十月三十日（火）
午前十時　一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件
午後三時　一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件
午後五時　同盟評議員会第九一回会議
十月三十一日（水）
午前十時　植民地とその国民の独立達成に関する国連宣言の履行促進のための諸原則ととるべき方法
正午　執行委員選挙
午後零時三十分　植民地とその国民の独立達成に関する国連宣言の履行促進のための諸原則ととるべき方法
午後四時三十分　非自治領及び人種問題委員会
十一月一日（木）
午前十時　政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会
a　開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割
b　公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案
c　一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件
d　植民地とその国民の独立達成に関する国連宣言の履行促進のための諸原則ととるべき方法に関する各調査委員会の報告と決議案の採決

第五十一回同盟会議から第五十二回同盟会議までの期間の列国議会同盟評議員会の構成伝達
同盟会議の閉会

○

十一月三日（土）
午前十時　執行委員会第一二七回会議（於リオデジャネイロ、ブラジル旧下院議事堂）
十一月四日（日）
午前十時　執行委員会第一二七回会議（於リオデジャネイロ、ブラジル旧下院議事堂）

3 会議以外の行事日程

十月二十三日（火）
午後六時三十分　同盟評議員会議長主催、同盟評議員のためのレセプション（於ホテル・ナショナル）
日本代表団からは、福永健司及び藤原道子各同盟評議員が出席した。
午後八時三十分　豪州議員団主催レセプション（於ブラジリア・パレス・ホテル）
日本代表団からは福永健司団長が出席した。
十月二十四日（水）
午後八時三十分　ブラジル上下両院議長主催ディナー（於ホテル・ナショナル）
日本代表団は全員出席した。
十月二十五日（木）
午後六時三十分　日本議員団主催レセプション（於ホテル・ナショナル）
同盟執行委員、各国議員団代表、同盟事務局員及びブラジル朝野名士等多数出席、盛会であった。
午後九時三十分　ブラジル議員団主催フイルムショウ（於シネクルトゥール映画館）
会議参加者全員が招待された。
十月二十六日（金）
午後一時　ソ連代表団スピリドノフ団長招待による福永団長との午餐会（於ホテル・ナショナル）
ソ連側からはさらに議員一名が同席した。
午後七時三十分　米国大使主催レセプション（於米国大使館）
日本代表団は全員が招待された。
午後八時三十分　ソ連代表団主催レセプション（於ホテル・ナショナル）
日本代表団からは福永団長が出席した。
十月二十七日（土）
午後九時三十分　ブラジル大統領によるアフターディナー・レセプション（於プラルト宮）
日本代表団は全員が招待された。
十月二十八日（日）
午前十一時三十分　ブラジル議員団主催カテティーニョ小旅行及び昼食会（於カントリークラブ）
ブラジリア発祥の地カテティーニョに会議参加者全員が招待された。昼食会を終わって、希望者はブラジリア市内見学を行なった。
十月二十九日（月）

午後六時三十分　ブラジリア市長主催レセプション（於ホテル・ナショナル）
会議参加者全員が招待された。

十月三十日（火）
午　後　一　時　米国代表団主催午餐会（於米国大使館）
日本代表団ほか数カ国代表団が招待された。

十月三十一日（水）
午　後　七　時　ブラジリア日伯文化協会主催晩餐会（於日本人会館）
ブラジリア在留日本人及び日系人多数参会、日本代表団からは各議員出席、盛会であった。
午　後　十　時　ブラジル議員団主催レセプション（於ブラジリア・パレス・ホテル）
会議参加者全員が招待された。民族舞踊等が紹介され、盛会であった。

（参考）なお、同伴婦人日程（レイディズ・プログラム）については付録八参照

(四)同盟会議議事概要

第一回会議　一九六二年十月二十四日（水曜日）午前

1　開　会　式

第五十一回列国議会同盟会議開会式は、昭和三十七年十月二十四日、水曜日、午前十時三十分より、ブラジリアにおけるブラジル国会下院本会議場において、ジョアン・グラール・ブラジル合衆国大統領臨席の下に挙行された。

式は、グラール大統領の挨拶に始まり、ついで、マジリ・ブラジル下院議長、パルメイラ・ブラジル議員団副団長、コダチ・ピサネリ同盟評議員会議長の挨拶が述べられた。

グラール大統領の挨拶

「第五十一回列国議会同盟会議の開会にあたり、私はブラジル国民を代表し、また私自身として、参加代表各位に対し心からなる歓迎の御挨拶を申し上げます。世界各国の代表各位をわが国にお迎えし、国際関係並びに世界諸国民のよき相互理解に最も深い意義を有する諸問題の討論を目的とするこの重要な会議の場にブラジリアを提供することができましたことは、私どもの深く光栄とするところであります。

本同盟会議の日程には、人類にとって最も重大な問題が含まれております。私は、代表各位の討論と調査活動により、国際緊張を緩和する措置がとられることを確信いたします。ブラジルは国際情勢がこの方向に進むことを衷心より望んでおりますが、それは、全世界の平和と諸国民間の友好関係の維持に寄与することはすべてブラジル国民の全面的に支持するところであるからであります。

今回の同盟会議は、その招集前に全く予期することができなかった人類の歴史で最も重大な時期にあたって開催されております。近代兵器の恐るべき破壊力が、全人類の生物学的将来のみならず、各位が代表されるあらゆる政治及び議会の制度に脅威を及ぼしているという事実は、何人たりとも無視することはできません。現在の事態が、今日の困難な情勢に落着いて直面し、諸国民とその指導者に対し彼等が平和の維持に負うべき責任を想起させるために果敢な努力を試みる必要を強調している、と申しても過言ではありません。現在の情勢においては、勝利者も敗北者もありえない核兵器戦争による破滅を避けるためにあらゆる努力をつくすことは指導者のみならずすべての人々の任務なのであります。

様々な国を代表する議員によるこの会議は、政体を異にし、またイデオロギーを異にする国々の間で共存が可能であることを如実に証明するものであります。これが個人間であてはまるものであれば、国家間にもあてはめることを希望するのは正当でありましょう。外交政策は、国内政策の指針となる価値判断によって左右されるところが多大であります。もし国内政策が自由と個人の尊重に基づくのであれば、外交政策も世界の生存に必要欠くべからざる自由と平和の確立に向かって努力することができるはずであります。

国家間の相互理解と国際平和の維持に貢献せんとするブラジルの希望は、ブラジル国民がその国民生活の中で実現しようと努めている理想に反映しております。これらの理想の中で、私が最も強く主張しておりま

すのは代議制民主主義であります。われわれは、国家を発展させ、個人の自由をあくまでも尊重しつつ社会改革をもたらすために努力を継続するという決意を固めるとともに、正しい多民族社会の建設に大きな価値を認めております。

国際紛争は暴力によることなく解決することが重要でありますが、これと同様に重要な問題として低開発諸国の社会的経済的発展をはかる一要素としての国際貿易があります。ブラジルの外交政策は、あらゆる国との貿易及び友好な通商関係の推進を目標にかかげております。今や製品価格の騰貴と原料価格の下落が顕著になった結果、経済力の弱い国々は貧困化の一途を辿り、経済力の強い国々はますます利益をあげつつある、という現象を認めざるをえません。私は、同盟会議においてこのような事態を改め、終局的に国家間の貧富の差をなくすような提案がなされることを希望いたします。

新しく独立をとげた国々に大幅な経済的自由を与えんとする国連の原則を強化するという同盟会議の目的は、ブラジル国民にとって好ましいものであることは疑いありません。植民地主義は根絶しなければなりません。低開発諸国に対しては、経済的独立を達成することができるよう援助を与えるべきであります。私は、現在第十七回総会を開催中の国連は今後十年間に飛躍的に発展するものと確信いたします。平和を擁護するためにすべての国々が繁栄することは、低開発諸国の偉大な将来を信ずるブラジル国民の最大の願いであります。

私は代表各位にブラジル国民の心からなる歓迎の意をお伝えいたします。私どもは、皆様が本同盟会議において最大の成果をおさめられること、またこの国において快適な日をお過しになることを希望いたします。」

ブラジル下院議長ラニエリ・マジリ氏の演説

「ブラジルは常に諸国民の権利を積極的に擁護してきました。この意味においてブラジルは、様々な政体を信奉している国々の間の思想と経験の交流を促進せんとする列国議会同盟の活動を歓迎するものであります。またブラジルは、平和的手段によって国際紛争を解決せんとする同盟の偉大な目標を支持いたします。

同盟の立場から見るならば、あらゆる国々はすべて平等であり、大小の別はありません。同盟は平和のための手段であるばかりでなく、同盟の討議に参加する国々は個々の人間の偉大なる尊厳のために一層力をつくすことができるようそれぞれ自国の特殊問題を度外視するという点において、同盟は民主主義を学ぶ絶好の場であります。この観点からして、ここに列国議会同盟会議を招請することができましたのは、ブラジルにとりまして最高の名誉であります。ブラジルは、これによって世界のすべての国民の間に相互尊重の念を確立することをめざす国際政治活動に協力することができると信じ、双手をあげて同盟会議を迎え入れたのであります。」

ブラジル議員団副団長ルイ・パルメイラ氏の演説

「ブラジルが列国議会同盟に寄せる歓迎の念は、外交儀礼が要求するごとき全く形式的な表現とは異なっております。私どもの歓迎はブラジル国民の心の底から来るものであり、世界の諸国民を密接に結びつけるという崇高な目的を有する代表各位をここにお迎えできましたことは、ブラジル国民が無上の喜びとするところであります。

列国議会同盟がかかげる理想と原則は、ブラジルの理想であり原則であります。ブラジルは常に新しい世界の精神を具現してきましたし、また政治闘争に疲れ果て、文明の発展のために働く平和境を探し求める他国の国民にブラジルの国境を開いてきました。そして多数の国々の国民の努力が結合して、友愛と相互尊重を常に主目標とするブラジルを建設したのであります。その歴史的結果として、ブラジルは社会学者のすばらしい実験室となるに至りました。この意味において、ブラジルは代表各位に対しこの国を自分の家のように思っていただきたい、という歓迎の言葉を呈するのであります。

ブラジル上院は、同盟会議の成功を衷心より希望いたします。」

列国議会同盟評議員会議長G・コダチ・ピサネリ氏の演説

2　同盟会議の開会

同盟評議員会議長（コダチ・ピサネリ氏）

「ここに同盟会議の開会を宣し、ブラジル議員団の暖かい御歓待に感謝申し上げるとともに、同議員団が短い準備期間にもかかわらず同盟会議を見事に組織されたことに賛辞を呈します。列国議会同盟はラテン・アメリカに会議を招集することを切望していたところ、これはブラジル議員団の寛容によってここに実現を見るに至ったのであります。

私は、今回初めて同盟会議に参加されたエチオピア、中央アフリカ連邦、モンゴリアの代表、及び議員団を再結成した後同盟に復帰したシリアからの代表に歓迎の言葉を贈ります。

私は、ブラッセルで採択された決議をフルシチョフ首相、ケネディ大統領、ド・ゴール大統領、マクミラン首相の四大国首脳者に伝達することを求められていたのでありますが、この指示を実施するためにとった措置について御報告申し上げます。私は、昨年十一月三日にモスクワ、十一月十六日にロンドン、十一月十八日にパリを、今年に入って一月九日にワシントンを訪問いたしました。

モスクワにおいては、フルシチョフ首相は同盟決議の重要性に注目し、一時間半にわたった会見で、同首相は列国議会同盟の活動を深い関心をもって見守っていること、同首相及びソ連議員団は今後も同盟の活動に期待する旨を語りました。またフルシチョフ首相は他の大国と話し合う用意があると述べ、この話し合いとは譲歩する意図があることも意味するのかと私が尋ねたのに対し、同首相は然りと答え、この言葉を他の国々の首脳者にも伝えてもらいたいと語りました。

次にフルシチョフ首相は、ソ連はその存在が脅かされていると考えたため、核実験の再開を余儀なくされたものである、と述べました。当時

開会式は終了した。

ソ連が行なっていた一連の実験が終わった後に核実験の停止または断念がありうるかという私の質問に対し、同首相は、他の国々がすでに核実験再開の意図を発表している以上これは不可能である、と答えました。

最後にフルシチョフ首相は、対東独平和条約調印について同首相が述べた時期は最後通告ではないこと、また同首相は正しい平和を切望するものであり、この正しい平和を獲得するためには時間が必要であること、を強調いたしました。

ロンドンでは、マクミラン首相は英国政府も他の大国と話し合うことを望んでおり、核実験の停止に関する交渉の再開を核保有国に呼びかけ、また核エネルギーの戦争目的利用に関する協定締結に努力している、と語りました。更に同首相は、同盟の目的は英国の政策がめざす目的と合致しており、英国は列国議会同盟とその決議を重要視している、と述べました。

パリにおいては、ド・ゴール大統領も交渉に入る意図がある旨を明らかにしましたが、同大統領が特に強調しましたのは、交渉に先立って一つの既成事実を認めるとしたならば、西ベルリン及びドイツ連邦共和国間のつながりを含めてあらゆる既成事実を認めることが必要となるであろう、ということでありました。

ケネディ大統領は、米国は話し合いを歓迎するが、まず話し合いが有益なものとなる下地を作りあげることが必要である、と私に語りました。中華人民共和国の国連加盟については、ソ連が戦争の不可避性を否定しているにもかかわらず、中共が外交政策の基本として戦争不可避説を唱えていることについて国連で討論があったことをケネディ大統領はとりあげ、中共はこのような信条をその政策から除去しなければならない、と同大統領は力説いたしました。

同共和国の国連加盟を困難とする第二点として、中共と国連の関係は、現在の停戦状態が平和条約に移行するまで法律上戦争状態にある、という事実があげられるが、この法律上の困難は、停戦を平和条約に改める望みが存するからには克服可能である、とケネディ大統領は語りました。

次に同大統領は、列国議会同盟の重要性を認めました。これは私の平和行脚中に私がニューヨークで会見した国連事務総長も同様でありました。

今年になってローマで、同盟評議員会はジュネーブにおける国際軍縮委員会の二名の議長ゾーリン氏、ディーン氏に軍縮に関するアピールを提出するという任務を私に託しました。私は両議長にアピールを手渡し、その重要性を説明いたしました。またこのアピールは、同軍縮会議に参加している他の国々にも送付されました。」

3　同盟会議議長の選挙

同盟評議員会議長（コダチ・ピサネリ氏）

「私は同盟評議員会を代表し、ブラジル下院議長ラニエリ・マジリ氏を同盟会議議長に選出することを提案いたします。」

ラニエリ・マジリ氏は満場の拍手をもって同盟会議議長に選出され、議長席に着席した。

同盟会議議長（ラニエリ・マジリ氏）

「私は、参加代表各位が私に授けられた名誉に対し、深く感謝申し上げます。また私は、ブラジルがその困難な問題の幾つかを解決するにあたって列国議会同盟が貴重な役割を果たされたことを感謝いたします。この事実は、平和共存、平和をめざす共同の努力、及び国家間の相互尊重という原則に基づいて、諸国民間の関係、及びその調節を目的とする諸問題に関する自由討論の舞台として列国議会同盟のごとき国際機関の存在がいかに重要であるか、を示すものであります。

私は同盟会議の成功を心からお祈りするとともに、代表各位のブラジル滞在が楽しいものとなることを望みます。」

エチオピア代表団団長の挨拶

ブラテンゲッタ・エフレム・テオルデメディン氏（エチオピア）

「エチオピアが列国議会同盟に加盟を認められたことは、アジス・アベバの上下両院が最も喜びとするところであります。エチオピア代表団は、ブラジル議員団が今回の同盟会議を組織された御労苦に対し、またブラジルがわれわれ代表に示された伝統的な御歓待に対し、衷心より感謝いたします。私はエチオピア議員団を代表し、同盟会議がその平和を求める活動に成功をおさめることを祈ります。」

4　一般討論

資料　同盟事務総長報告書（付録六・二〇四頁参照）

過去四十八時間に報道されたニュースは、甚だ不穏な空気をはらんでおります。米国政府がキューバを屈服させんとして同国に対する武力封鎖を決定したことは、信じ難いかもしれませんが、これは事実であります。キューバが米国に脅威を及ぼしているという米国の論理は、納得できません。ある国の社会制度が他の国に好悪の感情を起こすかもしれませんが、一国が武力をもってその意思を他の国に押しつける権利はありません。このような行為は、世界を中世紀に逆もどりさせるものであります。国家間の紛争は、すべて平和な話し合いによって解決すべきであります。現在のごとき非常に危険な情勢においては、議員がその意見を発表し、紛争問題の平和解決に努力するよう各国政府に要請することが重要であります。

国際問題で最も重要なのは、軍縮問題、そして特に核実験禁止協定の必要であります。この件について、本年ロンドンで開催されたパグウォシュ会議であげられた成果、及び今日ではあらゆる核実験を探知し、これを地震の自然震動と識別する科学技術上の手段があることを明らかにしたカリフォルニアの専門家による宣言に御注目いただきたいと思います。

最後にラパツキー・プランについて申し上げます。この受諾はドイツ連邦共和国の阻むところとなっていますが、もし同プランが容れられたならば、これは全ドイツ問題に関するこれまでの成り行きを急速に好転するでありましょう。」

福永健司氏（日本）

「最近における科学技術の発達、またこれに基づく宇宙開発の進展は真に驚くべきものがあります。しかしながら、科学技術の進歩に対して、人間の精神、世界の政治が必ずしもこれに対応する進歩をとげていないのは遺憾なことであります。

J・K・ウェンデ氏（ポーランド）

「遺憾ながら、同盟事務総長報告書からは楽観的な結論を引き出すことはできません。国際情勢は密雲で暗くおおわれており、核戦争の危機はないとは申せません。

したがって、宇宙の開発につきましては、これを現在のごとく無統制のままに放置することは、不測の災害を招くおそれなしとしないのであり、早急にこれが対策を講ずる必要があるのであります。列国議会同盟がこの問題をとりあげ、宇宙法に関する小委員会を設けたことは、まことに時宜を得た措置であり、その成果が大いに期待されるところであります。この際私どもが将来の宇宙法について主張いたしますところは、宇宙開発は、全人類の利益のために行ない、平和目的にのみ限り、各国平等の原則に基づき各国の協力によって行なうこと、宇宙がいかなる特定国の独占的支配または主権にも属することを許すべきではないこと、であります。

日本は、核保有国が今日もなお核実験を継続していることを心から遺憾に思います。」

（演説は英語にて行なわれたもので、演説全文及び和訳文については、一一五頁参照）

1・V・スピリドノフ氏（ソ連）

「米国の指導者は、自分たちの気に入らない社会制度を選んでいる国々に対し、核戦争をしかけると言っておどかしております。また米国の国会議員は、政府と歩調を合わせて、一般に認められている国際法の規則に根本的に反する立法を採択しております。

米国の対キューバ政策は、イデオロギーの問題を武力で解決せんとするものに外ならず、特に危険であります。実際のところ米国は、世界の国々に対して米国に都合のよい政体を選ぶよう決定を迫る権利があるかのように振舞っております。米国政府にとってキューバの政体が気に入らなかったため、米国政府は戦争または経済封鎖をもってキューバ国民を公然と脅かしたのであります。キューバの海上封鎖を命じた最近のケネディ大領の行為は統世界を震撼させました。この島国に対する封鎖は

軍事行動であり、一歩間違えば戦争に突入しかねません。米国政府は、キューバにあるソ連基地によって西半球が脅かされていることをあげてその行為を正当化せんとしておりますが、キューバにおけるソ連基地うんぬんは架空の話でありますし、またその経済建設に着手したばかりの小国キューバが、近代兵器をもって完全武装した強国に危害を及ぼしうると信ずる者は誰一人いないでありましょう。米国が恐れているのは、キューバの軍事行動ではなく、同国における人民革命であります。

しかし、武力行使によって思想を粉砕しえた者は一人もありません。キューバ国民は、彼等の運命を自らの手に握っており、自由と独立のために奮闘しております。彼等のこの信念は決してついえることはないでありましょう。列国議会同盟は、『戦争反対。キューバから手を引け。』と叫ばねばなりません。」

散会　午後一時

第二回会議　一九六二年十月二十四日（水曜日）午後

会議は、同盟会議議長ラニエリ・マジリ氏が議長席に着き、午後三時に開かれた。

4　一般討論（継続）

議長

「国際情勢の結果として、ブラジルのエルメス・リマ首相は現在リオデジャネイロにとどまっており、この会議に出席して、演説を行なうことは不可能でありましょう。しかし、同盟会議が終了するまでに、同首相はブラジリアに戻ることができると思われます。」

ブレスリン氏（アイルランド）

「ラテン・アメリカの経済問題に関する若干の見解を要約いたします。ラテン・アメリカの現状は、世界平和に関するかぎり、軍縮は現実的な問題ではなく、低生活水準あるいはそれ以下のきわめて低い生活水準の下に世界人口の大きな部分が置かれているという経済制度にむしろ問題があることを示しております。

世界の貿易ブロックの創設は、ラテン・アメリカ諸共和国に対して、早急に政治的状況の安定を図り、経済を発展させる必要のあることを強調しています。一九二八年から一九五九年間のソ連地域をも含むラテン・アメリカの世界貿易輸出額の割合は、十一％から八％に落ちております。欧州共同市場は、ラテン・アメリカの輸出に特に脅威を与えているのであります。

アイルランドは、独立以来、国家経済に対して重大な損害をもたらした自国領土の分割になやんでまいりました。国境というものがなくなりつつあるヨーロッパの新しい性質上、アイルランドの国内分割線もまた消失し、それによって統一されるアイルランドは、ヨーロッパ共同体において独特な役割を果たすものと思われます。」

V・スコーダ氏（チェッコスロバキア）

「前回の同盟会議後、アルジェリアをはじめとする多くの諸国の独立達成、西イリアン問題の解決、及び科学ならびに技術上の発展は進歩に対する限りない可能性をもたらしたという意味において、世界の変革が行なわれたのであります。この変革を継続していく条件によってのみ、平和は維持されるのであります。

しかし、最近では、キューバに対する直接侵略によって戦争の危機が叫ばれています。チェッコ人民は、自由キューバに対する帝国主義者の武力政策ならびに冒険主義的政策を非難するものであります。侵略的帝国主義陣営は、絶えず、核戦争の脅威をもてあそんでいるのであります。このような状況の下において、人類は、世界平和の維持のためのあらゆる努力を支持している本同盟を大いに注目しております。核兵器が莫大な量に達した現状では、平和への唯一の可能性は、国際管理による完全軍縮にのみあるのであります。」

デ・アラネギ氏（スペイン）

「スペイン及びポルトガルと南米大陸との歴史的結びつきについて一言述べさせて頂きます。イベリア半島、即ちスペインとポルトガルは、南米の非常に多くの人々に文明と文化をもたらし、この二つの地域は、敬虔な普遍的精神を共有しております。イベリア半島及び南米において、もっとも顕著なものは人道主義的教育であり、これらの地域の人々は、神の審判に各自を委ねているのであります。

ローマにおける全世界のカソリック教徒の会議である公会議と時を同じくして、第五十一回同盟会議が開催されたのであり、すべての人々が期待をかけている成果は、世界平和の実現を助長することであります。

最後に、すべての人々の平和への真摯な希求を達成するために、スペインとブラジルの両国が共有している普遍性の精神が他の国においても見られることのできるよう努めなければならないことを強調いたします。」

T・オーヒギンス氏（アイルランド）

「欧州経済共同体の中で行なわれている資本の蓄積は、新しい世界の発端をこの共同体に見るとともに、新しい政治機構、即ちヨーロッパ合衆国の出現を期待している多くのヨーロッパ国民の想像力をかき立てる

ものであります。南米大陸でもまた、より緊密な協力体制に向かう動きが存在しております。ラテン・アメリカにおいては、諸国家の相互依存が認識され、中央アメリカ共同市場及びラテン・アメリカ自由貿易連合は、この相互依存の認識を実際に表現したものであります。

このような国家の再編成は、社会正義の思潮に基づいて、また個人の権利の尊重とともに行なわれなければなりません。昔の王侯貴族に代わるものとして、個人の感情や権利を無視する新らたな権力のある官僚貴族の台頭を何人も欲しておりません。諸国が緊密になるに従って、社会正義の意識はこれらの国家の活動に浸透して行かなくてはならないのであります。」

ハコーヘン氏（イスラエル）

「同盟会議の審議は、直接国連とその将来に関係のあるものであります。国連加盟国の数は、百十カ国に達し、この増加は国連の偉業の一つを象徴するものであり、近年新しく加盟したほとんどすべての国は、最近解放された国なのであります。この解放の過程が、大体において平穏裡に進められたということは、国連の存在に負うところが大きいのであります。

ヨーロッパにおいては、共同市場の出現によって、ある一つの思潮が生まれつつあり、ヨーロッパ諸国の数世紀間にわたる対抗意識は、この新しい利益社会において、その姿を消そうとしております。しかし、西ヨーロッパの経済統合は、多くの国に対して、特にヨーロッパとの経済関係に関して一定の形態を過去の植民地時代から引きついでいる諸国に対して懸念を与えています。重課税に直面することによって、これらの諸国の経済は打撃を蒙むる恐れがあります。しかしながら、現代ヨーロッパは富裕と利己主義国家の連合として世界の前に姿を現わさないであろうし、ヨーロッパはすべての国に友好の手を差しのべるものである、

と国連で述べたベルギーのスパーク外相の演説はすべての諸国を勇気づけるものでありましょう。

人種ならびに宗教上の差別に関して今なお存続している悪い慣習とあらゆる方法をもって闘うことが同盟にとってきわめて重要なことであると思います。」

P・コストルコフ氏（ブルガリア）

「対独平和条約の継続的な引き延しは、国際情勢の危険な局面であり、それ故事務総長がドイツ問題の重要性を強調するは当を得たものであります。西欧諸国は、この問題を解決するためのソ連の明確な提案を受諾しないのであります。

もう一つの平和に対する重大な脅威は、米国のキューバに対する態度であり、これはキューバの国内問題への計画的な干渉であります。この数日間に、ケネディ大統領は国際情勢をきわめて悪化させました。

その他の国際緊張の中心地は、挑発行為が続けられている西ベルリンと北大西洋条約機構諸国の軍事的示威行為が行なわれているブルガリア国境近くのギリシャ北部であります。完全軍縮に関する大国間の協定によってのみ、世界の諸問題の解決を見ることができるのでありますが、効果的な国際管理の下における完全軍縮に関する社会主義諸国の提案は、いつも西欧諸国の妨害に会っているのであります。」

ババン氏（トルコ）

「トルコ代表団は、二年間の空白の後、同盟に復帰できたことを喜びとするとともに、トルコの復帰を承認された同盟に感謝の意を表するものであります。トルコは、この二年間に、再び民主主義への誠意を示したのであります。

開発途上にある国において、常に通貨膨張の傾向があるのは経済上の原理であります。何故なら、生活水準を向上させるためには、莫大な投資が要求されるからであります。一方、国民を貧困のままに打ちすてておくことは、社会不安を引き起し、これは平和への脅威となるのであります。

トルコは、過去に不幸な日々を経験しました。一九六〇年五月二十七日、通貨膨張の危機から革命が起こったのであります。貨幣価値の暴落により、労働者階級は苦しみましたが、政府は報道及び集会の禁止をもって国民の批判に対抗しようと努めたのであります。しかし、人民は立ち上り、政府が武力をもってこの抵抗を抑圧しようとした時、革命が起きたのであります。しかしこの革命は従来の革命と多少異なったものでありました。その理由は、革命という言葉は保持しながらも、革命を引き起こした諸条件を清算したにすぎないものだからであります。」

スコット氏（オーストラリア）

「ブラッセル会議以後の世界の出来事について完全に偏見のない全貌を述べたもっとも興味深い書類であり、実にすばらしい報告書を準備された事務総長に感謝の意を表します。

英国を初めとする欧州自由貿易連合体諸国の欧州経済共同体への加盟希望に関して非常に多くのことがいわれております。低開発国の生活水準を向上させることもまた必要であります。開発のための財源を必要とする国は、農産物を増産し、それを工業国に売却することによって財源を得るのが最善の方法であります。本当に生活水準を向上させるためには、その国の第二次産業を発展させる必要があります。私は、大統領が好ましいと考えれば、障害となっている関税をおさえることのできる権限を大統領に与えた米国を歓迎するとともに、他の諸国もこれに見ならうことを希望いたします。

最後に国連によってオーストラリアの信託統治下におかれている東ニューギニアの開発に関するオーストラリアの施策の詳細を述べることといたします。」

N・アンターキ氏（シリア）

「シリアが列国議会同盟に復帰するに当り、わが国に示された暖かい歓迎に心から感謝いたします。シリアは、同盟の目的に向って、他の議員団とあらためて協力できることを喜びとするものであります。私は、現在同盟に席をおいていない他のアラブ諸国の議員団がすみやかに再結成され、そして特に、アルジェリア国民が一日も早く同盟に参加できることを希望いたしております。同盟加盟国が年々増加しているのは、民主的代議制度に対する全世界の信頼の現われであります。

ブラジルの発展に際して、アラブ人が果たした役割を申し上げますと、非常に多くのアラブ人移民は、ブラジルにおいて厚遇され、また友好的に受け入れられました。そうして、これらのアラブ人移民もこれに十分むくいているのであります。実際、ブラジルに対するアラブ人移民の愛情と献身は、全世界のアラブ人にとって誇りとするところであります。現在のブラジル国会には、十四名のシリア出身議員がおり、また多くのシリア人が政府の要職についております。」

A・ロバートソン氏（アメリカ合衆国）

「議員が民主的代議制度を強化しなければならない責任と機会について若干発言いたします。しかし、共産陣営の韓国侵入以来、あらゆる人々の注意が核戦争の重大な脅威に向けられております。現在においても、責任は虚偽と無慈非な権力に基づいている国際共産主義にあります。

世界には、二つの要因が加えられたのであります。現在の危機には、新しい量と次元が存在しているのであります。技術の進歩は世界にきわ

めて恐ろしい武器の到来を暗示し、今までこのような武器がなくてもすましてきた世界の一部にこれらの武器を実際にもたらしたのであります。

米国政府は、国際共産主義が北はカナダ、南はブラジルまで核弾頭を運ぶことのできる基地をキューバに建設したという疑いのない証拠をつかみました。ケネディ大統領が、最近一連の処置をとったのも、これが理由であります。」

A・バーテン氏（オランダ）

「今まで行なわれました討論は、議会において、脅威の消失した未来への積極的な希望を示す率直な精神が旺盛なことを物語っております。

今日の世界においてもっとも矛盾した一面は、アジア、アフリカ及びラテン・アメリカにおける経済開発が停滞している一方、ヨーロッパ諸国の富は日ましにふえていくという事実であります。これは政治的考慮を払う価値のある問題であります。

ある一つの経済機構、恐らくは政治的機構を作り上げようとしているヨーロッパの努力が他国を損なうおそれがあると懸念しておられる人々に申し上げます。共同市場が発足した最初の四年間に、第三国との貿易は増加しました。実際、ヨーロッパにおける工業製品の増加は、ヨーロッパ以外の国からの原材料輸入を絶えずふやすことによって、進められるのであります。私は、ヨーロッパが政治的存在として、国際関係の安定に積極的な役割を演ずるものと信じております。」

ブラナシラピン氏（タイ）

「事務総長報告は非常に興味深いものであります。この報告書は、各国代表に世界情勢の現実を知らせ、各国代表が国際緊張を緩和する適当な処置を見つけ出すのを助けるものであります。

タイ国は世界平和の実現を希望しておりますが、しかし、平和を達成する方法は現実的かつ効果的なものでなければならないと考えております。大国がすべてこのことに同意しなければ、解決を得ることはできません。タイ国は平和のために努力しており、そして、タイ国は小さな国ではありますが、自国の力の及ぶかぎり、平和のために積極的な役割を果たす所存であります。

事務総長報告は、また、低開発国及び旧植民地国の発展に対する援助の問題を取り上げています。タイ国代表団は、列国議会同盟が厳密に世界の諸問題を追求していることを示している同盟会議日程を全面的に支持するものであります。

私は、加盟国の増加に関して同盟に祝意を送るとともに、新加盟国を歓迎するものであります。」

N・チェップ氏（ベトナム共和国）

「低開発国における民主主義の危機は、かなり深刻なものとなってきております。一方、開発の遅れている国家においては、挫折や屈辱の感情、及び遅れを取り戻そうとする意識は、より急速な発展を求める強力な中央集権化の動きを惹起しております。それと同時に、同様に強力で正反対の動きがあります。というのは、自由への熱望は非中央集権化ならびに自由主義化へ向かう傾向を生み出すからであります。低開発国において、これらの二つの矛盾した流れがぶつかり合う時、危険な政治的動きが生じ、これらの国の政治体制を不安定にするのであります。

しかしながら、私は、急速な発展をもたらすことができないという理由で、民主主義が育たないとは考えておりません。ベトナム共和国は、破壊分子による内戦の最中にありますが、いかにその政治体制を変革することに努めているか、また、この内戦にもかかわらず、いかに民主的制度の確立のために努力しているかをお伝えいたします。しかし、この

ような民主的制度は、国民大衆の希望に基づく場合にのみ価値があり、ベトナムでは、戦略部落の住民に民主主義をもたらすという政策を採択しました。

ベトナム代表団が先に提案した現代生活の諸条件に民主的制度を適応させる問題は、ローマの会議で同盟の将来の議事日程に採択されました。ベトナム共和国は、この問題の調査に関して、全面的に協力いたします。」

モルナール氏（ハンガリア）

「米国のキューバ封鎖は、予想しがたい重大な結果をもたらす恐れのある一種の戦争行為であります。各国代表は、人類をきわめて危険な道に引きずり込んでいる米国のこれらの処置に対して反対の声を上げなければなりません。

小国キューバが、米国のような大国に対して戦争の脅威の種となるようなことはありえません。しかし、米国が行なっている封鎖は、小国キューバに対しては一種の戦争行為となるものであって、この行為は弁明の余地のないものであります。キューバ人民は自からをアメリカの独占資本から解放し、社会主義の道を歩ゆみ始めたのであるということを理解できない米国内の反動グループが、米国にこのような行動をとらせているのであります。

このような形で、人類を核戦争の瀬戸際へ導こうとしている大国の指導者達を、どうして議会民主主義は容認することができるのでしょうか。この解答は、反対党がいつもお互いに自党を政治的に高く見せかけようとするこのような議会民主主義の機構に存在しているのであります。この議会民主主義のしくみについて述べられている利点を討議する時、この点を考慮に入れるべきであります。」

ハヌマンタイヤ氏（インド）

「私は、同盟会議におけるあまりにも多くの演説が、国連における演説の単なる模倣にすぎないことを不満としております。国連は、政府の行政部を代表するものなのであって、それに反して、列国議会同盟は議会を代表するものなのであります。それ故、各国代表は公平無私の立場で問題を取り上げるべきであります。各国代表は、客観的立場からか、それとも党派的観点からのいずれかから世界の諸問題を取り上げるかを自分自身で決定しなければなりません。キューバに対する行動から米国を非難するむきがありますが、これは過去十年間にわたって米ソ二大陣営間に横たわっている大きな禍根の単なる徴候にすぎません。ハンガリア事件とキューバ事件の間には関連があり、米国はキューバがソ連の軍事基地となることを恐れ、ソ連はハンガリアが反ソ陣営の軍事基地になることを恐れているのであります。

中共がインドを攻撃しております。中共は領土拡大主義者となり、思想的にはソ連をも攻撃するほど思想的不寛容主義者となったのであります。真の平和共存を信じている諸国は、一致して中共にその行動を慎しむよう警告すべき時がきております。私は、米ソの指導者が平和を欲していることを確信するとともに、世界単一政府の樹立を理想として進まなければならないと考えております。」

デステネイ氏（ベルギー）

「戦争に対する世界全般的な恐怖にもかかわらず、世界はいつも戦争に直面しております。この理由は、莫大な国防費を計上している二大陣営間の不信によるものであります。共産側も西欧側もその軍事予算を再投資することを望んでいるのであります。もし軍縮の全問題が両陣営間の不信にのみ求められるならば、この世界の信頼の欠除を解決する秘密を発見することが肝要であります。

私は、問題解決の第一段階として、核実験の禁止を提案いたします。次の段階において、両陣営が所有しているすべての核兵器を国連に引き渡し、そして最終的には、他国にとって危険とならない程度まで、軍備を縮小することであります。

すべての国を制限することなく自由に旅行できる査察委員会をどうして設置できないのでしょうか。ソ連はこのような査察を合法的スパイと見なしております。ソ連がこのような査察に不信の念を抱いてるとすれば、それは、ソ連がスパイの妄想に取りつかれているのであり、また国内自由旅行によって、ソ連国民に異なった形態の政治、社会及び経済生活を見せるのを恐れているからであります。

本年は、宇宙航行の年であるとともに、食糧不足による子供の餓死が生じた年でもあります。世界の貧困に打ち勝つための救済運動が絶対に必要であり、まず第一に、食糧を必要としている国に対して、余剰農産物を常時送り続けなければなりません。」

コップフ氏（ドイツ連邦共和国）

「ドイツの分割、ベルリンの分割に関して申し上げますと、ベルリンの壁は人権を侵害するものであります。私は、ベルリンの四カ国管理の継続、西ベルリンとドイツ連邦共和国との法的ならびに政治的結合を訴えるものであります。西ドイツは報復主義的考えを有しているという多くの共産主義国側の疑惑は根拠のないものであります。二度の世界大戦によって惨禍を蒙むった経験は、ドイツ国民をして世界平和の擁護を決意させたのであります。西ドイツは、しばしば軍備の放棄に関してその希望を表明してまいりましたが、西ドイツを取りまいている諸国が軍備を保有しているために、再軍備をせざるを得ないのであります。

対独平和条約は有益なものでありましょうが、これはドイツ全体として締結せられるべきであります。ドイツの悲惨な分割を恒久的なものとすることは許されません。」

R・デービズ氏（オーストラリア）

「この数年間に、オーストラリアとブラジルとの結合は非常に強化され、最近貿易使節団がブラジルを初め南米各国を訪問いたしました。これらの訪問の返礼として、私は南米の貿易及びその他の活動団体の代表がオーストラリアを訪問されるよう正式に招待いたしたく存じます。

第二次大戦後、オーストラリアは教育施設の拡充と移民によってもたらされた技術上の知識によって、工業国に発展いたしました。オーストラリアの教育施設は、多くの隣国に開放されており、オーストラリアには数千人の外国留学生が勉学しております。

私は、各国代表が世界の経済的及び社会的改善を促進するもっとも有効な方法として教育水準の向上を考慮すべきだと思います。」

討論は延期された。

同盟会議副議長

米国、チリ、インド、英国、イスラエル、ナイジェリア、シリア及びソ連の代表団より同盟会議副議長を選出することを求めた同盟会議議長の要求は承認された。

ブラジル首相エルメス・リア氏のメッセージ

同盟会議に出席不可能となったことに遺憾の意を表し、会議の成功を心から希望するという、ブラジル首相のメッセージが読み上げられた。

散会　午後五時三十分

第三回会議　一九六二年十月二十五日（木曜日）午前

会議は、副議長S・V・クリシュナムーティ・ラオ氏が議長席に着き、午前十時五十分に開かれた。

4　一般討論（継続）

S・ゾルキエフスキー氏（ポーランド）

「キューバ情勢に関して申しますと、アメリカ合衆国政府がとった行動は植民地主義のあらわれであり、アメリカがキューバに脅威をあたえているのを見ますと重大な懸念を感じる次第であります。

昨日ロバートソン氏（アメリカ合衆国）が述べた意見は妥当な根拠を欠いております。ロバートソン氏の奇妙な論理によればトルコにおかれたアメリカのミサイルは、ほかならぬ合衆国の友邦に設置されたものであるからしてソビエト連邦に対する脅威とはならないのだそうです。しかしこれは正しくありません。ミサイルは極度に危険なものです。

キューバはいままで一度もアメリカ合衆国に脅威をあたえたことはありません。むしろアメリカ合衆国こそ平和に対する脅威となっているのが事実であります。全世界の議会人はキューバが自己防衛のためにおこなった英雄的な努力に注目し、平和を守るためにでき得る限りのことをする義務があります。」

笹森順造氏（日本）

「現下の国際緊張に関する昨日の討論に深い感銘を受けました。代表各位が困難な問題を克服するために全力を尽くし、世界の平和と国際協力の発展に進んで貢献されることを希望いたします。

開発途上にある国々の向上という問題は全世界が当面している緊急事項であり、これを解決するもっともよい方法は商品の国際的流通を通じて援助受入国に資本を蓄積せしめ、もって右の国々に経済発展の自発的意志を起こさせることにあります。また商品の流通は国際貿易を拡大し世界経済の繁栄をもたらすでありましょう。

現今の日本経済の趨勢に関連いたしましてガット加盟諸国にお願いしたいことは、日本に対する第三十五条の適用を撤回されることであります。このことは日本が自由かつ秩序だった世界貿易の発展に貢献するための必要条件であります。」

（演説は英語にて行なわれたもので、演説全文及び和訳文については一一七頁参照）

サナニコン氏（ラオス）

「ラオス中立化の過程とラオスの中立を保証するための法的措置を御説明いたします。特殊な手続きによって政府が直接国王によって指名されました。これが憲法の明白な侵害とならないようにするため国民議会は重大な譲歩をおこない、臨時政府は一九六二年の六月ラオス人民と世界の満足のうちに発足しました。この連合には三派のそれぞれが代表を送っております。

協定の調印後七十五日以内に外国の全駐留部隊が撤退することをとりきめた条項が挿入されました。協定に調印した人々はラオスの領土に外国の内政干渉を許さないということに同意しました。協定の履行を監督するために国際監視委員会を設置することがラオス政府によって認められました。

アメリカとフィリピンの技術者および教官は協定どおり撤退しましたが、共産主義的傾向をもった一万人のベトミン兵は遺憾なことに叢林の中に消えうせました。これは不安な事実でありますから監視委員会の報

告はこの点御留意願いたいと思います。

臨時政府は社会主義諸国ならびに中立諸国と国交を開きました。三派を頂上において結びつけようとする試みは徐々に下へ拡がっていくでありましょうが、これはかなりの技術と善意、忍耐を要する複雑な課題であります。」

タニャーダ氏（フィリピン）

「現代の議会は国際的事件に関して決して影響力をもたないわけではありません。こんにち世界政府というものがまだできていない以上、法律を制定できるのは各国の議会だけであります。現代の生活の中でたえず増大する複雑な諸様相を規定するための統一法規を施行するならば重要な前進をみることができ、同盟会議に代表を送っている議会はこの法規定をすかさず実施することができるでしょう。

同盟会議が規約第十五条にもとづき、次回の同盟会議に標準的な統一法律案を提出すべき常任調査委員会を設置することを提案します。この法律案は同盟会議の承認を得た後各国の議員団によっておのおのの議会に提出され立法化されるでしょう。

たとえば普通法のさまざまな部門において標準的な統一法規が必要であり、亡命者の送還と亡命権についても規準を立てることがますます重要になってきております。サリドマイド奇形児の悲劇的な事件も、もしすべての議会がこの薬の危険性に対して警告を受けており、薬品その他医薬調製に関する統一法規を制定しておったならばあるいは避けられたのではないでしょうか。」

イベコビッチ氏（ユーゴースラビア）

「キューバ問題を解決するために同盟会議が全努力を傾注されんことを要望します。この問題に関してアメリカ合衆国とソビエト連邦にいかなる軍事行動もとらないよう国連事務総長が勧告することを要請した四十五の非当事国の行動に御注意下さい。チトー大統領は国連が特別総会において緊急集会を開くようよびかけました。チトー大統領はこの重大な情勢を作りだした相互のくい違いを国連の斡旋によって解決することが現下の急務であるという深い確信を表明しております。

ユーゴースラビア議員団はキューバの封鎖から生じた国際緊張の急激な悪化に警告を発し、全面的破局をもたらすが如き行動を一切さし控えるようアメリカ合衆国とソビエト連邦の政府に要請する決議案を提出しました。この決議案は国連が憲章の精神にもとづいて平和の維持と現在の紛争の解決に役だつとみられる適当なあらゆる措置をとるよう要請したものです。」

同盟事務総長

「ユーゴースラビア代表団が提出した決議案は議事日程にない一項をなしております。これは緊急問題でありますから、規約にしたがい午後二時四十五分に評議員会を開いてこの問題を討議いたします。」

G・バシリキ氏（ルーマニア）

「全人類は平和に根本的な関心をよせており、キューバを軍事封鎖するというアメリカ合衆国の決定はすべての平和愛好国を愕然とさせました。これは他国の内政に干渉することを無条件に禁止した国際連合憲章にもとづく国際法の原則の由々しい侵犯であります。アメリカ合衆国はその侵略的な政策に対して防衛措置を講ずるキューバに干渉する権利を有さず、昨日のロバートソン氏の議論には何ら根拠がありません。

共産主義は生まれたての赤ん坊みたいなものです。赤ん坊はこの世に生れ出ることを求めはしません。共産主義はプロパガンダの必要もなく自然に拡がっています。アメリカ合衆国が恐れているのはキューバ人民の攻撃ではなく共産主義の思想が拡まることであります。」

バシリキ氏はドイツ民主共和国との平和条約の問題を論じている時議長から割当時間の満了を告げられた。同氏は二分間の猶予を乞うたが拒絶された。

G・F・シム氏（ニュージーランド）

「各国はその根本目的と目標を世界に闡明する義務があります。ニュージーランドが目標としているのは平和と安全であり、これは教育の改善と国富の着実な増加とによってもたらされる完全堅固な法的手続きと行政を通じてのみ個人ならびに国家に齎来されます。

イギリスのヨーロッパ共同市場加盟がニュージーランドの経済にあたえる影響は、共同体がニュージーランドに認める条件によってある程度決定されるでありましょうが、ともかく当初はわが国の経済に不利な作用を及ぼすものと思われます。しかし結局は、あらゆる国々が利益を受け個人がより高い生活水準を享受できるようなより大型の世界貿易にニュージーランドが吸収されることが望まれます。ニュージーランドはおよそ考えうる最高の理想にもとづいてその世界における自己の役わりを果たしたいと思います。」

E・フェルナンデス氏（フィリピン）

「代表各位が壮麗なブラジリアの美に堪能している間にも地平線の彼方には国際緊張の暗雲が群がりつつあります。国際連合が国家間の武力紛争を防止するために努力している時、列国議会同盟も同じ方向に沿ってそれなりの努力を致さねばなりません。なぜなら世界平和の維持に関する同盟の責務は国連のそれにまさるとも劣らないからであります。同盟の活動は国連の活動の無駄なくり返しではありません。

フィリピンは国際紛争を平和的な方法によって解決するためにささやかな努力をはらいました。フィリピン政府は一八七八年スールーのサルタンがイギリスの会社に貸与し、その租借権を一九四六年イギリス政府が買いとったフィリピン領の一部、北ボルネオに対し主権を主張しました。イギリスは北ボルネオがイギリスの植民地であると宣言しました。フィリピンはイギリス政府にあてた公式書簡の中で所有権と主権の問題を提起し、この紛争を平和的に解決するためイギリスが直ちにわが国と討議を開始することを希望しました。」

ロングデン氏（イギリス）

「フェルナンデス氏にお答えします。北ボルネオに対するフィリピン政府の要求は法的に確実な根拠をもっておりません。更に重要なことは北ボルネオの人々がこの要求を拒否したということであります。北ボルネオの五つの政党の全部が最近北ボルネオの種族のうち一つとしてフィリピン共和国の一部となることを望んでいるものはないとフィリピン大統領に共同申入れをおこないました。これは決して植民地云々の問題ではありません。目下北ボルネオをその一部とする独立主権国家マライシヤ連邦建設の努力が続けられております。この重大な時期に際してイギリス政府がフィリピン政府と交渉に入るとすれば必ずや誤解を生じるでありましょう。

キューバについて申上げますと、カストロが最初政権を握った時イギリス国民の同情は圧倒的にカストロの側にあり、彼がマルクス主義の傾向をみせ始めた後もイギリスは、お互いに不和の種をもたないキューバ国民との平和貿易に干渉しようとはしませんでした。しかしケネディ大統領とイギリスの外相が言っているとおり、ソビエト連邦がキューバに攻撃的な長距離ミサイル基地を秘密裡に建設したとすれば、これは核兵器の拡散防止の努力が続けられている現在、歴史上もっとも無責任な

行動であります。ケネディ大統領はソビエトが爾余の世界を彼らのイデオロギーに改宗させようとする欲望を阻止する時が来たと信じたのであり、平和を愛するすべての人はこの考えを支持しなければなりません。

ロシヤの指導者達は勝ってもわりに合わない争いに西方の力を浪費させるべきではなく、宜しく後進諸国の一層の繁栄を助けることに協力していただきたい。」

バシリエフ氏（ブルガリア）

「キューバの封鎖はアメリカ合衆国が国連憲章の精神にしたがってキューバに対してとった合法的な防衛措置などというものではなく、戦争行為であります。封鎖が認められる状況は国際法ではっきり規定されています。ある国に封鎖を適用するためには安全保障理事会が決定を下す必要があり、一方的な封鎖の決定は不侵略と公海自由の原則を侵害するものであります。キューバのみならず、キューバと政治的経済的関係をもつ国々に対する軍事的侵略行為であります。

米州機構諸国の多数がケネディ大統領の措置を支持したというアメリカ代表の声明はこの行為を正当化するものではありません。なぜなら米州機構は地域的な機関であり、国連憲章は安全保障理事会の裁可を得ずしては地域的協定の結果としていかなる行動をもとることはできないとはっきり規定しているからであります。

東西両ブロックは後進国援助のために共同行動をとるよう交渉に入るべきであります。ブルガリア議員団はユーゴースラビアの決議案を支持します。」

エムブー氏（ナイジェリア）

「核兵器所有国は核戦争の危険をよく知っているにもかかわらず、かつて人類が所有したもっとも恐ろしい兵器の実験と蓄積をやめようとはしません。現在世界の核兵器貯蔵量は広島に投下された爆弾の一二五〇万発分に相当するということであります。この恐るべき事実にもかかわらず核兵器所有国は核実験禁止の協定に達する用意がほとんどありません。核実験の続行から生じる危険は実験禁止協定を受入れた時の危険より百万倍も大きいのです。

コップフ氏はアフリカ諸国がヨーロッパ共同市場との提携について抱いている懸念をやわらげようとされましたが、この点に関するナイジェリアの危惧は十分根拠のあることであり、EECとの提携はナイジェリアにとって未知のものにとびこむ冒険なのであります。ナイジェリアはEECと直接交渉したいと思っておりますが、今のところ提携はずっと先の話です。

イギリスの植民地解放の実績に敬意を表するとともに、ポルトガルと南アフリカがこの点イギリス、フランス、ベルギーの例に倣うつもりはないかどうかお訊ねしたい。」

ブリンゴルフ氏（スイス）

「列国議会同盟評議員会議長が同盟のために活躍されたことに対し感謝いたします。同盟に対してはさまざまな批判がありますけれども、ともかく世界の道徳的一勢力として世界各国の議会人の間に恒久的かつ規則的な接触の必要なことを証明してまいりました。

同盟会議の討論は寛容の精神を以て、他の代表の意見を尊重しておこなわれ、同盟は代表各位が相互理解の雰囲気の中で他人の見解を聞くことのできる広場を提供しました。

スイスは中立国であり、スイスの中立政策はスイス国民が平和を保証するための手段でありますから曲げることはできません。しかしながらスイスは平和愛好諸国との協力を求めております。スイスは後進国援助をよそおった帝国主義と新植民地主義に反対する人々と提携いたしま

す。

スイス議員団はユーゴースラビアの決議案を検討するつもりですが、ルーマニア、チェッコスロバキア、ポーランド各代表団の見方にはくみしません。実際これらの国々はどうして自国民に自由な秘密投票によって議会を選ばせようとしないのでしょうか？　そうすれば列国議会同盟の活動に貢献することもできますのに。」

アブデネビ氏（チュニジア）

「アフリカの議会の多くが、期待した程列国議会同盟加入の熱意を見せていないのは遺憾であります。アフリカのどこかの首都で議会制度を強めるためアフリカの議会人の会合を開いたらどうでしょうか？　努力すれば他のアフリカ議員団も同盟に加入するのではないかと思います。

富める国と貧しい国とのギャップという大問題について世界諸国民の代表各位はまだ十分注意を向けておりません。後進国に対する外国の援助は従属を惹起しますから、これだけでは後進国の経済を発展させるための財源を効果的に確保することはできません。かかる援助は国連その他の国際機関によっておこなわれるのが最も適当でありますが、それと並んで原料生産国と製品製造国との間で貿易を交換する必要があります。開発途上にある国々は産物の売上げから規則的な収入を保証されなければなりません。」

F・アタッシー氏（シリア）

「シリアが列国議会同盟に復帰した結果として確認されることは、シリアが民主的な議会制度と固く結びついているということであります。シリアにおいては『民主主義』は空虚な言葉ではありません。今やシリアはアラブ世界において再び自己の地位を見出し、伝統的な役割をとり戻しました。わが国は軍縮と平和、万人の相互理解と協力、ならびに国家間の平和的競争を支持します。シリア国民はどうして世界の三人のうち一人が飢えに苦しまなければならないか理解することができません。

国際貿易の伸長は進歩の要因としてはなはだ重要であります。シリア国民はこの考えにまったく賛成であり、シリアは全人類の利益となるようないかなる進歩的企図をも支持することを代表各位の前で断言いたします。」

ラジャパクサ氏（セイロン）

「こんにちなお帝国主義の圧迫をこうむっている幾千万の人々の自由と解放を求めるたたかいにおいて反植民地主義のあらゆる手段を利用動員する必要があります。大国が国連憲章の目的と理想を口先だけでもちあげながら後進諸国の自由に対する権利主張を妨げている時、アルジェリアとキューバの国民の勇気と犠牲心は隷属と圧迫の勢力とたたかっている他の幾千万人に生き生きとした希望と霊感を与えました。

自由という本来の権利を奪われている国民がこの世にいる限り平和と秩序はあり得ません。植民地主義と帝国主義の最後の残り滓が一掃されないうちは世界の恒久平和は達成されないでありましょう。自由の闘士は一日も早く従属国民の援助にはせ参じなければなりません。」

モー氏（ノールウェー）

「ブラジルは起源を異にする種族が単一の社会において幸福に共存できる方法を示したことによって文明に偉大な貢献をしました。開発途上にある国々の経済的社会的進歩を促進する国際貿易の役割という議題は重要であります。先進諸国が開発途上にある国々の産物の価格水準を引上げこの高価格を安定させるために実際の努力と犠牲を払わない限り、いくら後進国援助を云々したところで結局善意の表明だけにとどまるでしょう。現在世界の核兵器貯蔵量は広島に投下された爆弾の一二五〇万発分に相当するということであります。この恐るべき事実にもかかわらず核兵器所有国は核実験禁止の協定に達する用意がほとんどありません。核実験の続行から生じる危険は実験禁止協定を受入れた時の危険より百万倍も大きいのです。

コップフ氏はアフリカ諸国がヨーロッパ共同市場との提携について抱いている懸念をやわらげようとされましたが、この点に関するナイジェリアの危惧は十分根拠のあることであり、EECとの提携はナイジェリアにとって未知のものにとびこむ冒険なのであります。ナイジェリアはEECと直接交渉したいと思っておりますが、今のところ提携はずっと先の話です。

イギリスの植民地解放の実績に敬意を表するとともに、ポルトガルと南アフリカがこの点イギリス、フランス、ベルギーの例に倣うつもりはないかどうかお訊ねしたい。」

ブリンゴルフ氏（スイス）

「列国議会同盟評議員会議長が同盟のために活躍されたことに対し感謝いたします。同盟に対してはさまざまな批判がありますけれども、ともかく世界の道徳的一勢力として世界各国の議会人の間に恒久的かつ規則的な接触の必要なことを証明してまいりました。

同盟会議の討論は寛容の精神を以て、他の代表の意見を尊重しておこなわれ、同盟は代表各位が相互理解の雰囲気の中で他人の見解を聞くことのできる広場を提供しました。

スイスは中立国であり、スイスの中立政策はスイス国民が平和を保証するための手段でありますから曲げることはできません。しかしながらスイスは平和愛好諸国との協力を求めております。スイスは後進国援助をよそおった帝国主義と新植民地主義に反対する人々と提携いたしま

しょう。主要な基幹産物の国際的交易に関して世界的な協定を結び、開発途上の国々から製品を輸入する際には関税を引下げる必要があります。

議会制度研究の国際センターを設け、この問題を同盟会議の議事日程に含めようという事務総長の提案を歓迎します。一部の国々で議会制度が衰微した原因を特別研究テーマとしてはいかがでしょうか。

今回の同盟会議はコダチ・ピサネリ氏が列国議会同盟評議員会を主宰される最後の機会であるという点一抹の寂しさを感じる次第であります。コダチ・ピサネリ氏が同盟の活動と進歩の為にはなはだ重要な貢献をされた事に対し敬意を表します。また今年末引退される同盟事務局最古参者の一人スピューレル女史には事務総長から代議員一同の心からなる感謝と好意をお伝え下さい。」

トンプソン氏（ガーナ）

「ガーナ議会はこんにちなお発展の途上にあり、比較的新しいものですからまだ条件にそぐわない所があります。この点古い歴史をもつ議会はガーナの事情を考慮され独断的な態度をとらないようお願いいたします。ガーナの議員は政府の施策について感じたことを自由に語り、法案に反対の場合はいつでも反対を叫ぶことができます。ガーナ国民は議会を断固支持しております。

アクラ会議では専門家と、広く尊敬をかち得ている見解の持主として出席したオブザーバー計百五十人が多くの世界的な問題を客観的に考察し、国際緊張の緩和と軍縮を成功させるための効果的な管理方法について提案をおこないました。一九六三年にはアクラで会議が開かれ、一九六四年以降は他の中立諸国で定期的に会合がもたれることになっています。

ガーナは核兵器所有国が核実験をおこなわないよう要請します。また共同市場は国際貿易、生活水準、世界平和への脅威であると思われますから第六、あるいは第七の加盟国たらんとすることはやめるようよびかけます。ガーナは共通の経済計画機関を設置しアフリカの統合司令部をもうけることを望んでいます。その時アフリカは共通の外交政策をとることができます。」

セッキャ氏（イタリア）

「ユーゴースラビアの決議案に同意します。キューバの独立と平和は確保されなければなりません。他に考慮すべき問題としては中華人民共和国およびドイツ人民共和国の承認、NATOとワルソー条約機構の間で不可侵協定を締結する問題、非核武装地帯の設定と外国軍事基地の撤去等があります。

西ドイツはヨーロッパ大陸で最強の勢力であるのみならず、長年待望している原子弾頭を近いうちに入手するでありましょう。軍拡競争の落着くところは結局戦争でありますから、この問題を解決する唯一の道は大国が軍縮協定を締結することであります。

議会民主主義を阻んでいるものは何もラテン・アメリカに限ったことではなく、独占グループが支配しているすべての国々の社会構造、政治構造の中にその原因を求めなければなりません。民主主義の危機の徴候はフランスの議会制度の凋落、ドイツ連邦共和国に復活した軍国主義、台湾と南朝鮮の反動政治に見ることができます。」

アリヤダサ氏（セイロン）

「同盟会議にセイロン首相バンダラナイケ夫人の挨拶をお伝えします。

今度の会議はフルシチョフ氏とケネディ氏が、自ら招きよせた現下の情勢が世界平和への脅威となっていることを実感するのに絶好の機会であります。核兵器の生産はこんにち当り前のことになっていますが、大国の多くはこれが無実な非侵略国を含めおそらく全世界を破滅に陥れるブーメランであることを理解しておりません。この破壊兵器を大量生産することは全人類の問題の恒久的解決とはなり得ません。

セイロンはいかなる軍事ブロックにも加担しておらずその意志もありません。なぜならセイロンは個人的名声というばかばかしい考えをやめようとするすべての国々に友好の手をさしのべるというのがセイロンの指導者、故S・W・R・D・バンダラナイケ閣下の残された政策だからであります。

しかしながら核戦争が好戦国のみならず全人類を一掃する危険を与えている時、主権国家が核兵器生産に直面してどうして独立を保つことができるでしょうか？」

エドワーズ氏（ニュージーランド）

「世界正義と世界的な自由貿易、ならびに国際的危機を除去するための現実的な基盤は万人の教育基準を改良することにあります。子供の一人一人が欲求と知能と肉体的能力に応じたできるだけ良い教育を受ける条件を作りだす必要があります。いたる所に教育を発展させるならば各地域間の相互理解を増すでありましょう。知識ならびに要員をより一層多く交換する必要があります。

先進諸国は教育の面でさまざまな援助をすることができます。最も普通に使われる方法は後進地域の上層知識分子に先進国で学問を授けることですが、この方法は多くの学生が祖国を離れるという欠点をもっています。第二の方法は進んだ学問を後進地域にもちこむことで、これは将来ますます国際的に計画されるでありましょう。

教育知識と要員の交換は国家間の理解不足をとり除き、これによってもたらされる相互理解はより一層の調和を齎来するにちがいありません。」

討論は延期された。

散会　午後一時

第四回会議　一九六二年十月二十五日（木曜日）午後

会議は、副議長F・アタッシー氏が議長席に着き、午後四時四十分に開かれた。

4　一般討論（継続）

S・クリシュナムーティ・ラオ氏（インド）

「事務総長報告にはゴア問題に関してインドを被告人扱いにしているようであるが、インドは国連がやるべきことをやったにすぎない、即ち四五〇年の長い間の植民地支配からその住民を解放したのであります。

中国がインド国境においてとった行動は遺憾であります。永い間中国とインドとは文化的関係を有しており、インドはさきにチベットに関する領土的利益を放棄し、また中国の国連加盟を主張してきたのであります。インドは決して中国との争いを好むものではないが、中国は現に国境地帯のインド領土を占領しております。侵略は平和と同じく一にして不可分であり、その場所がどこであろうとも非難さるべきものであります。明日各位の審議に供される予定の本件に関する評議員会決議を全会一致にて受諾されんことを望みます。」

ポージ氏（アメリカ合衆国）

「米国としては、査察制度を伴うものであれば、軍備縮小を何時たりとも実行する用意があります。キューバにおいては、内密にミサイル基地設置が行なわれましたが、これは米国に対してその軍縮声明を信用するように求めた国の確約を裏切るものであり、世界を戦争の瀬戸ぎわにまで追いこんだのであります。

この地方に未だ例を見なかった程の絶対的植民地独裁政権がキューバを支配しております。フィデル・カストロはキューバに選挙は無用であると述べましたが、彼はバチスタ政権に反対する革命をひき起こした理由としてバチスタは適法に選挙された者ではないことを主張いたしたのであります。キューバには自由も民主主義もありません。あるものはただ軍法会議、早朝処刑、外国ロケット基地だけであります。

キューバ国民はその欲する形態の政府を持つ権利があり、米国の政策もまたそれを目的としております。米国の関心はただその政府が真正のキューバ人の政府であることであって、それがモスクワ政府をカモフラージュする偽物であってはならないことであります。

キューバに侵略用兵器が持込まれず、また兵器輸送船がその進路を反転するならば、米国の封鎖は決して合法的通商を妨げるものではありません。」

サトー氏（中央アフリカ連邦）

「同盟会議へ出席するわが国最初の代表として、わが国の当面する問題について申し上げます。わが国は一九六〇年八月十三日に独立を達成いたし、普通選挙によってその政府を選びました。国の主要な目標は生活程度の向上であります。現在は非常に低く、年間七〇ドルの平均所得にすぎません。

二つの大きな解決すべき問題があります。その一は開発に必要な工業製品の値上りであり、また熱帯農産物の値下りであります。その二は低開発国援助の不適切なことであります。これは多額の費用が武器生産に消費されることから生じるものであります。

これら多くの経済的困難があるにもかかわらず中央アフリカ共和国国民は心から平和と民主主義を信奉しており、憲法にも『国民は人権、民主主義の原則及び国民の自由意思を信奉するものであることを厳粛に宣言する』と述べられております。」

A・ゴルキン氏（ソビエト連邦）

「ロバートソン氏及びポージ氏は米国政府の侵略政策を合法化するために、使いふるされた国際共産党の残骸をもち出しております。ロバートソン氏は米国のカリブ海における海賊的行為を正当とするために、同国が入手したと称する実否不明の証拠に言及しております。同氏は当然ケネディ大統領のキューバ封鎖の命令が世界平和を害するものであることを明確に認めるべきであります。

ロングデン氏はソ連の意図を非難する毒舌を振るうに当って万事を逆にして見ております。米国及びNATO諸国はソ連国境に数百の軍事基地を設けており、その侵略的性格は何人にも明らかなところであります。それに引きかえて、ソ連の平和的政策は特に証拠を示すまでもないところであります。

同盟会議は米国の対キューバ不法行動を非難し、現下の緊急問題を平和的に解決すべく努力しなければなりません。」

ブスタニ氏（レバノン）

「アラブ世界が今日ほど不統一の時はありません。例えて言えば、婦人が陣痛にあるとき、それを初めて見る人はその婦人の死を予想いたします。しかし、その苦悩のあとには新しい生命の誕生があるのであります。アラブ諸国は決して混乱の中にあるのではありません。時としては革命に近い進化の途上にあるのであります。その背後にある石油資源によって、いずれはその偉大さを取り戻すのであります。他の石油資源が今後十二年ないし十六年で涸渇する予想であるのに、アラブ石油は現在の採掘程度では九十九年間続くと見込まれております。この資源は九千万アラブ住民の生活を向上させる有力な役割りを果たすことでありましょう。

共産主義は悲惨な生活に伴って拡がるとのルーマニア代表の言は真実であります。ラテン・アメリカのある国においては、その労働者の一カ月の賃銀が米国の同じ労働に従事する者の半日の賃銀に等しいのであります。ラテン・アメリカ、アジア、アフリカにおいて共産主義勢力の拡大を防止する唯一の方法は貧乏を除くことであります。もし強大国によって、世界万民のために技術開発が行なわれるなら、世界には万民を富ませる十分な資源が存在するのであります。」

G・トルバルゾン氏（カナダ）

「第一、第二世界大戦はともに計算の誤りから生じた。即ちカイゼルもヒトラーも相手の戦力を誤算し、世界の大多数の人々の性質を理解しなかったことから戦争をひきおこしたと言われております。従って今の世界に誤算をもたらしてはなりません。西半球各国は、カナダを含めて西方世界の心臓部に向けて極めて危険な戦争用機械をひそかに設置することに断固反対する米国を心から支持するものであります。

ソ連の発言者は、キューバの西半球諸国に対する危険性が小さいことを述べましたが、もしキューバが核基地となれば、その発射権がソ連の技術者及び本国の権力者の手中にあるとしても、西半球全体に対する死と破壊を意味するものであることは事実であります。

現状における唯一の希望の光は事実のあらゆる面を認識することであり、それに従って政治的解決を計ることが望ましいのであります。このためにカナダ首相は中立八カ国によってキューバ国内の攻撃的軍備の存在を確認する委員会を形成し、その委員会が後日当該軍備撤去を監督することを提案したのであります。」

同盟事務総長

「ユーゴースラビア代表団提出の決議案を評議員会が審議し、起草委員会が新しい決議案を作成いたしました。この案文は会議終了前に配布いたします。明日午前十時半、本会議は評議員会の本件に関する報告を受領し、決議案受理の可否を決し、――これには三分の二の多数を要します――その上で提案の内容を審議いたします。」

カレイ・トーマス氏（リベリア）

「民主主義の発展は社会的正義が保障され、一国の指導者が国の富を公正に分配することを主たる目的として行動する場合にのみ可能であると、リベリア代表団は確信しております。一般大衆の本来の権利、特権が上層階級、富者に利用される国には、真の幸福、健全な発展は望むことはできません。

偉大な民族主義の精神、独立への要望は、すべての従属国民、特にアフリカにおけるそれ、の熱烈な念願であります。彼らの望むところは単に政治的自由のみではなく、経済的自足、人心を奴隷化するあらゆるイデオロギーからの自由であります。

従属国民に自治を許すのみでは十分ではありません。独立を許容する国は、教育上、社会上十分な準備を与え、かつ独立したときにはそれによって発展と利益をもたらすように、経済的援助を提供すべきことが道徳的義務であります。」

ボン・ミューレンブロック氏（チリ）

「さきにチリがその国土を変動させた恐るべき自然の暴威に見まわれた際、全世界から友情あふれる力強い援助をうけました。一九六〇年五月二十二日におけるこの惨事に示された世界の共同一致のあらわれに対して、チリ国民を代表して深く謝意を表するものであります。

チリ代表団は全政党を代表しております。チリは国民としては若いのでありますが、民主主義の実行においては永い歴史を有しており、自由、平和、独立主権を尊重するものであります。人類は奴隷状態におかれてはなりません。自由は相互の尊敬、正義を土台として共同して貧困を克服するところにのみ繁栄するのであります。

チリ国民は民主主義を信奉しており、私どもの希望するところは諸大国が小国に対して公正な待遇を与えること、特に物資の交流、その価格を安定、妥当ならしめることであります。

宇宙旅行が行なわれ、欧州共同市場が設けられる今日、世界は急速に変化しつつあります。人類は遊星旅行を試みております。しかし私どもはこれを恐れてはなりません。」

ルブサンチュルテム氏（モンゴリア）

「わが国が列国議会同盟に加盟するに当り、各種の援助を与えられた方々に感謝の意を表します。

四十年前、アジアにおける最も後進的な国として、貧困と文盲に満ち、工業、運輸、農業等の都面に甚だしく劣っていたわが国は、その後多大の進歩をとげました。

現在においては、国民の成人層は文字を知り、また多くの者が勉学につとめつつあります。革命前には一人も居なかった医者も、今日では人口千名につき一名の割になっております。科学、文化、工業、農業の発達は著しく、工業生産の国内全生産に占める率は四〇％にもなっております。

かつて抑圧に苦んだモンゴリアは、植民地廃止を主張する人々に同調するものであり、またドイツ問題解決を両独平和条約、西ベルリンの自由、非武装都市化することによって達成すべきことを主張いたします」

ナッファ氏（レバノン）

「ブラジルにはレバノン系の国民が四〇万人もおり、一五〇万レバノン国民でブラジルに親類を持たない者は一人も無いでありましょう。

民主的議会制度は人民のために、人民によって統治する制度であり、それは社会的不正義の上には存在し得ません。従って経済発展と併行して社会改革が行なわれなければなりません。英国は、伝統的議会制度を変化させることなく社会改革を実現した良い手本を示しました。レバノンも民主的議会制度の平常の枠内において社会改革を推進して参りました。

進歩した現在社会は、すべての国を相互依存関係に置いており、中小国といえども世界平和の土台となる重大問題に対処する権利と義務を有するのであります。」

ポレドナク氏（チェッコスロバキア）

「第二次世界大戦後十七年を経過した今日、対独平和条約が締結されないことは驚くべきことであります。その理由は復讐的態度の存在でありました。コップフ氏は自国が復讐心によって動かされてはいない、と申されました。国について言えば、或いはそれは真実でありましょう。しかし第二次大戦へと導いた原因となった強大な武力は現在も存在しております。前ドイツ軍将校が今のドイツの軍、行政部門の要職を占めており、彼らの意見が前と変ったと信ずる根拠はありません。西ドイツ政府が莫大な国費を注ぎ込んでいる軍隊の存在によって復讐気配はいよいよ強くなっております。

国際緊張の時期を終わって諸国は互いに平常の関係を樹立すべきであります。コップフ氏はドイツの統一を条件として対独平和条約調印の用意があると申されました。しかしこれは東西両ドイツ政府が協議すべき問題であり、西ドイツ政府は東独側からの本問題を討議する申出を拒否したのであります。」

S・ブラガ氏（ブラジル）

「ブラジル議員団を代表して、ブラジル国民の歓迎に親切なおほめの言葉を頂いた各国代表に感謝の意を表します。全世界の国の代表をお迎えすることは、ブラジルとしましては大変喜ばしいことであるとともに、本同盟会議は、各国の代表にブラジルの新しい首都をお目にかける絶好の機会であります。

現在の世界情勢の重大性を無視することはできません。ブラジルの議会人は世界の指導者の常識を信じており、またこれらの指導者が平和への道を歩ゆみ続けるものと確信いたしております。ブラジルは人類の未来に大きな希望をもっており、ブラジル政府の政策は国民のこの伝統的な希望を表現したものであります。

過去三十年間にわたって、ブラジルにおいて生じてきた危機は、個人的特権の維持を望む者と国家の富のより公平な分配及び国民の生活水準の向上に関する国民的願望との間に生じた闘争を意味しております。勝利はすでに明白となっております。ブラジルは、民主主義の原則に従った社会ならびに経済構造を承認しているのであります。」

H・キューン氏（ドイツ連邦共和国）

「キューバ問題は、本同盟会議において、同様に重大である他の諸問題の影を幾分うすくするような傾向がありました。

ベルリンならびに東ドイツの問題は世界の平和を脅かしています。ベルリンの壁は、東ドイツにおけるすばらしい経済発展の証明と正に正反対の事柄を示すものであります。それどころか、この壁は東ドイツの道徳面ならびに物質面の没落を証明しております。この壁によって東ドイツは一つの大きな強制収容所と化し、西ドイツへの逃亡による東ドイツ国民の『足による投票』を妨害しているのであります。

ドイツ国民の唯一の願望は、平和と自由の生活であって、侵略的意図は有しておりません。私は、反対党の議員でありますので、アデナウアー首相の友人ではありませんが、しかし、ア首相が軍国主義者でもなければ、報復主義者でもないことを強調しなければなりません。西ドイツ政府は報復主義的傾向を有するものではありません。西ドイツ国民は、近隣の西欧諸国と友好的な相互理解に到達しました。そうして東欧諸国とは友好的な条約に基づいて共存することを希望しております。しかし、民族自決に関する基本的権利を放棄しようとは考えておりません。ドイツは、ドイツを明確に分割するものではなく、全ドイツを対象とした平和条約を欲しているのであります。」

サルディバール氏（パラグァイ）

「パラグァイにおいては、革命が進行中でありますが、憲法によって、国民の民主主義に対する信念を明白にしております。パラグァイ国民は、人間の尊厳を再び取り戻し、力強い民族主義に基づくとともに、全世界の国民に友好の手を差しのべているのであります。また、すべての国家間の平和共存ならびに経済協力に関する高潔な理想を支持するものであります。

国際協力及び世界平和の建設に欠くことのできない相互尊重の思潮を盛り上げようと努めている列国議会同盟が求めている諸目的にパラグァイが協力することを再確認いたします。パラグァイは、国家間の友好関係を確立し、不信の念を拭い去ることを希望しております。

この点に関して、主要な必要条件の一つは、報道の自由と真理の擁護であります。パラグァイは、報道ならびに演説の自由を実行しております。

同盟加盟国の福利に対して同盟が積極的な処置をとることに成功するようパラグァイ議会人の心からの希望を表明いたします。」

ブレット氏（パナマ）

「パナマにとって不利だと思われる条約、即ちパナマ運河に関する一九〇三年の条約の問題について発言いたします。本条約の根本的な改正を求めるため当時ワシントンに派遣されたパナマ政府の代表団が、ワシントンに到着した時、条約はすでにブナウ・バリラ氏によって署名されていたのであります。それ以来、パナマは条約の改正を絶えず求めてまいったのであります。そうして、現在では、パナマが要求している諸条件の達成を目的とするパナマと米国の合同委員会が設置されておりますが、ケネディ大統領ならびに米国国務省側は、特に好意的に話しを進めています。

パナマは、他国の内政不干渉の正当性を確信しておりますが、カリブ海諸国に重大な脅威を与えているキューバの場合は、状況が異なっております。バチスタ独裁に反抗する民族主義運動として出発したキューバ革命には非常に多くの同情が集まりました。しかし、カストロ首相の共産主義者宣言以後、事情は一変し、その民主主義の理想は失なわれたのであります。今日、キューバはソ連の熱核ミサイルの基地となっているのであります。

パナマは、世界紛争を避けられる解決をもたらそうとしている米国の意図に期待を寄せています。」

フランゾ氏（イタリア）

「会議の当初において、セッキア氏がイタリア共産党の見解を示されましたが、私は、イタリアの第一政党であるキリスト教民主党の共産党とは正反対の見解を述べようと思います。

次の三点に御注目願います。国連の真の敵は何か、それなくしては非加盟国はその独立を失なうであろう北大西洋条約の平和への偉大なる貢献、戦争不可避の原則の人類に対する脅威であります。

共産主義諸国と西欧諸国が国連の決定に対して示した異なった態度を思い起す必要があると考えます。西欧諸国は、コンゴやスエズ問題に関する国連の決議に従うのを心よく思わないこともありましたが、最後には、それを受諾しました。共産主義諸国の態度は異なっております。かれらは、自由と真の民主主義へのハンガリア国民の願望が、人類が決して忘れることのない方法で抑圧されたことに関する国連の決議を今なお履行していないのであります。」

ビロライネン氏（フィンランド）

「フィンランドは、自国の独立と安全保障を保護するため、中立外交政策をとっております。この政策はすべての国の支持を得ております。また、更に、この政策は、全世界の理解と信頼を得ているのであります。また、この政策によって、以前フィンランドとソ連との間にあった誤解が友好と信頼の雰囲気に転化したことは、特に意味深いものがあります。フィンランドは、ソ連と友好関係ならびに善隣関係を保っていくことを望んでいます。善隣関係が、フィンランドとソ連の間に確立され、その間、この政策は、ソ連がソ連領となっているサイマ運河の一部をフィンランドに返還する協定を含む新しい現実的な成果をあげたのであります。

フィンランドにおいては、経済発展が進行しており、国民の一人当り年間所得は、千ドルを超えております。

フィンランドは、ヨーロッパの経済統合に強い関心を払うとともに、自国の外国貿易が困難に陥らないよう取り計るため、ヨーロッパのこの情勢を注意深く見守っているのであります。」

L・タヤセナ氏（セイロン）

「植民地勢力は、『文明の使徒』と自からを呼ぶことによって、その行動を正当化しています。たとえその通りであっても、基本的な発展をひどく欠いている多くの植民地国において、その植民地国民に文明の光をもたらすことに怠惰であったという理由で、これらの植民地勢力を非難できるのであります。

人類平等の概念を尊重し、この世界のどこかに苦しんでいる人間がいることは悲劇であるという人類にとって望ましい原則を受理するならば、すべての国民が独立と効果的な発展を急速に成就させるための処置を講じなければなりません。

多くの場合、被植民地国民の自由と発展への緩慢な成長について、国連が植民地勢力である加盟国に注意を促すのが適当であります。できるだけ速かに国家の下部組織の整備を実現するため国連によって設置された担当機関がこの重要な問題に取り組むべきであり、そうすることによって、植民地の自由への発展は、相互の反目、挫折及び資源と人員の消耗等によってそこなわれることはないでありましょう。」

G・カノ氏（スペイン）

「国際協力は、強調するまでもなく、経済面において、その価値と重要性を有しているのであります。歴史を通じて見れば、貿易は、国民間の接触を確立するための基本的なものの一つであります。永年にわたる国際貿易の不適当な拡大は、その結果がよく知られておりますが、現在では、国家の相互依存が各国の国境を開放する必要をもたらしております。

各国民をより緊密にするために一部の国家が行なっている努力は、他の国家にも影響を与えており、この面に大いに注意を払わなくてはなりません。このことは自由を信ずるすべての国家間の調和と共存ならびに相互依存を最終目的とする私企業を通じてのみ、達成することができるのであります。

この点に関して、欧州経済共同体加盟についてのスペインの見解は、開発途上にある国の利益に留意することがきわめて重要であるということであります。」

A・C・クルス氏（グアテマラ）

「キューバの情勢は、冷静に、しかもキューバ国民の人権と民主主義への熱望を尊重した公正な精神に基づいて判断すべきであります。カストロ首相のとった行動の結果として、キューバには、国民の意思に基づく合法的な政府、及び住民の利益を保護する司法裁判所が存在していないという意味において、キューバの国家制度は消滅しているのであります。カストロ首相の行動は、キューバ国民及び他国に敵対するものであります。

ユーゴー議員団提出の決議案は、キューバ国民を保護する行政機関をキューバに設置し、キューバ国民がその主権を行使し、議会を選ぶことのできる選挙を施行するため、国連憲章と国連の先の決議に基づいて調停を計ることを国連に対して訴えるという形に最終項目を修正して、採択すべきだと思います。」

一般討論は終了した。

散会　午後七時三十分

第五回会議　一九六二年十月二十六日（金曜日）午前

会議は、副議長ハコーヘン氏（イスラエル）が議長席に着き、午前十時に開かれた。

5　開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割

資料　経済及び社会委員会を代表し、O・オウス・アフリエ氏（ガーナ）の提出した決議案及び報告書（付録六、決議案及び報告書の項一九九頁及び二六九頁参照）
H・サミュエル氏（インド）、イギリス議員団、ソビエト連邦議員団、チェッコスロバキア議員団、タニャーダ氏（フィリピン）、ブラジル議員団及びM・F・フェラリ氏（ブラジル）提出の七修正案

同盟事務総長

「経済社会委員会を代表して、開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割に関する決議案を提出する予定であったガーナのオウス・アフリエ氏がブラジルに来られなかったので、代わりに同じくガーナ代表のトンプソン氏から決議案が提出されます。」

トンプソン氏（ガーナ）

「決議案を提出するにあたり、オウス・アフリエ氏から出席できなかったことに対するお詫びをお伝えします。

この問題に対しては非常な関心が示され、そのことは今度の同盟会議での演説の中に既に反映されています。開会式では、ブラジル共和国大統領並びに上院議長、下院議長ともに、この問題の重要性を強調しました。国際貿易の問題は今回の国連総会でも提起され、今なお世界中の人々の関心事であることに変わりはありません。

経済及び社会委員会の報告書は包括的なものであり、私がそれについて手短かに述べれば述べるだけ他の代表諸君が討論に参加できる時間が長くなるわけですから、これ以上言葉を費やさずに報告書を提出することにします。」

サミュエル氏（インド）

「インド議員団を代表して修正案を提出します。インド議員団は、決議案の第六節の五行目に、開発途上にある諸国による一九六二年のカイロ宣言に言及する句を挿入することを望んでいます。

わが議員団はこの決議案を支持いたしますが、カイロ宣言に言及する部分をつけ加えたいと思います。その理由としては、まず第一にカイロ会議が開発途上にある諸国の会議だったからであり、第二には列国議会同盟に参加している国の多くがカイロ宣言の調印国だからです。第三にはこの宣言は開発途上にある諸国の希望及び抱負を規定したもので、ある意味ではこれら諸国の経済憲章といえるからであり、第四にはこの宣言が我々の決議案と同様、国連の主催のもとに世界経済会議を招集することを呼びかけているからであります。

私は工業諸国が、一方では開発途上にある諸国に対し開発のために大幅な経済援助を与えながら、他方ではその開発によって生じた輸出品が彼等の市場に進出するのを妨げようとしているのは理屈に合わないと思います。また、開発途上にある諸国の主要生産物が援助の恩恵を帳消しにする程価格変動する事態がなぜ許されてよいのか理解に苦しみます。開発途上にある諸国にとって何よりも必要なのは輸出収入の増加であります。援助は必要ではあるが貿易拡大の代りにはなりません。問題は援助か貿易かということではなく、援助並びに貿易ということなのです。」

R・グレシャム・クック氏（イギリス）

「英国議員団の修正案を提出致します。援助は貴重なものではありますが、富める国と貧しい国との間のギャップを縮める方法は貿易であります。開発途上にある諸国は今でさえ、援助によって得る外貨の六倍もの外貨を貿易によってかせいでいるのです。

欧州共同市場をめぐって生じた不安について申し上げれば、この共同体の繁栄によってますます大量の原料が世界の他の国々から要求されるようになったと云えましょう。

共同市場が世界の他の国々から輸入する高は一九六〇年度には二〇%増加して世界の輸入総額の五分の一を占めるにいたり、人口一人当たりの輸入高はアメリカのそれさえ上回るに至りました。欧州共同市場においては、八十種類以上の原料及び食料品に対し関税がゼロであった点を強調したいと思います。

もし英国が欧州共同市場とは単に金持の集まりであるとか、アフリカの第一次産品生産者と掛合って彼等を抑えつけようとしている旧植民地保有国の同盟であると思ったなら加盟はしないでしょう。加盟したら英国は経済成長と産業の発展はすべての国の権利であると云う認識の下に、共同市場の外向的な傾向を強めていくよう努力するつもりです。」

6　諸大国に対する平和アピール

ここで、キューバ、インド及び中国をめぐる事態に関連して評議員会から提出された決議案（C1／61／62／8）を取上げるため、国際貿易に関する討論は一時中断された。この決議案はイベコビッチ氏（ユーゴースラビア）の提出した原案をもとにして評議員会の起草委員会が作成したものであった。

列国議会同盟評議員会議長が決議案の提出に至るまでの経過を述べた。

イベコビッチ氏（ユーゴースラビア）

「この決議案の作成にあたった起草委員はブラガ氏、マラリュー氏及び小生でありますが、この決議案は妥協案であって、ユーゴースラビア議員団でさえ、これに十分満足してはおりません。例えば、アメリカ議員団の要請を入れてキューバ封鎖に言及する部分は削除することに決まりました。同様に、インド・中国間の紛争については別の決議案を起草したほうがよかったのかも知れないのですが、インド議員団の要請がいれられてこの問題に言及する部分が挿入されました。

この決議案を満場一致で承認して下さるようお願い致します。」

点呼投票の結果、同盟会議は満場一致でこの決議案を受諾することを承認した。

クルス氏（グアテマラ）

「決議案に対する修正案を作成する時間を頂きたいと思います。フィ

デル・カストロは革命を指導しましたが、過去三年間において一度としてキューバ国民に対し、彼の政権を承認するか拒否するかを問うてみたことがありません。このことが今日の危機を誘発したのです。南米の人民は行動においてアメリカ合衆国を支持します。我々はこの問題が正義と公平の原則に基づいて解決されることを望んでいます。アメリカ合衆国は常に法の支配を尊重してきましたし、低開発国援助のために経済面でかなり努力してきたのです。」

議　長

「決議案に対して修正案が出ればそれをはねつけるわけにはいきませんが、なるべくなら修正案は出さずにこの決議案を満場一致で承認して下さるよう議員団諸君にお願いします。」

ベルナスコバ女史（チェッコスロバキア）

「最初の節の『危険な結果』という言葉の前に『キューバ封鎖及びインド・中国間の国境をめぐる事件が国際平和に及ぼし得る』という句を挿入する修正案を動議します。また終りから二番目の節の『今後避ける』という言葉の代わりに『放棄する』という言葉を使うことを提案します。

一国が船舶のキューバ入港を阻止する決定を下せばそれは封鎖にほかなりません。事実、『封鎖』という言葉は、既に国連事務総長が使っています。なぜこの決議案の中で使ってはいけないのでしょうか。」

点呼投票の結果、修正案は三六一票対九二票、棄権四五で否決された。

I・V・スピリドノフ氏（ソビエト連邦）

「この決議案は、現在の危機の真の原因――すなわちアメリカ政府によるキューバ封鎖の断行――に触れていないという弱点がありますが、それでも紛争の平和的解決を呼びかけているので、ソ連議員団はここに提出された決議案に賛成する準備があります。」

挙手による採決に異議がなかったので、決議案は満場一致で採択された。

（5）開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割（継続）

I・V・ペイベ氏（ソビエト連邦）

「ソ連議員団の修正案を提出いたします。拘束されない自由な国際貿易の発展が、アジア、アフリカ及びラテン・アメリカの開発途上にある諸国の経済的、社会的進歩にとって極めて重要であることは世界的に認められております。

開発途上にある諸国の立場がやや向上したにもかかわらず、依然として原料と食料品がアフリカ、中東及びラテン・アメリカの輸出の八〇%、アジアの輸出の六五%を占めています。

開発途上にある諸国においては、輸出による収益が工業品輸入のための主な財源となるのですから、これら諸国が輸出を最大限に伸ばそうとするのは理解できます。平等の原則に基づく貿易拡張こそ彼等の経済発展にとって最も将来性のある援助方法であります。ところがこの面では彼等の立場は悪化しつつあるのです。現在、原料と食料品の価格は戦後を通じて最低であり、一方、開発途上にある諸国が輸入する工業品の価格は上昇しつつあります。

この好ましからぬ事態が生じたのは、主に西側の大国が国際貿易の道に障壁を作ったからであります。そして、この事態を更に深刻に複雑化したのは、集団的新植民地主義の手段として利用されている欧州共同市場の設立であります。」

ビッフレール氏（チェッコスロバキア）

「チェッコスロバキア議員団の修正案を提出します。貿易の条件は依然として開発途上にある諸国にとって不利であります。一九五一年から一九六一年の間に、開発途上にある諸国から輸出される原料の価格は二二・一%下落しました。一九五八年から一九六一年の間に資本主義工業諸国から輸出される製品の価格は一%上昇しましたが、一方、開発途上にある諸国から輸出される製品の価格は五%下落したのです。

西側の大国は開発途上にある諸国に政治的、経済的圧力を加えて彼等の対社会主義国貿易を制限しようとしています。欧州共同市場に加盟している資本主義国家群は明らかに差別的政策を打ち出しています。西欧の統合によって強力な独占資本が新しい危険な形で開発途上にある諸国の経済に浸透するでしょう。欧州共同市場とは、激しい闘争の結果、国家の独立を勝ちとった新興諸国に対して向けられた帝国主義の戦術的手段であります。西欧の独占資本は、統合によって後進国の集団的搾取を組織化しようとしているのです。欧州共同市場とは集団的植民地主義の新しい一つの形態であります。」

トリビノ氏（フィリピン）

「タニャーダ氏にかわって修正案を提出します。大規模なトラストやカルテルが価格、特に開発途上にある諸国の輸出第一次産品の価格をあやつる悪弊を除くために、トラストやカルテルは告発すべきであります。決議案の第三項目で特に触れるべきだと思うのは、輸送面で外国に全く依存している開発途上にある諸国からの輸出品に対して課せられる法外な運賃率の問題だと思います。

アメリカの統計によれば、一九六一年度の海外投資総額は二十四億八一〇〇万ドルで、そのうち十五億七千万ドルはカナダ及び西欧に投資され、九億一一〇〇万ドルは開発途上にある諸国に投資されました。開発途上にある諸国に向けられたこの投資によって、アメリカは十九億九百万ドル、つまり投資額の二〇〇%という驚くべき額の利潤を手に入れたのです。フィリピンでは、アメリカ資本百ドルの投資につき、四百ドルの利益が上がるのです。

このような政策によって開発途上にある諸国は経済的に衰えてしまうでしょう。先進国が援助を受け、より切実に援助を必要としている開発途上にある諸国がますます経済的な窮地に陥っていく事態はまさに悲喜劇の典型的な例と云えましょう。経済的に発達した諸国はもっと海外投資に乗り出すべきですが、それは利他主義という、より進歩的な政策に基づいたものでなければなりません。」

H・エルベルト・レビイ氏（ブラジル）

「ブラジル議員団の修正案を提出いたします。列国議会同盟は、ワルソーでの第四十八回同盟会議で、工業国の生産力を経済的に遅れた諸国の開発促進に向けるための機構の設定に関し、勧告を可決しました。それに基づいて国連に提出した勧告または要請のその後の形跡がうやむやです。従って、この勧告の履行に関する要望を再び表明しておくのが望ましいと思います。

また、欧州共同市場の加盟諸国に対して、特にアピールしたい点があります。共同市場を設置する際に指導原理となったのは、世界貿易の強化及び貿易拡大を妨げている障害物の除去であったはずです。欧州共同市場の加盟諸国が、ラテン・アメリカ諸国のコーヒーその他の生産物の輸出に関する要求を十分考慮して下さるよう強く要請します。共同市場

が夢みている進歩繁栄も、ブラジルその他ラテン・アメリカ諸国の人民の犠牲の上に打ち立てられるものであってはならないはずです。」

ゾルキエフスキー氏（ポーランド）

「開発途上にある諸国は経済発展を促進する必要性に迫られているにもかかわらず、対先進国貿易の条件が不利なために莫大な損害を蒙っています。また、世界市場に輸出されるこれら諸国の商品の価格変動が激しいために先の計画を立てることができないのです。

このような困難の原因はある程度までは工業国の技術的進歩にあります。しかし、主要な原因は疑いもなく資本主義諸国の経済政策にあって、それは貿易上の差別という形で現われています。先進国の保護貿易主義的、反動的政策から見て、開発途上にある諸国は輸出拡大の面でますます困難を感じることが予想されます。経済的集団化を支持する人々は、それによって開発途上にある諸国からの輸入が増加すると云っていますが、競争されている商品に関する限り、むしろそれは減少するでしょう。現に欧州共同市場の場合には減少が起こっているのです。」

A・アラン氏（オーストラリア）

「余剰商品をいかに手際よく処分するかという問題は、世界貿易の機能にも関係してくることであり、非常に重要で、かつ緊急を要する問題であります。世界人口の半数は今日なお栄養不良、栄養失調の状態にあります。これらの人々の栄養改善の面で国際的な取り決めが果たせる役割を考えると、それは綿密な検討に値する問題であるといえましょう。

四十年以内には世界人口は倍増すると予想されており、しかも栄養不良の人口を一番多くかかえた地域で主に増加するだろうと見られております。現在、そして将来において、いかにしてこれらの人口に食糧を供給するかという問題は、古い国々が受けて立つべき一種の挑戦といえましょう。そして世界の政治的安定はこの問題の解決の成功いかんにかかっているのです。

世界貿易に登場する商品すべてを網羅するような世界的な物価安定政策をとる以外には、世界市場の現状を改善する方法はありません。そしてたとえそのために生産割当制度の実施を余儀なくされるとしても、世界市場における物価は生産者に満足のいくような水準で定められるべきです。世界貿易会議を招集する提案には賛成しますが、これが物価の全般的下落によって窮地に陥った諸国の即時援助のために取り決めるべき物価安定政策とすりかえられてしまってはならないことを強調したいと思います。開発途上にある諸国において収入を採算のとれる水準に安定させることは、最も緊急を要する問題であります。」

河野謙三氏（日本）

「開発途上にある諸国は、経済構造を多様に分化し、製品を半加工品ないし加工品の形に仕上げられるよう工業中心の経済とする必要があることを強調したいと思います。この方法によって初めて、第一次産品の輸出に依存する度合を減らすことができるでしょう。

これは国際的な対策によってのみ解決し得る問題であり、貿易拡大の問題を総括的に検討するため、国連の主催のもとに世界会議を開くべきであります。この問題に関しては東京会議で決議案が採択されました。そして、国連の経済社会委員会がこの線に沿った提案を採択したことは喜ばしい事実であります。世界会議において討議されるべき問題としては、世界貿易、ことに開発途上にある諸国の貿易、開発計画の合理化また低開発国に対する援助の効果的な利用法などがあげられましょう。

日本の国際貿易は急速に拡大しました。わが国の国際貿易の半分は開発途上にある諸国を相手にしております。従って、将来の日本の経済成長が開発途上にある諸国の将来と密接に結びついていることは明らかであります。しかし一国が単独でこれらの問題を解決することは不可能です。工業面での先進国が、開発途上にある諸国の貿易拡大のためにこぞって御協力下さることを心からお願いしたいと思います。」

（演説全文及び英訳文については、一二〇頁参照）

ヤーボロウ氏（アメリカ合衆国）

「開発援助はもはや援助する側の一方的な寛大を示す行為とは見なされておりません。国家共同体の繁栄がいろいろな面で隣国の繁栄に依存していることは種々の証拠によって明らかであります。従って国際貿易の流れが戦後着々と高まってきたことは心強いことです。一九五〇年代は世界貿易の拡大した十年間ということができるでしょう。一九五〇年から一九六一年の間に、ドルに換算した世界貿易の高は一一二%増加したのです。

しかし、アメリカ合衆国は、国際貿易だけでは世界の経済発展を達成することはできないと考えています。このため、わが国は、高度に産業の発達した他の諸国と共に、アジア・アフリカ及びラテン・アメリカの諸国に対する新しい援助方法、すなわち開発援助という方法に着手したのです。一九六〇年代は開発の十年間となることを望んでいます。

経済発展は最近まさに国際的な性格を帯びつつあります。そして殊に、わずか十二年前にはマーシャル・プランによる最初の援助を受け始めていたヨーロッパが、今や追加援助の主な担い手となったことは心強い現象といえましょう。」

フェラリ氏（ブラジル）

「ブラジル議員団の修正案に関連して述べたいことは、原料生産者がその生産物に対し正当な価格を受けるべきこと、また開発途上にある諸国の経済援助のためには原料価格の安定が必要なことなどであります。ブラジルは伝統的に門戸解放政策をとってきました。閉鎖的な政策を好む国は、それによって、諸民族をより密接に結びつける理想そのものの実現をはばんでいることになります。貿易上のもろもろの障壁は廃止すべきであり、貿易はイデオロギーに関係なく行なわれるべきであります。ブラジルはどの国とも貿易できることを望んでおり、世界中の国々と自由に売買したいと思っています。

世界貿易会議を開いて頂きたいと思います。後進国にとっては、自国の商品の価格の変動を蒙るのみならず、不可欠な輸入品に対しても高い価格を払わねばならないという問題があることを強調したいと思います。」

ピエトリ氏（ベネズエラ）

「わが国は大量に原料を輸出しており、満足な工業発展の水準に達するためにあらゆる手段を尽くして努力しております。その過程で、世界市場における製品交換という面では、種々の困難に直面したので、国際的経済関係を改善する可能性のある提案にはいかなるものでも関心を抱かずにはいられません。

工業国が低開発国に対し経済的技術的援助を与えると宣言しながら、原料の価格は常に下落する傾向にあり、また加工品の価格が上昇して、低開発国に対してますます不利な交換条件が生じるのは、一つの矛盾であります。開発途上にある諸国が自国の製品に対し正当な価格が得られれば、それは彼等にとって、他の方法で経済援助を受けるよりははるかにありがたいことなのです。」

アマディ氏（ナイジェリア）

「経済ブロックの形成は人類一般の幸福と繁栄に対する新しい脅威であります。新興諸国の大部分が第一次産品生産国であるため、工業諸国

はブロックを形成して、かつて新興諸国の政治的発展のペースを操ったのと同じようにして、彼等の経済的進歩のペースを操ろうとしています。

欧州経済共同体は開発途上にある諸国に対し、準加盟国の資格を与えることを提案しましたが、ナイジェリアはこの申し出を断わりました。欧州経済共同体は、ヨーロッパの政治的団結への移行的手段であり、これは警戒を要します。もし、開発途上にある諸国も他のブロックを形成することを余儀なくされたとしたら、それは後世に悲惨な不和の種をまくことになるからです。

この事態を回避するためにも、国連の主催の下に世界経済会議を招集し、あらゆる国家間の進歩的経済的均衡を再確立するため、世界経済評議会を設置することを提案いたします。」

R・フランゾ氏（イタリア）

「後進地域の貿易は、工業地域のそれと比べるとますます発展速度が遅れてきていることは明らかであります。そしてその差は輸入においてより輸出においてはるかに顕著なのです。

これは互いに作用し合ういろいろな複雑な要因から生じたものであり、全体として、開発途上にある諸国がより安定した状態に進む道をますます困難にしているのです。これらの要因に対抗する上で最も重要なことは、調和のとれた効果的な国際援助を経済面、技術面ともにふやし、これと並行して、恩恵を受ける側の経済構造の変革と改善を計画することであります。

同時に大切なことは、工業諸国が低開発国の貿易を活発化するような政策をとり、それによって後者が貴重な固定資産を蓄積することができるようにすることです。」

グエン・バン・リエン氏（ベトナム共和国）

「わが国は、共産主義者による転覆に対抗する戦いによって、貿易や通商の面で非常な損害を蒙っています。わが国では米やゴムの輸出によって必要な外貨を獲得できるはずなのですが、その輸出に際しても、この事態が邪魔をしています。わが国の発展は、それでなくても非常に困難な問題なのですが、この事情によって更に複雑化されているのです。

ベトナム共和国は、国民の生活水準を全体的に上げ、社会共同体の枠内で個人の人格を十分に伸ばすことができるような社会を理想としております。国際貿易が信頼と生活水準の尊重を基盤とし、調和のとれた経済的社会的発展並びに世界市場における原料価格の変動との戦いを目的とするなら、それが、経済面社会面でわが国にもたらし得る恩恵を我々は高く評価しております。

世界経済はすべての国民が自立できるような仕組みになっていなければなりません。そしてそのためには、国際貿易を単に利益という観点からのみではなく、奉仕という観点からも考えることが不可欠なのです。」

ベラガ氏（チュニジア）

「列国議会同盟の東京会議でチュニジア議員団は、工業諸国が原料を購入する際、過去十年間の平均価格を基準とする制度を採択するよう提案しました。根本的に必要とされている価格の安定は、大部分の国が国内経済において実施している価格維持制度を国際的な規模で採択することによって達成されると思います。不幸にして、この提案に関しては、その後進歩が見られませんでした。だから、私は、貿易上の障壁についてはこの二十年来討論が交わされてきたにもかかわらず、何一つ具体的な措置は取られなかったと報告書の中で述べているオウス・アフリエ氏の悲観的な見方に賛成します。

アフリカの新独立諸国にとっては、貿易条件によって種々の困難が生じている点を強調したいと思います。そこでは、既に生活水準の低い国民が新たな犠牲を喜んで受け入れたのです。このような開発途上にある諸国に対して与えられる外国からの経済援助は、貿易条件の変化によってその価値が半減してしまうのです。

これら開発途上にある諸国にとっては、原料を前もってわかっている安定した価格で、安定した量だけ売り出せることが不可欠であります。このため、チュニジア議員団は、世界貿易会議を呼びかけることに賛成します。」

バーチェ氏（ユーゴースラビア）

「この決議案が取り扱っている開発途上にある諸国の大部分は中立国であって、特定の旗の下に参加したり、不合理な世界の分裂にかかわることを拒んでいる国々であります。これら諸国は世界の非常に重要な部分を代表しており、彼等を仲間に入れて初めて、世界は経済的文化的社会的に発展することができるのです。そしてこれら諸国は、自由、独立自治を守って初めて、経済を確立し、国際的な分業、貿易、機構に参加することができるのです。これらの人々は世界の新しい臣民でありますす。まず第一に彼等がそれを望んでおり、第二には何びとも彼等にその権利を拒む権利を持っていないからです。これら諸国は政治、社会、経済の各面において同時に発展を遂げねばならず、それは、完全に平等な国際関係をぬきにしては不可能なのです。

援助の面でも貿易の面でも利用されている政治的ひもというものはすべて非難されるべきものだと思います。そして、旧植民地母国と旧植民地との間に特権関係の約束で結ばれる経済同盟は新植民地主義であると考えます。

強国側がその経済力を利用して、経済的に弱い相手国に対し、少ない利潤しか得られないような貿易条件を課すことをやめる時に初めて貿易は公平なものとなり得るでしょう。これは世界貿易における新しい原則でありますが、それなしには、将来富める国にとって平和はあり得ないのです。

不幸なことに、米国議会は、最近、いかなるブロックにも属さない自由な独立した自治国であるユーゴースラビアの側に何の罪もなかったにもかかわらず、百年ほど前に両国間に結ばれた正常な貿易関係を断絶する決定を致しました。このような措置がとられたのは、両国間に、イデオロギー上また社会制度の上での相違があったからです。」

討議は延期された。

散会　午後一時三十分

第六回会議　一九六二年十月二十六日（金曜日）午後

会議は、副議長ハーバート・ブッチャー卿（イギリス）が議長席に着き、午後三時に開かれた。

（5）開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割（継続）

ハインド氏（イギリス）

「本件の審議にとって二つの最も重要な要素は、商品価格の安定と世界市場への進出であります。未開発諸国への援助が多くなされてきましたが、その大部分は商品価格の下落により相殺されました。例えば、ウガンダの輸出貿易の九〇％はコーヒーと綿で、ウガンダの総収入の三分

の一に相当しており、これらの商品の輸出量は一九五二年と一九六〇年の間に二倍になりましたが、一九五二年に比較して一九六〇年における総収入は八%減になりました。

イギリス代表団はこの問題に関する世界会議を招集する提案を心から歓迎いたします。私はこの問題に関心を集中する新しい機構に対し言うべきことが沢山あると思います。各国が必要な犠牲を分かち合うことによってのみ、効果的活動を世界的規模に行なうことができるのであります。インド、パキスタン及び香港より綿織物を自由に英国に輸入することによってイギリス綿織物業界は打撃を蒙っているのであります。このことはイギリス綿織物業界に重大な状態が生ずる結果となりましたが自由輸入は継続されております。なぜならばこれらの国の経済を維持するためには自由輸入がこれら諸国にとって絶対に必要であるということをイギリスは認めているからであります。自国にとって不利であるにもかかわらずそのような重荷を分け合う必要を認め、一方イギリスの欧州経済共同体への加盟が英国品の販路を拡げる助けになるだろうということを希望しているのであります。EECの討論における批判の多くは正当でありません。というのはEECの中に西独のような諸国を含めることは開発途上にある諸国の援助に対するより多くの基金の利用を可能にするからであります。」

M・コテー氏（カナダ）

「そのような会議の目的は、代表団の政治的意見がいかにあろうとも、共通の関心事を強調するところにあります。そして世界中の議会の意見を具体化することに貢献すべきであります。それは非常に高い理想であり、代表団は熱心にそれに取り組み、誠意をもってそれを遂行すべきであります。

過去においては、カナダは他国の経済的発展を促進し、かつ将来もそれを継続することを断固として決定したのであります。カナダは裕福でない諸国における生活水準の向上に対し貢献することが義務であると信じて、人道的なコロンボ・プランに自国の援助を提供したのであります。わが国は博愛主義に非常に有益であるところのその政策を続けようとしております。

もし軍縮問題が当然受けるべき高度の優先権を与えられるべきものであるならば、われわれ議会人は飢饉、病気及び欠乏など紛争の基本的原因の問題に直面し対処しなければなりません。そして国際貿易に都合のよい状態を創り出し、開発途上にある諸国を援助しなければなりません。」

P・ジョーンズ氏（アメリカ合衆国）

「わが国は恵まれない諸国を援助してまいりましたが、その結果平和は経済的繁栄に基づく政治的安定の条件の下に容易に達成され維持されることがわかりました。政府が住民の生活水準向上に失敗し、絶望の中に見かけだけ華々しくて、内容の空しい外国に対する冒険的行動によって国内の不満を鎮めようとするあくせくした冒険心にかられた国家がしばしば見受けられます。

新しい開発途上にある諸国の経済状態についての一つの基本的事実はその諸国の国際貿易に対する積極的参加であります。これは容易に答えられない緊急問題を提起します。しかしながら、米国を含めた経済的に発展した諸国は、均衡のとれた経済的、社会的発展を促進する活動に参加することを望んでおり、新興諸国に援助を拡大することを熱望しております。そのために経済的に発展した諸国は繁栄した貿易の進展に加わりつつあり、独立と国家の尊厳を支持する力を得ようと努力する開発途上にある諸国を援助しつつあります。」

コンツェット氏（スイス）

「スイスは天然資源の乏しい小国で、国産品の四〇%近くを輸出しなければなりません。国際貿易の約六五%が欧州諸国となされております。それ故にスイスは国際貿易を自由化することに深い関心を持っております。

国民の生活水準向上への唯一の方法は大きな市場ブロックを組織することであると信じられておりますが、スイスはまるで反対のいい例であります。スイスは小さな国内市場しか持たないのに世界中に大きな国際貿易を行なっております。しかも大きなブロックに加わりもせずにこの結果を達成しました。

多額の資金が世界中の援助に提供されましたが、これらのことは希望する結果をもたらすことになりませんでしたし、商品価格を安定することもできませんでした。それ故に、最も重要なる問題は組織の問題であると考えられます。マーシャル・プランにおいてその中に勝利者や征服された者がヨーロッパ貿易を再組織する活動に参加し成功をおさめたように、開発途上にある諸国及び先進工業諸国は同じ精神で国際貿易を組織する活動に参加すべきであります。」

オラン氏（トルコ）

「トルコ代表団の意見は、経済及び社会委員会の報告の精神と全く一致するものであります。参加各国は意見の相違をさしおいて、先進諸国と開発途上にある諸国との間の均衡を達成するよう協力すべきであります。最も大きい犠牲の分担は先進諸国によってなさるべきであります。トルコもまたカイロ宣言の原則に賛成であり、国連体制内に国際経済会議を設ける提案を建設的手段として注目しております。

共同市場及び欧州自由貿易連合体諸国の間の関税引下げにより得た結果は国際貿易を拡大しようとする手引きとして役立つでありましょう。トルコは開発途上にある諸国の一員であり、確固たる基礎のもとに民主的国内制度を維持するため援助を必要としております。わが国は内外財源をもって実施される五カ年計画を準備しました。私どもは共同市場は世界の利益を脅かし或いは富んだ利己的な諸国の連合体ではないと考えております。共同市場はすべての国に友好的な手を差し延べ、国際貿易の問題に対処するために意義ある役割を演ずることができると存じます。」

アンフソ氏（イタリア）

「私は同盟の発意の価値を認識するものでありますが、世界貿易を計画する試みは恐らく重大な政治的障害に遭遇するであろうと思います。必ず経済的差別待遇をもたらす結果になるイデオロギーの競争を終わらせることは望ましいことであることを同盟の決議はしばしば述べております。

関税障害は政治障害の撤廃へ進む第一歩として撤廃さるべきであるということを共同市場は信じております。しかし共同市場そのものの中に未だに差別待遇があります。また欧州諸国は、共同体に加盟を求めているイギリスの要求に応じるよう努力しておりますが、一方イギリス内部において加盟申請に対し正当な理由に基づく反対が行なわれております。同様に、共同市場や欧州自由貿易連合のような機構の設立は、経済的自由の原則に反するものであるとソビエトの覚書は宣言しております。このような批判は、世界貿易会議が、二つの完全に対立した政治的原則を和解し、世界資源の分配において生ずる不安の原因を検討すべきであることを暗示いたしております。」

Y・バデル氏（イスラエル）

「議事日程に掲げられた項目の真の目的は、ただ単に発展というだけ

でなく経済的、社会的に均衡のとれた発展の実現であり従って非常に困難な仕事であります。外国貿易だけでは不十分であります。国内の貯蓄が促進されねばなりません。また容易な条件のもとに外資借款や援助が設備、機械、建物の輸入財源として提供されるべきであります。強大な障害物は、静的社会を動的な進歩的社会に変えるために克服されねばなりません。そして技術的知識や訓練を獲得し使用できるようにしなければなりません。イスラエルはこのような仕事と取り組んで、幾多の試行錯誤をくり返して、貴重な経験を得ました。今やアフリカやアジアの多くの開発途上にある諸国に私どもの経験を分かち与えることができることは幸福なことであります。

開発途上にある諸国の生産物価格が下落した時にその諸国の所得減少を補てんするために、特別な商品協定や開発保険基金の設定を私は提唱いたします。そして国際通貨基金の活動を拡大し、開発途上にある諸国の過剰生産による市場の氾濫とその結果生ずる価格の低下を生じさせないように援助することを提唱いたします。最後に、開発途上にある諸国間の相互の協力が障害物を取り除く最良の方法であることを記憶すべきであります。」

M・フィラリ氏（チュニジア）

「先進諸国が未開発諸国の自国の尊厳と開発のための要請を支持している事実を歓迎いたします。しかしながら、地域団体の設定、特に欧州共同市場設定により、いろいろな困難が生じております。そして、農産物に関する一九五一年のブラッセル協定の影響も無視することはできません。開発途上にある諸国はたいてい分散していること、それらの諸国は不利な二国間協定を基礎として取り扱われていること、国家の政治的性格については不十分な体制をとっていることによって、その困難を倍加しております。

一九七〇年には北アフリカ諸国が欧州共同市場への農産物の輸出を遮断されてしまう可能性があると思います。すなわち、ぶどう酒、小麦、果実、魚その他の北アフリカからの商品は、フランス、イタリア及びスペインが自国のそれらの生産物を処理してしまうまでは欧州に入れることを許されないことを意味します。これら諸国の輸出貿易が損なわれないことを保証する努力がなされるべきであります。」

モルナール氏（ハンガリー）

「一九六一年の世界貿易に関するガット報告によれば、一九六〇年～一九六一年における開発途上にある諸国の輸出は、量において三・五％上昇したが価格は三％減少したのであります。同時に、工業諸国から開発途上にある諸国への輸出の価格は殆ど安定しておりますが、製品の価格が二％増加したため、数量は減少しております。

貿易上の不均衡は一九五一年から始まり、次第に悪くなりつつあります。これは工業製品価格を高水準に定めることができる独占企業の設立、合成物質の生産向上、開発途上にある国からではなく先進国間にて食料品を売買する資本主義諸国における機械化農業の発達といったような資本主義構造の変化から起こる傾向であります。これらの傾向をもとにもどすことはできません。

これに対する唯一の療法は世界貿易会議を開くことであります。社会主義諸国において立証された社会主義的方向へ進む機構改革や計画樹立による社会主義的解決の方法があります。世界貿易会議の任務は資本主義機構より生ずる世界貿易の不均衡を是正するために社会主義的な方法を利用することを求めることにあるでありましょう。」

ブスタニ氏（レバノン）

「世界の石油資源の六〇％を持つアラブ諸国が世界使用石油量の僅か二三％しか生産しないのに、世界の石油資源の一二％を持つにすぎないアメリカ合衆国は使用石油量の三三％を生産しております。

欧州諸国はその経済の発展を中東の石油に依存しております。従って中東諸国がその貿易上の必要についてもっと注意を払うよう共同市場に求めることは驚くべきことではありません。共同市場はイスラエルを含むある国々に特権を与えることを提案しております。彼らの経済的発展の土台になっている石油の産出国であるアラブ諸国になぜ特権を与えないのでしょうか。共同市場は立派な業績をあげており、アラブ諸国は最恵国の待遇を基礎とする共同市場との貿易を望んでおります。

私は、工業諸国が開発途上にある国に会社を設立する場合、その地方の人々にも参加を求めることを忠告いたします。開発途上にある諸国にアメリカ、フランス及びイギリスの会社が設立されており、繁栄しておりますが、それらはいずれもアメリカ人、フランス人及びイギリス人だけの会社であります。その地方の資本が少なくとも二五％を占めるようになぜ取計らわないのでしょうか。このことは要求を待つまでもなく、最初になさるべきことであります。」

ソロモン氏（ルーマニア）

「ルーマニア外交政策の指導原理の一つはアジア及びアフリカの新興独立諸国との関係を深めることであります。近年、ルーマニアはアジア、アフリカ及びラテン・アメリカにおいて開発途上にある諸国との貿易を発展させ、インド、インドネシア、アラブ連合共和国、キューバ及びブラジルとの間に長期間協定を締結しました。

一九五〇年以来、工業化された諸国の外国貿易は、開発途上にある諸国が僅か四％だけの年間増加を示したのと比較して、毎年八％づつ増加しました。開発途上にある諸国の輸出量は、一九五三年を一〇〇として一九六〇年には一三六になりましたが、同じ期間中に輸出の価格の方は一〇〇から九五に下がりました。

欧州共同市場は国際貿易発展への障害を構成する制限的性格を有する差別待遇の機構となりました。それは侵略的北大西洋条約機構の経済的基礎を形成しております。」

同盟評議員会議長（コダチ・ピサネリ氏）

「コロンビア議会代表団が到着いたしましたので討議を一時停止いたします。コロンビアは列国議会同盟にいまだ加盟しておりませんので、代表団は討議したり投票したりする権利を持っておりませんが、私は同盟会議が代表団をオブザーバーとして認め、団長が火曜日に御挨拶なさることを認められるよう提案いたします。」

同盟評議員会議長の報告は拍手をもって迎えられた。

P・コストルコフ氏（ブルガリア）

「列国議会同盟会議にて行なわれた討議により、また列国議会同盟が採択した決議により、開発途上にある諸国に対しいろいろな形でなされた援助が不十分であることが明らかになりました。有益と考えられる唯一の援助は、これら諸国の生産資源を開発し、国家の収入と国民の安寧を向上し、さらに独立を促進するものであります。」

この時議場の照明が故障し、十五分間修理を待った後、議長は会議を中止することに決し、土曜日午前九時三十分に開会することを告げた。

討論は延期された。

散会　午後五時五分

会議は、副議長ペイペ氏（ソビエト連邦）が議長席に着き、午前九時三十分に開かれた。

（5）開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割（継続）

コストルコフ氏（ブルガリア）

「ヨーロッパ共同市場は差別政策を実行に移し、閉鎖的な市場でありますから、これを支配している独占体の利益にしかなりません。共同市場は第三国に対して関税障壁を築いております。にもかかわらず一部のアフリカ諸国に対しては西欧の経済統合との連携を約束して、まんまとこれをその範囲内にひき入れました。これらの国々はおそらくヨーロッパに原材料を供給する農業附属国として、工業化されないままにとどまるでありましょう。それがわかっておりますから一部のアフリカ諸国は共同市場への参加をきっぱり拒否したのです。

開発途上にある国々は他のあらゆる国々との自由貿易を必要としており、関税障壁をひきさげ自国の商品を妥当な価格で売りさばくことのできる安定した市場を求めています。これは世界を閉鎖的な経済圏に分割することによっては達成できません。

私は世界貿易会議の提案を支持し、またチェッコスロバキアとソビエト連邦が提案した宣言案修正を支持します。」

J・タリー氏（アイルランド）

「アイルランド政府はヨーロッパ経済共同体に加盟を申請いたしました。アイルランドの経済とイギリス経済との間に密接なつながりがあるので、一旦イギリスが加盟申請を決意したからにはアイルランドもその例に倣う必要があるということは広く認められております。しかしながらヨーロッパの市場を世界の市場ときり離して考えるわけにはゆかないこと、また後進国の要求を無視して高価格のヨーロッパ市場を作りあげようとするのは、ただに道徳的にみて悪であるのみならず実際的な観点からしてもはなはだ危険であることをアイルランド代表団は強調いたします。後進国の要求を考慮し世界の人口増加とそれに伴う世界的食糧不足の問題をはっきり認識しないならば、ヨーロッパ共同市場の成功は束の間に過ぎさるでありましょう。

東西の大国は傀儡政権をおし立てている国々から兵力を撤退させなければなりません。アイルランドはイギリスの武力のおかげで南北の間に不自然な国境を維持していることにより国の経済をめちゃめちゃにされています。」

テオルデメディン氏（エチオピア）

「わが国は開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割が重要なことを確信しておりますから、この目的に向かって積極的に活動し、たとえば経済発展の諸問題に関するカイロ会議では共同提案国になりました。

第一次産品の価格がたえず下落し設備ならびに工業製品の価格が騰貴することは先進国の経済に利益をもたらす反面弱い経済を一層弱めることに御注目願います。これは又金融面での国際協力の利益をいちじるしく損ねることにもなります。

過去の偉大な業績はすべて夢想と、挑戦に対して示した不屈の勇気の賜であります。これが人類に宇宙の征服を可能ならしめました。はたして人類は地上の挑戦に応じることはできないでありましょうか？」

エールンロート氏（フィンランド）

「地域集団が貿易を歪めて第三国の利益を害したとか、あるいは害する恐れが多分にあるとかいう証拠は今のところまだ無いというガット理事の発言は重要であります。いかなる貿易グループも自給自足はできませんし、域外諸国の心配は共同とりきめや最恵国待遇をふんだんに適用することによってやわらげられるでありましょう。

ガット加盟諸国の貿易担当相が穀物をはじめとする主要農産物について国際的農業貿易の問題を一連の限られたグループに委嘱して調査させた事実は我々を力づけます。全世界的な規模における解決はＥＥＣもその必要性を認めているところであります。

後進国は現在の貿易諸集団が第一次産品の市場条件を固定し、これらの国々の輸出品目を多種多様なものとすることに真剣な考慮を払うよう期待する権利をもっています。

フィンランドは最近後進国との貿易を容易にする多くの措置をとりました。」

ルブサンチェルテム氏（モンゴリア）

「わが国の経済は急速に発展しております。一九六一年の総生産は一九六〇年のそれに比べて二三％の増加であります。社会主義諸国とは通商関係を結び、国民経済の発展に必要な設備と機械類の供給を受けました。その他にもイギリス、スイス、日本等から資材を購入しギリシャ、インドネシアを含む数カ国と通商協定を交渉中であります。

共同市場の帝国主義的侵略政策は主として侵略的なＮＡＴＯ条約の経済的基礎を強めることを狙いとしたものです。共同市場の政策は平和共存をおびやかしており、開発途上にある諸国は共同市場に入ると非同盟の政策を放棄しなければならなくなるのではないかという懸念をもっております。

社会主義諸国はあらゆる国々との貿易を拡大しようと望んでおり、閉鎖的なブロックを作りあげる政策には反対しています。共同市場は独占資本主義の一環であります。」

フレーデリング氏（オランダ）

「ヨーロッパ経済共同体の貿易政策が特定の国々を差別待遇するのではないかという危惧は事実によって否定されます。統計が示すとおり共同体はその性質上開発途上の国々を差別しておりません。統計によれば特に影響のある輸出品目はオーストラリアやニュージーランドの例にみられるように主として農業関係です。農産物に関する世界市場の危機は決してＥＥＣの存在とかなんとかに関係はなく、むしろ農産物の過剰生産と消費減退にずっと関係があります。

ＥＥＣの政策がもたらす結果に関して明確な結論を下すのはまだ多分に時期尚早でありましょう。共同体の関税政策はＥＥＣの創設以前に存在した国家関税政策のあるものよりははるかに寛大であります。ＥＥＣが貿易の水路を閉ざしているというのは、これらの統計資料をくわしく調べてみればおわかりのようにまちがっています。事実ＥＥＣは貿易を作りだしているのです。」

Ａ・カブレラ・クルス氏（グアテマラ）

「グアテマラは民主主義共和国でありますが、あらゆる共産主義国あるいはそれと提携している国々に対して市場を閉鎖いたしました。これは共産主義国の貿易政策の結果であります。共産主義国から派遣されている代表は通商代理である以上に社会不安を作りだす扇動者であります。

だからこそ商品交換の制度を確立するため南アメリカに国家共同体を作りだす必要があるのです。中央アメリカ共同市場は既にみごとな成果

をあげております。これによってその参加国が生産消費の面で自給できるとはいえませんが、真の進歩をとげるための組織ができました。この共同体はすべての民主主義国と通商関係を結んでいます。

グアテマラの最近の発展は人的要素が実に重要なものであることを教えています。」

スコット氏（オーストラリア）

「オーストラリアはこれと多くの商品協定を結んでいるイギリスに対して、来たるべきイギリスの共同市場加盟に関する自分の見解を知らせようと努力しました。イギリスは協定によってオーストラリアから膨大な量にのぼる商品を受けとっていることを考慮しております。というのはもしイギリスがこのことを考慮しないで共同市場に加盟するとすれば、オーストラリアは毎年一億ポンドをこえる市場を他国に求めなければならなくなるからであります。しかしながらイギリスが共同市場に加盟するのは政治的その他の理由からみておそらく正しいことでありましょう。

オーストラリアは第二次産業の創設に努力し、戦前は輸入しなければならなかった商品の多くを現在作っております。戦後の発展の結果オーストラリアは世界で第七あるいは第八の工業国になりました。

資本を招きよせるには二つの方法があります。政府対政府の交渉を基礎にするものと、個人投資を誘いよせる環境を作り出すことです。オーストラリアはそういった条件を作りだし、個人その他の財源から毎年二億乃至三億ポンドをオーストラリアにひきつけました。

より安定した拡大市場を作りだすためには商品別という基盤にたって交渉しなければならないというイギリスの修正案に賛成いたします。」

モロー・ド・ムラン氏（ベルギー）

「ヨーロッパ共同市場に対する非難にお答えします。ヨーロッパの加盟各国とも第三国、とりわけ共産主義諸国との対外とりひきは共同市場の創設以来増加しております。ヨーロッパ共同体が討論において非難された傾向をもっていないという、これ以上効果的な証拠はあり得ません。」

ハヌマンタイヤ氏（インド）

「地域協定に向かう現今の趨勢にかわって世界中の国々をその一部とみなす世界経済会議を開催することが必要であります。アメリカ合衆国はモンロー主義が今なお存在していると信じてキューバの封鎖を決意しました。私は同盟がもう一つの原則、すなわち全人類の原則を提唱するよう訴えます。

ソビエト連邦とアメリカ合衆国が達成した科学技術の成果は国境とか国家的考慮とかを時代遅れのものとしました。

代表各位が世界経済会議の考えを全員支持されんことをお願いいたします。」

討論は終了した。

7　公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案

資料　議会及び法律委員会を代表し、ゴンサロ・バリオス氏（ベネズエラ）の提出した協定に関する決議案及び報告書（付録六、決議案及び報告書の項二〇〇頁及び二七七頁参照）

タニャーダ氏（フィリピン）及びクリシュナムーティ・ラオ氏（インド）提出二修正案

バリオス氏（ベネズエラ）（報告委員）

「議会および法律委員会を代表して協定案を提出いたします。法律小委員会はベネズエラ議員団が提出した協定案を討論の基礎にとりあげ、結局若干の修正を付してこの草案を採択しました。議会および法律委員会は更に二、三の修正をほどこしてこの草案を承認しました。この協定案には国際法あるいは実際外交の観点からみて別に重大な支障となるものはありません。タニャーダ氏（フィリピン）が提出した修正意見は草案を改善するものであり、委員会はこれを受理されるものと信じます。

過去において資金を不正に他国へもち去った多くの犯罪者がその国で歓迎され、高度に発達した法体系をもつ国々、特にヨーロッパで保護を受けました。逃亡者は送りかえされず、とりわけ当人が自分の行為を政治犯罪であると主張すればなおさらそうでした。」

ソーサ氏（フィリピン）

「いかなる政治形態の国であろうと、公職が公共の信託であり政府は公共の福祉のために設立されたというのがあらゆる文明国の進んだ政府の土台である広く認められた原則でありますから、この問題は人種や政治イデオロギーのいかんを問わずすべての議会人のまじめな関心をよぶ問題であります。

フィリピン共和国議会は公務中におかしたさまざまな不正に対する厳罰と、公務員や被雇傭者が取得し給料その他妥当な収入源によって正当であることが説明できない富または財産の没収を法律によって規定しております。

私の同僚タニャーダ氏が提出した修正意見は協定案が求めている目的を列国議会同盟が達成する助けになると思いますのであえて推奨いたします。」

L・アマディ氏（イタリア）

「ただいま論じられております問題は社会的な面と政治的な面とをもっており、国家間の協定によってのみ解決される問題です。公職にある者がいささかの道徳心も持たない実業家と結託し、社会に属する金銭を投機に回して不法蓄財した例は歴史上いくつかあり、独裁制の国々ではこの現象はしばしば見られます。政治制度に民主主義を導入し、権力の分割と行政に対する立法の効果的管理を始めてからはこの問題は漸次減少の傾向にあります。

国の財産だけでなくその道徳組織に対する罪に関しても逃亡者送還の措置をとるべきであります。そのような罪は社会生活をほり崩し、一国の政治階級全体に疑惑を投げかけ民主主義の評判を落す非常に重大なものです。」

M・スコット氏（オーストラリア）

「この問題は、民主政治制度及びそれが常に圧力を受けている世界で存続し得るかどうかの可能性に直接影響してくるだけに、重要な問題であります。オーストラリアは、この協定案の第一節に述べられている見解に全く同感であります。

協定案の中の諸規定に関しては、多少修正し、また意味を明確にしなければならない点があると思います。この協定案を作成した委員会は、各国が自国内の法律制度や慣例と照し合わせてこの協定案を考慮しなければならないことは了解されたにちがいないと思います。そして、この協定案にあるような提案がオーストラリアの法律体系に適用し得るかどうかは多少問題であります。

しかし、このような問題があるにもかかわらず、我々一同は、この協定案が、自国の法手続きを通じて各国がとり得る措置を強化する上で、大いに役立つことを確信しております。」

山花秀雄氏（日本）

「不正蓄財のための公職濫用は国民に対する裏切り行為であります。しかし問題は、海外へ亡命した不正蓄財犯罪者に対しどんな効果的な国際措置が考えられるかであります。適切な国際措置を立案するにあたっては、国家主権、内政干渉、政治的亡命権などをめぐる法律上の問題並びに政治的に対立している諸国の間の政治上の問題などが生じてくると思います。

戦後国際法は目ざましい進歩をとげ、以前は政治問題として扱われていたものが、どんどん刑法上の問題として扱われるようになりました。しかし、国際司法裁判所の司法権でさえ、少数の国家を除いては全面的に承認されるに至っていないのです。

不正蓄財犯罪者に対する国際措置は現実的なものでなければならず、政治的亡命権を擁護するとともに、被告に正当な裁判の機会を与えるために第三者によって構成される公平な裁判制度の設置を保証するものでなければなりません。しかし、公職濫用によって公金を横領する者の不正行為を見て見ぬふりをするのは、民主体制の存在そのものを危険にさらすことになります。」

（演説全文及び英訳文については、一二三頁参照）

シャモレル氏（スイス）

「スイス議員団はこの協定案を支持できるのを、特に喜ばしく思います。なぜなら、スイスは、不徳の政治家が取得財産もろとも身を隠すのに都合の良い国の一つだと広く一般に信じられており、この誤解を解くのに丁度良い機会ができたと考えるからです。スイスは安定した政治体制と自由な制度のお蔭で、歴史を通じて、民族的、政治的迫害の犠牲者や失権、追放の憂目を見た政治家達を温かく迎え入れてきました。しかしわが国は決して不正利得者の住家でもなければ権力を濫用した者の隠れ家でもありません。公務の遂行にあたって公金を横領して財産を築き上げた者は、決して思い違いをしてはなりません。スイス当局は彼等を支持するどころか容認さえしないでしょう。

スイスの法律ではこの種の犯罪が罰せられるべきことを既に規定しています。しかしこの協定案で扱っている横領が特殊な性格のものであることから、複雑な問題が生じてくることは認めねばなりません。この協定案の長所は、原告国が持ち出された横領金を取り戻せるようにすることだけに問題をしぼって、そのための提案に、被告の引渡し問題を結びつけていない点であります。なぜなら引渡し問題は、種々の政治上、法律上、また人道上の問題を提起するからです。この協定案は国際法の発展にとって貴重な貢献をなし得るでしょう。」

同盟評議員会議長（コダチ・ピサネリ氏）

「討論の途中ではありますが、今、アルゼンチン列国議会同盟議員団の団長から電報が届いたことをお知らせします。この電報は、憲法に基づいた正当な大統領であるにもかかわらず不当に拘留されているアルツーロ・フロンディシ博士の釈放並びにアルゼンチンの国民にその正当な代表を返還する問題をめぐって、同盟会議の支持を要請したものであります。

同盟規則によれば同盟会議はこのような問題を討議することは許されておりません。ただ、電報を受取ったことをお知らせしておきたかった次第です。

また、カプティン氏（オランダ）が欧州経済共同体を代表して、同盟

会議にオブザーバーとして出席するよう依頼されたことをお知らせします。」

討議は再開された。

カルデラ氏（ベネズエラ）

「ラテン・アメリカ諸国はこの問題に関しては長い経験があります。公職を失なった者は、彼等に委託されていた公金を横領して、それを亡命先の国の保護下におくことがあります。事実、場合によっては、公共資金を海外に投資する機会を利用しない者は馬鹿正直だとさえ思われてきましたし、外国に避難所を求める者は、当地で立派な投資家と見なされてきたのです。この度、この問題が取上げられたことは歴史的な事件だと思います。この問題が深刻に憂慮されていることは、討議の過程からも明らかであります。この協定案が作成されたことは一大進歩であります。いずれ、政府に対してはこの協定案を履行するよう要請せねばなりませんが、同時に、多額な公金を横領した者に対してはその処分を厳しくするよう国の法律を強化する措置がとられることを期待します。このさしせまった重大な問題をめぐる協定案に対し、発言者の皆さんが支持して下さったことを感謝致します。」

ブラル氏（トルコ）

「この問題に関連して考慮すべき要因としては、国内法に対する国際法の優越性の承認、引渡手続、政治的亡命権、他国の判決の確認及び執行、裁判権の要求の実施、世界人権宣言の諸原則、被告の弁護権、伝統的な銀行制度の問題などが挙げられましょう。不正蓄財の性質については超国家的な定義を定める必要があり、また判決が原告国の領土内でも執行されるような国際裁判所を設置することが必要であります。

措置によっては、それを国際面に適用することによって、同時に平和と正義の手段としての国際法も強化され、また民主的な遵法精神も高められるようなものもあると思います。しかし、国際法の分野でどんな手段をとるかを決める前に、まず現存する各国の司法機関がこの目的を達成させるに足るものであるかどうかを見極める必要があると思います。

ここに提案された協定案はたして効果的なものでしょうか。ここでは、明確で厳密な方法と定義が必要とされているのです。この協定案の履行に際しては種々の困難な問題が生じるかも知れませんし、はたして実際的な効果があるかどうか問題だと思います。」

S・ショールフィールド・アレン氏（イギリス）

「法律家から見ればこの協定案には多少批判すべき点があります。英国議員団は、この協定案に挙げられている一般原則や方法には賛成ですが、我々がこの協定案を承認するといっても、その一言一句に賛成だというわけではありません。

この問題は緊急を要する極めて重要な問題であります。高位高官の汚職は、議会制度を内部から崩し、民主主義に対する人民の信頼を裏切り、しばしば軍事的クーデターや独裁政治を招きます。そして独裁政治になれば人民の自由は失なわれてしまうのです。ある有名な歴史家は、『すべての権力は腐敗を招く。絶対的な権力は必ず腐敗を招く』と申しました。独裁政治の全部とは言わないまでも大部分は、広範な汚職、反対者の虐待、そして権力維持のための侵略を招くのです。

従って議会人は、個人としても政治家としても最高の行動基準を保たねばならないという重い責任を負っています。そして、この協定案を支持することによって我々議会人は、民主主義に対する我々の信念を明らかにしているのです。」

C・プリミシアス氏（フィリピン）

「この協定案を検討するといろいろな問題が持ち上ってきます。この協定案はたして建設的な成果をあげることができるでしょうか。私はこれに反対なわけではありません。確かに、我々はこの協定案によって問題の解決に一歩近づくことができるでしょう。

しかしこの協定案に盛られている理想を実現するためには、更に他の提案も考慮せねばなりません。例えばこの協定案に含めるべきだと思うのは、公務員以外で官庁関係を通じて不正蓄財を行なった者の場合であります。また、現金に換えられる有価証券や現金預金に伴う特権は、全般的に放棄されねばなりません。亡命権は政治的亡命者に限るべきです。国王であろうと平民であろうと盗みを働いた者には、一切政治的保護を与えるべきではないからです。現存制度を放棄して、この協定案の発効に伴う代価をあえて払うか否かは、一に議員団諸君の意志にかかっているのです。」

S・クリシュナムーティ・ラオ氏（インド）

「公務の遂行にあたって、汚職がなく、汚職ができないということは、議会民主政治の不可欠な要素であります。しかし、この面では特に第二次世界大戦後から堕落が見られてきました。

例えば、貿易使節団の海外訪問に関連しても、不正蓄財が行なわれます。いわゆる『手数料』の他に、個人は、高価な贈呈品を受け、運賃、宿泊料、食費が無料になり、贅沢な饗応にあずかる場合があるのです。また、入国許可証や旅券の不正発行に関連して、交通公社、船会社、航空会社などが共謀することもあります。

更に航空会社や船会社の黙認のもとに、禁制品が密輸されることがあります。一部の車、航空機、船舶等は特にこの目的のために造られるのです。外交使節団の代表はこのようなふらちなことをしているわけではありません。

単に公務員が横領した公金を取返すだけでなく、犯罪者をできるだけ早く自国の法廷に引き出し、この種の犯罪を犯そうとしている他の潜在的犯罪者にとって見せしめとなるような措置を取るために、適当な相互的法律を成立させるよう、議員団諸君が努力して下さることをお願いいたします。」

H・タルマッジ氏（アメリカ合衆国）

「およそ人間にとって最も重い責任は、高い政治的地位に選ばれた者の責任であります。政府の首脳部は、国民の生命、自由、財産に対する管轄権を握っているため、必然的にそういうことになるのです。これは、軽い気持で引受けることのできない責任であります。

個人が自己の犯罪によって利益を得てはならないということは、地上のあらゆる司法権の根本原則であります。列国議会同盟の主要目的の一つは、民主制度の発展を援助することであります。そしてこの協定案は特にこの目的に沿ったものといえましょう。なぜなら公務員の公金横領によって、民主制度は内部から崩壊し、民主的生き方に対する信用が落ちるからです。いかなる場合にも迅速で効果的な行動をとることが肝要であります。

この協定案の問題のとり上げ方は支持するに足るものですが、この協定案にはまだまだ検討を要する面もあると思います。」

ティナム卿（イギリス）

「一国から他国へ移されて、正当な所有者に返されることが要望されるのは、金銭のみならず、物品についても起こり得る問題です。しかし、それに関連した引渡し問題については、この協定案で修正を試みないほうが賢明だと思います。引渡し問題は必ず、国際的分野で面倒な問題を引き起こすでしょうから、行動に出る前にもっと綿密な研究が必要だと思います。資金や財産の返還手続きについては、それがこの返還問題を横領者の帰国問題ないし引渡し問題から切離して考えるようなものであることが大切です。そして被告の所有にある横領金は封鎖する措置を取らねばなりません。

すべての国の法律には不正蓄財を阻止する規定が含まれていなければなりません。さもないと、ここに提案された国際協定も部分的にしか効力を持たないことになるからです。」

討論は延期された。

散会　午後一時

第八回会議　一九六二年十月二十七日（土曜日）午後

会議は、副議長エムブー氏（ナイジェリア）が議長席に着き、午後三時に開かれた。

（7）公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案（継続）

バシリエフ氏（ブルガリア）

「ブルガリア代表団は、公務中の不正行為に関する処置について、国際協力を実現する必要をとなえているこの協定案を支持いたします。亡命者送還の問題と横領公金回収の問題を分離することが必要であります。亡命権は犯罪者の市民としての責任とは関係がないことは明らかであります。

亡命者送還の問題を損害に対する弁償の問題と分離する原則が諸双務協定に採択されていることを私は強調いたします。例えば、ブルガリア、チェッコスロバキア間の協定、ハンガリア、ドイツ民主共和国間の協定等がこれであります。

本協定案は横領公金の回収を容易にするでありましょう。

問題の金が存在している国は、犯罪者によって預託された資金を積極的に探索すべきであり、第五条に規定されている期間は六年から十年に

変えるべきであることを私は強調いたします。」

バデル氏（イスラエル）

「わが代表団は提案の精神と目的を尊重するものでありますが、イスラエルでは、いまだにその問題が起きたことがありませんし、実際にその問題に直面しないことを心から希望いたします。

不正手段によりイスラエルに持ち込まれたある国の財産を、法律上の正当な手順で返還要求される場合、それを妨げることはイスラエルの法律にはないのであります。公平さ、高潔さの点では全面的に信頼でき、事件を安心してまかすことができる立派な独立した裁判機関がイスラエルにあります。

もし協定案がイスラエル議会において批准のために適当な径路を通して提出されるならば、確かに慎重な審議がなされるでありましょう。」

C・ベルクハウエル氏（オランダ）

「私はこの問題を取扱った小委員会の委員長でありますが、討論においてとりあげられた諸点についてお答えいたします。

問題は、不正手段で外国に移された財産は正当な所有者に戻されるべきである、ということであります。犯した罪が政治的性格のものであると当該亡命者が口実をつける時は、亡命者送還はいつもいろいろな困難を伴うものであることを法的知識を持った人達は知っております。小委員会は、人と物とを区別することが賢明であると考え、犯罪が政治的性格を持つことは財産返還を妨げるものではないという結論に達しております。

本提案は各国裁判所が法的相互援助制度と見なすところのものを確立することを目的とするものであります。実際の裁判は各国裁判所がその国の手続き規定により行うものであるという見解であります。更に、双方の合意により、当事国は国際裁判所を利用することができるという見解であります。

フィリピン代表団提出の修正案は有益な妥協案であると思います。当事国が各自の義務を果す場合にのみ財産の回収を保証することができます。ある国が協定に同意したとき、その国はまた協定に基づく義務を誠実に履行することが期待されるべきであります。

同盟に対しこの問題について発議されたベネズエラ議員団に対し、私は感謝の意を表明いたします。」

M・レイス氏（ブラジル）

「同盟会議が、民主主義の方向への第一歩を構成する決議を採択することを主張いたします。その目的が達成されるためには、協定は各国によって誠意をもって適用されるべきであります。この協定に基づいて不正公務員に対して適用されるよう各国の立法を強化することを代表団が保証すべきであります。もしその原則が国内立法の中に包含されるならば、即時自動的に国際立法の中に包含されることになるでありましょう。

最高から最低に至るすべての公務員は、公共の安寧と公共の財産を保証する責任を十分に自覚しなければなりません。不道徳な公務員による強盗的な犯罪発生の時代は過ぎ去りました。

証拠提出期限を六十日から六カ月に延長するように審議されることを私は提案いたします。」

アルフォード氏（アメリカ合衆国）

「同盟会議は協定案に含まれている本件の取扱い方法を確認すべきでありますが、問題は複雑でありますので、最終案を確認する前に、研究及び修正のための時間をもっと多くかけるべきであります。多数国の参加する無期限の協定を意図しておりますので、そんなに急がなくてもよいと思います。

解釈や適用などについての困難な諸問題が生ずることでありましょう。例えば、場合によっては、この協定案の意味の範囲内で公務員が政府の契約に関して手数料を受取ることは不正ではないと言われてきました。しかしそのようなことは確かに公務員の手前勝手な判断でありましょう。

政府を支配する一派が、その派の構成員が大きな個人的利得を得ることができるような法律を採択させるということがしばしば起こります。制度上の変更が協定案の範囲内で妥当な行為を不正行為に変更してしまうようであってはなりません。この協定案の適用は、犯罪がなされた時に施行されていた国内法に照して犯罪となる不正行為に限られるものと見なさるべきであります。このことは過去にさかのぼった処罰の問題をなくするでありましょう。

第二条は、領土内に見出される不正蓄財と認められる財産を封鎖するよう契約国に義務づけております。しかし、告発国が六十日以内に告発についての必要な証言をしなければならないという対策を除いては、刑事被告人保護に対する対策はなされておりません。このことは不正を引起こすおそれがあります。新しい政権は、あらゆる犯罪の名目を設けて前任の指導者を非難することができます。それ故に、被告発人は予審を要求しうることとし、もし適当な理由がその予審で示されないならば封鎖を解除することを規定するのが有益であると思います。」

討論は終了した。

散会　午後三時四十五分

第九回会議　一九六二年十月二十九日（月曜日）午後

会議は、副議長モンタノ氏（フィリピン）が議長席に着き、午後三時に開かれた。

8　一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件

a　国際緊張を緩和させるための措置

資料　政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表し、J・K・ウェンデ氏（ポーランド）の提出した決議案及び報告書
（付録六、決議案及び報告書の項二〇一頁及び二八三頁参照）

b　緊急事態に対処する国際軍の構成

資料　政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表し、H・モロー・ド・ムラン氏（ベルギー）の提出した決議案及び報告書
（付録六、　決議案及び報告書の項二〇二頁及び二八八頁参照）、並びにベルギー議員団提出修正案

c　国家間の紛争解決に関する国際司法裁判所の強制管轄権の全面的受諾

資料　政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表し、E・L・マラリュー氏（イギリス）の提出した決議案及び報告書
（付録六、決議案及び報告書の項二〇三頁及び二九三頁参照）

議長

「問題を全体として討議し、提出決議案も一括討議することといたします。」

J・K・ウェンデ氏（ポーランド）（報告委員）

「政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表して、国際緊張を緩和するための措置に関する報告書及び第一決議案を提出いたします。

生ずべき結果は、生か死か、発展か荒廃かと思われます。ビキニの原爆実験後、長い間たってから、一イタリア新聞記者がこの地の探訪に成功し、生物に対する放射能の影響を調査いたしました。その経験によりますと、多くの種類の生命が死滅し、鳥類の生殖がそこなわれ、その習性にも悪影響がありました。魚類は、今まで知られていなかった皮膚病にかかっております。すぐれた科学者たちによって核戦争の危険について警告がなされていることにも注意しなければなりません。

もし、戦争において核兵器が使用されたならば、世界人民にいかなることが起こるかは、遺憾ながら明白であります。少数の国家だけが、このような武器をもっている今のうちに、危険を終息せしめるため、あらゆる努力が払われなければなりません。

決議案の主たる命題が最近の情勢の変化に照らし、今なお有効かどうかという問題がありますが、私の考えでは、決議の原案起草後に生じたこと、すなわち、緊張と新しい世界戦争の脅威の突然の増大により本件の緊要性及び決議が勧告している解決の重要性が大いに強調されたと思います。」

モロー・ド・ムラン氏（ベルギー）（報告委員）

「私は、政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表して、緊急事態に対処する国際軍の構成に関する決議案を提出いたします。ローマにおける決議案の討議について概説いたします。この討議においては、二派の考え方が見られました。その一つは、かかる軍隊に賛成するものであり、他は、全面完全軍縮が達成されない限り、これに反対するというものであります。主権国家は、最少限適切かつ効果的な安全保障の制度が与えられない限り、軍縮を受諾しないであろうとの発言がありました。他の発言者は、中近東及びコンゴにおける国連軍の効果を強調いたしました。そのほか、国際軍の問題は、他のいかなるものよりも優先すべき軍備縮小の重要な部分をなすものであるという主張がありました。

かかる軍隊の構成について、多くの見解が表明されました。ある者は、国際的機構における兵士たちの忠誠の必要性を強調し、他の者は、国際軍には反対であるけれども、もし創設されるとすれば、多くの諸国から、個人的かつ直接的に雇用される人々をもって構成されるべきであると提案しました。

多くの代表が、国際軍は、管理上及び法律上の問題に逢着するであろうし、また国際連合は、加盟諸国とこれらの問題について折衝を行なわねばならないであろう、また、その結果、国際軍の一般規定についても考慮が払われねばならないであろうと指摘しました。

委員会に提出された案文について多くの討議が行なわれました。決議案は批判されました。すなわち、ある委員は、列国議会同盟は、国際連合憲章を改変するような決議案を採択する権利がないと主張しました。この批判は、同盟会議が、前文における常設警察軍についての引用を削除するというベルギー議員団提出の修正案を採択するならば解消するでありましょう。ベルギー議員団の第二の修正案は、単に仏文原案に対するものであり、国際連合の管理下に置かれるべき国際軍に関する形容詞『d'élite（選抜の）』を前文から削除するというものであります。」

E・L・マラリュー氏（イギリス）（報告委員）

「政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表して、国家間の紛争解決に関する国際司法裁判所の強制管轄権の全面的受諾に関する報告及び決議案を提出いたします。

ローマの会議では、委員会の各委員は、ソ連の代表を除き、決議案を支持いたしました。ソ連の代表は、国際法は大きく流動し、政治的含みがまことに多いので、強制管轄権をすべての諸国にまで適用するのは適当ではないとの意見でありました。

しかしながら、最近のソ連政府の完全軍縮の必要性についての執拗な主張からソ連の態度に著しい変化の徴候が看取されたようであります。世界に軍備がなくなるならば、国際司法裁判所が管轄権を持つことは、今よりもさらに必要になるでありましょう。委員会においては、ソ連の見解を押し進めると、国際法の存在が否定されることとなろうと指摘されました。

覚書を読み、討論を耳にする者はすべて、国際司法裁判所の強制的管轄権が受諾される範囲を拡大しなければならないという強い欲求に深く印象づけられるでありましょう。また、人々は決議案の採択が直ちに理想的時代の到来を意味するとは考えないでありましょうが、しかし、これが緊張の緩和への第一歩であり、完全軍縮実現への一助となると考えるでありましょう。」

S・クリシュナムーティ・ラオ氏（インド）

「私は、修正案を提出いたします。世界の指導者たちの最近の声明は、世界が瀬戸際にあることを示すものであります。

いかなる国も、いかなる国民も戦争を欲していないにもかかわらず、諸国は原子兵器の貯蔵を継続しております。現在の貯蔵のごく一部をもってしても、文明を破壊するのに十分でありますのに……。その長い変化に富んだ歴史を通じ、インドは、常に平和を支持してきました。わが国は決して侵略戦争に参加したことはありませんでしたが、幾度も、わが国自身に対する侵略と戦ってきました。本問題については、米国及びソ連によってイニシアチブがとられなければなりません。インドはこの大きな事業に役立つことは、すべて行なう所存であります。平和と信頼が存在し得る環境を確保するのに役立つ措置は多くありますが、第一歩は米国及びソ連によって踏み出されなければなりません。」

9　法の支配に不可欠な自由に機能する議会

同盟事務総長

「討議の途中ではありますが、ベネズエラ議員団のカルデラ氏から議会制度の擁護に関する決議案が提出されたことを報告いたします。ユーゴースラビア議員団から先に提出された決議案と同じ手続を行なうよう提案いたします。従って決議案は火曜日午後五時の評議員会において審議された上、木曜日午前九時の本会議に提出されることになります。」

カルデラ氏（ベネズエラ）

「土曜日、列国議会同盟評議員会議長は、アルゼンチンの情勢に関する同国議員団からの来電を読み上げ、かつ本件がアルゼンチンの国内問題であるとの理由から規則に基づき審議することができないと申されました。本電文は、全代表の胸に深い印象を与え、また全代表は、第五十一回会議が当初ブエノスアイレスで開催されることになっていたことを想起したことと思います。開催地を変更せしめたと同じ理由が、有能なアルゼンチン議員団の同盟会議出席を不可能にしました。

われわれ代表は、他の諸国、例えばペルー及びドミニカ共和国の代表団の欠席に心を痛めております。キューバについても同様でありますが、キューバに関するわれわれの希望はそれ以上に実現が難かしいように思われます。関係者一同は、この半球におけるすべての共和国を同盟の一員とせしめるよう努力を強化しなければなりません。

列国議会同盟は、議会活動及び自由討議の精神に対し、非常に大きく貢献しました。ラテン・アメリカにおいて、特に民主主義が危機にさら

されております。私は、同盟会議が全会一致で、ある国民が、議会制度――これを通じて国民の意思を表明することができる――を有していないことを遺憾とし、国は議会なくしては、真の法の支配を行ない得ないことを表明し、かつ、ラテン・アメリカ及び世界の他のすべての部分において、議会の自由な運営を骨子とする憲法が、一国の例外もなく再び制定されるよう希望するこの決議に賛成するよう要請いたします。」

議　長

「決議案は、評議員会において審議することといたします。」

(8) 一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件（継続）

サンドラ氏（スエーデン）

「私はローマにおいて、代表諸氏に対して、ブラジルを代表とする中立八カ国が、会議数日前に提出した覚書に注目するよう呼びかけましたが成功しませんでした。しかしその後、この覚書をもととして大国間を妥協せしめようとする試みが行なわれました。私はこの覚書提出が特別に同盟会議の記録にとどめられるよう希望します。特にコンゴにおける経験から、高度に訓練された軍隊を、あらかじめ国際連合に設けておく必要が認められました。デンマーク、ノールウェー及びスエーデンの国防大臣は、急速に国際連合に移管することのできるスカンジナビア義勇軍の計画を立案いたしました。

私は、五十年前の一九一二年にベルンで開かれた列国議会同盟会議の代表として参加しました。そして私は、同盟が普遍性に向かって大きな進歩をとげたことを見てきました。しかし、常に同盟をゆさぶる、そして恒久平和に欠くことのできない軍縮については、効果的な進歩は見られませんでした。」

デービズ氏（オーストラリア）

「わが国政府は、すべての主要な軍国が参加する全面完全軍縮協定が締結されるまでの間、査察を伴う非核武装地帯に関する諸提案を検討いたします。しかし、私の属するオーストラリア労働党は、南半球の非核武装地帯宣言を考えております。

オーストラリアは、以前から緊急事態に対処する国際軍の創設が絶対に必要であると考えておりました。このような軍隊がないので、世界は地域的防衛条約またはそのための軍隊に依存しておりますが、この方法は二つとも欠陥があります。国際連合の指揮下の常設軍より以上にこの欠陥を除去することのできるものは他にありません。

しかしながら、国際連合の平和維持の活動能力を最もおびやかしているものは、コンゴ活動のための強制的分担金に対する若干の諸国の反対であると思われます。これは、一九六一年に、この活動を停止寸前に至らせました。これら諸国が分担金を支払うことは、強制的な義務であるという最近の国際司法裁判所の判決は、非常に重要なものであります。そしてもしこれが総会において承認されるならば、国際連合の健全な財政状態を回復する道が開かれるでありましょうし、かくして、国際連合は、その主任務である平和及び安全の維持を継続することができるでありましょう。」

ペイベ氏（ソビエト連邦）

「厳格な国際管理下における全面完全軍縮に対するソ連協定案の規定は、ソ連が管理された軍縮に反対していると非難する人々に対して答を与えるものであります。フルシチョフ氏は、西方諸国がソ連の軍縮案を受諾するならば、ソ連はこの提案の実施を管理するため西側が提案するいかなる措置に対しても同意すると述べております。西方諸国が、この機会を利用しようとしないことは、管理に関する彼等の発言が誠実なものでないことを示すものであります。

米国の協定草案は、原子兵器は軍縮の最終過程において、かつ、他の諸問題が初期の段階で解決されるという条件においてのみ廃棄されると規定しております。米国の代表は、公然と、彼等が若干の原子兵器を国際警察軍のため残すことを望むと声明しております。ソ連議員団は、緊急事態に対処する国際警察軍の構成に関する決議の採択に反対投票いたします。

米国の提案によれば、ロケット、航空機及び核兵器は保存され、世界は外国軍事基地網によって覆われることになります。米国は、軍縮管理という名目で、軍事情報入手のため、他国領土の公開を望んでいるのであります。米国の提案の目的は、ソ連及び他の社会主義諸国の犠牲において米国及び同盟諸国のために軍事的優位を獲得せんとするにあります。

私は、事務総長に対して、軍縮に関するソ連条約案を、会議書類として総会に提出した追加文書とともに、回覧に付すよう要請いたします。ソ連は地下爆発禁止の交渉を継続し、協定が締結されるまで諸国は、地下核爆発を実施しないとの条件において、大気圏内、圏外及び水中における核実験の禁止に関する協定を締結する用意があります。

軍縮達成の可能性は、十分にあります。必要なことは西方諸国の側における協定締結の意思だけであります。ソ連のみが、中立八カ国の覚書により提案の現実的な原則に基づいて交渉を行なうことに同意いたしました。」

クーシネン夫人（フィンランド）

「大国は、全世界の貧困及び飢餓を克服することも、また反対に大部分の人類及びその業績を破壊することもできる経済的及び技術的資源を掌握しております。その二者択一の前者を実現せしめるよう行動するのが、われわれ代表の責務であります。同盟会議は、真剣な努力によって成果が得られることを立証しました。

その成果は、すべての観点から満足すべきものではないでありましょうが、しかし、フィンランドの諺は、『些少な理解は、深刻な争いにまさる。』と言っております。

フィンランドは、平和的共存と協力が双方の国にとって有益であることの範を示しました。なぜならば、フィンランド自身は、隣国、ソ連の脅威を感じていないからであります。フィンランドは、強力な軍隊も軍事基地も必要としておりません。しかしながら、わが国民は、ドイツ平和条約が締結され、西ベルリン問題が平和的に解決されるまでは、完全に安全が保障されているとは思いません。フィンランドは、強国の指導者達が、小さいかつ中立の諸国が提案した勧告を尊重し、かつ、女性すなわち生命の運搬人の声に耳を傾けるよう強く主張するものであります。なぜなら、危険にさらされているのは人類の、現在及び未来の生命だからであります。」

L・ディアッツ夫人（イタリア）

「社会主義諸国の世界平和維持のための継続的な歩みは、数日前にソ連が実行したことによってむくいられました。全諸国民は、戦争は避け得るものであるとの信念の完全な実行のため、より大きな努力を払う必要があります。起こった出来事にもかかわらず、現在は非常に深刻な時代であります。

それゆえ、すべての人の努力を解決の達成のため結集する必要があります。

宗教、社会、政治の諸制度の大きな相違も全諸国民間の協力に対する真の障害となりません。反対に偏見を一掃することさえできるなら、同意に到達することは可能でありましょう。会議において、われわれは、

われわれ政府間の関係を考察する共通の場を見出しております。そこでわれわれの政府をして、理解と話し合いにより、支障を克服する方法を発見せしめるのがわれわれの義務なのであります。」

ゾルキエフスキー氏（ポーランド）

「現状においては、国際緊張の緩和に役立つあらゆる手段を講じなければなりません。中部ヨーロッパにおける非核武装地帯に関し、わが国が提案を行ないましたが、同様な提案がラテン・アメリカ及びアフリカに関しても行なわれました。こうした地帯は、軍備競争を終わらせ、かつ軍縮に到達する任務が遂行されるような、友好的な国際環境の創造を容易とするでありましょう。こうした任務は、最近数年間の科学的発見により、さらに容易になったと思われます。そして、その特に価値ある発見の一つは、核爆発が地震観測所によって記録され得るようになったことであります。それゆえ、条約締結国の領土内における国際査察に関するかつて論争の的となった提案は、今や不必要となりました。

ポーランドは、ドイツ連邦共和国の核武装を憂慮しております。『核クラブ』の会員数が増加しないうちに、協定達成のため、あらゆる可能な手段をとることが肝要であります。」

R・デシュロール氏（カナダ）

「列国議会同盟の至高な目的の一つは、世界の恒久平和の達成にありますので、同盟は不成功であったと言われるかも知れませんが、私は、これには賛成できません。なぜなら、軍縮の分野において同盟が払ってきた努力がなかったならば、情勢ははるかに悪化したであろうと思われるからであります。同盟の世界に対する影響は常に大いに認められております。恒久的世界平和の達成は、軍事使節団の交換、諸国首脳間の関係の改善及び軍備、特に高破壊力の軍備の思い切った縮小への継続的努力によって、一段と促進されるでありましょう。この計画の促進のため大多数の諸国が同意する見込の十分あるこれらの諸点から着手することが重要であります。世界は、われわれの会議に注目しております。この信頼にこたえねばなりません。」

鈴木正吾氏（日本）

「全世界の諸国民が、かくも真剣に平和を希求したことは、いまだかつてありませんでした。過去の戦争においては、悲劇は交戦国のみにもたらされましたが、今日では、戦争は、交戦国に破壊をもたらすばかりではなく、人類の滅亡をも招くものであります。従って、恒久的世界平和の必要性は、いくら強調してもしすぎるということはありません。

軍縮交渉の進展をはばんでいるものは、相互の不信感なのであります。それゆえ、この不信と緊張を除去するのが先決問題であります。

わが国は、『死の灰』の被害をうけた唯一の国でありますので、わが国民は、あらゆる機会に、人道の名において世界の良識に訴えることを責務としております。経験に基づき、日本は軍縮と国際緊張の緩和への第一歩は、核実験を停止し、核兵器の使用と輸送を禁止することであると確信しております。」

（演説全文及び英訳文については、一二六頁参照）

バルデス氏（フィリピン）

「有史以前から人類は平和を求めて来ました。しかしながら、大きな努力にもかかわらず、国際紛争の期間の方が平和の期間より多かったのであります。ラオス及びその他の地域における事件が、国際連合の努力によって解決されたことは、国際軍の必要を立証するものであります。問題は、かかる軍隊をいかに組織し、使用するかということであります。この点については、フランスの外人部隊及びコンゴ及び朝鮮における国連活動の実例から示唆が得られるかもしれません。第一に起こるべき問題――国際軍の創設か軍縮か――は、すべての者が原則については同意しているので、支障とはならないでありましょうが、すべての関係諸国における真剣かつ誠実な話し合いの意思が必要であります。人類はこの問題において最善かつ最も純粋な意志を持つ資格があります。

もし軍縮が達成されるならば、大量破壊兵器に用いられる資源は、人間の地位を高揚させる生産的事業に転用することができるでありましょう。

私は、代表諸氏が決議案に賛成し、かつ、国際連合が平和の確保のために払っている真剣な努力を支持するよう勧告いたします。」

イベコビッチ氏（ユーゴースラビア）

「最近、カリブ海において戦争の危機が増大し、同盟会議開会の日に中印国境において戦争が起こりました。国際緊張を考慮に入れない危険な非実際的な発言が行なわれました。しかしながら、わが代表団は、カリブ海の危機及び米ソ両国間の危機が去り始めており、かつ話し合いが戦争の脅威にとって代わろうとしていると考えており、このことを申し述べることは、私の喜びとするところであります。

私は、フルシチョフ氏がキューバに攻撃的兵器を送ることを停止する用意があると述べたこと及びケネディ大統領が米国及びこの半球の他のいかなる軍隊もキューバに侵攻しないとの保証を与えたことを聞きました。フルシチョフ氏のキューバ領土にある攻撃的武器を撤去するとの決定により、国民が誠意をもって世界平和及び国際的理解を主張していることが、全世界に向かって立証されました。この新しい情勢は、東西間の話し合いの時期が近づいたという希望を持たせるものであります。インド及び中国に対し、話し合いの開始を勧告するため、あらゆる努力を払わなければなりません。

ブラッセル会議において核実験の即時停止の呼びかけが行なわれ、ついで、中立八カ国の大国に対する提案が行なわれたことを想起して下さい。八カ国の提案は、討議の基礎として、ソ連によって受諾されました。しかし、西側諸国はこれを受諾しませんでした。」

アーマダ氏（チリ）

「キューバの情勢が平和的に解決されそうであることは喜ばしいことであります。私は人類が平和と寛容の世界に住むことができるよう、良識によって諸国が行動することを希望しております。これはチリ代表団の希望でもあります。

ラテン・アメリカ諸国の軍事費の統計によりますと、これら諸国が国家財源の高い割合をこれに充てていることがわかります。たとえば、最近数年間、チリの予算は二九・九％を軍隊に充当しましたが、この間、教育費は一七・四％でありました。

第二回列国議会同盟アメリカ地域会議において、ラテン・アメリカにおける武器購入の制限に関する重要な決議が採択されました。わが国は一九五九年、サンチアゴにおいて、ラテン・アメリカ諸国に対し、武器の購入を自衛用の最低に限るべきであることを提案したのであります。

目的は貧困なき世界の建設であり、直接または間接に平和を促進するすべての協定は支持されるべきであります。」

ブラッハスタイン氏（ドイツ連邦共和国）

「ドイツ代表団は、決議案に全く賛成であります。

ドイツ国民は、戦争が何を意味するかを知っており、新しい戦争を予防するため、できる限りの事をなさねばならないというのが、大部分の国民の信念であります。私は、東西の管理された軍縮及びすべての隣国との妥協を強く支持するものであります。

新しいドイツの世代が政治的責任の精神及び感化の中で育ってきたものであり、国際連帯及び諸国民との友好の思想を基盤として、教育されてきたことを信じていただきたいのであります。ドイツ国民は、歴史的な経験により、世界における平和が自由と同様に必要であると確信しております。

全ドイツ国民は、平和と自由を深く希求しております。なぜならば、かかる環境においてのみ、わが国の統一を回復する機会があるからであります。」

ブレスリン氏（アイルランド）

「異なった見解を調整する必要性についての合意がなければならず、かつ、世界平和のための協定が結ばれなければなりません。なぜならば第三次世界大戦は、核戦争を、そして文明の終末を意味するからであります。

一九六一年、国際連合が米国、ソ連、英国に対して核兵器の管理を放棄しないこと、またはその製造の秘密を他の諸国に与えないことを呼びかけ、他の諸国に対しては、核兵器を製造または所持しようとしないことを呼びかけるアイルランドの決議案を採択したことを想起して下さい。核兵器の所有を、繁栄を享受する先進の四大国に限定することは、平和の最善の保障となるに違いありません。なぜならば、彼らこそその使用によって生ずべき破壊の状態をよく知っているからであります。

人類の大きな希望は、ソ連の核兵器が普及することの大きな危険の強い認識に託されております。六億の人口を有する中国が、将来、熱核爆弾及び運搬用ロケットをもつようなことになると、ソ連の国防に当たる責任者が悩まされるに違いありません。」

C・バラチャヌ氏（ルーマニア）

「わが国は、バルカン諸国における集団安全保障を首唱しております。地域的な軍縮の方法、特に非核武装地帯の設置は、世界のいかなる部分においても有益でありましょう。なぜならば、こうしたことは諸国間に信頼の空気を醸成するでありましょうし、かくして全面完全軍縮の達成が促進されるでありましょうから。

わが国は、国際連合軍または他のいかなる核兵器装備の国際機関の設置に反対いたします。諸国が、軍縮交渉の期間を除き、それらの軍隊を国際連合の管理におくことを要求されないという条件が付けられなければなりません。ひとたび軍縮協定が締結されるならば、必要な唯一の軍隊は、通常は国の指揮のもとにあり、必要な場合は国連の管理下に置くことのできる警察軍でありましょう。いくつかの諸国がひそかに彼等の核弾頭を再建造するような場合に大きな破壊力を備えた常設軍が必要であるという西方諸国の主張には根拠がありません。」

イララザバル氏（チリ）

「すべての諸国民は、戦争という共通の敵をもっており、これこそすべての者が戦わなければならないものなのであります。他の多くの分野においては、軍備制限や軍縮の場合よりも少ない協定で、より以上の成果をあげております。軍備制限や軍縮の方向において進歩を達成するためには、慎重な人が個人的業務において一時にすべての問題を解決することができない場合に行なうようなことを、諸国が行なう必要があります。諸問題は一部づつ捕え、限定し、ついで解決しなければなりません。

世界は、国際軍の設置よりもむしろ全面軍縮を欲しており、一たん全面軍縮が達成されるならば、もはやそのような軍隊の創設は不必要であります。

進歩は諸国間の紛争を解決する国際司法裁判所の管轄権を受諾する国の数を増加することによって図られなければなりません。現在のところでは、国際連合の僅か三十六加盟国が、その強制的管轄権を受諾しております。」

議長

「散会に当たり、議長席を与えられた光栄に対するフィリピン代表団の謝意を表明いたします。」

討議は延期された。

散会　午後六時二十分

第十回会議　一九六二年十月三十日（火曜日）午前

会議は、副議長ミューレンブロック氏（チリ）が議長席に着き、午前十時に開かれた。

（8）一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件（継続）

G・コール氏（オーストラリア）

「本同盟会議に提案中の三決議案を実施することができれば、世界の各国民は外国のイデオロギーや力に干渉されることなく、自己の運命を切り開くことができるでしょう。

世界的緊張のため低開発諸国民の欠乏と栄養不良を緩和しようとする努力は、軍備の要請により甚しく妨げられています。これらの資源をこれらの国民の必需物資に振り向けることができるならば、ことに或る指導者達が、軍備を拡大するためこの不幸な状態にある諸国を搾取しないよう同意するならば、非常に大きな努力が払われると思います。

全面完全軍縮のためには、有効な国際管理とは、軍備の破壊、軍隊の解散及び継続的査察を含むものでなければなりません。世界の軍縮が達成されるまでは、国際司法裁判所の仕事は価値が少ないように思います。」

モンフリニ氏（スイス）

「わが代表団は、起草者が初めの二つの決議案を起草した動機は意味があると認めますが、投票には棄権せざるを得ません。スイスは、特に専門機関を通じて、国連活動に参加しておりますが、加盟国になることはできませんでした。なぜならば、加盟国は国連憲章――他国に対し制裁の性質を有する手段に加盟国を強制的に参加させうる――の下において行動することが可能だからであります。

私は国際軍の必要性を確信いたしますので、これら二決議案の採決を棄権することは遺憾でありますが、中立主義をとっている立場上採決に加わるわけにはまいりません。

しかしながら、第三の決議案は、国際司法裁判所の権威を高めるでしょうからスイス代表団は本決議案に無条件で賛成するものであります。スイスは、諸国間の紛争がすべて国際司法裁判所によって平和的に解決される日の来ることを希望いたします。

スイスの中立主義は平和に貢献しうるものであります。スイスは、他の場所では準備困難と思われる国際会議の場所を提供することを常に喜びとし、誇りとしております。スイスは、国力の範囲内において、自国の深く信奉する中立主義に矛盾しない限り、平和のために役立つことは何でも行なうでしょう。」

ポレドナク氏（チェッコスロバキア）

「全面完全軍縮が達成されれば、目下のところ破壊手段の創造のために使用されている莫大な財政資金や物資が全人類の生活条件の急速かつ根本的な改善のため自由に使用できるでしょう。それは、開発途上にある諸国の経済拡大を含めて、あらゆる分野における発展を可能にすると思うからであります。この観点から、列国議会同盟が軍縮の経済的側面を研究することは重要であります。

この目標に向かっての第一歩は、核実験の完全禁止でなければなりません。この問題はずっと以前から解決しそうに見えました。国際管理の点は、前々から技術上の問題ではなく政治問題でありました。私は、本同盟が軍縮問題の早期解決達成のために、すべての関連問題を研究することを主張いたします。」

マラリュー氏（イギリス）

「ソ連代表団団長は、ソ連が西欧側に対してある軍縮方式を提案したのに、この寛大な申出を西欧側が拒否したことを述べ、西欧側の不実を非難されたが、私はこれを聞いて残念に思いました。一体、彼は、われわれ代表たちを何だと思っているのだろうか。会議場には愚者が並んでいるとでも思っているのだろうか。ソ連共産党員になると、ユーモアの感覚を捨てねばならないのだろうか。

事実は、ソ連さえ、核兵器による爆発かいなか確かめるため、或る種の実地査察に同意してくれたなら、世界は今日核実験の完全禁止を実現できたものと思います。

ソ連政府は、かかる査察は不必要であり、自国の科学技術をもってすれば、核爆発か否かを自国の機械装置で判別できると答えています。これに対し、西欧諸国政府は、われわれは不明であるので、われわれの機械装置で核爆発と普通の爆発を判別する方法を教えてくれと申しております

ます。しかし、ソ連政府は、科学者を派遣して核爆発を発見する機械装置によるこれら実験のやり方を教えないでしょう。

私は、ソ連が自国以外の世界と接触して、国際会議においていかにふる舞うべきかということを学ばれるよう希望いたします。

ソ連代表団は明らかに、みずからの発言を正しいと信じております。しかし彼等がそれを信じようとも、われわれは結局、ソ連政府がジュネーブで起こった事件を彼等に知らせていないと思うだけであります。」

T・トン氏（ベトナム共和国）

「国際緊張の緩和に不可欠な軍縮は、諸国間の信頼と相互尊重の条件が同時に生まれ、また冷戦とあらゆる動乱の停止を意味する内政不干渉が存在しなければ、有効に達成することはできません。

平和は開発途上にある諸国の希望、いな単に希望ではなく死活に関する必要条件であります。いわゆる第三世界の小国は、現在の国際緊張のいけにえであり、その国際緊張の結果は、これら小国の上に迅速かつ直接的な影響を有しております。

わが国は間もなく内戦を終息せしめることができるでしょう。ベトナム国民はみずからの自由を擁護するため大きな犠牲を払う決意をしております。」

L・バシリエフ氏（ブルガリア）

「列国議会同盟の目下の任務は、或る西欧の政治家たちが考えているように熱核兵器の使用規則を制定することではなくて、かかる兵器の完全禁止のため、思想を明確化し、法規を制定することであります。全面完全軍縮に踏み切るため各国に課せられた責務は、近代国際法の原理の一つすなわち集団安全保障として一般に認められており、現存する見解の相違は、ただその計画を実行する方法と範囲の問題に限られておりま

す。

国際司法裁判所に関する提案は、同裁判所を超国家的機関、すなわち国連の主要機関とし、安全保障理事会に優越せしめるもので、その結果同理事会における拒否権行使の効果が喪失するおそれがあるので反対いたします。社会主義国家と資本主義国家間の論争の意見の一致は、外交的手段を通じて達せられるべきであり、法廷において達せられるべきではありません。」

ディーペンホルスト氏（オランダ）

「原子力の地下実験は探知できませんので、これに対する効果的な国際管理が必要であります。隠すべきものを何も持たないのに、或る国家がなぜ管理を拒否するのか、オランダ国民はその理由を理解できません。かかる国家は自国を信頼せよという権利を有しておりますが、しかし信頼は一方的ではありえないのであって、相手側からのスパイ活動を恐れるのは、相手側を十分信頼していない証拠であります。

ウェンデ氏の報告書の一九七頁に、核実験の一時停止に関する紳士協定を破棄したのは、ソ連ではなくアメリカであると非難しておりますが、これは印刷上の誤りだろうと思います。ソ連こそ、世界の世論の反対にもかかわらず、三年の停止期間を破棄したのであります。

ウェンデ氏の報告書は、原子力実験をすべて禁止するのかどうかという点についてやや曖昧であります。一九六三年一月一日から、効果的な相互管理を伴う全核実験禁止を含む、世界各国に対するアピールを本同盟が採択できないことがありましょうか。

優秀な装備と卓越した資質を有する国際警察軍の存在は軍縮が実現されようとされまいと、平和を促進するものと思います。」

バデル氏（イスラエル）

「国際司法裁判所の強制管轄権を受諾するという宣言中に含まれている誓約がきわめて制限されたものであるにもかかわらず、国連加盟国の大多数がその義務に拘束されるものでないという態度を選んだことを思い出すと心が痛みます。もし現在の、制限された国際司法裁判所規程第三十六条を活用することができないならば、一般の人が『では、他のすべての国連憲章の有するすばらしい言葉は一体どんな価値があるのか』という疑問をもつのも当然のことであります。

第三十六条の宣言に署名して負った義務は、国連加盟の論理的帰結にすぎません。その上、三十六条に基づく義務は非常に限られたものであります。国際司法裁判所は単に法的論争のみを取り扱い、また、その判決は全く宣言的であり、ただ道徳的強制力しか有しておりません。判決が言い渡された後、それを履行するか否かを決するのは、関係国の義務であります。例えば、コルフ事件において、裁判所はアルバニアが英国に賠償金を支払うよう判決を下しましたが、アルバニアが未払のまま本件は終わりをつげました。」

N・ファン・デン・ヘーフェル氏（オランダ）

「国際司法裁判所の強制管轄権の拡大に関する本決議案に全面的に賛成いたします。同時に、同裁判所が、一定範囲の紛争について管轄権を持つべきであると思います。同裁判所を設立した国連憲章には、同裁判所の管轄権を受諾するためには国家が宣言する旨規定しておりますが、その宣言は紛争の当時国のうち、国連加盟国だけができます。多くの国家が今迄にこの宣言をしましたが、国連加盟国でありながら同裁判所の管轄権を受諾できない国があるという事実は変わりがありません。結局、同裁判所の管轄権は当事国がそれを受けることに同意した場合だけに発動できるのであります。

国際司法裁判所と安全保障理事会といずれが、当事国一方の要求に応